

横浜市防災計画

風水害対策編

Y O K O H A M A 2 0 0 9

総目次

横浜市防災計画
風水害対策編

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 横浜市防災計画の構成	
1 横浜市防災計画の全体構成	3
2 計画の修正	3
3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係	3
4 計画の習熟	3
第2節 横浜市防災計画「風水害対策編」の方針	
1 計画の目的と目標	4
2 計画の構成及び内容	4
3 細部計画の策定	4
第3節 人権尊重、男女ニーズの違いへの配慮	
1 人権尊重	5
2 男女のニーズの違いへの配慮	5

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件	
1 位置及び面積	6
2 地形	6
3 地質	6
第2節 社会的条件	
1 人口及び世帯	7
2 土地利用状況	7
第3節 気象の概況	7

第3章 災害の想定

第1節 想定基準	8
第2節 想定台風	
1 規模	8
2 暴風雨時間	8
3 中心通過時期	8
第3節 被害の想定	8

第4章 本市及び防災関係機関が行うべき業務の大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱	9
第2節 防災関係機関の業務の大綱	
1 指定地方行政機関	10
2 指定公共機関	12
3 指定地方公共機関	13
4 神奈川県	14
5 神奈川県警察	14
6 自衛隊	14
7 消防団	14
8 市との協力協定等締結団体及び機関	14
9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	15

第2部 災害予防計画

第1章 風水害に強い都市づくりの推進

第1節 水害予防対策

1 河川の現況及び改修計画	19
2 流域治水対策	20
3 下水道施設等の整備	21
4 水防連絡会	21

第2節 港湾・高潮災害予防対策

1 高潮及び高潮位の推定	22
2 埋立地、港湾施設の高潮対策	22
3 空コンテナの飛散防止対策	23
4 潮位の観測等	23

第3節 かけ崩れ災害予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定	24
2 かけ情報の管理及び安全管理の指導	24
3 かけ地改善の促進	24
4 かけ崩れ等に対する建築物防災対策	25
5 道路かけ防災工事	25

第2章 災害警戒区域等

第1節 災害警戒区域等の想定

1 想定（指定）機関及び想定基準等	26
2 被害の発生が予想される区域の状況	29

第2節 市民等への周知

1 周知方法	30
2 ハザードマップ	30

第3節 細部計画の作成

第3章 防災力強化の取組

第1節 情報収集・伝達体制の整備

1 危機管理システム等の整備	31
2 防災情報Eメールの整備	38
3 防災行政用無線の整備	39
4 緊急警報伝達システムの整備	40
5 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備	40
6 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備	42

第2節 消防力の強化

1 消防体制の整備	43
-----------	----

第3節 防災備蓄の推進

1 備蓄庫の整備	43
2 備蓄物資	44

第4節	資機（器）材等の整備	
1	水防用資器材の整備	45
2	高潮災害活動用資器材の整備	47
3	がけ崩れ災害活動資材の整備	47
4	消防活動用資機材の整備	48
5	医療活動用資機材の整備	49
6	その他の資機材等の整備	49
第4章	避難施設等の選定及び整備	
第1節	避難施設の選定	
1	避難施設の区分及び選定の基準	50
2	避難所概況調書の整備	50
3	地域防災拠点の内容	50
第2節	市営住宅の確保	50
第5章	災害に強い人づくり	
第1節	防災知識の普及	
1	職員に対する訓練及び研修の実施	51
2	市民への防災知識の普及	51
3	企業防災の促進	52
4	応急手当の普及啓発	53
第2節	防災訓練の実施	
1	訓練重点指針	53
2	訓練の種類	54
第3節	ボランティアとの協力体制	
1	ボランティアの活動分野	54
2	ボランティアが活動しやすい環境の整備	55
3	専門的ボランティアの養成・登録	55
4	一般ボランティアとの協力体制の確立	56
5	赤十字防災ボランティア	57
6	ボランティア意識の啓発	57
第6章	災害に強い地域づくり	
第1節	区防災対策連絡協議会の設置	
1	主な構成機関	58
2	組織・運営	58
第2節	地域に対する防災活動の指導・助成	
1	町の防災組織	58
2	家庭防災員	59
第3節	社会福祉施設等における対策	
1	防災計画の策定	59
2	防災訓練の実施	59
3	施設、設備等の安全点検	59
4	避難体制等の整備、確認	59
5	地域社会との連携	59
6	緊急連絡先の整備	59

第4節	要援護者対策	
1	対象者の範囲	60
2	在宅要援護者の事前対策	60
3	難病等在宅療養者に対する対策	61
4	聴覚障害者への情報配信	61
第5節	外国人等に対する支援策	61

第3部 応急対策

第1章 応急活動基本方針

1	初動体制の確立	65
2	災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立	65
3	災害種別に応じた応急活動体制の確立	65
4	各種情報受伝達体制の確立	65
5	区役所を中心とした救援・救助活動の実施	65
6	応援体制の確保	65
7	財政的支援の確保	66

第2章 防災組織体制

第1節 夜間、休日等緊急体制

1	防災宿日直制度	67
2	危機管理宿日直制度	67
3	災害応急対策員	67
4	緊急対策チーム	67
5	区役所と消防署の連携	68

第2節 区河川安全対策警戒体制

1	目的	68
2	警戒体制統括者	68
3	設置基準	68
4	実施事項	68
5	廃止基準	68

第3章 災害対策警戒本部の設置

第1節 目的

第2節 市警戒本部

1	市警戒本部長	69
2	設置基準	69
3	設置場所	69
4	構成局	69
5	設置通知	69
6	職員の派遣	70
7	主な対応	70
8	廃止基準	70

第3節	区警戒本部	
1	区警戒本部長	70
2	設置基準	70
3	設置手続	70
4	主な対応	71
5	地区隊の対応	71
6	廃止基準	71
第4節	組織・運営	71

第4章 災害対策本部の設置

第1節	市災害対策本部	
1	設置基準	75
2	設置手続	75
3	廃止基準	75
4	廃止通知	75
第2節	区災害対策本部	
1	設置基準	75
2	設置手続	76
3	廃止基準	76
4	廃止通知	76
第3節	現地災害対策本部	
1	設置	76
2	廃止	76
第4節	組織・運営	
1	職務権限	76
2	運営	78
3	事務決裁処理の特例	78
4	資機材等の確保	79
第5節	市災害対策本部各部の組織及び事務分掌	
1	都市経営部の組織及び事務分掌	82
2	行政運営調整部の組織及び事務分掌	84
3	市民活力推進部の組織及び事務分掌	86
4	こども青少年部の組織及び事務分掌	88
5	健康福祉部の組織及び事務分掌	90
6	環境創造部の組織及び事務分掌	94
7	資源循環部の組織及び事務分掌	98
8	経済観光部の組織及び事務分掌	100
9	まちづくり調整部の組織及び事務分掌	103
10	都市整備部の組織及び事務分掌	105
11	道路部の組織及び事務分掌	106
12	港湾部の組織及び事務分掌	107
13	安全管理部の組織及び事務分掌	109
14	水道部の組織及び事務分掌	114
15	交通部の組織及び事務分掌	118
16	病院経営部の組織及び事務分掌	120
17	会計部の組織及び事務分掌	122
18	教育部の組織及び事務分掌	123
19	第一協力部（選挙管理委員会事務局）の組織	125

20	第二協力部（人事委員会事務局）の組織	125
21	第三協力部（監査事務局）の組織	125
22	市会部の組織及び事務分掌	126
第6節 区災害対策本部の組織及び事務分掌		
1	組織	127
2	事務分掌	128

第5章 職員の配備・動員

第1節 職員の配備体制		
1	警戒本部設置時の配備	131
2	災害対策本部設置時の配備	131
3	配備基準	132
4	勤務時間内における配備体制	132
5	勤務時間外における配備体制	132
6	区本部への支援	133
7	配備状況の報告	133
第2節 職員の動員体制		
1	動員命令	134
2	動員対象者	134
3	動員命令の伝達	134
4	区本部長等の代理者の事前指定	134
5	各部部長の代理者の事前指定	134
6	参集時の留意事項	135
7	参集者の任務分担の周知徹底	135
8	人事上の措置	135

第6章 情報の収集と伝達

第1節 情報の種類			136
第2節 気象庁（横浜地方気象台及び気象庁予報部）の行う気象等予報・警報			
1	警報及び注意報		137
2	気象情報		142
3	各種気象通報		142
4	気象庁の行う予報・警報等の受伝達		143
第3節 気象庁以外からの情報			
1	観測情報の受伝達		144
第4節 土砂災害警戒情報の受伝達			145
第5節 水防警報の受伝達			146
第6節 鶴見川洪水予報・多摩川洪水予報の受伝達			
1	鶴見川洪水予報		154
2	多摩川洪水予報		154
3	洪水予報の伝達		154
4	受伝達時の措置		155
5	洪水予報の種類と発表基準		155
6	予報地点及び水位		155
第7節 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の受伝達			
1	避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達		156
2	受伝達時の措置		156
3	水位情報周知河川における避難判断水位（特別警戒水位）		156

第8節	河川情報の収集と伝達	
1	危機管理システム等による情報収集	157
2	洪水危険情報伝達装置	157
3	河川水位情報システム	157
4	鶴見川の情報	157
第9節	災害情報の受伝達	157
第10節	被害情報の受伝達	
1	報告する被害種別	158
2	報告の方法	158
第11節	活動情報及び応援要請の受伝達	
1	本部運営状況の受伝達	158
2	区本部の活動報告	158
3	市本部各部の活動報告	159
第12節	その他の防災関係情報の収集及び伝達	
1	県知事が行う防災に関する通知または要請の受伝達	159
2	異常現象等発見者の通報にかかる情報の受伝達	159
3	その他の事項	159
第13節	広報活動	
1	広報事項	159
2	広報活動の方法	160
第14節	広聴活動	
1	臨時市・区民相談室の開設	163
2	要望等の処理	163

第7章 国・防災機関との相互連携

第1節	自衛隊等に対する災害派遣要請	
1	要請方法	164
2	直接通知の相手先	164
3	要請を待ついとまのない場合の自衛隊出動	164
4	派遣要請の範囲	165
5	自衛隊との連絡調整	165
6	災害派遣部隊の受入れと活動	165
7	経費の負担	166
8	防災関係機関との協力	166
第2節	地方公共団体等との相互応援	
1	行政機関に対する応援要請	167
2	職員の派遣要請	167
3	応援の受入れ体制	168

第8章 水防活動

第1節	水防活動の内容	
1	河川等の監視、警戒	169
2	農業用取水堰の操作	169
3	水防用資器材の調達及び輸送	169
4	公用負担	170
5	決壊等の通報及び決壊後の措置	170

第2節	水防活動の業務分担	170
第9章 港湾・高潮災害応急対策		
第1節	高潮災害応急対策	
1	潮位の観測及び異常発見時の措置	172
2	公共上屋の防潮対策の実施	172
3	市民への情報の提供及び避難の勧告等	173
4	港湾施設等の被害状況の把握及び情報の受伝達	174
5	港湾施設建設工事箇所における防災対策	174
第2節	港湾施設対策	
1	在港船対策	175
2	障害物の除去	176
3	輸送計画	176
4	国際海上VHF無線・防災行政用無線による 通信連絡体制の確保	176
第3節	京浜港台風対策協議会	177
第10章 がけ崩れ災害応急対策		
第1節	早期の避難対策	
1	前兆現象等の早期把握	178
2	事前の避難	178
3	がけ地の緊急警戒・巡視	178
4	住民等への情報伝達	179
5	要援護者の避難対策	179
6	避難施設への受入れ	179
第2節	救出・救護対策	
1	現地災害対策本部の設置	179
2	応援の要請	179
3	仮設救護所の設置	179
4	区本部への報告	179
第3節	二次災害防止対策	
1	がけの監視	179
2	被災宅地の調査	180
3	警戒区域の設置等	180
4	再崩壊の防止	180
5	応急対策事業等の実施	180
第4節	施設の緊急復旧	
1	交通施設	180
2	国土保全施設	180
3	通信施設	180
4	ライフライン施設	180
5	本市の管理施設	181

第11章 消防活動

第1節 事前対策

1	災害警戒区域等の実態把握	182
2	訓練及び教育の実施	182
3	資機材の整備及び管理	182
4	消防団の消防力の強化	182
5	防災指導	182
6	協力体制の整備	182
7	計画の作成	183

第2節 応急活動体制

1	活動方針の決定のための情報収集等	183
2	警戒本部の設置等	183
3	警戒本部等の組織及び事務分掌	184
4	風水害対策会議	185
5	警備指令	185
6	警戒本部等の廃止	185
7	消防本部の設置	185
8	職員の動員	186
9	部隊編成	186

第3節 情報収集伝達体制

1	情報の種類	187
2	情報収集の開始時期	187
3	情報収集体制	187
4	情報伝達体制	188
5	通信体制	188

第4節 応急活動

1	活動方針	188
2	部隊運用	188
3	応援要請等	189
4	親水拠点河川安全パトロール等の実施	189
5	警戒本部等設置時の活動項目	189
6	対策本部設置時の応急活動	189
7	巡回警戒	190
8	広報活動	190
9	避難勧告等	191
10	災害現場の応急措置活動	191
11	現場活動支援業務、人員及び資機材の輸送及び 活動結果報告	192

第5節 消防団活動計画

1	風水害対策消防団本部等の設置	192
2	消防団員の動員	193
3	災害応急活動	194

第12章 避難と受入れ

第1節	避難勧告等	
1	避難勧告等の区分	195
2	避難勧告等の発令及び実施	196
3	避難勧告等の伝達及び避難誘導	196
4	避難・誘導方策	197
5	避難勧告等の解除	197
6	報告等	197
第2節	警戒区域の設定	198
第3節	避難所の開設・運営	
1	避難施設	198
2	避難施設の受入れ体制	198
3	避難人員等の掌握	198
第4節	被災者の受入れ	
1	被災者の受入れ	198
2	応急受入れ施設の維持管理	199
3	報告等	199
4	県有施設の利用	199
5	避難所の運営	199

第13章 警備と交通対策

第1節	警備対策	
1	警備体制の確立	200
2	災害応急対策の実施	200
第2節	交通対策	
1	交通規制に関する措置等	201
2	交通情報の収集等	201
3	交通情報の広報	202

第14章 輸送の確保

第1節	輸送体制の確保	
1	計画の方針	203
2	輸送対象の想定	203
3	緊急通行車両の確認手続	204
4	緊急通行車両の確保手続	204
5	燃料の確保	204
第2節	輸送の実施	
1	輸送の方法	205
2	人員及び物資の輸送	205

第15章 救援・救護・市民生活の安定

第1節	災害救助法の適用	
1	災害救助法	207
2	災害救助法の適用	207
第2節	給水	
1	給水量及び給水方法	210
2	取水場所	210
3	応急給水用器材の確保	211
4	二次災害の防止	211
5	応急復旧	211
6	その他の給水	211
第3節	食料の供給	
1	食料の供給	211
2	備蓄物資で不足する場合の食料の調達	212
第4節	生活必需品の供給	
1	生活必需品の供給	213
2	備蓄物資で不足する場合の生活必需品の調達	214
第5節	救援物資の受入れ・配分	
1	救援物資の広報	215
2	救援物資の受入れ	216
第6節	応急医療	
1	医療救護活動の基本	217
2	医療救護班等の活動体制	218
3	区本部からの応援要請	219
4	医療の範囲及び期間	219
5	仮設救護所の設置	219
6	医療救護活動	220
7	多数負傷者発生現場での医療救護活動	221
8	医療器具、医薬品等の備蓄及び調達等	221
第7節	防疫・保健衛生	
1	防疫及び保健衛生に関する広報	222
2	防疫活動	222
3	防疫用薬剤及び資器材の備蓄及び調達	223
第8節	ごみ・し尿	
1	基本的な考え方	223
2	風水害の発生が予想される場合	223
3	ごみ処理	223
4	し尿の処理	224
第9節	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	
1	行方不明者の捜索及び救出	225
2	遺体の取扱い	225
第10節	障害物の除去	
1	障害物の除去を実施する場合	227
2	実施機関	227
3	障害物の除去の方法	227
4	除去した障害物の集積場所	227
5	道路確保対策	228
6	私有地の堆積土砂及び汚泥の搬出と処分	228

第16章 学校活動

第1節	学校としての事前対策	
1	児童生徒への事前対策	229
2	避難所としての事前対策	229
第2節	風水害時における学校の対応	
1	児童生徒の措置等	229
2	学校の施設管理者としての対応	230
3	避難所としての対応等	230
第3節	学校施設等が被害を受けた場合の対応	
1	学校施設の応急対応	231
2	児童生徒の措置と応急教育の実施方法	231
3	教材、学用品等の調整等	231
4	学校給食等の措置	231
5	学校の衛生管理	232
第4節	災害予想校一覧	
1	浸水想定区域該当校一覧	232
2	高潮警戒区域該当校	232

第17章 公の施設における災害時の対応

第1節	基本的事項	233
第2節	応急活動	
1	所管区局（部）の活動	233
2	公の施設の活動	234
3	関係区局、関係機関の活動	234
第3節	公の施設が避難所等に指定されている場合の対応	234

第18章 雪害対策

第1節	想定される災害	235
第2節	雪害対策の体系	235
第3節	事前対策	
1	資機材の整備及び維持管理	236
2	資機材の緊急調達	236
第4節	応急対策	
1	防災組織体制	236
2	応急活動	239
3	業務分担	240

第4部 災害復旧と復興事業

第1章 災害復旧の推進

第1節 災害復旧計画の策定

1	公共土木施設災害復旧事業計画	245
2	都市災害復旧事業計画	245
3	農林水産施設災害復旧事業計画	245
4	上水道施設災害復旧事業計画	245
5	工業用水道施設災害復旧事業計画	245
6	下水道施設災害復旧事業計画	245
7	住宅災害復旧事業計画	245
8	社会福祉施設災害復旧事業計画	245
9	市立医療施設、病院等災害復旧事業計画	245
10	学校教育施設災害復旧事業計画	245
11	社会教育施設災害復旧事業計画	245
12	その他の災害復旧事業計画	245

第2節 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

1	法律等の概要	246
2	公共土木施設災害復旧事業の担当窓口	247

第3節 激甚災害法の適用等

1	激甚災害の指定	247
2	激甚災害に関する調査報告	247
3	激甚災害指定の促進	247
4	特別財政援助の交付に係る手続	247
5	激甚災害に係る財政援助等	248

第2章 市民生活の安定・復旧

第1節 被災者の生活援護

1	生活相談	249
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	250
3	災害援護資金の貸付け	250
4	災害見舞金・弔慰金の交付	250
5	義援金の受付、配分	250
6	被害調査とり災証明	251
7	市税の減免等	251

第2節 市民等に対する復興資金の融資・助成等

1	宅地防災工事資金融資	252
2	がけ地防災対策工事助成金制度	252
3	災害復興住宅融資	252
4	その他の災害関連融資	252

第3節 被災者の住宅の確保及び応急修理

1	応急仮設住宅の供与	253
2	公営住宅等への一時入居	254
3	住宅の応急修理	255

第4節 被災者再建支援金の支給

第 1 部：総 則

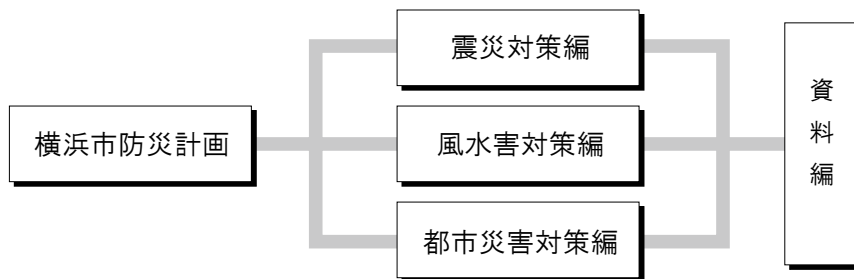
第1章 計画の方針

第1節 横浜市防災計画の構成

1 横浜市防災計画の全体構成

横浜市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害対策」及び「都市災害対策」に区分し、3編で構成しています。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集しています。

本市防災計画の全体構成は、次の図のとおりです。



2 計画の修正

横浜市防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横浜市防災計画は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）との整合性、関連性を有しています。

4 計画の習熟

本市各区局及び防災関係機関等は、日ごろから防災対策に関する調査・研究、教育・研修、訓練等により、横浜市防災計画及びこれに関連する他の細部計画等の実現・習熟に努め、防災力を高めます。

また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における風水害対策の総合的な推進を図るため、市民への周知徹底を図ります。

1 計画の目的と目標

横浜市防災計画「風水害対策編」（以下「本計画」という。）は、本市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市域における風水害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、「被害を出さない地域・社会の実現」を目標としています。

2 計画の構成及び内容

本計画は、風水害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、区別防災計画、各区局の細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっています。

本計画の構成及び主な内容は、次のとおりです。

構成	主な内容
1部 総 則	本市に影響が懸念される台風の想定及び被害の発生が予想される市内の箇所数、本市及び防災関係機関等が風水害に対して処理すべき業務の大綱等
2部 災害予防計画	風水害の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるために、本市及び防災関係機関等が行う災害予防事業及び市民、事業者等が日ごろから行うべき措置等
3部 応 急 対 策	気象状況の悪化から応急対策の終了に至るまでの間において、各区局及び防災関係機関等が行う災害応急対策に係る体制、措置等
4部 災害復旧と復興事業	被災者の生活支援や自立復興の促進など、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業等

3 細部計画の策定

この計画に基づく活動を行うにあたって必要な細部については、本市各区局並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくとともに、横浜市防災計画の修正に応じ、必要に応じた見直しを行います。

区局長は、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」第28条に基づき、本計画に定める分掌事務の実施に関し、区別防災計画や細部計画（マニュアル）、活動要領等をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて修正します。

第3節 人権尊重、男女のニーズの違いへの配慮

1 人権尊重

市民には、高齢者、障害（児）者、乳幼児・児童、妊産婦、疾病者、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない・理解することが困難な人などがいます。このような「災害時要援護者」のハンディキャップは、その内容や程度が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要があります。

このように、防災・復興対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行われなければなりません。本防災計画のすべての事項を通して人権尊重の視点を取り入れます。

2 男女のニーズの違いへの配慮

被災時に、だれもが安心して安全な生活を送るためには、計画の策定や地域活動への女性の参画を促進するなど、防災・災害対策における男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

本防災計画のすべての事項を通して男女のニーズの違いへの配慮を行います。

(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

防災・災害対策に関する方針決定過程への女性登用の重要性を認識し、審議会や企画立案部署への女性の登用を積極的に行います。

(2) 女性・子どもへの暴力防止対策、男女のニーズの違いに配慮した避難所の運営

女性が安心して着替え・授乳などができる女性専用スペースの確保、周囲に気兼ねなく子どもを遊ばせられるスペースの確保、安全に配慮したトイレの設置、防犯パトロールの実施など、避難所における女性・子どもへの暴力防止及び男女のニーズの違いに配慮します。

(3) 男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性リーダーの育成

男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性向けの防災知識の普及啓発などにより、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性リーダーの育成を行います。

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本市は神奈川県の一部、東は東京湾、北は川崎市、西は大和市、藤沢市、南は鎌倉市、横須賀市などに接しています。

市域の面積は、435km²で、神奈川県の一部の約18%を占めています。

2 地形

本市の地形は、丘陵地、台地・段丘、低地及び埋立地に分けられます。

丘陵地は本市中央部よりやや西寄りに分布し、本市を南北に縦断しています。北側の丘陵地は多摩丘陵の南端に位置し、標高は60～100mで、北に向かって高くなっています。南側の丘陵地の標高は80～160mで、北部より標高も起伏量も大きく、三浦半島に続く三浦丘陵の北端部を占めています。標高は南に向かって高くなり、市内最高点（標高159.4m 大平山の峠）や円海山（153.3m）がみられます。

丘陵地の東側には、多摩川の低地まで、標高40～60mの平坦な台地が分布し、丘陵地の西側にも台地が広がり、標高は30～70mで南に向かって低くなっています。また、台地や丘陵地を刻んでいる河川沿いには、台地よりもはるかに狭い段丘が部分的に形成されています。

低地には、鶴見川をはじめ、台地や丘陵地を刻む河川の谷底低地と沿岸部の海岸低地とがあります。

谷底低地は上流部では勾配がある程度大きいのですが、下流部はほとんど平坦な三角州性低地のため、水害を受けやすくなっています。

海岸部には埋立地が造成され、海岸線はほとんどが人工的な地形に改変されました。かつては、海に面する急崖となっていた丘陵地や台地のはずれは、内陸に入ってしまった。海に面していたがけに限らず、丘陵地や台地を刻んでいる谷の斜面にも急崖が多く、過去には、多数の崩壊が記録されています。

3 地質

本市の地質は、丘陵地や台地を覆う関東ローム層の下に、「砂礫・粘土層・岩盤」があり、河川や海岸に沿って広がる低地には堆積した粘土や砂が表面を覆う沖積層となります。

低地に分布する沖積層は非常に軟弱で、地震時には地震動を増幅したり、液状化現象を起こしたりします。鶴見川低地では、恩田川との合流点付近より下流部、柏尾川では横須賀線の戸塚駅付近から下流部、その他の小河川では河口から数km上流までは、6000年ほど前には入江となっていたところで、軟弱地盤が20～40mあります。

行政運営調整局

まちづくり調整局

出典

都市計画基礎調査

横浜地方気象台

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

本市の人口は3,659,010人、世帯数は1,566,960世帯です。(平成21年4月1日現在推計)この5年間で人口は3.4%、世帯数は6.4%増加しています。

また、人口密度は1km²あたり8,412人で、区別にみると、1万人を超えている区が西区、南区、港南区及び港北区の4区、9,000人を超えている区は神奈川区及び保土ヶ谷区の2区となっています。

一般に大都市では、昼間人口は夜間人口を上回りますが、本市が首都圏の一部をなしていることから、本市では、東京都の影響を受け、夜間人口が昼間人口を上回っています。昼夜間人口比率(昼間人口/夜間人口×100)は90.4(平成17年国勢調査)と低く、東京都及び政令指定市の中で100を超えていないのは、横浜市のほかはさいたま市、千葉市、川崎市及び堺市の4市です。

2 土地利用状況

平成15年の土地利用現況によれば、市域の約80.8%が都市的土地利用、約19.2%が自然的土地利用となっています。都市的土地利用については、住宅用地約32.1%、商業・業務用地約6.0%、工業用地約4.7%、道路用地約15.6%等で、自然的土地利用については、農地約7.9%、山林地約8.6%等となっています。

平成20年度末現在の都市計画区域は約43,558haで、このうち市街化区域は約33,033ha(約75.8%)、市街化調整区域は約10,525ha(約24.2%)となっています。

第3節 気象の概況

横浜の年平均気温は15.5℃で、月平均気温が最も低い値は1月の5.6℃、最も高い値は8月の26.4℃です。年降水量は1622.5mmで、月降水量が最も少ない値は1月の55.5mm、最も多い値は9月の232.4mmです。年平均相対湿度は68%で、月平均相対湿度の最も低い値は1月の54%、最も高い値は7月の80%です。

年平均風速は3.4m/sで、月平均風速の最も小さい値は7月の3.2m/s、最も大きい値は3月の3.8m/sです。7月の最多風向が南西、8月の最多風向が南南西であるほかは、各月の最多風向は北です。

上記の数値は1971年から2000年までの横浜地方気象台における30年間の累年平均値である平均値を用いました。

第3章 災害の想定

第1節 想定基準

災害想定を具体的に定める場合には、災害の発生原因の規模、強度又は特性に応じて、これを各種段階に分類することができます。しかし、最悪の事態に対処して、対策を樹立しておくことが防災計画の目的とするところであるので、過去において、本土を襲った最大級の台風、すなわち伊勢湾台風級の大型台風が関東地方に上陸した場合を想定基準とし、この計画を策定しました。

第2節 想定台風

1 規模

- (1) 台風の暴風半径 (25m/s) 350km
- (2) 中心示度929.5hPa (ただし、上陸時945hPa)
- (3) 最大風速37m/s (最大瞬間55m/s)
- (4) 雨量200mm
- (5) 速度毎時40km

2 暴風雨時間

約19時間

3 中心通過時期

大潮の満潮時とする。

第3節 被害の想定

風水害による被害の発生は、発生に至る要因として、気象、地象、水象状況とこれらと関連した危険要素の複合等様々な態様が考えられるほか、発生メカニズムにおいても不明な点が多いため、細部にわたる被害の予測を具体的な数量として算出することは、現時点では極めて困難です。

この計画では、過去の災害などから類推して、伊勢湾台風級の大型台風が市域を襲った場合に被害の発生の可能性が比較的高いと予測される区域の状況を想定することで、風水害対策を講ずるうえでの根拠としました。

なお、想定される災害は、浸水（洪水、滞水）、高潮、がけ崩れなどの土砂災害等及び雪害とします。

第4章 本市及び防災関係機関が行うべき業務の大綱

本市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、神奈川県その他防災関係機関等が風水害の予防及び応急対策など防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりです。

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横 浜 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災組織の整備及び育成指導 2 防災知識の普及及び教育 3 防災訓練の実施 4 防災施設の整備 5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 6 消防、水防その他の応急措置 7 避難対策 8 情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 10 被災者に対する救助及び救護の実施 11 保健衛生 12 文教対策 13 被災施設の復旧 14 その他の災害応急対策 15 その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 16 防災に関する調査、研究 17 都市防災事業の推進 18 横浜市防災会議に関する事務
-------	---

第2節 防災関係機関の業務の大綱

1 指定地方行政機関

関東財務局 (横浜財務事務所)	<ol style="list-style-type: none">1 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請3 災害時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等4 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
関東農政局 (神奈川農政事務所)	災害時における主要食糧の需給調整
関東運輸局	災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
関東地方整備局 (京浜港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none">1 港湾施設、海岸保全施設等の整備2 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに応急対策及び復旧対策の指導及び協力3 港湾施設及び海岸施設の災害応急対策及び復旧対策の実施
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	<ol style="list-style-type: none">1 気象・洪水・高潮・波浪・地震津波・火山現象に関する警報、注意報及び情報の関係機関への通報2 警報、注意報等の伝達体制の整備3 気象災害の発生に関する調査の実施4 気象観測の実施及び観測施設の維持管理5 気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画担当への助言6 風水害に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力7 発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応8 火山現象予警報等の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施

<p>第三管区 海上保安本部 (横浜海上保安部)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害対策訓練等の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 危険物の荷役、貯蔵場所、貯木場、はしけ溜り、在泊船等の状況調査並びに避難港又は避泊地の選定 4 船艇、航空機による警報等の伝達 5 港内の状況、船舶交通の状況、港湾等における避難者の状況等に関する情報の収集 6 船艇、航空機、通信施設、各種資機材等の整備及び活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機による傷病者、医師及び救援物資等の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲渡 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等海域における応急対策の実施 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定及び船舶等の区域外への退去並びに入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限もしくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 水路の測量、航路標識の復旧、航路障害物の除去等水路の保全
<p>関東地方整備局 (横浜国道事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練 2 災害危険区域の選定 3 豪雪害の予防 4 災害に関する情報の収集及び広報 5 災害時における交通確保 6 災害時における応急工事 7 災害復旧工事の実施 8 再度災害防止工事の施工
<p>関東地方整備局 (京浜河川事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練 2 水防に関する施設及び設備の整備 3 災害危険区域の選定 4 豪雪害の予防 5 水防に関する予報並びに警報の発表及び伝達 6 災害に関する情報の収集及び広報 7 水防活動の助言 8 災害時における応急工事 9 災害復旧工事の実施 10 再度災害防止工事の施工
<p>神奈川労働局</p>	<p>工場事業所における労働災害の防止</p>

2 指定公共機関

鉄 道 機 関 (東日本旅客鉄道株) (東海旅客鉄道株) (日本貨物鉄道株)	1 鉄道及び軌道施設等の整備及び保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道及び軌道関係被害の調査及び復旧
(株)NTT東日本一 神 奈 川 (株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ (神奈川支店)	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日 本 銀 行 (横浜支店)	災害時における金融機関に対する緊急措置の指導
日 本 赤 十 字 社 (神奈川県支部)	1 医療救護班の派遣 2 救援物資の配分及び備蓄 3 血液製剤の確保及び供給 4 義援金の募集 5 救助に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
日 本 放 送 協 会 (横浜放送局)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保安
東日本高速道路株 (関東支社)	1 一般有料道路(東日本高速道路株管理)の応急復旧 2 一般有料道路(東日本高速道路株管理)の災害復旧
中日本高速道路株 (東京支社)	1 高速道路(中日本高速道路株管理)の応急復旧 2 高速道路(中日本高速道路株管理)の災害復旧
首都高速道路株 (神奈川管理局) (神奈川建設局)	1 首都高速道路の保全 2 首都高速道路の災害復旧 3 災害時における緊急交通路の確保
K D D I (株) (横浜支店)	1 国際公衆電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における国際公衆電気通信の確保
日 本 通 運 (株) (横浜支店)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東 京 電 力 (株) (神奈川支店)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
東 京 ガ ス (株) (神奈川導管事業部)	1 被災地に対するガス燃料供給の確保 2 ガス供給施設の被害調査及び復旧
郵 便 事 業 (株) (横浜支店)	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて援助用郵便物の料金免除

災害対策基本法
第2条第6号に
定める公益的事
業を営む法人等
で県知事が指定
するもの

3 指定地方公共機関

鉄 道 機 関 (東京急行電鉄(株) 京浜急行電鉄(株) 相模鉄道(株) 横浜新都市交通(株) (シーサイドライン))	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、軌道施設の整備保全 2 風水害情報等の迅速正確な伝達 3 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 4 災害時の応急輸送対策 5 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
バ ス 機 関 (東急バス(株) 京浜急行バス(株) 小田急バス(株) 相模鉄道(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 神奈川中央交通(株) (株)江ノ電バス横浜)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
横浜市医師会 (神奈川県医師会) 横浜市歯科医師会 (神奈川県歯科医師会) 横浜市薬剤師会 (神奈川県薬剤師会) 神奈川県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の確認・確保
放 送 機 関 (株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保安
新 聞 社 (神奈川新聞社)	災害状況及び災害対策に関する報道
神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策

4 神奈川県

神 奈 川 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県防災会議に関する事務 2 災害対策の組織の整備並びに訓練 3 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 4 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備 5 水防その他の応急措置 6 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 7 被災者に対する救助及び救護措置 8 災害時における保健衛生、文教等の対策 9 その他災害の発生の防御及び拡大の防止のための措置 10 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整
---------	--

5 神奈川県警察

神 奈 川 県 警 察	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における警備・救助対策 2 災害時における緊急輸送のための交通の確保
-------------	--

6 自衛隊

自 衛 隊 陸上自衛隊 第31普通科連隊、 海上自衛隊 横須賀地方総監部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横浜市防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
--	--

7 消防団

消 防 団	水防活動に関すること
-------	------------

8 市との協力協定等締結団体及び機関

市との協力協定等 締結団体及び機関	市民の日常生活に欠かせない物資の供給及び復旧並びに横浜市と締結した市域の防災上の諸活動に対し協力すべき事項
----------------------	---

9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

病院等医療施設の 管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入院患者等の保護及び誘導 3 災害時における病人等の受入れ及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の 管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
学 校 法 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
農 業 協 同 組 合	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっ旋 4 被災農家に対する融資あっ旋
漁 業 協 同 組 合	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋 3 漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
産 業 経 済 団 体 (横浜商工会議所等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力 2 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
金 融 機 関	被災事業者等に対する資金融資
危険物施設及び高 圧ガス施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備

第2部：災害予防計画

第1章 風水害に強い都市づくりの推進

この章は、風水害に強い都市づくりのため、「横浜市中期計画」等に基づく水害予防対策、港湾・高潮災害予防対策及びがけ崩れ災害予防対策について定めています。

第1節 水害予防対策

道路局
区役所
(土木事務所)

1 河川の現況及び改修計画

(1) 河川の現況

市内の河川は、一級河川が1水系（鶴見川水系）9河川、二級河川が5水系（帷子川水系、境川水系、大岡川水系、宮川水系、侍従川水系）24河川、さらに準用河川が6水系（鶴見川水系、入江川水系、滝の川水系、帷子川水系、境川水系、大岡川水系）25河川、合計58河川であり、その総延長は約215kmです。

市内河川の多くは、延長が短く、かつ流域面積が小さいため、短時間の集中的な降雨により浸水被害が発生しやすい形状となっており、そのうえ流域内の開発による河川への流入量の増大など都市河川特有の性質を持っています。



(2) 河川の改修計画

このような事態を解消するため、河川管理者である国及び県で、一級河川鶴見川や二級河川帷子川、境川等をそれぞれ改修しています。

また本市では、国及び県と協力し、市内を流れる一・二級河川の一部（帷子川など18河川）及び準用河川のうち、治水機能上特に重要な28河川、延長85kmについて改修を行っています。その当面の目標として時間降雨量50mmに対応する改修を行い、長期目標としては30～50年に一度の降雨（74～82mm）に対しても溢水しないような計画としています。また、下流の流出量を低減するため、河川遊水地の建設を進めます。

2 流域治水対策

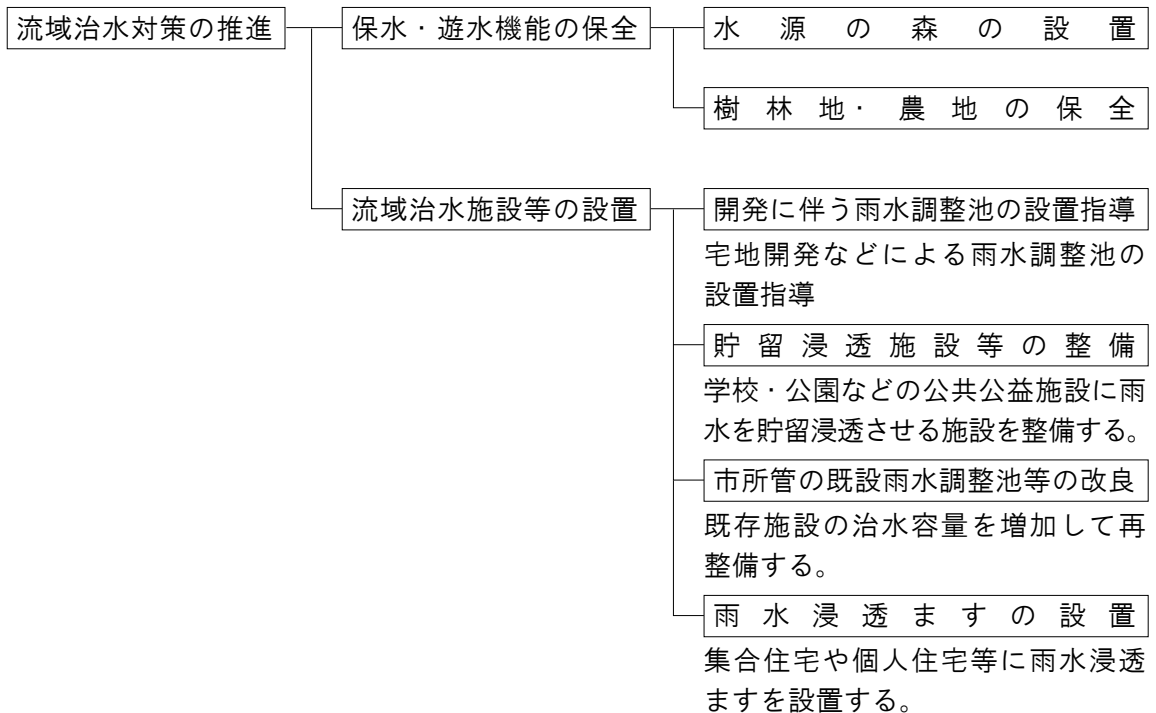
(1) 流域治水対策の概要

本市では、臨海部から市街化が進んだため、市街化が著しい河川下流部は、河道拡幅による流下能力の向上を図ることに限界があるなど、河川の整備が著しく困難な状況にあります。

さらに、流域の宅地開発等による市街化の進展による河川への流出量が増大しており、これらに対応しながら早期に治水安全度を高めるためには、河川の流域において雨水を一時貯留・浸透させるなどにより保水・遊水機能を確保して河川への流入を抑制し、河川流量の低減を図るなど、雨水流出抑制方式による浸水対策の推進が特に重要となっています。

このため、学校、公園等の公共公益施設での雨水貯留施設の整備、宅地開発等での雨水調整池等の設置指導及び市所管既存雨水調整池の貯留容量の拡大等により流出を抑制し、河川への短時間流入を防いでいます。

(2) 流域治水対策の体系



(3) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害対策の推進

平成17年4月1日に一級河川鶴見川が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されました。これに基づき平成19年3月に河川管理者、下水道管理者及び流域の地方公共団体が共同で、浸水被害対策を総合的に推進していくための「流域水害対策計画」を策定しました。これにより、浸水被害を防止するための対策を推進します。

3 下水道施設等の整備

(1) 水再生センター、ポンプ場及び下水道管きよの現況と整備計画

ア 水再生センター、ポンプ場及び管きよの現況

下水道計画としては、11水再生センター、28ポンプ場を計画しており、平成20年度末現在、11水再生センター、26ポンプ場が稼働しています。

また、雨水管きよの整備も進みつつあり、これらの施設により、生活環境の改善及び水害に強い街づくりを推進します。

イ 水再生センター等の整備計画

下水道整備計画は、「横浜市中期計画」に基づき、処理区域を拡大し平成22年度末までに下水道普及率で概ね100%を目指します。また、老朽化が著しく、能力の低下した管きよや水再生センター・ポンプ場の増設・改良・更新を行い、機能改善・向上を図ります。同時に、合流式下水道の改善、高度処理化を推進し、公共用水域の水質改善を図るとともに処理水や汚泥の資源としての有効利用を推進します。

雨水整備目標としては、当面、時間降雨量約50mm程度の降雨（5年に1回程度）に対応した整備を行います。また、特に人口が集中する低地区などにあっては、さらに安全度を高めるため、時間降雨量約60mm程度の降雨（10年に1回程度）に対して浸水しない整備を段階的に進めます。

このほか、雨水調整池の整備、透水性舗装、雨水浸透ます設置等により、雨水流出抑制策を行います。

水再生センター・ポンプ場の整備	施設の増設・改良・更新	11水再生センター・26ポンプ場等
雨水管きよの整備強化	新羽末広幹線等	
下水道の管きよの更新	市中心部及び臨海部等の第1期更新区域（約1,910ha）において管きよの再整備	

(2) 水再生センター及び管きよ等の維持管理

ア 水再生センター及びポンプ場の維持管理

大雨時に備えて、ポンプや自家発電設備等が確実に運転できるよう、機器の点検整備を計画的に行うとともに、職員の技術向上を図るため、訓練や技術研修を引き続き実施します。

イ 下水管きよの維持管理

管きよの流下機能を常に確保するため、調査、清掃及び修繕・改良工事を実施します。

ウ 下水道施設情報

下水道管きよやポンプ場の迅速な情報収集を進めます。

4 水防連絡会

河川水系に関係する各区役所（総務課・土木事務所）及び各消防署は、水防活動が的確かつ迅速に行われるように、河川管理者が開催する次の水防連絡会に参加し、重要水防区域をはじめ、河川の改修状況などについての情報の収集・交換に努めます。

主催	連絡会名
国土交通省	多摩川・鶴見川・相模川水防連絡会
神奈川県	横浜治水事務所管内水防連絡会、相模原土木水防支部管内水防連絡会、藤沢土木水防支部連絡会、川崎治水事務所管内災害対策連絡会

1 高潮及び高潮位の推定

高潮は、台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象です。高潮の発生は、気圧の低下による海面の吸い上げと風による吹き寄せが主な要因です。高潮が発生すると、海水が護岸を超えたり高い波による越波が生じ、背後地が浸水する可能性が高くなります。

高潮発生時の偏差（低気圧による吸い上げ高）の推算については、千葉県、東京都、神奈川県共同作成による東京湾沿岸海岸保全基本計画の作成において、東京湾高潮対策調査（平成11年度、運輸省〔現 国土交通省〕）の成果をもとに最大の偏差を抽出することとしており、横浜市では、伊勢湾台風が当時と同じ角度で東京湾を直撃した場合に最大の偏差が生じると予想されています。

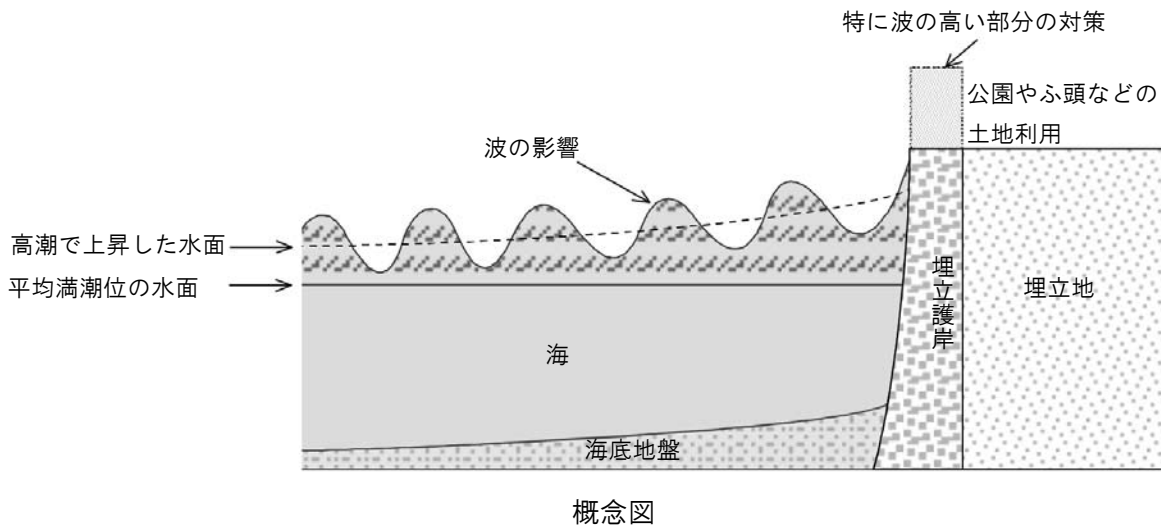
この台風の条件と海岸線の地形情報を基にしたシミュレーションによって最大偏差を抽出し、これを横浜港の朔望平均満潮位に足したものが、計画高潮位であり、横浜市では T. P. +2.2m～T. P. +2.7mとなります。

（T. P. は、東京湾平均海面を基準とした標高）

2 埋立地、港湾施設の高潮対策

(1) 埋立地、港湾施設の現況

横浜市の海岸線は、ほぼ全面が埋立地であり、若干の部分を除いて自然海岸はありません。横浜港は、開港当初から埋立によって拡張してきましたが、既に明治時代から高潮を考慮した埋立の基準高さ（T. P. +2.7m）が定められ、これに沿って水際線が整備されてきました。横浜港で推定される計画高潮位は この高さを下回っていることから、高潮に対して一定の安全性が確保されていると考えられます。



(2) 高潮対策の概要

横浜港に流入する河川については、高潮対策事業などにより河川管理者において護岸等のかさ上げ工事が実施されており、河口部の神奈川区金港町、大野町、西区高島地区、みなとみらい地区においても関連する再開発計画と合わせ改修が進められています。

また、臨海部の護岸については、状況の把握に努めるとともに、再開発事業などの機会を捉えて、かさ上げ等必要となる指導・要請を行います。

(3) 公共上屋の高潮対策

各ふ頭の公共上屋に対する高潮対策は次表のとおり。

名称	施設の状況
本 牧 ふ 頭	防潮扉を設置。ただし、立地条件上、支障のない公共上屋については設置していない。
山 下 ふ 頭	防潮扉を設置
大 黒 ふ 頭	防潮扉は設置していない。 ただし、立地条件上、岸壁より1.0～1.5m 高い位置に建設している。
出 田 町 ふ 頭	防潮扉を設置
山 内 ふ 頭	防潮機能を持ったシャッターを設置
大 さん 橋 ふ 頭	公共上屋なし

3 空コンテナの飛散防止対策

各管理課は、公共ふ頭内及び周辺の港湾局管理用地の利用者に対して、台風等の強風時に空コンテナが飛散しないよう、多段積みを極力避け、やむを得ず多段積みとする場合は、固定具またはワイヤーによって飛散防止を図るよう指導します。

4 潮位の観測等

港湾局維持課は、大棧橋の潮位観測装置により潮位を常時記録するほか、津波・高潮等異常潮位の観測を行います。

また、中区新山下及び磯子区新杉田検潮所においても潮位を常時観測、記録しています。

がけ崩れ災害を防止するため、危険がけ擁壁の点検、安全管理の指導、がけ改善工事の促進により、がけの防災化を進めています。

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の住居者等に危害が生ずるおそれのある地域及び一定の行為により崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を、市長の意見をきいて県知事が指定します。

指定基準は、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上のがけで、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域です。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、切土、盛土、伐採など法律に定めた行為について、県知事の許可が必要になります。

また、災害防止のため、県が必要に応じて、土地所有者等に防災工事の勧告をすることができ、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

2 がけ情報の管理及び安全管理の指導

(1) がけ情報等のデータベース化

がけ地に関する情報を「がけ情報管理システム」により、入力・管理を行います。

(2) がけの情報の管理及び安全管理の指導

がけ崩れ災害を防止するため、がけの所有者等に対して安全管理に関するパンフレットを送付し、がけ崩れを誘発する原因（水の放流、切土、盛土、立木の伐採など）となる行為の防止、現況を把握するよう広報します。

また、毎年6月と9月に宅地防災パトロールを実施するほか、市民からの情報に基づく調査を行います。調査の結果、危険ながけについては、改善工事の指導及び必要に応じてがけ地の所有者・管理者に対して改善工事の勧告・要望を行うことにより、がけ改善を進めています。

(3) 宅地造成等規制法に基づく防災の指導

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域として市域の約63%を指定し、宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、計画、構造、施工等について指導します。

3 がけ地改善の促進

(1) がけの改善事業

ア 横浜市がけ地防災対策工事助成金

一般のがけ（高さ2mを超えるがけ）を対象に、がけ崩れ等の宅地災害を防止するため、擁壁の築造、排水施設設置工事等の防災工事資金を助成するものです。

イ 急傾斜地崩壊対策

高さが5m以上の自然がけで崩壊により被害を受ける人家が5戸以上密集している区域を対象に、神奈川県が防災工事を実施し、市は事業費の20%を負担するものです。

(2) がけの改善融資制度

ア 宅地防災工事資金融資制度（住宅金融支援機構）

本市から、宅地造成等規制法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けたものに対し、工事に必要な資金を融資します。ただし、宅地造成工事規制区域内のみを対象とします。

4 かけ崩れ等に対する建築物防災対策

- (1) かけ地に近接した建物については、建物の構造の改善・補強・移設、排水施設の設置・改善等の指導を行います。
- (2) 横浜市建築基準条例に基づき、建物の被災を予防するため、積極的に計画・構造・施工等について行政指導を行います。

5 道路かけ防災工事

平成8・9年度の防災総点検において、幹線道路等に面する道路法面について、整備必要箇所26箇所を選定し、その整備を16年度までに完了させました。

また、その後対策が必要となった1箇所について、平成20年度に施工を完了しました。今後も引き続き、継続的な点検監視を実施していきます。

第2章 災害警戒区域等

第1節 災害警戒区域等の想定

災害警戒区域等の想定は、市民が住んでいる地域の災害に関する認識を深め、災害に対する予防措置を講ずることに資するとともに、台風や局地的な大雨等の来襲に際し、防災関係機関が警戒すべき区域の状況等を迅速に把握し、その状況等に応じて効果的に警戒活動を実施するために行うものです。

警戒区域等は、想定基準及び主管局の事業推進状況に基づき、主管局長が関係局長と協議のうえ想定します。ただし、浸水想定区域及び都市洪水想定区域は国土交通大臣又は県知事が指定し、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、県知事が指定します。

1 想定（指定）機関及び想定基準等

(1) 国又は県が指定するもの

	浸水想定区域	都市洪水想定区域
根拠法令等	水防法第14条、15条	特定都市河川浸水被害対策法第32条
指定する者	国土交通大臣 神奈川県知事	国土交通大臣 神奈川県知事
本市所管部署	安全管理局情報技術課	道路局河川計画課
説明	<p>一、二級河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域です。</p> <p>(注) 浸水想定区域は、想定を超えるような大雨、下水道からのはん濫、小さな川のはん濫等を考慮していません。</p>	<p>指定された特定都市河川流域において、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に、その特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域です。</p> <p>(注) 水防法の浸水想定区域が指定されている特定都市河川については、都市洪水想定区域を指定しません。</p>

(2) 県が指定するもの

	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
根 拠 法 令 等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（昭和44年法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条及び第8条（平成12年5月8日法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）	
指 定 す る 者	神奈川県知事		
本 市 所 管 部 署	まちづくり調整局指導部宅地企画課		
説 明	<p>1 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上、高さが5m以上、保全人家5戸以上である土地）で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがあるものです。</p> <p>2 前記1に隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域です。</p>	急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（イエローゾーン）として政令で定める基準に該当するものです。	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、建築物が土砂により損壊し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じると認められる区域（レッドゾーン）として政令で定める基準に該当するものです。

(3) 本市が指定するもの

	高潮警戒区域	がけ崩れ警戒区域	都市浸水想定区域
主 管 局	港湾局 環境創造局 道路局	まちづくり調整局	環境創造局
関 係 局	都市整備局、 安全管理局	都市整備局、道路局、 安全管理局	安全管理局
説 明	<p>高潮の規模を想定し、これにより地盤が浸水のおそれがある区域です。</p> <p>想定する規模： T. P. +2.2m（平潟湾周辺）～+2.7m（内港・鶴見地区）（＝ Y. P. +3.3m～+3.8m）</p>	<p>がけ地の形状、土質、崩壊経歴及び家屋等の近接状況に関して、総合的な判断を加え、台風や集中豪雨等の原因によってがけ崩れが発生するおそれがあると予想される区域です。ただし、急傾斜地崩壊危険区域は除きます。</p> <p>（注） がけ崩れ警戒区域は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に順次移行します。</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法第32条に基づき、市長が指定します。</p> <p>指定された特定都市河川流域において、流域水害対策計画に定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域です。</p>
事前調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の地形、海岸線にある防波堤の有無及び状態、潮位の推定 ・ 流入水の障壁となる耐火構造建築物、鉄道敷等の状況 ・ 神奈川県の高潮危険度の評価状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけの地質、勾配、高さ、崩壊経歴等、及びがけ崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響 	
区 域 の 実 態 調 査	安全管理局長は、各種警戒区域等の住家棟数、世帯数、人口等につき、各区域ごとに調査します。		
関 係 機 関 へ の 通 知	警戒区域の想定又は修正が行われた場合、主管する局長は、当該警戒区域を管轄する区役所（土木事務所を含む。）、消防署、警察署その他状況に応じて必要と認める機関へ、それぞれの機関の必要とする事項を通知します。		

2 被害の発生が予想される区域の状況

港湾局
まちづくり調整局

平成 21 年 4 月現在

行政区	高潮警戒区域	がけ崩れ警戒区域	土砂災害警戒区域 () 内：土砂災害 特別警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域			
				整備済	工事中	未着工	計
鶴見区	あり	26箇所	0 (0) 箇所	31	0	3	34箇所
神奈川区	あり	19	0 (0)	14	1	4	19
西区	あり	3	0 (0)	27	2	2	31
中区	あり	9	0 (0)	63	4	1	68
南区	—	32	100 (0)	70	7	2	79
港南区	—	14	0 (0)	17	1	1	19
保土ヶ谷区	—	27	0 (0)	53	0	5	58
旭区	—	6	0 (0)	5	0	0	5
磯子区	あり	23	0 (0)	49	4	0	53
金沢区	あり	34	0 (0)	88	10	4	102
港北区	—	39	0 (0)	58	6	2	66
緑区	—	20	0 (0)	18	0	6	24
青葉区	—	23	0 (0)	3	0	2	5
都筑区	—	10	0 (0)	11	1	1	13
戸塚区	—	58	0 (0)	17	6	1	24
栄区	—	64	0 (0)	28	1	0	29
泉区	—	0	0 (0)	2	1	0	3
瀬谷区	—	1	0 (0)	2	0	0	2
市域合計	沿岸6区	408	100 (0)	556	44	34	634

(参考) 神奈川県が平成 14 年度に公表した、横浜市内における土砂災害危険箇所

まちづくり調整局

土砂災害危険箇所とは、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所の総称を言い、横浜市内では次のとおりとなっています。

急傾斜地崩壊危険箇所 ※1	1,445 箇所
土石流危険渓流 ※2	3 箇所
地すべり危険箇所 ※3	0 箇所

※1 急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、人家が立地している区域や今後新規の立地等が見込まれる区域に被害を及ぼすおそれのある箇所

※2 土石流危険渓流は、土石流の発生の危険があり、人家が立地している区域や今後新規の立地等が見込まれる区域に被害を及ぼすおそれのある流域

※3 地すべり危険箇所は、地すべりの発生・拡大の危険性がある箇所

第2節 市民等への周知

1 周知方法

- (1) 主管局長は、本市が指定する警戒区域等の見直しを行った場合、「広報よこはま」・ホームページなどにより市民の風水害に対する意識啓発のため、市民等への周知を図るものとしします。
- (2) 安全管理局長は、関係主管局長と調整のうえ高潮警戒区域図を作成し、各区局及び防災関係機関に配布するとともに、市立図書館、市民情報室、区役所広報相談係に配付、ホームページにより、市民の閲覧に供するものとしします。
- (3) 本市各区局は、所管する施設の整備等にあたっては、災害警戒区域等の所在、種別等を考慮するものとしします
- (4) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく都市浸水想定区域の指定については、施行規則第31条に基づき、市民に公表します。

2 ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲を地図化したものです。
現在、横浜市では、2種類のハザードマップを作成しています。

平成21年4月現在

	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ
所管部署	安全管理局 危機管理室 情報技術課	まちづくり調整局 指導部 宅地企画課
内容	大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりするはん濫が発生した場合の浸水予測範囲と程度のほか、地形的に浸水のおそれのある区域、並びに各地域の避難所を示しています。	梅雨時期の集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、がけ崩れが発生した場合に被害が及ぶおそれのある区域を示し、がけ崩れ災害が予想される場合やがけ崩れが発生した場合に、市民の皆さんが避難などの適切な行動をとっていただくために作成したものです。
閲覧可能場所	ホームページ 各区役所総務課 安全管理局危機管理室	ホームページ 各区役所総務課 まちづくり調整局
URL	http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/kikikanri/hmap/	http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/takuchi/gake/hmap/

第3節 細部計画の作成

1 風水害対策マニュアル

風水害時の的確な対応を図るため、本計画に基づき、その具体的な実施事項を定めた「風水害対策マニュアル」を作成するとともに、必要に応じて見直しを実施します。

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

関係区長は、風水害対策マニュアルに基づき、洪水ハザードマップにおける浸水想定区域及び浸水実績箇所、高潮警戒区域及び土砂災害警戒区域等における市民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示（以下、これらを「避難勧告等」という。）の判断基準、避難勧告等又は洪水予報等の情報伝達方法等を定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成します。

第3章 防災力強化の取組

この章では、情報収集伝達機器の整備、浸水想定区域等における警戒避難体制の整備及び風水害対策に用いる資器材の整備など、本市の災害応急活動を迅速的確に行う体制の整備について定めています。

第1節 情報収集・伝達体制の整備

災害応急対策を実施するにあたって必要な気象情報、水防警報、被害状況及びその他災害に関する情報を迅速かつ確実に収集し、伝達（報告）するため、危機管理システムを中心とした機器及び設備を整備します。また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備します。

1 危機管理システム等の整備

(1) 危機管理システムの整備

ア システムの概要

風水害や地震などの災害発生時に、市及び各区災害対策本部が迅速・的確な災害対策を実施し被害を最小限に止められるよう、雨量や河川水位、潮位、震度、各区域の被害状況など災害対策に必要な情報をコンピュータを活用して収集・伝達することにより、各災害対策本部等の的確な意思決定を情報面から支援します。

また、市庁舎5階の危機管理センター（安全管理局危機管理室）には大型モニタ等を備えた本部運営室や本部会議室等が設置されており、ランドマークタワー等に設置した災害監視カメラ等からの各種映像情報を表示し、被害状況の把握・対策立案に役立っています。

イ 専用端末機設置場所等

危機管理センター（安全管理局危機管理室）、安全管理局司令課、各区役所総務課などに設置しています。

ウ ネットワーク構成

危機管理センターに設置されているホストサーバと各端末機とは、庁内 LAN で結んでいます。任意の庁内 LAN 端末機で入力・閲覧可能です。

エ 各サブシステムの主な機能

区 分	主 な 機 能
気 象 情 報	横浜市独自の観測情報（雨量・潮位・河川水位など）及び一般気象情報の収集・伝達機能
緊 急 通 報	地震・津波・気象・水防・土砂災害などの各種注意報・警報情報の収集・伝達機能
被 害 情 報	区災害対策本部（警戒本部）からの風水害や地震等による被害情報の収集・伝達機能
職員安否・参集確認システム	危機発生時における参集連絡のEメール通知・返信及び参集状況の共有化（全職員規模）
危機管理センター映像システム	危機管理センター大型モニタ等の連携

オ 神奈川県への報告

災害発生後、横浜市危機管理システムで作成した被害集計結果磁気データを神奈川県災害情報管理システムに入力し、神奈川県に報告します。

(2) 緊急連絡通報システムによる情報の伝達

勤務時間外に気象警報、水防警報、津波予警報及び東海地震に関連する情報が発表された場合は、緊急連絡通報システムにより、安全管理局危機管理室から防災宿日直者、危機管理宿日直者、関係局総務課長及び区防災宿日直者、緊急対策チーム関係職員等へ迅速に情報の伝達を図り、応急対策活動体制を確立しています。

なお、平成21年度に全職員を対象とし、携帯電話のEメール機能を活用した「職員安否・参集確認システム」の運用を開始しました。

ア 連絡事項

(ア) 神奈川県又は横浜・川崎に発表された次の気象警報

大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪注意報、大雪警報、高潮注意報、高潮警報

(イ) 水防警報

(ウ) 津波予報区「東京湾内湾」に発表された津波注意報、津波警報

(エ) 東海地震に関連する情報

(オ) 横浜で震度4以上の地震の発生

(カ) 緊急対策チーム事案

イ 連絡先

防災宿日直者、危機管理宿日直者、局総務課長、区防災宿日直者等、緊急対策チーム関係職員

ウ 連絡メッセージ内容（風水害の場合）

項目	前文	本文(2回)
気象警報	こちらは危機管理室です。	横浜市全域に気象警報が発表されました。ただちに所定の対応をとってください。
水防警報	こちらは危機管理室です。	〇〇川に水防警報が発表されました。ただちに所定の対応をとってください。

(3) ポケットベルによる気象予警報等の伝達システムの整備

気象予警報、水防警報または災害情報、安全管理局雨量情報等を、一齐に防災関係職員へ迅速かつ正確に伝達するため、ポケットベルを利用した伝達システムを整備しています。

(4) 気象・河川情報等収集伝達体制の整備

ア レーダ雨量監視設備システム（レインアイよこはま）

集中豪雨や台風による浸水等の災害を防止するため、雨の状況を迅速・的確に把握し、市内各地の下水道施設や河川施設の効果的な運用を行います。

(ア) 整備状況

西谷浄水場レーダ棟にレーダアンテナを設置し、平成4年度に運用開始、現在、環境創造局各水再生センター（11箇所）、本庁水再生施設管理課及び設備工事事務所、下水道建設事務所（2箇所）、各区土木事務所（16箇所）、危機管理センター（安全管理局危機管理室）に端末局を設置して、庁内LANを通じて参照可能となっています。

(イ) システムの概要

レーダにより観測されたデータを中部水再生センターのホストコンピュータに伝送し、降雨データに変換処理を行うとともに、地上雨量計のデータとの補正を行い、各端末に配信しています。

(ウ) 現在稼働中の機能

- a 観測範囲：半径50km
- b 観測単位：

距離方向	1メッシュ
半径 20km まで	250m
半径 20km～40km まで	500m
半径 40km～50km まで	1km

- c 観測周期：2分30秒

(イ) レーダー雨量情報の市ホームページでの提供

市ホームページの防災情報のページで、レインアイよこはまの雨量情報を見ることができます。

イ 水防災情報システム（河川水位情報等の提供）

台風や大雨時の防災活動や避難行動等を促すための情報として、河川水位観測所の水位情報等を市ホームページで公表するとともに、希望者にはパソコンや携帯電話へのEメール配信を行っています。

また、監視カメラによる河川の画像情報も提供しています。

(ア) 河川水位情報等の市ホームページでの提供

市ホームページの水防災情報のページで、7水系・28河川・59箇所 の水位情報（10分間隔）を見ることができます。また、過去の水位データを6箇月前まで遡って見ることができます。

(イ) 監視カメラの設置による画像情報の提供

過去に浸水被害が発生した新田間川の内海橋（西区）、今井川の中野橋（保土ヶ谷区）、平戸永谷川の外郷橋（戸塚区）など、水位観測所設置箇所のうちの22箇所に監視カメラを設置し、市ホームページで河川水位情報とあわせた画像情報を提供しています。

道路局

表 市ホームページで水位・画像情報を提供する水位観測所一覧

	水系名	河川名	観測所地点	量水標 管理者	位 置	横浜市に 対する水 防警報発 表の有無	監視 カメラ 設置	
1	鶴見川	鶴見川	鶴見川河口	国土交通省	鶴見区	無		
2		鶴見川	芦穂橋	国土交通省	鶴見区	無		
3		鶴見川	末吉橋	国土交通省	川崎市	有		
4		鶴見川	綱 島	国土交通省	港北区	有		
5		鶴見川	太 尾	国土交通省	港北区	無		
6		鶴見川	亀の子橋	国土交通省	港北区	有		
7		鶴見川	落合橋	国土交通省	緑区	有		
8		鶴見川	寺家橋	国土交通省	川崎市	有		
9		2	恩田川	浅山橋	国土交通省	青葉区	有	
10		3	早淵川	高田橋	国土交通省	港北区	有	
11		3	早淵川	鍛冶橋	神奈川県	青葉区	有	
12		4	矢上川	矢上橋	国土交通省	川崎市	有	
13		4	矢上川	西ヶ崎橋	神奈川県	川崎市	有	
14		5	大熊川	大竹上橋	神奈川県	港北区	有	
15		6	梅田川	神明橋	横浜市	緑区	有	○
16		7	鳥山川	宮原橋	横浜市	神奈川区	有	○
17		8	砂田川	下 橋	横浜市	港北区	有	○
18		9	奈良川	住吉橋	横浜市	青葉区	無	○
19		10	岩川	住撰橋	横浜市	緑区	無	○
20	帷子川	帷子川	宮崎橋	神奈川県	保土ヶ谷区	有		
21		11	帷子川	元平沼橋	神奈川県	西区	有	
22		11	帷子川	御殿橋	横浜市	旭区	無	○
23		11	帷子川	今川橋	横浜市	旭区	無	○
24		12	今井川	元町橋	横浜市	保土ヶ谷区	無	
25		12	今井川	中野橋	横浜市	保土ヶ谷区	有	○
26		12	今井川	保土ヶ谷橋	横浜市	保土ヶ谷区	無	○
27		12	今井川	八幡橋	横浜市	保土ヶ谷区	無	
28		13	新田間川	内海橋	横浜市	西区	無	○

第2部
第3章
防災力強化の取組

29	境川	14	境川	境橋	神奈川県	瀬谷区・大和市	有		
30			境川	幸延寺橋	神奈川県	町田市	有		
31			境川	高謙橋	神奈川県	泉区	有		
32			境川	大清水橋	神奈川県	藤沢市	有		
33			境川	境川橋	神奈川県	藤沢市	無		
34		15	柏尾川	神鋼橋	神奈川県	藤沢市	無		
35			柏尾川	鷹匠橋	神奈川県	栄区	有		
36			柏尾川	元町橋	神奈川県	戸塚区	有		
37			柏尾川	栄第二水 再生センター	横浜市	栄区	無		
38			柏尾川	戸塚 ポンプ場	横浜市	戸塚区	無		
39			柏尾川	阿久和川 合流後	横浜市	戸塚区	無		
40			16	平戸 永谷川	下永谷 3号橋	横浜市	港南区	無	
41				平戸 永谷川	外郷橋	横浜市	戸塚区	有	○
42				平戸 永谷川	嶽下橋	横浜市	戸塚区	無	
43			17	舞岡川	元舞橋	横浜市	戸塚区	有	○
44		18	阿久和川	伊勢堰橋	横浜市	泉区	無	○	
45			阿久和川	トーヨー橋	横浜市	戸塚区	有	○	
46		19	名瀬川	栄橋	横浜市	戸塚区	有	○	
47		20	和泉川	上分橋	横浜市	泉区	無		
48			和泉川	赤関 おとなり橋	横浜市	瀬谷区	無		
49			和泉川	四ツ谷橋	横浜市	泉区	有	○	
50		21	宇田川	汲沢 中学校橋	横浜市	戸塚区	無		
51			宇田川	菰橋	横浜市	戸塚区	有	○	
52		22	いたち川	城山橋	横浜市	栄区	無	○(※1)	
53			いたち川	水神橋	横浜市	栄区	有	○	
54		23	芹谷川	永戸人道橋	横浜市	港南区	無	○	
55		24	相沢川	童橋	横浜市	瀬谷区	無	○	
56		大岡川	25	大岡川	埋田橋	神奈川県	港南区	有	
57	宮川	26	宮川	宮川橋	横浜市	金沢区	有	○	
58	侍従川	27	侍従川	六浦二号	神奈川県	金沢区	有		
59	多摩川	28	多摩川	田園調布(上)	国土交通省	東京都大田区	無		
計	7	28	—	59	—	—	—	22	

※1 No.52の監視カメラ設置箇所は、「大いたち橋」

ウ 親水拠点警報装置

市内河川に整備された親水拠点利用者の避難行動を促す予防保全対策として、気象注意報・警報や雨量情報、河川水位情報等と連動した回転灯・音声による警報装置を、利用者の多い18箇所の親水拠点に設置します。

道路局

エ 帷子川・今井川合流部の緊急対策

帷子川と今井川の流域の各種改修工事の効果が得られるまでの間、帷子川と今井川の合流部に緊急的な災害対策として洪水危険情報伝達装置、河川水位警報自動装置及び河川水位自動応答装置を平成6年6月に設置しました。

(ア) 洪水危険情報伝達装置

この装置は、合流部及び今井川返子橋に設置した水位計で観測した水位が、洪水の危険がある警報水位（危険水位から－1 m60cm程度の水位）に達したとき第一段階サイレン（警報サイレン）が鳴り、さらに溢水の危険がある危険水位（計画高水位）に達したときに第二段階サイレン（危険サイレン）が鳴り、周辺地域住民に知らせる装置で、平成6年6月から運用を開始しています。

なお、地元の町内会・自治会から選任された住民が、水位の状況及び水位計の目視判断に基づき、手でサイレンを吹鳴する体制を併せて整備しています。

洪水危険情報伝達装置の名称及び位置

名称		設置場所	位置
集中監視局		保土ヶ谷区役所	保土ヶ谷区川辺町2-9
スピーカー局	天王橋局	環境創造局設備課工事事務所	保土ヶ谷区天王町2-47-1
	岩間市民プラザ局	岩間市民プラザ	保土ヶ谷区岩間町1-7-15
	西久保町公園局	西久保町公園	保土ヶ谷区西久保町1-4地先
	帷子公園局	帷子公園	保土ヶ谷区神戸町3-7地先
	社宮司公園局	社宮司公園	西区南浅間町79-9
元町橋局（水位計測）		今井川元町橋下流	保土ヶ谷区保土ヶ谷町3-240地先
合流点水位計		帷子川と今井川の合流点	保土ヶ谷区岩間町1-3
返子橋水位計		返子橋	保土ヶ谷区岩間町1-7-15
元町橋水位計		元町橋	保土ヶ谷区保土ヶ谷町3-246
補助監視板		西区役所	西区中央1-5-10
		保土ヶ谷消防署	保土ヶ谷区川辺町2-9
		西消防署	西区戸部本町50-11

住民への広報内容

2段階のサイレン音	警報サイレン（第1段階）	危険サイレン（第2段階）
サイレンの意味	洪水の可能性がります。避難準備等を行ってください。	水位が上昇し、溢水（いっすい）の危険がります。避難等の行動をとってください。
帷子川・今井川合流点（天王町駅付近）	15秒のサイレン、5秒の休止を3回繰り返す動作を、30秒間隔で2回繰り返します。 上記動作を5分間隔で2回くりかえします。（所要時間9分40秒）	5秒のサイレン、3秒の休止を5回繰り返す動作を、20秒間隔で3回繰り返します。 上記動作を3分間隔で3回繰り返します。（所要時間13分33秒）
今井川保土ヶ谷橋付近	黄色い警告灯が点灯し、「ピーピン」音のアラーム音が連続的に作動します。	赤い警告灯が点灯し、「ピーポピーポ」音のアラーム音が連続的に作動します。

(イ) 河川水位警報自動装置

この装置は、合流部及び今井川逗子橋に設置した水位計が、警報水位又は危険水位に達したとき、あらかじめ設定してある職員宅及び防災関係機関へ電話通報し、早期の情報伝達と応急活動体制の確立を図るものです。

a 設定水位及び通報内容

- ・警報水位（危険水位より－1 m60cm程度の水位）
「〇月〇日〇時〇分、帷子川合流点水位は警報水位に達しました。」
- ・危険水位（計画高水位）
「〇月〇日〇時〇分、帷子川合流点水位は危険水位に達しました。」

b 通報先

保土ヶ谷区及び西区役所（土木事務所を含む。）の関係職員
安全管理局危機管理室、神奈川県横浜治水事務所

(ウ) 河川水位自動電話応答装置

この装置は、合流点及び今井川逗子橋、今井川保土ヶ谷橋、今井川八幡橋に設置した水位計により観測した水位を、応答装置に着信した電話に対して自動音声で案内するものです。

・案内内容

「こちらは河川水位警報システムです。〇月〇〇日〇時〇分現在
帷子川合流点水位は危険水位より〇m〇〇cm低くなっています。
今井川逗子橋水位は危険水位より〇m〇〇cm低くなっています。
保土ヶ谷橋水位は危険水位より〇m〇〇cm低くなっています。
八幡橋水位は危険水位より〇m〇〇cm低くなっています。」

危険水位を超えたとき

「〇〇橋水位は、危険水位を〇m〇〇cm超えています。」

電話番号 336-9683～4

オ 西区河川水位情報システム

西区

このシステムは、平成16年の台風第22号による横浜駅西口周辺での浸水被害を踏まえ、水位が上昇した場合などに、スピーカー放送、電子メール、西区ホームページなどにより地域の住民に水位情報を迅速に伝えることを目的に整備され、平成18年3月より運用を開始しています。

観測所及びスピーカー設置位置

名称		設置場所	位置
観測所	内海橋水位計	内海橋付近	西区北幸1-8
	元平沼橋水位計	元平沼橋付近	西区南幸2-2
スピーカー局	内海橋局	内海橋付近	西区北幸1-8
	新田間橋局	新田間川緑地	西区北幸2-14
	岡野橋局	新田間公園	西区浅間町2-94
	平沼橋局	平沼橋	西区岡野1-1
	石崎橋局	環境創造局桜木ポンプ場	西区戸部本町51-1

栄区

カ 栄区浸水多発地域広報装置及び防災用広報一斉配信装置等

栄区内の浸水多発地域5箇所（飯島地区・笠間5丁目地区・長尾台地区・飯島こ線橋地区・田谷地区）に広報スピーカーを設置するとともに栄区役所から放送可能な装置を設置し、水害への注意喚起や避難勧告等の広報装置として、平成18年4月より運用しています。

都筑区

キ 都筑区浸水想定区域防災スピーカー装置

都筑区内の早淵川の浸水想定区域（大榎町地区、南山田町地区、東山田町地区、勝田町地区、早淵三丁目地区の5箇所）に防災用スピーカーを設置するとともに都筑区役所から放送可能な装置を設置し、水害への注意喚起や避難勧告等の広報装置として、平成21年度より運用しています。

安全管理局

ク 鶴見川河川警報装置

本市と京浜河川事務所と締結している「河川警報装置の運用に関する覚書」及び「鶴見川における河川情報提供に関する覚書」に基づき、鶴見川流域の国土交通省所管地域における雨量水位、その他の状況等について、京浜河川事務所から情報提供を受け、同事務所等と連携を図りながら、関係区局及び関係機関並びに地域住民に対する伝達又は警戒を行います。

(ア) 河川警報装置による伝達

河川情報及び避難勧告について、国土交通省所有の河川警報装置を使用して伝達します。

河川警報装置の名称及び位置

名 称	位 置
京 浜 河 川 事 務 所 河 川 警 報 制 御 局	鶴見区鶴見中央2—18—1
汐 鶴 橋 河 川 警 報 局	鶴見区鶴見中央3—28
大 綱 橋 河 川 警 報 局	港北区綱島東1—11—32
新 羽 橋 河 川 警 報 局	港北区太尾町 2063
綱 島 (出) 中 継 局	港北区綱島東1—11—32

(イ) ラジオによる伝達

京浜河川事務所から河川情報の提供を本市が受けた場合、必要に応じて、これと避難勧告の実施状況等を総合して、「株式会社アール・エフ・ラジオ日本」に放送要請を行うこととしています。

安全管理局
(危機管理室)

ケ その他の本市設置の気象観測機器によるデータの収集

安全管理局各消防署所設置の雨量計、港湾局港湾整備事務所設置の検潮器等、本市が設置した各種気象観測機器による観測データ等について、適時収集を行い、状況の把握並びに対策を実施するための基礎資料として、有効な活用を図ります。

安全管理局
(危機管理室)
道路局

2 防災情報Eメールの整備

パソコンや携帯電話から登録した情報提供希望者に対して、河川水位が上昇し、はん濫注意水位（警戒水位）以上の各設定水位（避難判断水位（特別警戒水位）、溢水水位）を超過した場合（市防災関係部署の職員には水防団待機水位（通報水位）以上の各設定水位を超過した場合）に、パソコンや携帯電話へ関連情報を配信しています。

なお、地震、大雨警報などの気象情報、天気予報、光化学スモッグ情報、土砂災害警戒情報など、河川水位情報以外の情報についても、必要な情報を選択して登録することができます。

3 防災行政用無線の整備

災害時に有線電話回線に障害が生じた場合でも防災関係機関相互に情報の受伝達ができるよう、無線を使用した通信システムを整備しています。

(1) システム構成機関

本市関係	各区役所（土木事務所を含む。）、各消防署、各水道局サービスセンター、浄水場、安全管理局、環境創造局、まちづくり調整局、健康福祉局の各病院、横浜市立大学付属の各病院	
防災関係機関	国、県の機関	第三管区海上保安本部、横浜海上保安部、陸上自衛隊中央輸送業務隊、横浜地方气象台、神奈川県警察本部
	放送機関等	(株)アール・エフ・ラジオ日本、NHK 横浜放送局、テレビ神奈川、横浜 FM 放送、TBS 横浜支局、JR 東日本横浜駅
	ライフライン関係機関	東京電力神奈川支店、東京ガス(株)神奈川導管事業部神奈川ガスライト24、NTT 東日本一神奈川
	日本赤十字社	日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県横浜赤十字血液センター

(2) 固定系無線システムの概要

ア 多重系

本市の多重無線システムは、統制局を中心に西谷又は円海山のいずれか一方の無線中継局を通じて本庁舎と区役所等を相互に結んでいます。

統制局は、横浜メディアタワー21階に設置されており、本システムの中枢で通話の時間制限、回線統制や、一斉通報、ホットラインの設定等の統制機能を備えています。

集中監視制御装置により全無線設備の状況変化の把握、装置の切替や非常用発動発電機の起動・停止等の遠隔操作、通信記録や通信日報、月報、定時測定記録、無線業務日誌等の作成が行えます。

また、危機管理センター（安全管理局危機管理室）に副統制局を設置し通常は安全管理局危機管理室で統制しており、統制局との間は、専用の光回線で結んでいます。

イ 無線中継所

無線中継は、市のほぼ中心にある標高70メートルの西谷浄水場の一角に設けた西谷中継所と、市の南部にある円海山に設置されている円海山中継所の二箇所の中継しています。

統制局とこれらの中継所間は7.5GHz 帯デジタル多重回線で結ばれています。

西谷及び円海山中継所と各区役所間は7.5GHz 帯又は、12GHz 帯（一部40GHz 帯を含む。）デジタル回線で結ばれています。

ウ 回線数

各区役所への回線数は、それぞれ一斉、ホットライン、電話、ファクシミリ、コンピュータネットワーク（危機管理システム）、遠方監視制御用等の計13回線となっています。

エ マルチチャンネルアクセス（MCA）系

各土木事務所やライフライン事業所等防災関係機関との無線回線は、8回線のマルチチャンネルアクセス方式によっています。割当周波数の使用効率化を図るため回線制御装置にダイナミックアロケーション機能を付加しています。

(3) 移動系無線システムの概要

ア 全市移動系

全市移動系は、150MHz 帯のセレコール付プレストーク方式で、市全域をカバーするために基地局を円海山中継所に設置し、統制局との間を7.5GHz 帯多重回線で結び制御する中継方式を採用しています。また統制局の他に危機管理センター（安全管理局危機管理室）、道路局、環境創造局、まちづくり調整局にも通信所を設置しています。

さらに円海山中継所の設備障害時等における通信手段確保のために、非常災害時時のみ運用する基地局を統制局に設置しています。

イ 地区移動系

地区移動系は400MHz帯の5波による1区1波共用方式をとっています。基地局は区役所に、通信所を各土木事務所に設置し所属の陸上移動局との通信を確保しています。また、陸上移動局は、発災時に市内どこでも活動できるように5波の周波数全て使用できるようにしています。さらに全国共通波を実装しているので、他地域からの応援局との通信も可能です。

ウ 移動多重系

移動多重系は、災害時現地災害対策本部を設置する必要がある場合、市庁舎等固定局と現地との情報受伝達を確保できるようにしています。

エ 地域防災拠点系

地域防災拠点系は、区役所と地域防災拠点等の間に260MHz帯のデジタル移動無線を設置し、地域防災拠点の運営状況等の把握及び市民の避難生活・防災活動支援のための情報受伝達を確保できるようにしています。

オ 無線ファクシミリの概要

無線用ファクシミリは、蓄積タイプのもを統制局、市庁局と各区役所（土木事務所を含む。）、防災関係機関等計55箇所を設置し、災害時はもとより平常時においても事務連絡に使用しています。

4 緊急警報伝達システムの整備

即時に対応が必要な情報について、通信衛星を活用して国が瞬時に都道府県及び市区町村に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）に対応し、かつ、避難勧告等の本市独自の緊急情報を市民に伝達する緊急警報伝達システムを整備します。

国及び市からの緊急情報は、それぞれJ-ALERT専用小型受信機または260MHz帯のデジタル移動無線システム等を活用して市民に伝達します。

今後は、既にデジタル移動無線が設置されている地域防災拠点及び医療救護拠点のうち浸水想定区域内にある拠点からJ-ALERT専用小型受信機及びアンプ、スピーカー等の放送設備の整備を進めます。

また、放送設備からの伝達手段のほかに、有効となる手段も検討します。

5 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備

(1) 浸水想定区域及び都市洪水想定区域、都市浸水想定区域における警戒避難体制

浸水想定区域が指定・公表された場合、本市は、当該浸水想定区域ごとに、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報の伝達方法、避難所等の水害に対する避難措置について、市民への周知徹底を推進するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、浸水想定区域内の地下街等又は高齢者等が利用する要援護者施設（本計画に施設の名称及び所在地を定めたものに限る。）へ洪水予報等を伝達します。

関係区長は、風水害対策マニュアルに基づき、浸水想定区域における市民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難勧告等の判断基準、避難勧告等又は洪水予報等の情報伝達方法等を定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成します。

なお、都市洪水想定区域が指定された場合も、警戒避難体制の整備が必要になりますが、特定都市河川浸水被害対策法第32条により、既に浸水想定区域が指定されている場合には都市洪水想定区域を指定しないことから、特定都市河川鶴見川については都市洪水想定区域の指定はしていません。

また、都市浸水想定区域が指定された場合は、警戒避難体制の整備が必要になります。

(2) 地下街等における洪水予報等の伝達体制と避難確保計画の作成

近年、豪雨災害等により地下街等における浸水被害が頻発しています。過去に、横浜駅西口周辺で大規模な浸水被害が発生しており、地下街等の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達等が必要です。

このため、地下街等における避難体制について定めます。

ア 地下街等における浸水危険の周知

安全管理局長及び関係区長は、浸水想定区域や過去の浸水実績等を考慮し、当該区域内の地下施設を有する市民又は地下街等の事業者等に対しリーフレットや洪水ハザードマップ等により地下街等における浸水の危険性や浸水予防対策等の周知・啓発を図ります。

イ 地下街等における避難確保計画

(7) 地下街等の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等の範囲は、本計画別冊「第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」に定めています。

(1) 避難確保計画の作成

a 本計画別冊「第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」に施設の名称及び所在地が定められた地下街等の所有者等は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「横浜市地下街等の避難確保計画作成マニュアル」又は「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」（平成16年5月、財団法人 日本建築防災協会）等を踏まえ、避難確保計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければなりません。

b 前記aにより避難確保計画を作成又は変更したときは、これを市長に報告するとともに、自ら公表しなければなりません。

(ウ) 避難確保計画の作成指導等

安全管理局長は、浸水想定区域内の地下街等の実態調査を実施するとともに、前記イ(7)に規定された施設の名称及び所在地を定められた地下街等の所有者等に対し避難確保計画の作成に必要な指導等を行います。

ウ 洪水予報等の伝達体制の整備

関係区長は、前記イ(7)に規定された施設の名称及び所在地を定められた地下街等に対し、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による洪水予報等の伝達体制を整備します。

洪水予報等	1 高潮注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報 2 鶴見川洪水予報（はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報） 3 多摩川洪水予報（はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報） 4 水位情報周知河川における避難判断水位（特別警戒水位）到達情報 5 避難準備情報、避難勧告及び避難指示 6 その他、浸水対策上、有効な情報
-------	--

(3) 要援護者施設における洪水予報等の伝達体制

近年の豪雨災害等では、高齢者及び保育園の園児といった要援護者の被災が目立っており、少子高齢化の進展等を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児等の特に避難行動に配慮を要する者の利用する施設へ洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達が必要です。

このため、これら要援護者施設における洪水予報等の伝達体制について定めます。

ア 要援護者施設の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に避難行動に配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水

安全管理局
(危機管理室)

時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要援護者施設の範囲は、本計画別冊「第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」に定めています。

イ 洪水予報等の伝達体制の整備

関係区長は、前記アに規定された施設の名称及び所在地を定められた要援護者施設に対し、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による洪水予報等の伝達体制を整備します。

洪水予報等	1 高潮注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報
	2 鶴見川洪水予報（はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）
	3 多摩川洪水予報（はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）
	4 水位情報周知河川における避難判断水位（特別警戒水位）到達情報
	5 避難準備情報、避難勧告及び避難指示
	6 その他、浸水対策上、有効な情報

(4) 洪水ハザードマップの作成・公表

河川管理者（国・県）が、浸水想定区域を指定した場合、本市では、当該浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた洪水ハザードマップを作成・公表しています。

6 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害防止法第6条に基づき、県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難体制等を整備します。

また、関係区長は、風水害対策マニュアルに基づき、土砂災害警戒区域における市民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難勧告等の判断基準、警戒区域ごとの避難勧告等又は土砂災害に関する情報等の情報伝達方法等を定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成します。

(1) 要援護者施設への情報伝達体制の整備

関係区長は、土砂災害警戒区域内に本計画別冊「第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」第2章第1節「要援護者施設の範囲」で定める要援護者施設がある場合には、ファクシミリ、Eメール、防災情報Eメール等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

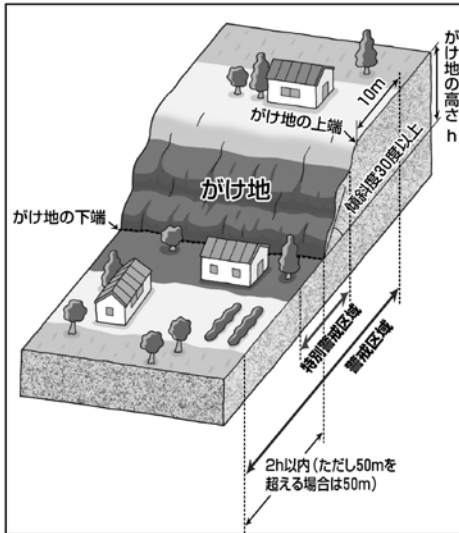
土砂災害に関する情報等	1 大雨警報
	2 土砂災害警戒情報
	3 避難準備情報、避難勧告及び避難指示
	4 その他、土砂災害対策上、有効な情報

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた土砂災害ハザードマップを作成・公表していきます。

土砂災害ハザードマップ作成・公表年月

行政区	作成・公表年月
南区	H20.11



土砂災害警戒区域
(がけ地の場合)

- ・ 傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域
- ・ がけ地の下端から水平距離が10m以内の区域
- ・ がけ地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

※現在、特別警戒区域の指定はありません。

出典：NPO 法人砂防広報センター

安全管理局

第2節 消防力の強化

1 消防体制の整備

(1) 風水害に対応できる資機材の整備

折りたたみボート、水難救助用ゴムボート、船外機、ショベル、つるはし、土のう等の風水害対応資機材を消防署所等に整備し、風水害対策の充実を図ります。

(2) 消防団消防力の強化

器具置場に、必要な風水害対策資機材を整備するとともに、風水害に関する知識・技術の習得と合わせ水防訓練を実施し、消防団の消防力の強化を図ります。

安全管理局

第3節 防災備蓄の推進

風水害の発生による被災者に対する物資の提供と町の防災組織等による効果的な応急活動の確保のため、次により防災備蓄を推進します。

1 備蓄庫の整備

食料、水、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所(消防出張所備蓄庫及び休日急患診療所)、方面別備蓄庫に備蓄されています。それぞれの役割、整備計画等は、次のとおりです。

区分	役割等	整備状況(平成21年4月)
地域防災拠点防災備蓄庫	1 地域住民の避難場所となる学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	452箇所を整備
区役所災害用備蓄庫	1 地域防災拠点への補給物資基地	すべての区役所に整備済み(18箇所)
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、休日急患診療所、消防出張所に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地	1 すべての休日急患診療所に整備済み(18箇所) 2 消防出張所のうち34箇所に整備済み。
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	4箇所が整備済み

2 備蓄物資

(1) 備蓄物資の現況

方面別備蓄庫、区役所、消防出張所等の備蓄物資の現況は、「資料編」のとおりです。

(2) 地域防災拠点の備蓄状況

地域防災拠点1箇所へ備蓄した物資は、次の品目、数量のとおりです。今後は、これらを計画的に更新していきます。

地域防災拠点備蓄物資（1箇所）あたり

区分	品目	数量	品目	数量	品目	数量
食料・水	クラッカー・乾パン	2,000食	粉ミルク・ほ乳瓶	19セット ※1 粉ミルクは、アレルギー対応のものを一部用意	お か ゆ	440食
	スー プ	220食	水 缶 詰	2,000缶		
生活用品	高 齢 者 用 紙 お む つ	210枚	乳幼児用紙おむつ・紙パンツ	1,350枚	生 理 用 品	425個
	トイレットペーパー	192巻	移動式炊飯器（拠点の小学校）	1台	ガスかまどセット（拠点の中学校）	1セット
	毛 布	240枚	断熱シート	240枚	くみ取り式仮設トイレ	2基
	トイレパック	3,000セット	簡易トイレ便座	6基		
救護用品	リヤカー	2台	グランドシート	10枚	ろ 水 機	1台
	給水用水槽	1個	松 葉 杖	5組	保温用シート	50枚
救助用品	発 電 機	5台	投 光 機	5台	担 架	10本
	ポ ー ル（応急担架用）	10本	つ る は し	5本	大ハンマー	5本
	ス コ ッ プ	5本	ロ ー プ	5本	て こ 棒	5本
	大 バ ー ル	5本	ワ イ ヤ ー カ ッ タ ー	5本	大 な た	5本
	の こ ぎ り	5本	金 属 梯 子	1本	ハンドマイク	2個
	エンジンカッター（革手袋、防塵眼鏡がセット）	2台	油圧ジャッキ	1台	掛 矢	2個
	ヘルメット	10個				

※1 毛布・断熱シート及びトイレパックについては、空きスペースがない場合は方面別備蓄庫等に備蓄します。

1 水防用資器材の整備

(1) 水防倉庫の設置及び水防用資器材の整備

各区土木事務所は、その管内における水防を十分果たせるよう水防倉庫等を設置及び水防用資器材を整備するとともに、資器材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものとします。水防倉庫に備蓄する水防用資器材は、神奈川県水防計画に定める次の基準表に準拠するものとします。

なお、水防用資器材は、地震災害等他の災害対策のために使用することができるものとします。

水防倉庫の名称及び所在地

名 称	所 在 地
鶴見 土木水防倉庫	鶴見区鶴見中央3-11
神奈川 "	神奈川区神大寺2-28-22
西 "	西区浜松町9
中 "	中区山下町246
南 "	南区別所1-7-24
港南 "	港南区丸山台1-9-10
保土ヶ谷 "	保土ヶ谷区神戸町61
旭 "	旭区今宿東町1555
磯子 "	磯子区磯子3-14-45
金沢 "	金沢区寺前1-9-26
港北 "	港北区太尾町1869
緑 "	緑区十日市場町876-13
青葉 "	青葉区市ヶ尾町31-1
都筑 "	都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚 "	戸塚区戸塚町2974-1
栄 "	栄区小菅ヶ谷1-6-1
泉 "	泉区和泉町4623
瀬谷 "	瀬谷区三ツ境153-7
旧港北 NT 事務所勝田倉庫	都筑区勝田町760

水防用資器材の整備基準表

品名	数量	品名	数量
土のう類	2,500俵	照明灯	2台
なわ類	100kg	一輪車	3台
丸太類	100本	掛矢	3丁
鉄線蛇籠	20本	スコップ	20丁
鉄線	200kg	つるはし	3丁
鎌	5丁	かすがい	100本
なた類(おのを含む)	2丁	のこぎり	3丁
ペンチ	3丁	カッター	1丁
携帯発電機	1台		

(2) 神奈川県に所有する水防用資器材の使用

土木事務所は、自らの備蓄資器材を使用し、さらに緊急調達してもなお不足をきたす場合には、神奈川県水防支部長に対して資器材の提供を要請するものとします。

神奈川県水防支部の設置した水防倉庫

管理者名	水防倉庫名	水防倉庫所在地
横浜治水	横浜治水倉庫	横浜市西区岡野2-12-20
〃	鶴見川水防倉庫	横浜市港北区小机町1813
相模原土木	相模原土木倉庫	相模原市相模大野6-3-1
〃	境川瀬谷倉庫	横浜市瀬谷区上瀬谷町無番地
藤沢土木	藤沢土木倉庫	茅ヶ崎市汐見台1-7
〃	大庭遊水地倉庫	藤沢市大庭6510
川崎治水	川崎治水倉庫	川崎市多摩区生田4-25-1
〃	矢上川水防倉庫	川崎市高津区野川3690

※ 水防倉庫は、本市関連の水防支部が設置したもののみ記載しています。

2 高潮災害活動用資器材の整備

大雨、洪水、台風、津波等の水害による、公共ふ頭に対しての影響に備え、各ふ頭事務所に次の資器材を整備しています。

資器材名	本牧	山下	大黒	大さん橋
風速計	1台	1台	1台	1台
気圧計	1台	1台	1台	1台
トランジスタラジオ	1台	1台	1台	2台
ナイロンロープ	200m	200m	200m	200m
針金	100m	100m	100m	100m
角材	10本	10本	5本	5本
土のう袋	100袋	100袋	100袋	100袋
救急箱	2個	2個	2個	2個
救命ブイ	21個	10個	7個	6個
鋸	2本	2本	1本	2本
金槌	1本	2本	1本	3本
釘	各種	各種	各種	各種
スコップ	10本	10本	4本	6本
懐中電灯	10個	10個	2個	10個
ローソク	100本	100本	20本	20本
安全帽	25個	12個	20個	7個
長靴	25足	12足	20足	7足
雨合羽	25着	12着	20着	7着
電池メガホン	4個	3個	2個	4個
ベニヤ板	10枚	5枚	10枚	5枚
救助用はしご	7本	2本	2本	1本

3 がけ崩れ災害活動資材の整備

風水害によるがけ崩れの二次災害防止のため、本市と協定を締結した各区の横浜建設業防災作業隊に応急資材として、ビニールシート・土のう・鉄筋棒を備蓄し、緊急時に対応できるよう昭和58年度から実施しています。

(1) 応急資材備蓄数量

品名	数量
ビニールシート	3,000枚
土のう	15,250袋
鉄筋棒	3,820本

- (2) 消費資材の補充
 応急活動により消費した資材については、その数量を翌年度補充し、常時一定量の資材の備蓄を保ちます。
- (3) 横浜建設業防災作業隊
 本市との「風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」に基づき、社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部の所属会員のうち、市内に本社がある会員をもって組織されます。

4 消防活動用資機材の整備

風水害に対応するため安全管理局長は、資機材の整備及び管理を実施します。

- (1) 資機材の整備
 安全管理局長は、風水害時の応急活動を有効的確に実施するため風水害対策用資機材の整備計画を定め配置します。

風水害対策用資機材及び配置基準等

資機材名	配置基準	配置場所
シャベル	消防隊等1隊につき5本	各消防隊等
ジョレン	2本	〃
つるはし	2本	〃
かきや	1本	〃
土のう袋	200袋	〃
折りたたみボート	警防課1艇、鶴見3艇、 その他の署2艇	署長等が定める署所
ゴムボート	警防課2艇、各署・本牧和田 消防出張所1艇	救助隊配置出張所等
船外機	鶴見・中・港北・戸塚2機 警防課・その他の署1機	署長等が定める署所

- (2) 資機材の維持管理
 消防署長は、保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるように次の区分に基づき点検整備します。
 - ア 通常点検
 毎月1日に定期的に行う点検
 - イ 特別点検
 訓練及び災害活動等資機材の使用後に行う点検
- (3) 消防団の資機材等の整備
 公設消防と一体となって活動する消防団の防災拠点としての器具置場に必要な資機材を整備するものとします。

5 医療活動用資機材の整備

(1) 仮設救護所設置用機材

各福祉保健センターに次のとおり仮設救護所設置用機材を配置します。

機材名	配置数	機材名	配置数
大型テント	1張	照明灯	2台
簡易ベッド	20台	発電機	1台
担架	2台	酸素蘇生器	1台
毛布	30枚		

(2) 医薬品等の備蓄

ア 災害時における負傷者に対する応急措置可能量を各福祉保健センターに備蓄します。

器材名	配置数	備考
医薬品セット	58セット	1セット100人分
衛生材料セット	58セット	1セット100人分
医薬用具セット	30セット	

イ 地域医療救護拠点（中学校区に1箇所）には、応急医療に必要な医薬品等を備蓄します。

6 その他の資機材等の整備

各区局

- (1) 災害時に活用が可能な市有自動車の現況は、「資料編」市有自動車集計表のとおりです。
- (2) 区役所の活動用資機材、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、道路局、交通局の資機材保有状況は、「資料編」のとおりです。
- (3) 防疫用薬剤及び防疫用資機材保有状況は、「資料編」のとおりです。

第4章 避難施設等の選定及び整備

安全管理局
(危機管理室)
区役所

第2部

第4章

避難施設等の選定及び整備

第1節 避難施設の選定

災害警戒区域及び浸水想定区域における避難施設は、想定される水深や地域特性、避難時の安全と位置的利便性を考慮し、かつ避難者を受入れるに足りる市立小・中学校、私立学校等の公共的建物・施設又は民間施設等のうちから、あらかじめ選定しておくこととします。

また、避難施設の選定は、区長が区域を管轄する消防署、土木事務所、福祉保健センター、各水道局サービスセンター及び警察署等の関係機関と協議のうえ行くとともに、あらかじめその施設の所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得ておくこととします。

なお、地域防災拠点とは、主に地震災害時の避難場所として整備していますが、風水害時においても積極的に活用します。

1 避難施設の区分及び選定の基準

風水害時の避難施設は、次の基準に基づき、原則として地域防災拠点を選定します。なお、自主避難をする場合の避難所として住民自らが決めておくものを一時避難所とし、この一時避難所は、地域の住民が容易に避難できる近距離に位置するものとし、避難の対象として想定する区域の実情に応じて選定します。

- (1) 避難所は、給食設備を有するか、又は応急的に給食設備が施せる建物施設であって、使用時に容易に搬送、給水、給食が実施できる堅固な建築物とします。
- (2) 1人2㎡を基準に原則として50人以上の受け入れができるものとします。

2 避難所概況調書の整備

区長は、風水害時の避難誘導等の措置の円滑かつ迅速な対応を図るため、別に定める様式の「避難所概況調書」を作成するとともに、平常時においても、職員等が各避難施設及びその周辺並びに各種警戒区域の地理が掌握できるよう徹底を図ります。

3 地域防災拠点の内容

備蓄庫	市立小・中学校等において、空き教室又は校地の利用により備蓄庫を整備し、備蓄物資の収納場所を確保	
	標準的な仕様	
	空き教室利用備蓄庫	D 8.0m × W 8.0m × H 3.0m
	校地利用備蓄庫	D 2.7m × W 9.9m × H 3.8m
備蓄物資	食料、水、生活用品、発電機、担架等の防災資機材等、避難生活に必要な物資を備蓄	
運営機関	地域防災拠点ごとに、地域、学校、行政等からなる運営委員会を設置	
情報手段	家族の安否確認や避難生活に必要な情報の受伝達手段を整備	
ヘリコプター・サイン	空から視認ができるように、学校名を屋上等に表示	

まちづくり調整局

第2節 市営住宅の確保

まちづくり調整局長は、災害時における、住宅を滅失した被災者用の住居として利用可能な市営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあつ旋できるよう体制を整備します。

第5章 災害に強い人づくり

第1節 防災知識の普及

安全管理局
(危機管理室)

1 職員に対する訓練及び研修の実施

(1) 区局長が行う訓練及び研修

区局長は、所属する職員に対しあらゆる機会をとらえ防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、訓練及び研修を通じ所管する災害対策に関する実務について習熟させるものとしします。

また、区局長は、本計画及び風水害対策マニュアル等を活用し、職員への教育、訓練等を行うものとしします。

なお、訓練・研修を実施する際には、災害時における男女のニーズの違いに配慮した内容を取り入れるよう努めるものとしします。

(2) 情報受伝達機器の取扱訓練

安全管理局長は、次に掲げる情報受伝達機器の取扱訓練を機器設置の各区局の職員に対して実施するものとしします。

取扱い訓練の内容	1 無線機等の情報受伝達機器の取扱いに関すること。 2 危機管理システムの取扱いに関すること。
----------	--

(3) 無線従事者資格取得講習の実施

安全管理局長は、防災行政無線の運用のため必要な無線資格取得に関する講習を行います。

また、区長は、有資格者の確保のため、所属職員に講習を受講させるものとしします。

(4) 「危機管理ポケットブック」の作成

安全管理局長は、本市の災害対策の概要及び各区局に共通した活動概要を網羅した「危機管理ポケットブック」を作成し、各職員の災害対応能力の向上のため配付するとともに、必要に応じて修正します。

2 市民への防災知識の普及

安全管理局
区役所

防災活動の成果をあげるためには、全市民の防災意識を高め、その理解及び協力を得ることが最も重要です。したがって、安全管理局長、区長等は、平常時から防災訓練を実施するとともに各種広報媒体を活用し、市の防災計画及び防災体制、災害前兆現象情報、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災知識の普及に努めるものとしします。

なお、安全管理局長、区長等は、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。

防災訓練による普及	1 各種訓練の機会をとらえ、住民に対する防災知識の普及を図る 2 女性・子どものニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等
印刷物による普及	1 「広報よこはま」、「暮らしのガイド」など 2 防災パンフレットを作成し、配布
インターネット等による普及	1 ホームページによる情報提供 2 電子メールによる情報提供
報道機関による普及	1 各新聞社に対し防災資料を提供し、普及についての協力を依頼 2 神奈川新聞の本市契約欄を利用 3 ラジオ及びテレビを利用 4 本市がスポンサーとなっている番組及び各放送局の自主制作番組を利用
講習会等による普及	1 消防署が行う地域住民に対する防災指導 2 各種団体及び防災関係者を対象とする防災指導
ビデオ・映画等による普及	1 幼稚園、学校などにおける防災関係のビデオ・映画上映 2 自治会、町内会などに対するビデオなどの貸し出し

3 企業防災の促進

(1) 企業の防災活動の推進

企業は、風水害時の企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時活動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

また、地下街等において、複数の管理者が存する場合は、横断的な組織である協議会などを設置し、情報伝達及び避難体制等の確立に努めるものとします。

なお、企業は、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。

(2) 地下街等における浸水対策

ア 避難確保計画の作成

(ア) 本計画別冊「第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」に施設の名称及び所在地が定められた地下街等の所有者等は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「横浜市地下街等の避難確保計画作成マニュアル」又は「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」（平成16年5月、財団法人 日本建築防災協会）等を踏まえ、避難確保計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進する義務があります。

(イ) 前記(ア)により避難確保計画を作成又は変更したときは、これを市長に報告するとともに、自ら公表しなければなりません。

イ 出入口部等における浸水対策

地上出入口のかさ上げや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水堰、防水扉等の設置や土のう、防水パッキンの備蓄等に努めるものとします。

ウ 避難口・避難路の表示

不特定かつ多数の者が利用する施設については、利用者が迅速かつ確実に避難できるように、避難口及び避難路に、誘導表示を設置するとともに、その周知に努めるものとします。

エ 排水施設からの逆流防止

構内下水の排水特性等を踏まえた上で、排水施設からの逆流防止対策として逆流防止弁の設置等に努めるものとします。

オ 電源設備等の浸水対策

電源設備等が浸水しないように地上及び高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保、排水ポンプの拡充等に努めるものとします。

(3) 企業に対する防災活動の指導

安全管理局長等の関係区局長は、あらゆる機会をとらえて企業の職員の防災意識の高揚を図るとともに、防災に関する優良企業に対する表彰、企業防災マニュアルの作成等の指導を実施するものとします。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとします。

4 応急手当の普及啓発

安全管理局

安全管理局長は、救急隊が到着する前の住民等による適切な応急手当により、傷病者の救命効果の向上を図るとともに、風水害等の大規模災害時における市民の救護能力の向上のため、応急手当の方法などを普及します。

(1) 講習内容

普通救命講習	市民等を対象に成人に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法等の実技を中心とした3時間の講習
上級救命講習	市民等を対象に、成人、小児及び乳児等に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法に傷病者の管理法等を加えた8時間の講習
応急手当普及員講習	職場等で応急手当の方法を従業員等に普及指導するためのリーダーを養成する24時間の講習

(2) 普及計画

広く市民が、応急手当の方法を習得することを最終目的として、「横浜市中期計画」の中で普及を推進していきます。

第2節 防災訓練の実施

安全管理局
(危機管理室)

訓練は、風水害等に伴う各種災害発生、拡大の防御、被害の軽減を図るため、防災に関する知識及び技能の修得を通じ、職員の防災意識の高揚、住民に対する防災知識の普及を目的として、実施します。

なお、訓練は、実地訓練のほか図上訓練も含み、市長、局長又は区長等が水防月間、土砂災害防止月間などの機会をとらえ適時実施します。

1 訓練重点指針

訓練項目	1 気象予警報、水防警報等の情報受伝達及び災害情報等の収集、伝達及び報告
	2 水防対策諸活動の知識、技能の習得
	3 避難、誘導體制の確認
	4 動員、配備体制の確保
	5 市災害対策本部及び区災害対策本部の設置、運営
	6 広報体制の確立
	7 風水害に対する知識の普及
	8 町の防災組織が行う防災訓練等の推進及び指導
	9 本市及び防災関係機関の連携活動の強化
	10 女性・子どものニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等
	11 その他必要な技術及び知識の習熟

2 訓練の種類

(1) 各種訓練

水防訓練	風水害の防御と避難者の安全確保等、風水害による被害を軽減するための水防活動訓練
災害救助訓練	多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護、救急及び被災者に対する給水、給食等市民の生命身体を災害から保護するための訓練
避難訓練	避難勧告等及び避難誘導など地域住民を安全に避難施設へ避難させるための訓練
情報受伝達訓練	災害情報の収集、伝達及び被害状況の収集、報告等迅速的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立するための訓練
動員訓練	勤務時間外において発災した場合、災害に対処するために必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練

(2) 総合訓練

本計画で定める被害想定を基本として、本市防災組織と関係機関との合同により、上記の各種訓練を総合して行う訓練とします。

市内主要河川である鶴見川、柏尾川、帷子川、境川の各流域では、適時、本市防災組織と関係機関との合同により総合訓練を実施します。

第3節 ボランティアとの協力体制

本市では、災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを推進します。

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、看護師、被災宅地危険度判定士などそれぞれ専門的な知識、技能や特定の資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所での炊き出しや物資の仕分けなど特別の資格や技術、知識を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。それぞれの活動分野は、おおむね次のとおりです。

項目	専門的ボランティア	一般的ボランティア
ボランティアの活動分野	1 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師等の医療関係従事者 2 被災宅地危険度判定士 3 通訳（外国語、手話）、翻訳 4 被災者への心理治療 5 高齢者、障害者等の看護 6 アマチュア無線技士等 7 その他専門知識・技能を要する活動等	1 避難所の運営への協力 2 炊き出し、食料等の配布 3 救援物資や義援品の仕分け・配給 4 高齢者、障害者等要援護者の介護 5 清掃 6 安否情報、生活情報の収集・伝達 7 その他被災地における軽作業等

健康福祉局
まちづくり調整局
都市経営局
安全管理局
(危機管理室)

2 ボランティアが活動しやすい環境の整備

(1) 協力、信頼関係の確立

市内のボランティア団体が、自主的に設立した横浜災害ボランティアネットワーク会議等との交流・連携を日ごろから深め、本市と横浜災害ボランティアネットワーク会議や関係団体との協働により整備した受入れ・派遣体制づくりのガイドラインに沿って、ボランティアが円滑に活動できる体制づくりを推進します。

(2) ボランティア需要の把握及びボランティアへの情報発信

円滑かつ効果的にボランティア活動を行うためには、的確な情報を提供する必要があります。

本市では、区災害対策本部にボランティア班を設置し、災害時におけるボランティア活動の連絡調整にあたる対応窓口を明確にするとともに、情報及び活動場所の提供等を行います。

(3) 市民活動保険制度

災害発生後、市内在住者等のボランティア、ボランティア団体等による災害救援活動中に発生した事故については、原則として横浜市市民活動保険の対象となります。（※事故の発生状況により対象とならない場合があります。）

3 専門的ボランティアの養成・登録

(1) 被災宅地危険度判定士

災害に伴い、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図るための危険度判定を実施する「被災宅地危険度判定士」の養成、体制の整備等を推進します。

(2) その他の専門的ボランティア

医師、看護師等の医療従事者、高齢者、障害者等の看護など専門的な知識や技能、資格等を有するボランティアは、原則として、その技能ごとに必要な環境整備を推進します。

まちづくり調整局
健康福祉局
都市経営局
安全管理局
(危機管理室)

区分		担当部署	内容
医療 ボ ラ ン テ ィ ア	医 師 薬 剤 師 看 護 職	健康福祉局 保健事業課	被災状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付・登録を、発災後に実施する。
福祉関係		健康福祉局 福祉保健課 地域支援課	福祉関係のボランティアは、災害時に限られるものではなく、高齢社会においてそのニーズは、ますます大きくなっている。ボランティア登録は、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会等で行うことができる。
外国語の通訳・翻訳		都市経営局 国際政策課	外国語の通訳・翻訳関係のボランティアは、災害時に限られるものではなく、(財)横浜市国際交流協会(YOKE)や国際交流ラウンジなどでは、平常時から、外国語の通訳をするボランティアの派遣を行っており、災害時についても連携・協力を図る。
アマチュア無線技士		安全管理局 危機管理室	横浜市アマチュア無線非常通信協力会と災害時の協力に関する協定を締結している。

4 一般ボランティアとの協力体制の確立

ボランティアは、自発的で自由な意志による公益的な活動であり、行政とは、お互いの立場を尊重し、お互いの良さを生かしつつ、協力して被災市民の救援・救護・自立の援助にあたることを基本とします。

(1) 横浜災害ボランティアネットワーク会議との協力

平成8年5月、災害発生時に、市民への救援活動を積極的に行おうとする市内のボランティア団体が、横浜災害ボランティアネットワーク会議を設立し、お互いの主体性を尊重しながらも、平常時から分野を越えた幅広い交流を図っています。この会議には、本市もオブザーバーとして参加し、状況に応じた協力体制づくりを共に進めています。

項目	主な活動	主な構成団体 (平成21年4月末日現在)
横浜災害ボランティアネットワーク会議	1 ボランティア団体間での交流と情報交換 2 適切な支援活動を行うための研修会等の開催 3 被災地の状況に応じた効果的な支援プログラムの開発・実施 4 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 5 各区におけるボランティア団体間のネットワーク化の推進 6 災害ボランティアシミュレーション事業の実施	(財)横浜YMCA、ガールスカウト横浜市連絡協議会、神奈川県生活協同組合連合会、(財)横浜市国際交流協会、(社)横浜市身体障害者団体連合会、学校法人岩崎学園、ボーイスカウト横浜市連合会、鶴見区災害ボランティアネットワーク、港北区災害ボランティア連絡会、金沢区災害ボランティアネットワーク、緑区防災ネットワーク委員会、横浜栄・防災ボランティアネットワーク、磯子区災害ボランティアネットワーク、保土ケ谷区災害ボランティアネットワーク、泉区災害ボランティア連絡会、西区災害ボランティアネットワーク、とつか災害救援活動ネットワーク、(社福)横浜市社会福祉協議会 ほか

(2) 区における体制づくり

ボランティア活動は、被災した地域に入って展開されるため、ボランティア活動拠点が区単位で必要となります。区長は、災害発生時にボランティアの需要の把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをするボランティア団体等の活動を支援します。

ア 顔の見える関係づくりの推進

災害発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、市民、地域のボランティア団体、地域防災拠点等の関係者間で、顔の見える関係ができており、連絡調整や協力・連携が図りやすい体制となっていることが非常に大切です。

区長は平常時から、「横浜災害ボランティアネットワーク会議」やボランティア団体と協力し、防災訓練やボランティア・シミュレーション活動等を通じて顔の見える関係づくりを推進します。

イ 区内ボランティア団体間のネットワーク化の早期確立

区長は平常時から「横浜災害ボランティアネットワーク会議」と協力し、受入れ・派遣体制づくりのガイドラインに沿って、区内ボランティア団体間のネットワーク化を早期に確立し、区における体制づくりを推進します。

5 赤十字防災ボランティア

日本赤十字社神奈川県支部は、日本赤十字社が行う災害救護救援活動に参加、協力する個人、団体等の防災ボランティアの育成及び活動を推進しています。本市は、防災ボランティアの育成について、日本赤十字社神奈川県支部と協力体制づくりを進めていきます。

(1) 防災ボランティアの育成

赤十字防災ボランティアの登録希望者を対象として、養成研修会を開催しています。

(2) ボランティアリーダー・地区リーダーの養成

組織的かつ効果的にボランティア活動を展開するためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要です。そのため、赤十字防災ボランティアリーダー、地区リーダー等を養成するため、防災ボランティア地区リーダー養成研修会を開催しています。

連絡先	日本赤十字社神奈川県支部 電話 045-681-2123 (※平成22年3月(予定)までは、045-628-6306)
------------	--

6 ボランティア意識の啓発

ボランティア団体が災害を視野に入れたネットワークづくりを行いながら、市民や関係者に向けて行う事業の共催等を通じ、ボランティア意識の高揚を図ります。

第6章 災害に強い地域づくり

区役所

第1節 区防災対策連絡協議会の設置

区長（区役所）が行う区内の災害対策は、災害発生時はもとより平常業務の中でも本市各局の出先機関をはじめ、防災関係機関・団体との緊密な連携がなければ、推進することが困難です。

このため、区内の災害対策関連業務を一体となって推進するとともに、災害時の連携強化を目的として各区に「防災対策連絡協議会」を設置しています。

1 主な構成機関

主な構成機関は次のとおりです。

区 防 災 対 策 連 絡 協 議 会 の 主 な 構 成 機 関	区役所（土木事務所を含む。）、消防署、各水道局サービスセンター、警察署、連合町内会・自治会、医師会、消防団、商店街会、小・中学校校長会、各ライフライン機関、婦人団体、日赤奉仕団など
---	--

2 組織・運営

各区ごとに組織、運営に関する要綱、会則などを制定し協議会を運営しています。

第2節 地域に対する防災活動の指導・助成

災害が発生した場合、市民が生命、財産を守るためには、平素から市民の防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動が必要です。

このため、地域の防災活動の指導・助成を行っています。

1 町の防災組織

本市では、区役所、消防署が中心となり、自治会、町内会を単位とする「町の防災組織」づくりを推進しています。

「町の防災組織」は各自治会・町内会の防災活動に必要なことがらを定め、災害による被害の発生、拡大を防止することを目的としています。

(1) 計画の内容

町の防災組織では、活動計画を定め、地域の防災体制づくりをしています。

町の防災組織の定める活動計画	<ol style="list-style-type: none">1 防災組織の編成及び任務分担に関すること2 防災知識の普及に関すること3 防災訓練の実施に関すること4 情報の収集及び伝達に関すること5 出火の防止及び初期消火に関すること6 救出救護に関すること7 避難誘導に関すること8 給食給水に関すること
----------------	--

安全管理局
区役所

(2) 「町の防災組織」に対する活動助成

本市では、町の防災組織が災害時に機能を十分に発揮し、組織的な活動を実施するため、防災訓練、防災資機材の購入等の自主的な防災活動を支援することを目的として、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しています。

2 家庭防災員

本市では、市民を対象に、毎年5,000人を家庭防災員として委嘱し、「みずからの家庭は、みずからの手で守る。」ための知識と技術を身に付け実践活動を通じ隣近所への防災の輪を広げることとしています。

第3節 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設には、寝たきりやからだの不自由な高齢者、あるいは障害（児）者といった、災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所、通所しており、これらの人々の安全を図るためには、日ごろから十分な防災対策を講じておくことが必要です。

1 防災計画の策定

災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定します。

2 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施します。

3 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が損傷したりすることのないよう、施設や付属危険物を常時点検します。とりわけ、火気については日ごろより安全点検を行います。

4 避難体制等の整備、確認

緊急に避難を要する場合における避難の方法、避難先、避難路等について事前に定めておくとともに、関係者に対する周知徹底を図ります。また、避難者受入施設における救護救護の体制についても、災害発生時に混乱を招くことがないように、事前に確認をとっておくこととします。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の入所（通所）者は、自力での避難が困難な人が多く、他の人の介助が必要とならざるをえません。実際の災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、必要に応じて、隣接自治会・町内会等と協定を結び、地域住民の協力が得られる体制作りを推進します。

6 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族に確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行います。

第4節 要援護者対策

地域の中には、水害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しい認知症や寝たきりの状態・移動に介助が必要な要援護高齢者、身体障害や知的障害、精神障害のある障害（児）者、乳幼児・児童、負傷者・病弱者、妊産婦等（以下「在宅要援護者」という。）が暮らしています。

本市では、在宅要援護者やその家族、地域住民が安心して暮らすことができるよう、在宅要援護者の安全確保及び早期に生活の安定を図るための在宅要援護者対策を推進します。

1 対象者の範囲

対象とする在宅要援護者の範囲は、在宅で生活を営み、おおむね次に掲げるいずれかに該当する者及びこれに準じる援護を必要とする者とします。

区 分	対 象 者
高 齢 者	おおむね 65 歳以上の者で次に掲げる者 1 要介護度が3以上の者 2 要支援以上の単身者 3 要支援以上の高齢者のみの世帯の者 4 認知症のあるもの
障 害（児）者	1 障害程度区分認定を受けている障害者（身体、知的、精神） 2 視覚障害者、聴覚障害者で身体障害者手帳1級から3級の者 3 障害児
難病等在宅療養者	
乳 幼 児・ 児 童	乳幼児、小学校低学年
負 傷 者・ 病 弱 者	けがをしている者、病弱な者
妊 産 婦	妊娠中の女性及び産後2箇月を経過しない女性

2 在宅要援護者の事前対策

(1) 自主防災意識の向上

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、在宅要援護者やその家族に対し、避難準備（要援護者避難）情報等の情報に十分注意し、早めの段階で避難行動が開始できるよう準備をすることなどについて助言します。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から在宅要援護者を守る」という自主防災意識の向上を図るため普及啓発活動を行います。

(2) 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための体制づくりの推進

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組として、在宅要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日ごろから、民生委員・児童委員、保健活動推進員、友愛活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、在宅要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制を確立します。

(3) 避難支援プランの策定

国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえた、災害時における要援護者に対する情報伝達体制や要援護者情報の共有化、避難支援体制を整備するため「災害時要援護者避難支援システム策定の手引き」に基づき、各区において、自治会・町内会、民生委員等の協力を得て、地域による要援護者個々の避難支援プランの策定等を推進します。

(4) 在宅要援護者のための避難所の確保

避難所での避難生活が困難な在宅要援護者のために、区役所は災害警戒区域等の近隣にある社会福祉施設とあらかじめ特別避難場所の開設について協議します。

3 難病等在宅療養者に対する対策

災害発生時における病弱者の安全の確保のため、今後とも医療機関の災害発生時の機能確保対策の推進に努めるものとします。特に電気、ガス、水道の確保については、診療活動の維持に欠かせないものであることから、関係機関と密接な連携を図っていきます。また、入院患者に対する給食用食料などについては、市立病院等における備蓄を進めていきます。

4 聴覚障害者への情報配信

区災害対策本部から災害時緊急情報をファクシミリ通信網を利用して自宅のファクシミリへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

【対象者】

原則として1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファクシミリがある方

第5節 外国人等に対する支援策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人又は旅行者等に対しては、災害発生時に安心して迅速、的確な行動が出来るよう、次のような条件、環境づくりが必要です。

1 外国人等への防災知識、訓練の普及

2 災害関連情報の外国人向け情報への変換の必要性

外国人に対して、外国語による放送の実施、外国人向け防災リーフレット等の広報印刷物の配布

3 外国人・旅行者が自分で行動できる条件の整備

4 地域での外国人等のバックアップ体制の形成

以上の対策を推進するため、関係行政機関は、情報交換を行い、外国人・旅行者への支援対策を実施します。

第3部：应急对策

第1章 応急活動基本方針

1 初動体制の確立

「防災宿日直制度」等による24時間の連絡体制を確保するほか、気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置をとる。

2 災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて①区河川安全対策警戒体制、②市・区警戒本部、③市・区本部の体制とし、順次人員を増強するものとする。

3 災害種別に応じた応急活動体制の確立

河川の増水、浸水、高潮、がけ崩れによる災害に対処するため、本計画に定める水防活動、港湾・高潮災害応急対策、がけ崩れ災害応急対策に基づき、関係局（部）及び区役所が一体となって応急活動を実施する。

4 各種情報受伝達体制の確立

各種システム、ホットライン等を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難勧告等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施する。

5 区役所を中心とした救援・救助活動の実施

区役所は、危機管理システムにより風水害時の区内の情報を一元管理し、災害発生時の避難所の開設・運営、医療、防疫等の活動により直接市民を救援・救助する中心的な機関である。

このため、各地区隊及び区内の各局の出先機関は、区長の活動要請に応じて区役所と一体となった救援・救助活動を推進するとともに、連絡員を派遣するなど区役所との連絡体制を強化する。

また、区長は、区防災対策連絡協議会を通じ区域に関係する防災関係機関との連絡体制を確保し、災害発生時には、救援・救助活動等の協力を要請し、活動体制を確保する。

さらに、区長は、区域の災害が大規模となり区役所の活動人員では不足する場合は、市長に支援職員の派遣を要請し、区役所の救援・救助体制を確保する。

6 応援体制の確保

- (1) 区長は、区域に関係する防災関係機関や協定締結団体に応援を要請する。
- (2) 市長は、本市の対応能力を超えるような規模となった場合は、国、県、防災関係機関や協定締結団体に応援を要請する。

7 財政的支援の確保

風水害による被害が甚大となれば、これに対する財政的措置が重要な課題となる。

このため、市域の被害状況を的確に把握し、災害救助法などの適用による応急的に必要な救助を早期に行い、被災者の保護と、社会秩序の保全を図る。

また、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による財政的援助を受け、災害復旧事業を円滑に推進する。

第2章 防災組織体制

安全管理局
区役所

第3部

第2章

防災組織体制

第1節 夜間、休日等緊急体制

1 防災宿日直制度

夜間、休日等における風水害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、本庁舎において、次の任務について、別に指定する職員（以下「防災宿日直職員」という。）が輪番制により宿日直に従事する。また、区庁舎においても、防災宿日直制度又は区運営責任職で編成する輪番制の班体制等により、情報の收受、指令伝達等の応急対策を実施する。

任 務	<ol style="list-style-type: none">1 災害発生時の風水害等に関する情報収集及び連絡2 市・区災害対策本部又は市・区警戒本部の設置準備業務3 安全管理局危機管理室長、危機管理課長、緊急対策課長等との連絡4 区総務課長との連絡5 防災関係機関、報道機関等との連絡、情報提供等6 災害応急対策員への指示（市庁舎のみ）7 その他災害対策上必要な事項
-----	---

2 危機管理宿日直制度

夜間、休日等における危機発生時の職員の参集体制決定に必要な初期情報の収集整理及び状況判断を行うため、安全管理局の職員が輪番制により宿日直に従事する。

3 災害応急対策員

横浜市災害応急対策員設置要綱（昭和60年4月1日）に基づく「横浜市災害応急対策員」は、夜間、休日等の警戒勤務に従事し、緊急事態発生時には、市災害対策本部等が設置されるまでの間、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理室長）安全管理局危機管理課長、緊急対策課長又は防災宿日直者等の指示に従い、情報の收受、指令伝達等の応急対策を実施する。

なお、夜間、休日等における関係各区局に対する情報伝達は、別に定めるところに基づき、原則として災害応急対策員から各区局危機管理主管課長、各区防災宿日直職員等に対し行う。

4 緊急対策チーム

多数の市民の生命・財産を脅かす大規模な風水害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合には、専門的知識や経験を有する本市職員で構成する緊急対策チームを招集し、災害発生直後の限られた情報から被害状況を推定するとともに、対処方針を市長及び危機管理監に進言する。

5 区役所と消防署の連携

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が区役所に代わって実施できる事項は次のとおりである。

- (1) 初期情報の提供
消防署から区役所総務課長又は防災宿日直者に発災初期の情報を連絡する。
- (2) 情報の収集・集約
消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめる。
- (3) 市民への情報提供
広報隊等により緊急情報（河川の水位状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を市民に提供する。
- (4) 避難所の開設要請
緊急の場合（住民に危険が及ぶおそれがあると認める場合）に、消防署から電話により避難所の開設を関係者に要請する。

第2節 区河川安全対策警戒体制

1 目的

大雨・洪水注意報発表時に、区役所における雨量監視体制を強化し、安全管理局雨量観測所において基準雨量以上の降雨を観測した場合に、河川安全対策警戒体制（以下「警戒体制」という。）をとり、区役所（土木事務所を含む。）及び消防署が連携して親水拠点等の河川安全パトロール等を実施し、河川の増水時に浸水拠点等にいる者の安全を確保することを目的とする。

2 警戒体制統括者

副区長（区役所総務部長）

3 設置基準

日の出から日の入りまでの時間帯に、横浜地方気象台から市域を対象とする大雨注意報又は洪水注意報が発表され、親水拠点等の近辺及び上流に位置する安全管理局雨量観測所において基準雨量（30分で5ミリメートル）以上の降雨を観測した場合に警戒体制をとるものとする。

4 実施事項

警戒体制統括者は、「親水拠点等河川安全パトロールマニュアル」に基づき、土木事務所長及び消防署長に対して河川安全パトロール等の実施を要請する。

また、要請を受けた土木事務所長及び消防署長は連携して河川安全パトロール等を実施する。

5 廃止基準

- (1) 河川安全パトロールを実施した結果、異常がない場合
- (2) 警戒体制廃止以前、気象警報の発表等により区災害対策警戒本部が設置された場合

第3章 災害対策警戒本部の設置

第1節 目的

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、横浜市災害対策本部あるいは区災害対策本部を設置するまでに至らないときは、「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、横浜市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）及び区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置する。

第2節 市警戒本部

市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

1 市警戒本部長

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理室長）

2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第18章雪害対策による。）
- (2) 複数の区に区警戒本部が設置されたとき
 - ア 水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表され複数の区が設置したとき
 - イ 被害の発生に伴い複数の区が設置したとき
- (3) 区災害対策本部が設置されたとき
- (4) 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき
- (5) その他市警戒本部を設置する体制が必要と認められたとき
(例示)
波浪警報が発表され、市長が必要と認めるとき

3 設置場所

市庁舎5階の危機管理センター（安全管理局危機管理室）

4 構成局

警戒本部の構成局は、原則として、道路局、環境創造局、まちづくり調整局（水防警報、高潮注意報及び高潮警報を除く。）、港湾局（水防警報を除く。）及び安全管理局とする。ただし、市警戒本部長は、特定の局の管理する施設に被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、当該局を追加できる。

5 設置通知

市警戒本部長（以下「市本部長」という。）は、市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を各区局長に通知する。

6 職員の派遣

市警戒本部を構成する局の危機管理責任者は、活動方針の決定、災害応急対策の協議等のため必要に応じて情報収集員を危機管理センター（安全管理局危機管理室）に派遣する。

また、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣する。

7 主な対応

- (1) 災害に対する各種情報の収集
- (2) 職員配備状況の把握と報告
- (3) 被害情報の収集と報告
- (4) 気象及び水防等に関する情報の収集と伝達
- (5) 区警戒本部に対する指示
- (6) 複数の区にまたがる避難勧告等（避難準備情報、避難勧告及び避難指示）の発令及び実施
- (7) その他災害応急対策を実施するうえで必要な対応

8 廃止基準

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき
- (2) 市域に新たな災害の発生するおそれが解消したと認められるとき
- (3) 水防警報の解除が発表されたとき

第3節 区警戒本部

区警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

1 区警戒本部長

区危機管理責任者（副区長）

2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第18章雪害対策による。）
- (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき
- (3) 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき（沿岸6区に限る。）
- (4) 区域に風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたととき

3 設置手続

- (1) 危機管理統括責任者（安全管理局危機管理室長）に対する区警戒本部の設置報告
- (2) 区警戒本部を構成する局の署所（図1のとおり。）に対する通知

4 主な対応

- (1) 災害に対する各種情報の収集
- (2) 職員配備状況の把握と報告
- (3) 被害情報の収集と報告
- (4) 水防法及び土砂災害防止法に基づく対象施設等への情報伝達
- (5) 災害の発生が予想される地域に対する巡回警備
- (6) 避難勧告等（避難準備情報、避難勧告及び避難指示）の発令及び実施
- (7) 避難所（特別避難場所等を含む。）の開設及び運営
- (8) その他災害応急対策を実施するうえで必要な対応

5 地区隊の対応

- (1) 土木事務所及び消防署は、情報連絡担当を設置する。
- (2) 消防署にあっては、安全管理局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。

6 廃止基準

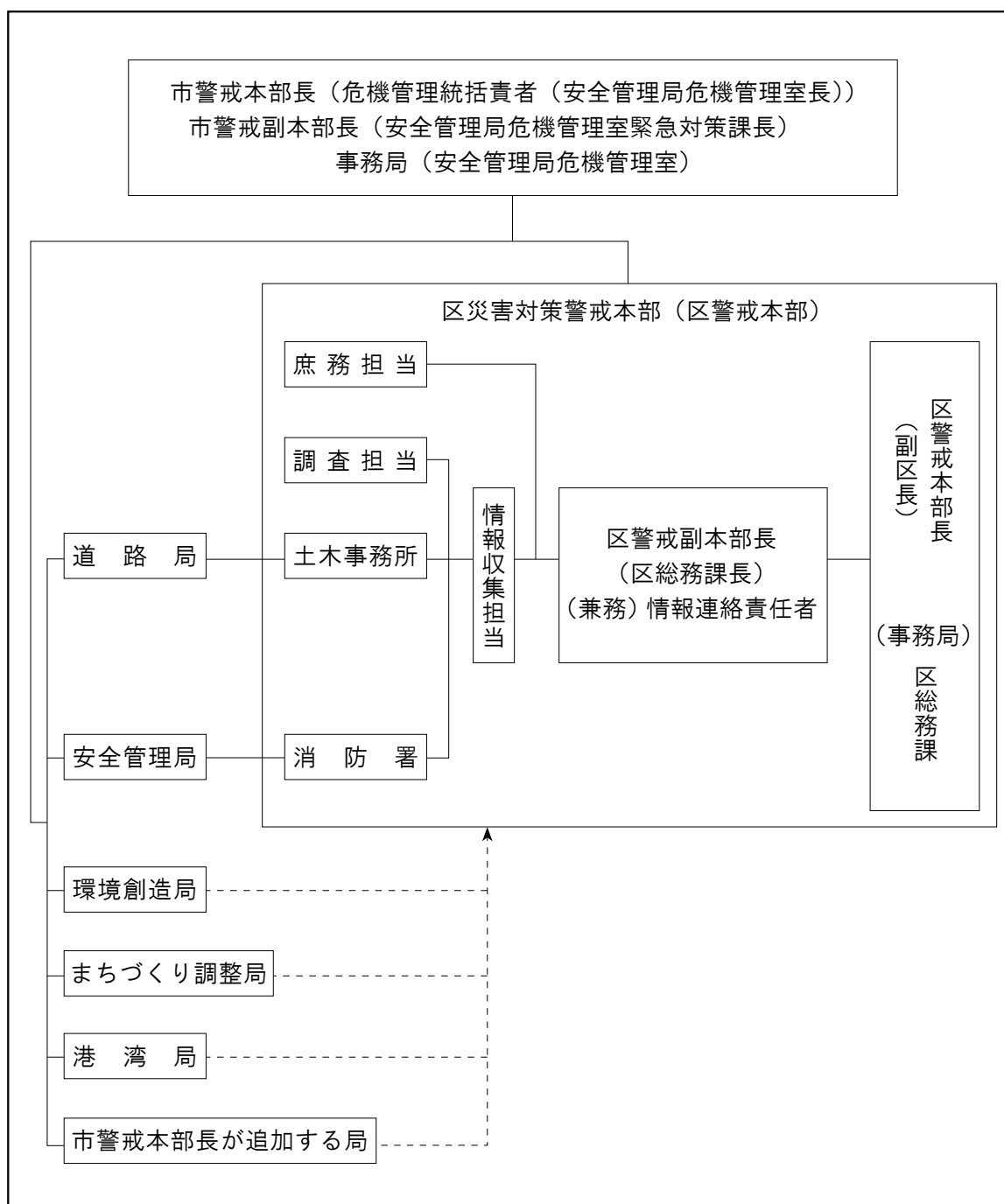
- (1) 区災害対策本部が設置されたとき
- (2) 区域に新たな災害の発生するおそれが解消したと認められるとき
- (3) 水防警報の解除が発表されたとき

第4節 組織・運営

市警戒本部及び区警戒本部の組織の構成は、原則として図1のとおりとし、それぞれの事務分掌については、原則として「表1 市災害対策警戒本部（市警戒本部）の事務分掌」と「表2 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌」による。

また、市・区災害対策警戒本部の運営上必要な資機材等については、第3部第4章第4節4「資機材等の確保」に定めるところによる。

図1 横浜市(区) 災害対策警戒本部の組織構成



注1 市警戒本部長は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できる。

注2 市警戒本部を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣する。

表1 市災害対策警戒本部(市警戒本部)の事務分掌

警戒 本部長	警戒副 本部長	主たる任務	
危機管理統括責任者(安全管理局危機管理室長)	安全管理局危機管理室緊急対策課長	環境創造局	1 市警戒本部事務局等との情報の受伝達・連絡調整に関する こと。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 その他環境創造局の所管に属すること。
		まちづくり調整局	1 市警戒本部事務局等との情報の受伝達・連絡調整に関する こと。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 がけ崩れ災害に関する応急措置等に関すること。 4 急傾斜地崩壊危険区域に関する防災対策に関すること。 5 その他まちづくり調整局の所管に属すること。
		道路局	1 市警戒本部事務局等との情報の受伝達・連絡調整に関する こと。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 その他道路局の所管に属すること。
		港湾局	1 市警戒本部事務局等との情報の受伝達・連絡調整に関する こと。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 高潮警戒区域に関する防災対策に関すること。 4 その他港湾局の所管に属すること。
		安全管理局	1 市警戒本部の運営、庶務に関すること。 2 各局及び区警戒本部等との連絡調整に関すること。 3 職員の配備・動員に関すること。 4 気象情報、水防警報及び洪水予報等の収集及び伝達に関 すること。 5 複数の区にまたがる避難勧告等(避難準備情報、避難勧 告及び避難指示)の発令及び実施に関すること。 6 災害情報の収集伝達に関すること。 7 応急対策活動の総合調整に関すること。 8 防災指令その他市警戒本部長命令の伝達に関すること。 9 市警戒本部会議の設置、運営に関すること。 10 関係機関への応援要請等に関すること。 11 本部情報の総括に関すること。

表2 区災害対策警戒本部(区警戒本部)の事務分掌

区警戒 本部長	担 当 別 任 務 分 担	
区危機管理責任者(副区長)	<p>区警戒副本部長(総務課長)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 <p>情報連絡責任者(総務課長兼務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。 	
	<p>庶務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難勧告等(避難準備情報、避難勧告及び避難指示)の発令及び実施に関すること。 6 避難所(特別避難場所等を含む。)の開設及び運営に関すること。 7 区内関係機関への応援要請等に関すること。 8 他の担当の所管に属さないこと。 	
	<p>情報収集担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、水防警報及び洪水予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。 	<p>調査担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 避難情報等の調査に関すること。
		<p>土木事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。
	<p>消防署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。 	

第4章 災害対策本部の設置

第1節 市災害対策本部

市長（市長が登庁できないときは、横浜市災害対策本部条例及び横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程で定める代理者）は、災害対策基本法第23条第1項に基づき、市庁舎5階の危機管理センター（安全管理局危機管理室）に「横浜市災害対策本部」（以下「市本部」という。）を設置する。

1 設置基準

市本部を設置する基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 災害救助法が適用される災害が発生したとき
- (2) 数区で甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

2 設置手続

市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）は、市本部を設置したときは、直ちにその旨を各区局長及び防災関係機関等に連絡するとともに、報道機関に発表する。

3 廃止基準

市本部長は、次の場合には、市本部を廃止することができる。

- (1) 市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおむね完了したと認めたとき。
- (2) その他市警戒本部に縮小することが適切であると判断されたとき。

4 廃止通知

市本部長は、市本部を廃止するときは、直ちにその旨を各部長、各区本部長、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

第2節 区災害対策本部

区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）は、次により、区役所に「区災害対策本部」（以下「区本部」という。）を設置する。

1 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市本部が設置されたとき
- (2) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき
- (3) 区域において河川の堤防の決壊もしくは、はん濫が生じたとき
- (4) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき

2 設置手続

区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に連絡する。

3 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき

4 廃止通知

区本部長は、区本部を廃止するときは、速やかに、その旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に通知する。

第3節 現地災害対策本部

1 設置

市本部長は、災害の規模及び態様により、被災現地において災害応急対策を推進するうえで必要であると認めたときは、市副本部長、市本部員その他の職員から、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、災害現地又はその周辺の施設に現地災害対策本部を設置することができる。

2 廃止

- (1) 市本部長は、被災現地において災害が拡大するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、現地災害対策本部を廃止することができる。
- (2) 市本部長は、現地災害対策本部を廃止するときは、直ちにその旨を関係区本部長、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

第4節 組織・運営

市・区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによる。

1 職務権限

- (1) 市本部
 - ア 市本部長（市長）
 - (ア) 市本部の事務の統括
 - (イ) 市副本部長、各部部長、区本部長及び現地災害対策本部長に対する指揮命令
 - (ウ) 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

- イ 市副本部長（危機管理監、副市長）
 - （ア）市本部長の補佐
 - （イ）市本部長に事故があるとき、又は市本部長が欠けたときの職務代理
 - ウ 各部部長（局長）
 - （ア）市本部長の命による市本部の事務
 - （イ）各部の所属職員に対する指示
 - エ 各部副部長（部長）
 - （ア）部長の補佐
 - （イ）部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときの職務代理
 - オ 各部班長（課長）
 - 班員に対する指示
 - カ 班員（係長、職員）
 - 班長の指示に基づく災害応急対策
- (2) 区本部
- ア 区本部長（区長）
 - （ア）市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
 - （イ）区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令
 - （ウ）各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
 - （エ）協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
 - イ 各地区隊長及び消防地区本部長（土木事務所長、消防署長）
 - （ア）所管する災害応急対策を実施
 - （イ）区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応
 - ただし、消防地区本部長は、安全管理部部長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報する。
 - ウ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）
 - （ア）区本部長の補佐
 - （イ）区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
 - エ 区本部各班長（課長）
 - 班員に対する指示
 - オ 班員（係長、職員）
 - 班長の指示に基づく災害応急対策
- (3) 現地災害対策本部
- ア 現地災害対策本部長
 - （ア）現地災害対策本部の事務を掌理
 - （イ）被災地の区本部長との連携による災害応急対策
 - イ 現地災害対策本部員
 - 現地災害対策本部長の指示に基づく災害応急対策

2 運営

(1) 市本部

- ア 市本部長は、市本部を設置したときは、災害対策の基本方針を決定するため、「横浜市災害対策本部条例」に基づき、本部会議を開催する。
- イ 市副本部長及び各部部長は、本部会議において、各部の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を市本部長に報告する。
- ウ 各部は、情報収集員1名以上を本部に派遣する。
- エ 本部会議には、必要に応じて、自衛隊、神奈川県警察（横浜市警察部）、横浜海上保安部（京浜港長）、郵便事業(株)横浜支店長、ライフライン事業者等関係機関の出席を求める。
- オ 市本部長、市副本部長、部長、班長（隊長）等が不在等の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行う。

(2) 区本部

- ア 区本部長は、区本部班長、地区隊長及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施する。
- イ 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告する。
- ウ 地区隊及び各部出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣する。
- エ 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催する。
- オ 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班（各隊）の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告する。
- カ 区本部会議には、必要に応じて、区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求める。
- キ 区本部長、区副本部長、班長（隊長）等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行う。

(3) 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部長は、市本部の指示により、被災地の区本部及び関係機関等と連携して、次の事務を行う。
- ア 被害情報、対応、支援状況、復旧状況の把握
 - イ 市本部、国、県、関係機関等との連絡調整
 - ウ 緊急を要する災害応急対策の実施
 - エ その他必要な事務

3 事務決裁処理の特例

横浜市事務決裁規程の全部改正について（昭和47年8月28日総文第22号）において、次のとおり定めている。

- (1) 災害発生時において、市長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はこれを行ういとまがない場合は、代決権者がその者にかわって臨時に決裁することができる。
- (2) 震災発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合の合議について、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができる。

4 資機材等の確保

市・区本部の開設及び運営に必要な施設を確保するため、市・区本部が設置される庁舎の管理者等は、次の措置をとる。

(1) 市本部

ア 市本部

市本部は、原則として市庁舎5階の危機管理センター（安全管理局危機管理室）に開設する。市本部が設置されたときは、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理室長）は、直ちに、市本部を運営するために次の措置をとり、防災行政用無線設備の保全等の機能を確保する。また、市本部に近接する場所に、報道用ブースを確保する。

なお、危機管理センター（安全管理局危機管理室）が使用できないときは、横浜メディアタワー21階（無線統制室）又は市長公舎等の代替施設に市本部を開設する。

イ 市本部の開設に必要な資機材等の準備

市本部の開設に必要な資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市災害対策図板 ・被害状況図板 ・携帯ラジオ ・テレビ ・消防ヘリテレ映像、自治体衛星通信映像受像装置 ・情報表示用白板 ・報道用音声端末、電源 ・危機管理システム ・その他必要資機材
-----------------------	---

ウ 無線通信機等通信手段の確保

危機管理室に、次の通信手段、無線機等を確保する。

確保する無線機等	<ul style="list-style-type: none"> ・多重系、MCA系、移動系で構築する防災行政用無線網（統制台、無線機、無線ファクシミリ、各区ホットライン、全市移動系通信所） ・無線電話、ファクシミリ（県、県警察、消防等） ・横浜市アマチュア無線中央統制局（JR1-YWC） ・危機管理システム ・衛星携帯電話 ・その他無線機能を確保するための資機材
-----------------	---

エ 自家発電設備

停電に備え自家発電設備の点検を行い電源の確保を図る。

(7) 自家発電設備

(1) 燃料

自家発電設備（非常電源）稼働により使用できる機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター（一部） ・ポンプ類 ・非常照明（各事務室：1スパンに1箇所、廊下） ・非常コンセント ・非常放送及び庁内放送 ・防災行政用無線 ・危機管理センター（安全管理局危機管理室）
----------------------------------	---

(2) 区本部

ア 区本部

区本部は、原則として区役所内のあらかじめ指定した場所に開設する。

区本部を設置したときは、区長は、直ちに区本部を運営するために次の措置をとり、防災行政用無線設備の保全等区本部の機能を確保する。

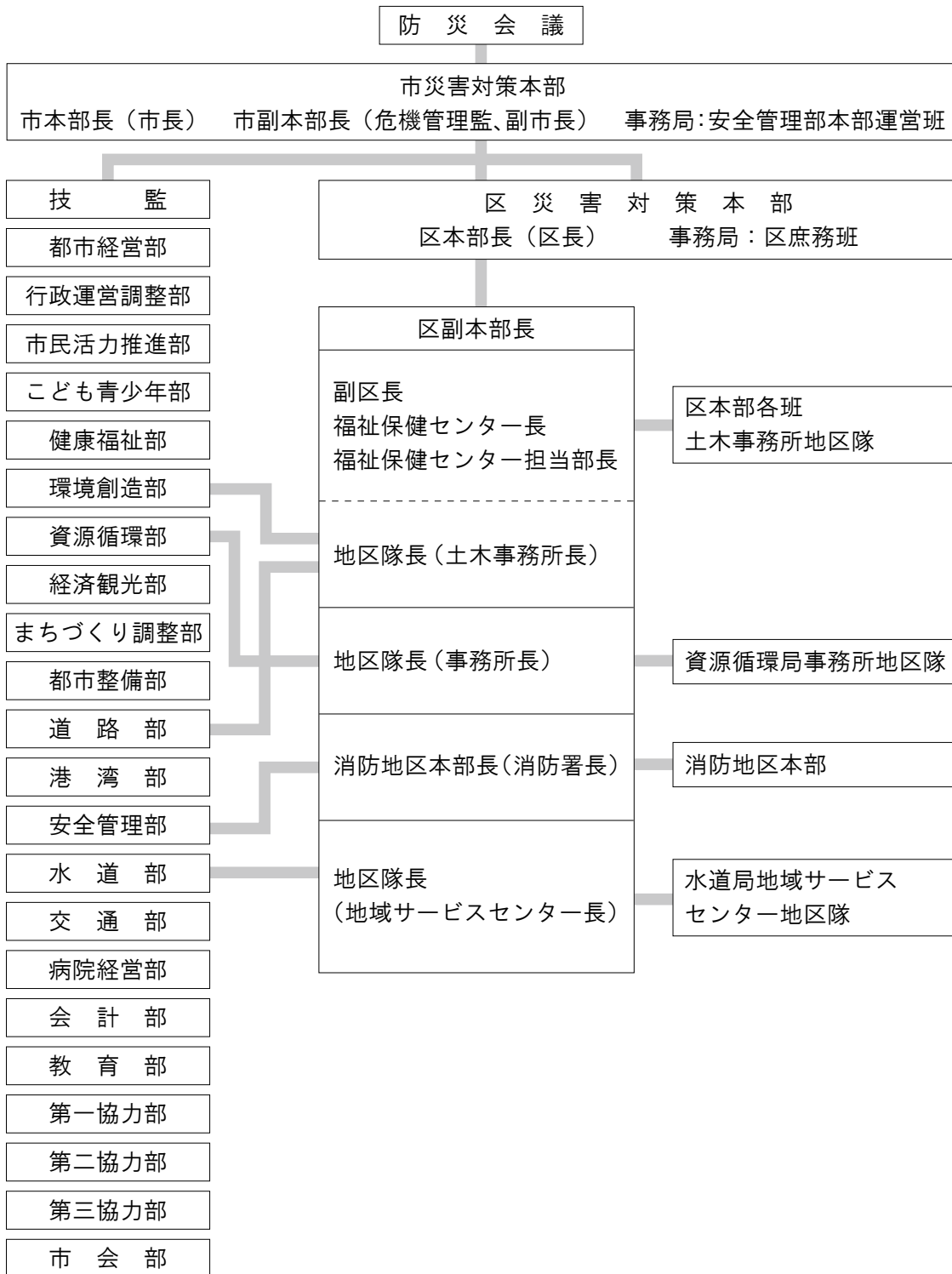
区本部の開設に必要な資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策図板 ・ 被害状況表 ・ 携帯ラジオ ・ テレビ ・ 可搬型無線機 ・ その他必要な資機材
確保する通信機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政用無線（固定系、移動系） ・ 横浜市アマチュア無線機の機能 ・ 危機管理システム
自家発電設備、携帯発電機等確保する非常電源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備の点検整備 ・ 各区所有の携帯発電機の機能点検及び燃料等の確保

(3) 市長公舎

市本部の代替施設として、次の設備を確保する。

市長公舎の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ M C A系無線機器等（無線電話、無線ファクシミリ） ・ 自家発電設備
---------	--

図1 横浜市災害対策本部の組織



- 注1 各地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 注2 消防地区本部にあつては、安全管理部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 注3 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 注4 土木事務所地区隊にあつては、道路部部長・環境創造部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 注5 災害の種別、規模及び態様により、必要に応じて現地本部を設置する。
- 注6 第一協力部：選挙管理委員会事務局、第二協力部：人事委員会事務局、第三協力部：監査事務局

第5節 市災害対策本部各部の組織及び事務分掌

1 都市経営部の組織及び事務分掌

(1) 組織

	副部長	班	班長	副班長
都市経営部部長 (都市経営局長)	都市経営戦略室長	庶務班	総務課長	
	大学担当理事	秘書班	秘書課長	
	基地担当理事	報道班	報道担当部長 ※1	報道担当課長
	経営企画調整部長	政策班	政策課長	政策課担当課長
	政策部長	国際政策班	国際政策課長	国際事業担当課長
	政策担当部長	東京事務所班	副所長	
	都市経営推進部長	大学調整班	大学調整課長	
	都市経営推進部 担当部長	基地対策班	基地対策課長	
	報道担当部長			
	秘書部長			
	国際政策室長			
	東京事務所長			
	基地対策部長			
	開港150周年・ 創造都市事業本部長			
	150周年記念事業・ 創造都市推進部長			
150周年記念事業・ 創造都市推進部 担当部長				
共創推進事業本部長				
共創推進事業本部 担当部長				

※1 副部長兼務

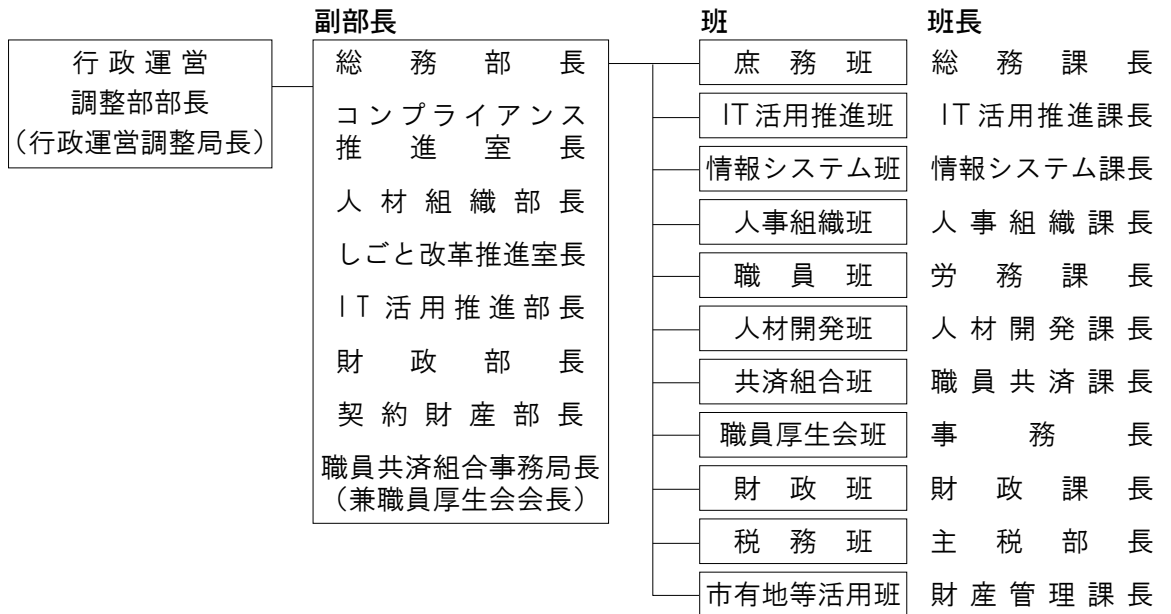
(2) 事務分掌

都市経営部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興計画に係る連絡調整に関する事。 2 部の庶務に関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。 4 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 5 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事。 6 災害関連情報の収集及び伝達に関する事。 7 部関連被害状況の集約に関する事。 8 部応急対策活動の集約に関する事。 9 部内職員の動員に関する事。 10 部内職員の厚生に関する事。 11 職員等の安否確認及び被災状況の把握等に関する事。 12 所管施設の管理保全に関する事。 13 部災害応急対策計画の策定に関する事。 14 部災害復旧計画の策定に関する事。 15 区本部への支援職員の派遣に関する事。 16 都市経営部報道班の安全管理部本部運営班への派遣に関する事。 17 安全管理部本部運営班への支援職員の派遣に関する事。 18 他の班の所管に属さない事。 19 その他特命事項に関する事。
政策班	災害復興計画の構想検討に関する事。
秘書班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長（副市長に限る。）の秘書に関する事。 2 市長公舎の管理保全に関する事。 3 見舞者の接遇に関する事。
報道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 災害関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 <p>※ 災害対策本部設置時は、安全管理部本部運営班において活動</p>
国際政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 海外からの支援に係る連絡調整に関する事。 2 領事館及び各国大使館との連絡調整に関する事。 3 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関する事。
東京事務所班	国会、各省庁、各地方自治体、その他諸機関との連絡調整に関する事。
大学調整班	公立大学法人横浜市立大学（以下「横浜市立大学」という。）との連絡調整に関する事。
基地対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 在日米軍の情報収集に関する事。 2 在日米軍との連絡調整に関する事。

2 行政運営調整部の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

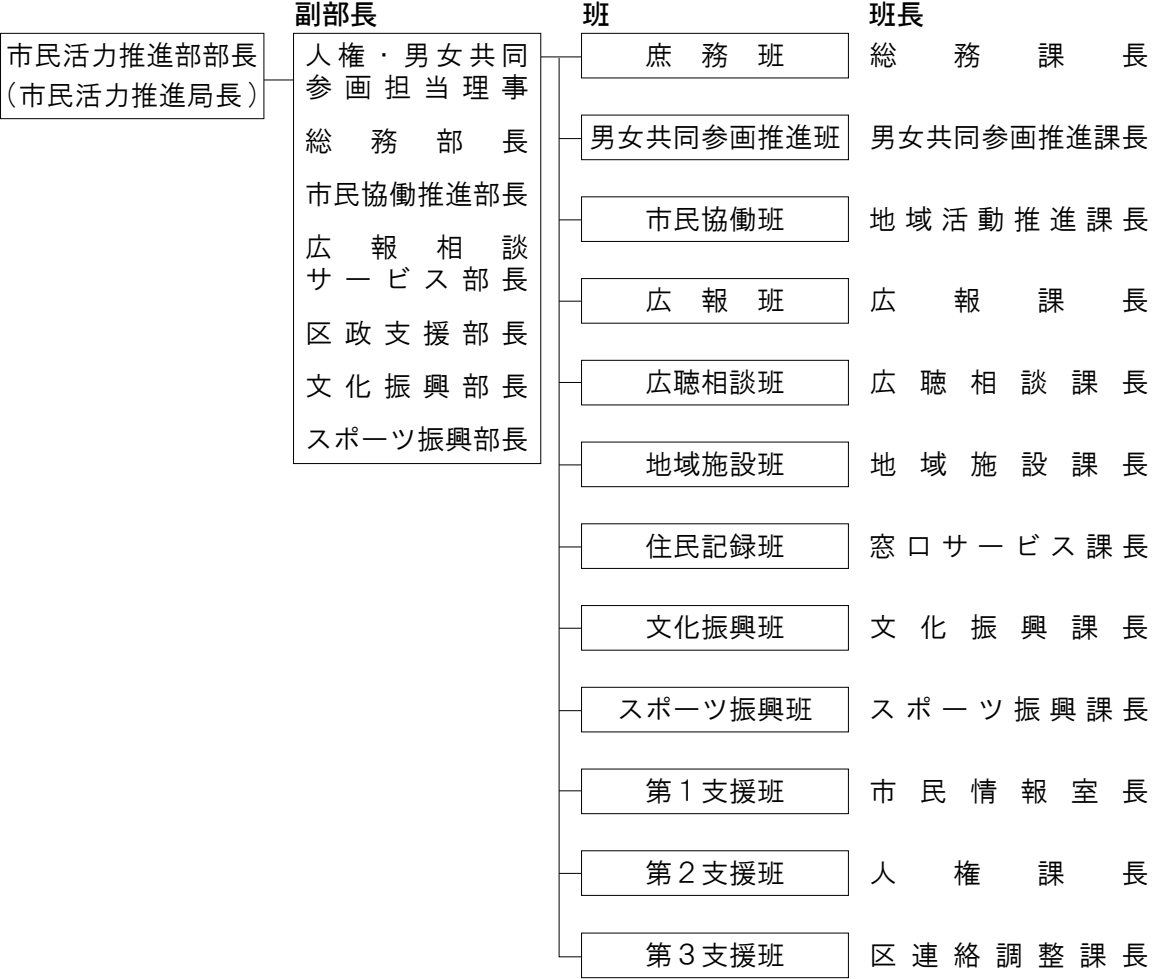
行政運営調整部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 6 部関連被害状況の集約に関すること。 7 部応急対策活動の集約に関すること。 8 部内職員の動員に関すること。 9 部内職員の厚生に関すること。 10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 11 本庁舎の管理保全等に関すること。 12 所管車両の保全に関すること。 13 輸送業務に関すること。 14 重要文書及び公印の保全に関すること。 15 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。 16 部の予算、経理に関すること。 17 部災害応急対策計画の策定に関すること。 18 部災害復旧計画の策定に関すること。 19 区本部への支援職員の派遣に関すること。 20 安全管理部本部運営班への支援職員の派遣に関すること。 21 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。 22 他の班の所管に属さないこと。 23 その他特命事項に関すること。
IT活用推進班	1 高度情報システムの災害時における活用・調整に関すること。 2 災害情報等のインターネットへの情報発信に関すること。
情報システム班	電算システムの保全に関すること。

班	事務分掌
人事組織班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員状況の集約に関する事。 2 職員のり災状況の集約に関する事。 3 他都市応援職員の受け入れ及び配備計画に関する事。 4 職員等災害対策要員のローテーション計画に関する事。
職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与に関する事。 2 職員配備に伴う勤務条件等に関する事。 3 職員の厚生に係る連絡調整に関する事。 4 公務災害補償に関する事。
人材開発班	横浜市研修センターの管理保全に関する事。
共済組合班	<ol style="list-style-type: none"> 1 共済組合の資産保全に関する事。 2 共済組合の電算システムの保全に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 年金等給付業務に関する事。 5 住宅に係る災害貸付、その他組合員への貸付けに関する事。
職員厚生会班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び施設利用者の被害状況の集約に関する事。 2 職員厚生会の資産保全に関する事。 3 職員厚生会の電算システムの保全に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 固有職員の安否の確認及びり災状況の把握に関する事。 6 施設の復旧計画の策定に関する事。 7 被害会員への給付業務に関する事。
財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の資金調達に関する事。 2 各区局に対する予算執行支援に関する事。 3 救助、復旧事業費の概算予測に関する事。 4 市債及び交付税の確保に関する事。 5 国庫補助の要望に関する事。 6 災害対策予算の総合調整に関する事。 7 災害復旧予算の編成及び執行管理に関する事。 8 その他財源調達及び災害対策予算等に関する事。
税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う市税の申告期限の延長及び減免等の市税緩和措置に関する事。 2 市税電算システム（他の局の主管に属するものを除く。）の保全に関する事。 3 区税務職員の他区税業務への応援に関する事。 4 建物等の被害認定調査の支援に関する事（災害救助法が適用された場合）。 5 市税電算業務の安定稼働に関する事。 6 その他市税に関する事。
市有地等活用班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に活用可能な市有地等に係る連絡調整に関する事。 2 市有地等の危険確認に関する事。
物資調達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資及び役務調達状況の把握に関する事。 2 応急工事の実施状況の把握に関する事。 3 災害時契約手続きに係る連絡調整に関する事。 4 復興工事の契約に関する事。

3 市民活力推進部の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

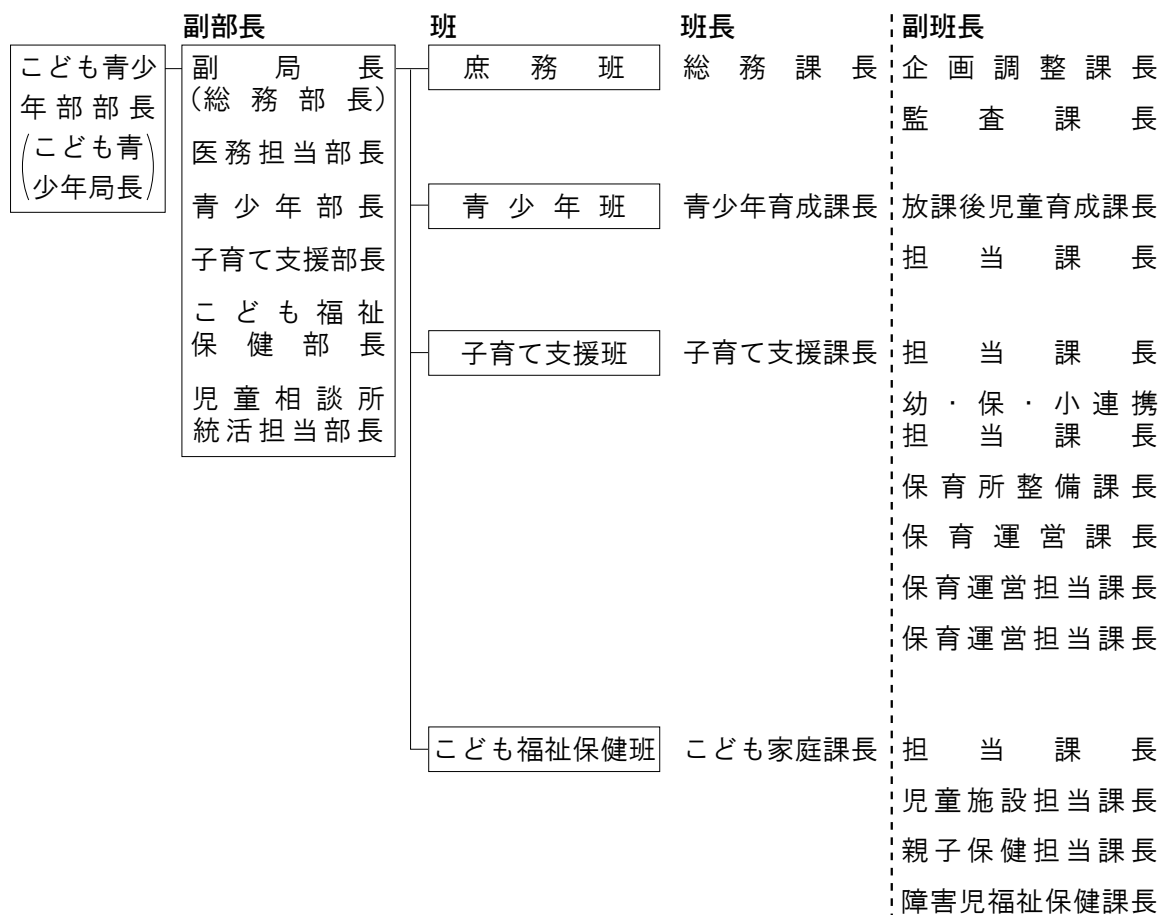
市民活力推進部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 本部、区本部その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 気象及び河川情報の収集及び伝達に関する事。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関する事。 6 部関連被害状況の集約に関する事。 7 部応急対策活動の集約に関する事。 8 部内職員の動員に関する事。 9 部内職員の厚生に関する事。 10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 11 所管施設の管理保全に関する事。 12 部の予算、経理に関する事。 13 部災害応急対策計画の策定に関する事。 14 部災害復旧計画の策定に関する事。 15 区本部への支援職員の派遣に関する事。 16 他の班の所管に属さない事。 17 その他特命事項に関する事。

班	事務分掌
男女共同参画推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画センターの被害状況の把握に関する事。 2 男女共同参画センターに係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 女性相談窓口の開設に関する事。
市民協働班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関する事。 2 地域住民組織との連絡調整に関する事。
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関連情報の広報に関する事。 2 映像記録に関する事。
広聴相談班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広聴相談に関する事。 2 臨時市民相談室の開設及び「緊急問い合わせ」に関する事。
地域施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区庁舎等の被害状況の把握に関する事。 2 区庁舎等に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 地区センターその他市民利用施設の被害状況の把握に関する事。 4 地区センターその他市民利用施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 5 救援活動拠点としての地区センターその他市民利用施設の使用状況の把握に関する事。 6 上郷森の家における他都市応援職員の宿泊等に係る連絡調整に関する事。
住民記録班	住民記録システムの保全に関する事。
文化振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の管理保全に関する事。 2 救援活動拠点としての施設使用に係る連絡調整に関する事。
スポーツ振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の管理保全に関する事。 2 救援活動拠点としての施設使用に係る連絡調整に関する事。
第1～3支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 特命事項に関する事。 2 緊急を要する他の班への協力に関する事。

4 こども青少年部の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

こども青少年部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none">1 部の庶務に関すること。2 部内各課班の連絡調整に関すること。3 本部、区本部その他関係機関との連絡調整に関すること。4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。6 部関連被害状況の集約に関すること。7 部応急対策活動の集約に関すること。8 部内職員の動員に関すること。9 部内職員の厚生に関すること。10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。11 所管施設の管理保全に関すること。12 部の予算経理に関すること。13 部災害応急対策計画の策定に関すること。14 部災害復旧計画の策定に関すること。15 区本部への支援職員の派遣に関すること。16 他の班の所管に属さないこと。17 その他特命事項に関すること。
青少年班	<ol style="list-style-type: none">1 所管施設の被害状況の把握に関すること。2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。
子育て支援班	<ol style="list-style-type: none">1 所管施設の被害状況の把握に関すること。2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。
こども福祉保健班	<ol style="list-style-type: none">1 所管施設の被害状況の把握に関すること。2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。3 児童の援護対策計画に関すること。4 児童に係る諸問題の把握に関すること。5 入所、通園児童の安全確保に関すること。6 特別避難場所としての受入体制の確保に関すること。7 入所者、避難者の援護に関すること。8 所管施設の管理保全に関すること。9 入所者、避難者等からの要望調査に関すること。10 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。

5 健康福祉部の組織及び事務分掌

(1) 組織

健康福祉部 部長 (健康福祉局長)	副部長	班	班長	副班長
	保健所長 担当理事 副局長 企画部長	庶務班	総務課長	総務課担当課長 職員課長 相談調整課長 監査課長 企画課長 企画課担当課長
	地域福祉保健部長 生活福祉部長	地域福祉保健班	福祉保健課長	福祉保健センター担当課長 人材育成担当課長 地域支援課長
	保護担当部長 障害福祉部長	生活福祉班	保護課長	援護対策担当課長 保険年金課長 収納対策担当課長 医療援助課長
	高齢健康福祉部長 健康安全部長	障害福祉班	障害企画課長	障害福祉課長 障害支援課長
	医務担当部長 監視等担当部長 施設等担当部長	高齢健康福祉班	高齢健康福祉課長	高齢在宅支援課長 高齢施設課長 高齢施設整備担当課長 介護保険課長 事業指導室長
	新型インフルエンザ 対策担当部長 衛生研究所長	葬務班	環境施設課長	
		保健医療班	保健事業課長	医療政策課長 医療政策課担当課長 地域医療担当課長 救急・災害医療担当課長 医療安全課長 事業推進担当課長 保健事業課担当課長
		健康安全班	健康安全課長	生活衛生課長 食品衛生課長 動物愛護センター 整備担当課長
		各斎場班	久保山・戸塚 南部・北部斎場長	
		各食品衛生検査所班	本場食品衛生検査所長 南部市場食品 衛生検査所長	
		食肉衛生検査所班	食肉衛生検査所長	食肉衛生検査所副所長
		畜犬センター班	畜犬センター所長	
		衛生研究所庶務班	管理課長	機能強化担当課長
		衛生研究所検査班	検査研究課長	感染症・疫学情報課長 検査研究担当課長

(2) 事務分掌

健康福祉部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none">1 部の庶務に関する事。2 部内各課班の連絡調整に関する事。3 本部、区本部その他関係機関との連絡調整に関する事。4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事。5 災害関連情報の収集及び伝達に関する事。6 部関連被害状況の集約に関する事。7 部応急対策活動の集約に関する事。8 部内職員の動員に関する事。9 部内職員の厚生に関する事。10 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事。11 所管施設の管理保全に関する事。12 部の予算経理に関する事。13 部災害応急対策計画の策定に関する事。14 部災害復旧計画の策定に関する事。15 区本部への支援職員の派遣に関する事。16 他の班の所管に属さない事。17 その他特命事項に関する事。
地域福祉保健班	<ol style="list-style-type: none">1 災害救助法の適用及び実施に関する事。2 生活必需品等の県の事務に係る調整に関する事。3 救援物資に関する事。4 義援金窓口の開設及び周知に関する事。5 日本赤十字社、共同募金会、その他社会福祉団体との連絡調整に関する事。6 生活福祉資金等の貸付に係る市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。7 災害弔慰金・見舞金、災害援護資金等に関する事。8 義援金配分委員会に関する事。
生活福祉班 (本部及び 福祉施設担当)	<ol style="list-style-type: none">1 所管施設の被害状況の把握に関する事。2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。3 被災者の生活支援に係る援護対策計画に関する事。4 生活保護に関する事。5 国民健康保険に関する事。6 国民年金に関する事。7 被災者に対する後期高齢者医療、医療費助成の支払いに関する事。8 施設利用者の安全の確保に関する事。9 施設利用者の援護に関する事。10 所管施設の管理保全に関する事。

班	事務分掌
障害福祉班 (本部及び) 福祉施設担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者福祉施設の被害状況の把握に関する事。 2 障害者福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 障害者の援護対策計画に関する事。 4 障害者支援に係る問題の把握に関する事。 5 入所、通所障害者の安全確保に関する事。 6 特別避難場所としての受入体制の確保に関する事。 7 入所者、避難者の援護に関する事。 8 所管施設の管理保全に関する事。 9 入所者、避難者等からの要望調査に関する事。 10 こころのケアに関する事。 11 精神科医療・精神科救急医療に関する事。 12 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
高齢健康福祉班 (本部及び) 福祉施設担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉施設の被害状況の把握に関する事。 2 高齢者福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 高齢者の援護対策計画に関する事。 4 高齢者介護に係る問題の把握に関する事。 5 入所、通所高齢者の安全確保に関する事。 6 特別避難場所としての受入体制の確保に関する事。 7 入所者、避難者の援護に関する事。 8 所管施設の管理保全に関する事。 9 入所者、避難者等からの要望調査に関する事。 10 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
葬務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 斎場の利用調整に関する事。 2 他都市斎場での火葬の連絡調整に関する事。 3 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関する事。 4 墓地・霊堂の管理保全に関する事。 5 遺体安置所の運営状況の把握に関する事。 6 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の配備計画に関する事。 2 遺体の検案処理に係る連絡調整に関する事。 3 他都市医療応援職員、医療ボランティアの受入れ及び配備計画に関する事。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。 5 避難所等での保健指導に関する事。 6 避難所等での巡回診療計画に関する事。 7 医療機関の被害状況の把握に関する事。 8 仮設救護所等の運営状況等の把握に関する事。 9 診療可能医療機関の情報提供に関する事。 10 患者の転院搬送に係る総合調整に関する事。 11 基幹病院（市立病院、地域中核病院等）の運営確保に関する事。 12 備蓄医薬品等の補給計画に関する事。 13 医療品の供給協力に関する協定に基づく関係機関への協力要請に関する事。 14 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。

班		事務分掌
健康安全班		1 健康安全班（実働班）に関すること。 2 消毒及び衛生に係る連絡調整に関すること。 3 防疫用薬剤、器材等の調達に関すること。 4 生活用水及び食品の衛生確保に関すること。 5 災害応急用井戸の情報提供に関すること。 6 動物の保護収容及び治療計画に関すること。 7 横浜市獣医師会との連絡調整に関すること。 8 防疫活動に係る連絡調整に関すること。 9 防疫広報に関すること。 10 特定動物の飼養状況の安全確認に関すること。 11 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
各斎場班		1 火葬に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。 3 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
食肉衛生検査所班		1 食肉の衛生確保に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。
食品衛生検査所班		1 食品の衛生確保及び鮮度不良食品の排除に関すること。 2 保管薬品、機器類等の保全に関すること。 3 市場内の衛生確保に関すること。 4 食用不可等の廃棄物による危害発生防止に関すること。
畜犬センター班		1 犬の保護収容及び治療に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。
衛生研究所隊	庶務班	1 健康福祉部庶務班の事務分掌に準ずる。 2 保管薬品及び機器類等の保全に関すること。
	検査班	1 飲料水及び食品の衛生検査に関すること。 2 防疫関係の検査に関すること。

6 環境創造部の組織及び事務分掌

(1) 組織

	副部長	班	班長	副班長
環境創造部 部長 (環境創造局長)	みどりアップ推進担当理事	庶務班	総務課長	経理課長 経営課長 地籍調査課長
	地球温暖化対策事業本部長	企画班	企画課長	温暖化対策課長
	総務部長	技術監理班	技術監理課長	
	政策専任部長 (経営担当)	環境科学研究所班	環境科学研究所 所長	環境科学研究所担当課長 環境科学研究所担当課長
	政策専任部長 (安全都市環境担当)	みどりアップ推進班	みどりアップ推進課長	みどりアップ推進課長担当課長 みどりアップ推進課長担当課長 みどりアップ推進課長担当課長 みどりアップ推進課長担当課長
	企画部長			
	温暖化対策担当部長			
	環境保全部長			
	みどりアップ推進部長	農地保全班	農地保全課長	
	農政担当部長	農業振興班	農業振興課長	
	施設管理部長	各農政事務所班	各所長	
	水再生センター等管理担当部長	環境活動支援センター班	環境活動支援センター長	
	動物園担当部長	環境保全班	環境管理課長	規制指導課長 交通環境対策課長 環境影響評価課長
	施設整備部長	公園緑地管理班	公園緑地管理課長	動物園等担当課長 開発調整課長 管財課長
		各公園緑地事務所班	各所長	
		管路保全班	管路保全課長	
		水再生施設管理班	水再生施設管理課長	
		各水再生センター班	各水再生センター長	
		北部汚泥資源化センター班	北部汚泥資源化センター長	
		水再生水質班	水再生水質課長	
	施設・設備班	水再生施設整備課長	設備課長 設備課担当課長	
	事業調整班	事業調整課長		
	公園緑地整備班	公園緑地整備課長	公園緑地整備課担当課長	
	建設・復旧班	管路整備課長	下水道建設事務所長	

(2) 事務分掌

環境創造部

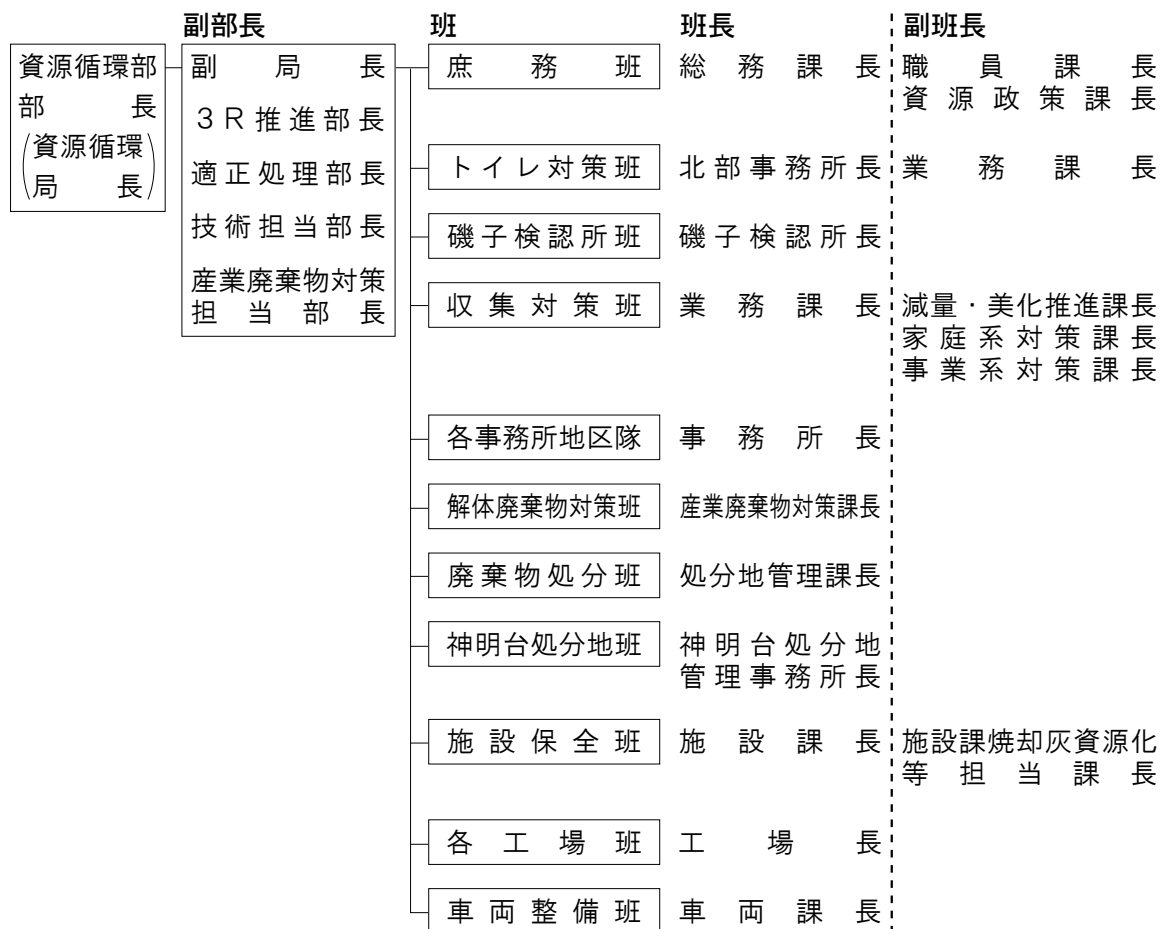
班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none">1 部の庶務に関すること。2 部内各班の連絡調整に関すること。3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。6 部関連被害状況の集約に関すること。7 部応急対策活動の集約に関すること。8 部内職員の動員に関すること。9 部内職員の厚生に関すること。10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。11 所管施設の管理保全に関すること。12 緊急を要する他の班への応援に関すること。13 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。14 他の班の所管に属さないこと。15 その他特命事項に関すること。
企画班	<ol style="list-style-type: none">1 部所管施設の応急対策の総合調整に関すること。2 部災害復旧計画の策定に係る総合調整に関すること。
技術監理班	災害査定業務に関すること。
環境保全班	<ol style="list-style-type: none">1 有害化学物質の取扱施設に係る情報提供に関すること。2 発災施設の概要に係る情報提供に関すること。3 防御活動に係る連絡調整に関すること。4 災害により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大防止に関すること。5 屋外広告物の被害状況調査及び指導に関すること。6 工場排水の調査、分析及び検査に関すること。
環境活動支援センター班	<ol style="list-style-type: none">1 環境活動支援センター利用者に対する避難、誘導に関すること。2 環境活動支援センター利用者に対する情報の伝達に関すること。3 環境活動支援センターの災害状況調査及び報告並びに復旧に関すること。4 環境活動支援センター施設の資材の保全に関すること。
みどりアップ推進班	<ol style="list-style-type: none">1 自然観察の森及び市民の森等の被害状況の集約及び災害復旧計画の調整に関すること。2 代替地の保全に関すること。3 緊急を要する他の班への応援に関すること。4 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
環境科学研究所班	<ol style="list-style-type: none">1 環境測定に関すること。2 防御活動に係る連絡調整に関すること。3 所管施設の管理保全に関すること。4 保管薬品、機器類等の保全に関すること。5 地盤情報の提供に関すること。

班	事務分掌
各公園緑地事務所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。 2 器材等の現地調達に関すること。 3 施設利用者に対する避難、誘導に関すること。 4 施設利用者に対する情報の伝達に関すること。 5 災害対策活動の報告に関すること。 6 市民の森等の被害状況の把握及び安全確保に関すること。
農地保全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業災害の被害状況調査に関すること。 2 農協等農業団体施設の災害復旧の計画指導に関すること。 3 農業団体の災害復旧の計画指導に関すること。 4 水産関係の被害状況調査に関すること。 5 管理漁港の保全及び被害状況調査並びに復旧の調整に関すること。 6 農業施設の災害状況及び復旧計画に関すること。 7 農業施設の災害予防及び応急処置に関すること。
農業振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急食料の配給計画の策定並びにこれに基づく食料の供給に関すること。 2 農産物の被害状況調査に関すること。 3 災害復旧に要する融資に関すること。 4 畜産関係の被害状況調査及び防疫対策に関すること。 5 畜産関係の災害復旧計画指導に関すること。 6 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
各農政事務所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の農産物及び農業用諸施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2 その他管内の災害対策関係機関との連絡調整に関すること。
公園緑地管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園緑地等の被害状況の収集に関すること。 2 横浜スタジアムの管理指導に関すること。 3 その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 緊急を要する他の班への応援に関すること。 5 部応急災害対策計画の策定に関すること。 6 各動物園・繁殖センターとの連絡調整及び応援に関すること。
水再生施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各水再生センター、汚泥資源化センター及びポンプ場の災害応急対策計画の策定に関すること。 2 各水再生センター、汚泥資源化センター及びポンプ場の災害予防、災害応急修理及び復旧の総合調整に関すること。 3 各水再生センター、汚泥資源化センター及びポンプ場の災害情報の収集、連絡及び状況把握に関すること。
各水再生センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の水再生センター、南部汚泥資源化センター及びポンプ場の災害予防、災害応急修理及び復旧に関すること。 2 所管の水再生センター、南部汚泥資源化センター及びポンプ場の災害状況の調査及び報告に関すること。 3 復旧用資材及び器材等の現地調査に関すること。

班	事務分掌
北部汚泥資源化センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の汚泥資源化施設及び送受泥施設の災害予防、災害応急修理及び復旧に関する事。 2 所管の汚泥資源化施設及び送受泥施設の災害状況の調査及び報告に関する事。 3 復旧用資材及び器材等の現地調査に関する事。
水再生水質班	水再生センター等の水質の検査に関する事。
施設・設備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各水再生センター及びポンプ場の土木構造物・建築構造物及び建設工事箇所等の応急復旧に関する事。 2 各水再生センター及びポンプ場並びに公園緑地の電気施設等の電気設備及び機械装置の応急復旧に関する事。 3 各水再生センター及びポンプ場の災害復旧対策計画の策定に関する事。
事業調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部災害応急対策計画の策定に関する事。 2 国、県及び関係市町村との連絡調整に関する事。 3 災害予防及び復旧対策計画の策定に関する事。 4 公共下水道工事にかかる水道、電気、ガス等の企業者との連絡調整に関する事。 5 公共下水道工事にかかる復旧用資材及び器材等の整備計画に関する事。
公園緑地整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園緑地工事箇所等の災害予防及び復旧に関する事。 2 緊急を要する他の班への応援に関する事。
建設・復旧班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の公共下水道施設及び工事箇所等の災害予防、災害応急処理及び復旧に関する事。 2 各土木事務所地区隊との連絡調整に関する事。 3 所管の公共下水道施設及び工事箇所等の災害状況の調査及び報告に関する事。 4 災害時における工事請負人に対する指揮監督に関する事。 5 復旧用資材及び器材等の現場調達に関する事。
管路保全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各土木事務所地区隊との連絡調整に関する事。 2 公共下水道管きよの災害情報の収集、連絡及び状況把握に関する事。 3 公共下水道管きよの応急修理及び復旧の総合調整に関する事。

7 資源循環部の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

資源循環部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 6 部関連被害状況の集約に関すること。 7 部応急対策活動の集約に関すること。 8 部内職員の動員に関すること。 9 部内職員の厚生に関すること。 10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 11 所管施設の管理保全に関すること。 12 部の予算及び経理に関すること。 13 部災害応急対策計画の策定に関すること。 14 部災害復旧計画の策定に関すること。 15 区本部への支援職員の派遣に関すること。 16 国庫補助申請に関すること。 17 他の班の所管に属さないこと。 18 その他の特命事項に関すること。

班	事務分掌
トイレ対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレの設置計画に関すること。 2 仮設トイレの設置協力に関する協定に基づく他都市及び関係業者への協力要請に関すること。 3 所管公衆トイレの保全に関すること。 4 地域別し尿収集及び処理に関すること。 5 し尿の収集及び処理に関すること。 6 し尿浄化槽清掃業者等との連絡調整に関すること。 7 所管車両の保全に関すること。 8 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
磯子検認所班	し尿に関すること。
収集対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物（ごみ）処理計画に関すること。 2 一般廃棄物（ごみ）の臨時中継施設の設置に関すること。 3 一般廃棄物（し尿を除く。）取扱業者等との連絡調整に関すること。 4 各輸送事務所との連絡調整に関すること。
各事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレの設置に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。 3 所管車両の保全に関すること。 4 区本部との連絡調整に関すること。 5 一般廃棄物（ごみ）の収集に関すること。
解体廃棄物対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 解体廃棄物発生量の推計に関すること。 2 解体廃棄物処理計画に関すること。 3 処理分別基準に関すること。 4 処理施設の確保に関すること。 5 解体に伴う有害物質発生防止対策等に係る連絡調整に関すること。 6 仮置場に関すること。 7 仮置場から処分までの運搬の調整に関すること。 8 解体廃棄物処理に係る他都市及び産業廃棄物関係団体への協力要請に関すること。
廃棄物処分班	<ol style="list-style-type: none"> 1 処分地（神明台、南本牧）の被害状況の把握に関すること。 2 新規処分場の確保に関すること。
神明台処分地班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の管理保全に関すること。 2 所管車両の保全に関すること。 3 処分地内における廃棄物処分に関すること。
施設保全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。
各工場班	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。）及び解体廃棄物（分別後の可燃性廃棄物に限る。）の焼却処理に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。
車両整備班	所管車両及び資機材等の保全に関すること。

8 経済観光部の組織及び事務分掌

(1) 組織

副部長		班	班長	副班長
経済観光部 部長 (経済観光局 長)	副 局 長 (政策調整部長)	庶務班	総務課長	経済企画課長 事業調整課長 産業立地調整課長 新産業振興担当課長 観光交流推進課長 集客プロモーション担当課長 コンベンション都市推進担当課長
	ライフサイエンス・ 新産業誘致担当 政策専任部長	物資調達班	商業・コミュニティ ビジネス振興課長	消費経済課長 誘致・国際経済課長
	創業・経営支援担当 政策専任部長	中小企業 応急対策班	金融課長 経営・創業支援課長	ものづくり支援課長 金融課金融係長
	市民経済担当 政策専任部長	工業技術支援 センター班	ものづくり支援 課担当課長	ものづくり支援課 担当係長
	市場担当理事 (中央卸売市場) (本場長)	雇用創出班	雇用創出課長	雇用創出担当課長
	中央卸売市場 南部市場長	中央卸売市場 総括班	本場運営 調整課長	本場運営調整課 係長
	中央卸売市場 食肉市場長	第1保安班	本場運営 調整課長	本場運営調整課 係長
	横浜プロモーション 推進担当理事	第2保安班	南部市場 運営課長	南部市場運営課 係長
		第3保安班	食肉市場 運営課長	食肉市場整備等 担当課長
		第1食糧調達班	本場経営 支援課長	本場経営支援課取引 指導係長
		第2食糧調達班	南部市場経営 支援課長	
		第3食糧調達班	食肉市場経営 担当課長	食肉市場運営課 業務係長

(2) 事務分掌

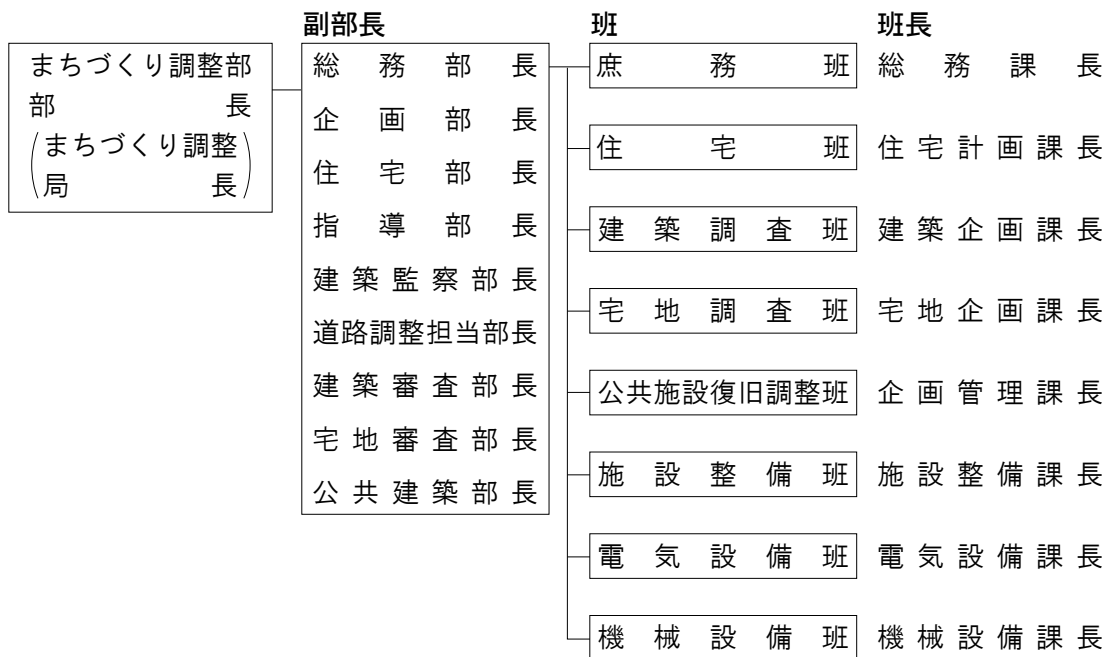
経済観光部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none">1 部の庶務に関すること。2 部内各班の連絡調整に関すること。3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。6 部関連被害状況の集約に関すること。7 部応急対策活動の集約に関すること。8 部内職員の動員に関すること。9 部内職員の厚生に関すること。10 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関すること。11 所管施設の管理保全に関すること。12 工業施設等の被害状況の把握に関すること。13 部の予算、経理に関すること。14 部災害応急対策計画の策定に関すること。15 部災害復旧計画の策定に関すること。16 区本部への支援職員の派遣に関すること。17 他の班の所管に属さないこと。18 その他特命事項に関すること。
物資調達班	<ol style="list-style-type: none">1 災害時における生活物資等の供給協力に関する協定に基づく、スーパーマーケット、デパート、生活協同組合等に係る生活物資の調達及び輸送に関すること。2 商業施設等の被害状況の把握に関すること。3 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
中小企業応急対策班	<ol style="list-style-type: none">1 災害時の中小企業への金融支援に関すること。2 「震災時産業ワンストップセンター」開設の決定及び運営に関すること。3 「震災時の産業ワンストップセンターの運営協力に関する協定」締結及び締結団体との連絡調整に関すること。
工業技術支援センター班	所管施設の管理保全に関すること。
雇用創出班	<ol style="list-style-type: none">1 所管施設の管理保全に関すること。2 技能職災害復旧体制に係る技能職団体への協力要請に関すること。3 シルバー人材センターの被害状況の把握に関すること。
中央卸売市場総括班	<ol style="list-style-type: none">1 青果物、水産物、食肉等の調達及び輸送計画に関すること。2 中央卸売市場内における応急対策活動の集約に関すること。3 市場協会関東支部加盟市場への食料品等の供給要請に関すること。
第1保安班	中央卸売市場本場の管理保全に関すること。
第2保安班	南部市場の管理保全に関すること。
第3保安班	食肉市場の管理保全に関すること。

班	事務分掌
第1食糧調達班	<ol style="list-style-type: none">1 青果物の調達及び輸送に関する事。2 水産物の調達及び輸送に関する事。3 副食物の調達及び輸送に関する事。4 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
第2食糧調達班	<ol style="list-style-type: none">1 青果物の調達及び輸送に関する事。2 水産物の調達及び輸送に関する事。3 副食物の調達及び輸送に関する事。4 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
第3食糧調達班	<ol style="list-style-type: none">1 食肉の調達及び輸送に関する事。2 副食物の調達及び輸送に関する事。3 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。

9 まちづくり調整部の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

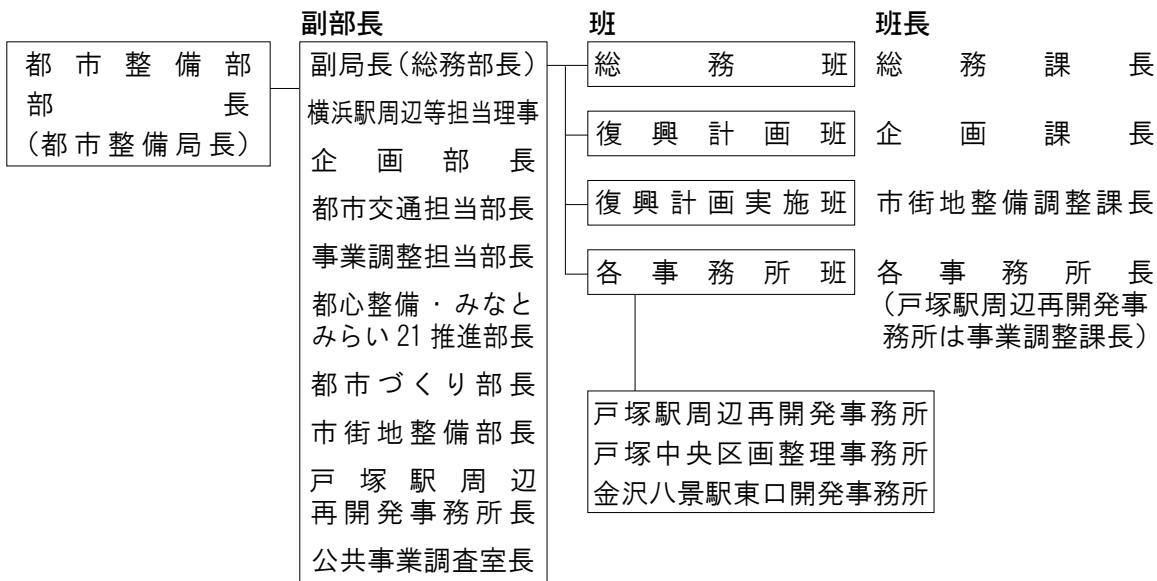
班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関する事。 6 部関連被害状況の集約に関する事。 7 部応急対策活動の集約に関する事。 8 部内職員の動員に関する事。 9 部内職員の厚生に関する事。 10 職員等の安否確認及び被災状況の把握等に関する事。 11 所管施設の管理保全に関する事。 12 部災害応急対策計画の策定に関する事。 13 部災害復旧計画の策定に関する事。 14 部の予算、経理に関する事。 15 区本部への支援職員の派遣に関する事。 16 他の班の所管に属さない事。 17 その他特命事項に関する事。
住宅班	1 市営住宅等の被害状況の把握に関する事。 2 市営住宅等に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 住宅の応急修理計画に関する事。 4 災害復興住宅資金等の融資に関する事。 5 市営住宅等の緊急入居計画に関する事。 6 応急仮設住宅の建設工事監理に関する事。(委任があった場合) 7 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。

まちづくり調整部

班	事務分掌
建築調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋、建物の被害状況の把握に関すること。 2 り災建物のうち保安有害な建物に関すること。 3 り災中高層建築物の応急措置に関すること。 4 建物等の被害認定調査支援に関すること。（災害救助法が適用された場合）
宅地調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 既存がけ・宅地・宅地造成工事等の被害状況の把握に関すること。 2 既存がけ・宅地・宅地造成工事等に係る応急対策の実施に関すること。 3 り災がけの復旧に係る相談に関すること。
公共施設復旧調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎内の電気、機械設備等の保全に関すること。 2 本市公共建築物（第6ブロック）の設備の被害状況の把握に関すること。 3 本市公共建築物（第6ブロック）の設備に係る応急措置の把握に関すること。 4 電気工作物の保安に関する協定に基づく電業協会への協力に関すること。
施設整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設及び庁内施設等の被害状況の把握に関すること。 2 教育施設及び庁内施設等に係る応急対策の立案及び実施に関すること。
電気設備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設及び庁舎施設（第6ブロック施設を除く。）の建築電気設備に係る被害状況の把握に関すること。 2 教育施設及び庁舎施設（第6ブロック施設を除く。）の建築電気設備に係る応急対策の立案及び実施に関すること。
機械設備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設及び庁舎施設（第6ブロック施設を除く。）の建築機械設備に係る被害状況の把握に関すること。 2 教育施設及び庁舎施設（第6ブロック施設を除く。）の建築機械設備に係る応急対策の立案及び実施に関すること。

10 都市整備部の組織及び事務分掌

(1) 組織



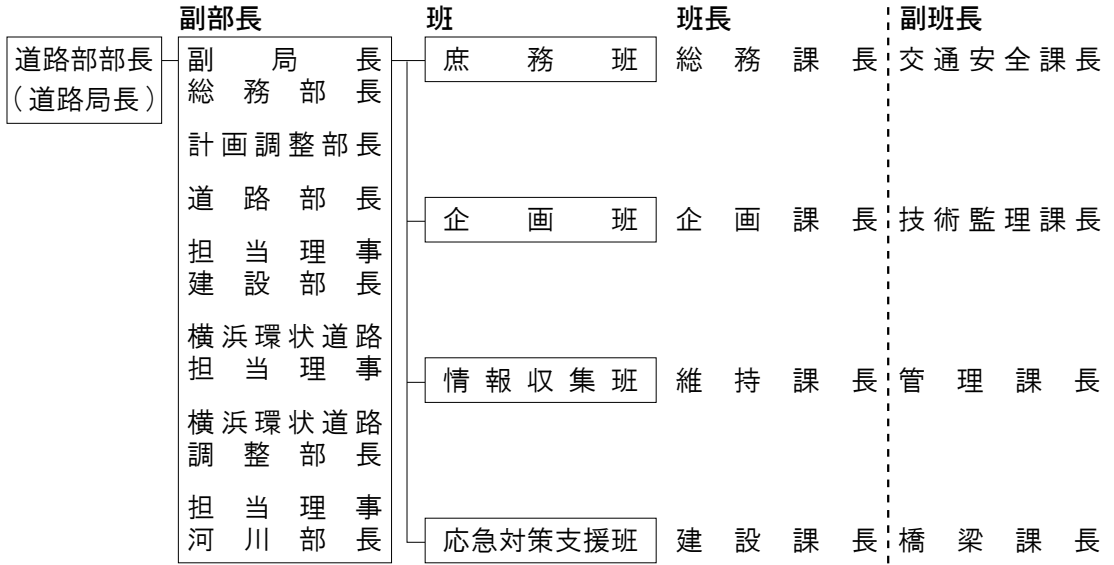
(2) 事務分掌

班	事務分掌
総務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 6 部関連被害状況の集約に関すること。 7 部応急対策活動の集約に関すること。 8 部内職員の動員に関すること。 9 部内職員の厚生に関すること。 10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 11 所管施設の管理保全に関すること。 12 他の班の所管に属さないこと。 13 その他特命事項に関すること。 14 部の予算経理に関すること。 15 部災害応急対策計画の策定に関すること。 16 部災害復旧計画の策定に関すること。 17 区本部への支援職員の派遣に関すること。 18 安全管理部本部運営班への支援職員の派遣に関すること。
復興計画班	1 被災市街地の復興計画の策定に関すること。 2 規制区域の設定に関すること。
復興計画実施班	1 市街地開発事業に係る被害状況の把握に関すること。 2 市街地開発事業に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 地区別復興計画の策定及び実施に関すること。
事務所班	1 事業区域内の被害状況の把握に関すること。 2 事業区域内の応急対策の立案及び実施に関すること。 3 所管施設の管理保全に関すること。

都市整備部

11 道路部の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

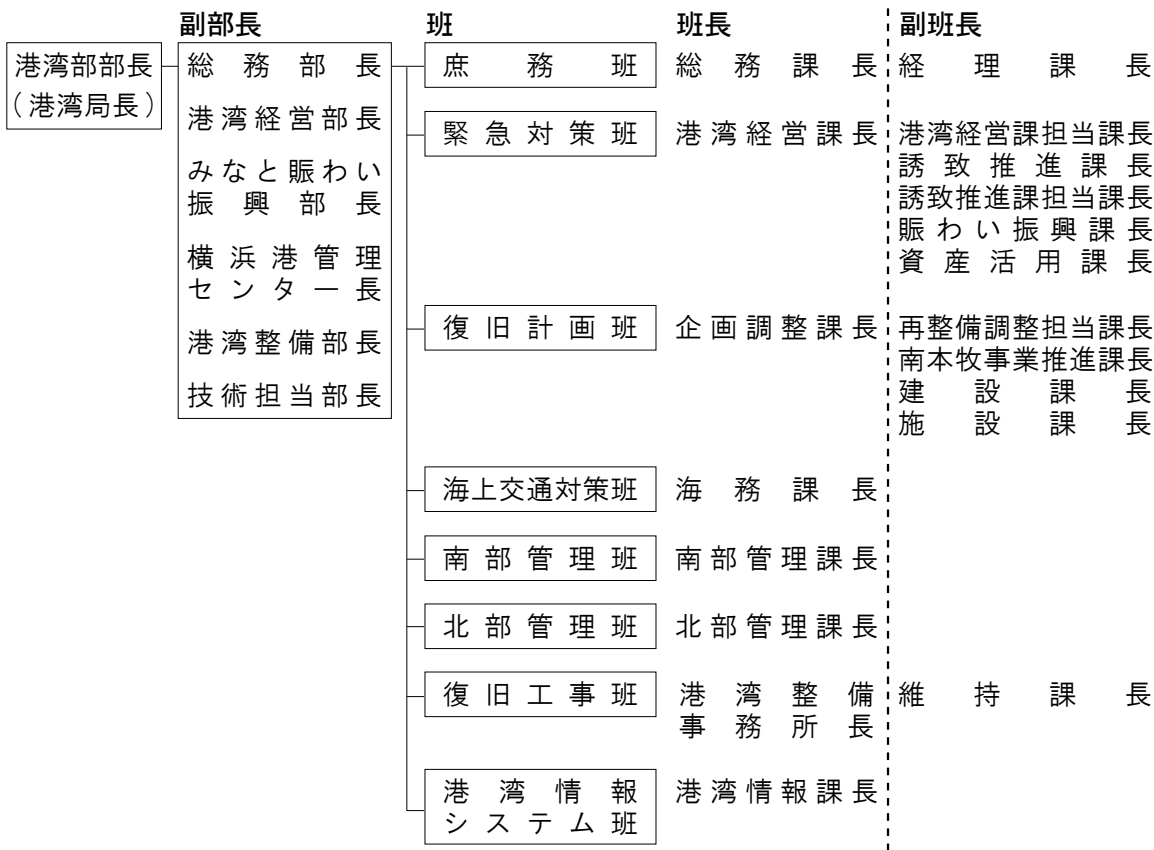
道路部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務に関すること。 部内各班の連絡調整に関すること。 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 部内職員の動員に関すること。 部内職員の厚生に関すること。 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 所管施設の管理保全に関すること。 部の予算、経理に関すること。 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。 他の班の所管に属さないこと。 その他特命事項に関すること。
企画班	<ol style="list-style-type: none"> 部災害応急対策計画の策定に関すること。 部災害予防及び復旧対策計画の策定に関すること。 国、県及び関係市町村との連絡調整に関すること。
情報収集班	<ol style="list-style-type: none"> 気象注意報・警報及び水防警報情報の収集及び土木事務所等への伝達に関すること。 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 部関連被害情報の集約に関すること。 部応急対策活動の集約に関すること。 土木事務所地区隊との連絡調整に関すること。
応急対策支援班	<ol style="list-style-type: none"> 部災害応急対策に関すること。 部災害予防及び復旧対策に関すること。 復旧用資材及び器材等の現場調達等、土木事務所地区隊の応援に関すること。

注1 土木事務所地区隊は、市本部関係部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。

12 港湾部の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 本部、区本部、外郭団体、その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関する事。 6 部関連被害状況の集約に関する事。 7 部応急対策活動の集約に関する事。 8 部内職員の動員に関する事。 9 部内職員の厚生に関する事。 10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 11 所管施設の管理保全に関する事。 12 港湾無線に関する事。 13 部災害応急対策計画の策定に関する事。 14 部災害復旧計画の策定に関する事。 15 部の予算、経理に関する事。 16 区本部への支援職員の派遣に関する事。 17 他の班の所管に属さない事。 18 その他特命事項に関する事。

港湾部

班	事務分掌
緊急対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域内の被害状況の集約に関する事。 2 災害救援応急措置の協力に関する協定に基づく横浜港運協会、その他関係機関への協力要請に関する事。 3 災害時における船舶の協力に関する協定に基づく関東旅客船協会、その他関係機関への協力要請に関する事。
復旧計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設の被害状況の把握に関する事。 2 港湾施設の応急対策の立案及び実施に関する事。 3 埠頭内の電気・機械設備等に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 4 災害時応急措置の協力に関する協定に基づく横浜港災害対策支援協議会、その他関係機関への協力要請に関する事。
海上交通対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難事故及び船舶の被害状況の把握に関する事。 2 海上交通規制の要請に関する事。 3 海上交通の確保に関する事。 4 接岸、けい留施設の確保に関する事。 5 本市港務艇等による海上調査に関する事。 6 災害時における交通船等の協力に関する協定に基づく関係機関への協力要請に関する事。 7 災害時における曳船の協力に関する協定に基づく関係機関への協力要請に関する事。
南部管理班 北部管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の把握に関する事。 2 所管施設の機能保全に係る応急対策に関する事。 3 応急対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。 4 ふ頭構内荷役業者等との連絡調整に関する事。 5 所管施設の管理保全に関する事。
復旧工事班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の把握に関する事。 2 応急対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。 3 所管施設に係る応急対策の実施に関する事。 4 所管施設の管理保全に関する事。 5 潮位の観測に関する事。
港湾情報システム班	港湾情報システムの保全に関する事。

13 安全管理部の組織及び事務分掌

(1) 組織

安全管理部部长
(安全管理局长)

市災害対策本部事務局	班	班長	副班長
	本部運営班	危機管理室長	・総合指揮担当 緊急対策課長 ・情報処理担当 情報技術課長

指揮支援統括本部	班	班長	副班長
指揮担当副本部長 警防部長	指揮班	警防課長	救急課長
	司令班	司令課長	司令課担当課長(1)
	情報処理班	計画課長	司令課担当課長(1)
			地域安全支援課長 地域安全支援課 担当課長(2)
	防災センター班	防災センター所長	
訓練センター班	管理・研究課長		
支援担当副本部長 総務部長	総務班	総務課長	総務担当課長
	広報班	企画課長	
	人事班	人事課長	
	施設班	施設課長	
指導担当副本部長 予防部長	指導班	予防課長	

緊援隊等受援本部	班	班長	副班長
緊援隊等受援担当 副本部長 訓練センター所長	受援調整班	教育課長	
	県派遣班	指導課長	
	第1受援班	査察課長	
	第2受援班		
	誘導班	警備担当課長	
※災害対応の状況に応じて編成			

ヘリ活動受援本部	班	班長	副班長
ヘリ活動受援担当副本部長 空港長	ヘリ活動班	航空管制科長	
	ヘリ受援調整班	整備科長	

消防地区本部	班	班長	副班長
地区本部長 署長 地区副本部長 副署長	警備活動班	当直警備課長等	当直警備課長
	情報収集班	非直警備課長	
	庶務班	庶務課長	
	広報班	予防課長	
	誘導班	警備担当課長 ※災害対応の状況 に応じて編成	
地区支所班	消防出張所長		

(2) 事務分掌

第3部
第4章
災害対策本部の設置

班		事務分掌
本部運営班	総合指揮担当	1 本部の設置及び運営に関する事。 2 緊急対策チームに関する事。 3 応急対策活動の集約に関する事。 4 災害対策計画の立案及び総合調整に関する事。 5 職員の動員及び配備計画の総合調整に関する事。 6 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事。 7 広域的な避難に関する事。 8 本部の庶務に関する事。 9 本部長等の命令の伝達に関する事。 10 国等の視察対応に関する事。 11 横浜駅情報連絡本部に関する事。 12 関係部からの支援職員の受け入れ等に関する事。 13 救援物資の受入・配分に関する事。 14 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。 15 その他本部長の特命事項に関する事。
	情報処理担当	1 災害関連情報の収集及び伝達に関する事。 2 災害時相互応援協定に基づく他都市への応援要請に関する事。 3 危機管理室所管の災害時における応援協定に基づく関係機関への協力要請に関する事。 4 神奈川県、その他関係機関との情報受伝達及び各種報告に関する事。 5 各部、区本部、ライフライン機関、その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 備蓄物資の活用に係る総合調整に関する事。 7 地域防災拠点運営委員会に関する事。 8 災害対策車の活用に関する事。 9 通信機器等の保全に関する事。 10 防災行政用無線の統制に関する事。 11 被害認定調査の指示及びり災証明に関する事（災害救助法が適用された場合）。
	都市経営部報道班	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 災害関連情報の発表に係る総合調整に関する事。
指揮支援統轄本部	指揮班	1 消防本部の設置及び運営に関する事。 2 消防隊等の指揮及び運用に関する事。 3 各種情報に基づく消防力判断に関する事。 4 市災害対策本部との連絡調整に関する事。 5 消防本部応援活動班の設置、編成及び派遣に関する事。 6 その他警防活動上必要な事項に関する事。
	司令班	1 災害の覚知、伝達及び管制に関する事。 2 災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 上級指揮者の緊急配備の伝達に関する事。 4 各種要請報告の受理及び伝達に関する事。 5 消防通信の運用及び統制に関する事。

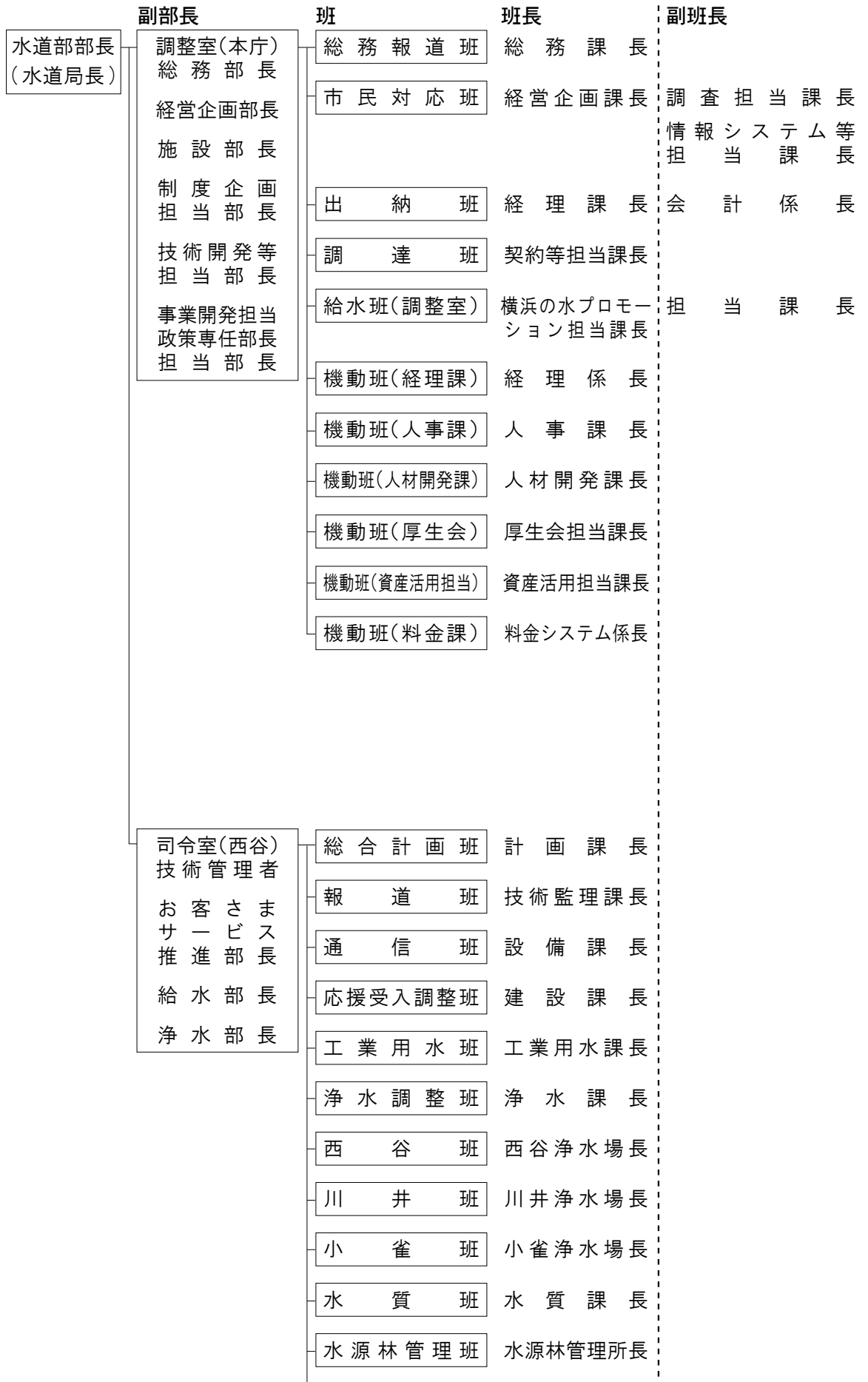
班		事務分掌
指揮支援統轄本部	情報処理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報の収集・整理・分析に関する事。 2 整理分析した情報の各班への伝達に関する事。 3 外部防災関係機関の情報収集伝達に関する事。 4 応援要請等、市本部報告資料の作成に関する事。
	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関する事。 2 消防団に関する事。 3 消防本部長及び副本部長の伝令に関する事。 4 本部の予算経理に関する事。 5 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。 6 他の班の所管に属さない事。 7 その他特命事項に関する事。
	人事班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員に関する事。 2 職員の被服等の調達に関する事。 3 職員の功労の調査及び報告に関する事。
	施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎の管理保全に関する事。 2 車両及び資機材の整備、応急修理に関する事。 3 燃料の確保に関する事。 4 人員及び資機材の輸送に関する事。
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広報に関する事。 2 報道機関からの情報収集に関する事。 3 報道機関からの問い合わせ等の対応に関する事。 4 記録写真に関する事。
	指導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関する事。 2 応急計画対象物の被害状況の把握及び応急措置指導に関する事。
	防災センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災センター来館者に関する事。 2 防災センターの庁舎及び車両の保全に関する事。 3 防災センターの施設機能の活用に関する事。 4 防災センター職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関する事。
	訓練センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 訓練センターの管理保全に関する事。 2 訓練センター職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関する事。 3 訓練センター施設機能の活用に関する事。 4 訓練センター応援活動隊編成及び派遣に関する事。 5 教育用資機材の現場搬送に関する事。 6 教育生の配備に関する事。 7 副本部長の伝令に関する事。

班		事務分掌
緊援隊等受援本部	受 援 調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 陸上部隊の被災区に対する他県隊の割り振りに関する事。 2 応援部隊との連絡、集結場所の指定等に関する事。 3 ヘリ受援調整班との連絡調整・陸上部隊及び水上部隊（以下「各部隊」という。）の被災区までの誘導に関する事。 4 各部隊に対する活動方針等の伝達に関する事。 5 ヘリ受援調整班との連絡調整に関する事。 6 調整本部との連絡調整及び指揮支援統括本部への伝達に関する事。 7 誘導要員派遣地区本部の指定、各地区本部への連絡に関する事。 8 署系無線の司令班からの調達と配布に関する事。 9 集結場所から各地区本部までの経路図面の作成・配布に関する事。 10 宿泊場所、食糧、寝具、燃料等の後方支援について、総務班及び施設班との調整に関する事。 11 後方支援情報の各地区本部への伝達に関する事。
	県 派 遣 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市安全管理部に必要な応援部隊数、種類等の情報についての調整本部への伝達に関する事。 2 調整本部における横浜市への応援部隊情報についての消防本部への伝達に関する事。 3 航空隊受援についての連絡調整に関する事。 4 県施設を使用する場合の連絡調整に関する事。 5 緊援隊の県知事への要請についての伝達に関する事。
	第1受援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 集結場所（青葉消防署）における緊援隊の受入れに関する事。 2 緊援隊に対する活動地区本部の場所、活動方針等の伝達に関する事。 3 緊援隊の地区本部への誘導に関する事。 4 署系無線機、図面などの配布に関する事。
	第2受援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 集結場所（大黒ふ頭）における緊援隊の受入れに関する事。 2 緊援隊に対する活動地区本部の場所、活動方針等の伝達に関する事。 3 緊援隊の地区本部への誘導に関する事。 4 署系無線機、図面などの配布に関する事。
ヘリ活動受援本部	ヘリ活動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヘリポート及びヘリコプターの保全に関する事。 2 消防活動に関する事。 3 活動資機材、救援物資、人員等の搬送に関する事。 4 活動命令の受信・連絡等に関する事。 5 指揮支援統括本部との連絡に関する事。 6 活動隊の運航管理、整備に関する事。 7 応援航空部隊の運航・調整に関する事。 8 副本部長の伝令に関する事。 9 他機関ヘリとの調整に関する事。
	ヘリ受 援 調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空部隊との連絡等に関する事。 2 応援航空部隊に対する活動方針等の伝達に関する事。 3 宿泊場所、食糧、寝具、燃料等の後方支援について、総務班及び施設班との調整に関する事。

班		事務分掌
消防地区本部	警備班 活動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部の設置及び運営に関する事。 2 消防本部体制の確立に関する事。 3 消火、救助及び救急活動に関する事。 4 他都市応援隊の指揮、運用、調整に関する事。 5 その他警防上必要な事項に関する事。
	誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 受援調整班との調整に関する事。 2 緊援隊等の誘導に関する事。
	情報班 収集班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報の収集、整理及び報告に関する事。 2 各地区支所班との連絡調整に関する事。 3 建設業防災作業隊の要請に関する事。 4 災害及び災害活動の記録に関する事。 5 火災原因調査、風水害被害調査、り災証明の発行に関する事。
	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎及び車両の保全に関する事。 2 職員の支援に関する事。 3 区本部、関係機関との連絡調整に関する事。 4 消防団本部との連絡調整に関する事。 5 地区本部長の伝令に関する事。 6 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。 7 他の班に属しない事項に関する事。
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広報に関する事。 2 避難誘導に関する事。 3 危険物施設の災害状況の把握及び応急措置指導に関する事。 4 応急計画策定対象物の災害状況の把握及び応急措置指導に関する事。
	地区支所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎及び車両の保全に関する事。 2 各種情報の収集、伝達に関する事。 3 消火、救助及び救急活動に関する事。 4 地区本部への報告及び伝令に関する事。 5 関係団体との連絡調整に関する事。 6 他都市応援隊の指揮・調整に関する事。 7 応援隊要請時の特命事項の実施に関する事。 8 その他警防活動上必要な事項に関する事。

14 水道部の組織及び事務分掌

(1) 組織



班	班長	副班長
復旧班	給水課長 保全課長	
北部復旧担当班	北部給水維持課長	北部工事課長
西部復旧担当班	西部給水維持課長	西部工事担当課長
南部復旧担当班	南部給水維持課長	南部工事課長
中部復旧担当班	中部給水維持課長	中部工事担当課長
(医療機関運搬給水)		
北部担当	北部給水管理係長	鶴見給水管理係長
西部担当	西部給水管理係長	青葉給水管理係長
南部担当	南部給水管理係長	戸塚給水管理係長
中部担当	中部給水管理係長	保土ヶ谷給水 管理係長
給水班(司令室)	サービス推進課長	料金課長
(応急給水担当)		
鶴見・神奈川 SC 班	鶴見・神奈川 SC 長	各お客さま係長 各料金係長
西・保土ヶ谷 SC 班	西・保土ヶ谷 SC 長	各お客さま係長 各料金係長
中・南 SC 班	中・南 SC 長	各お客さま係長 各料金係長
港南・栄 SC 班	港南・栄 SC 長	各お客さま係長 各料金係長
旭・瀬谷 SC 班	旭・瀬谷 SC 長	各お客さま係長 各料金係長
磯子・金沢 SC 班	磯子・金沢 SC 長	各お客さま係長 各料金係長
港北・都筑 SC 班	港北・都筑 SC 長	各お客さま係長 各料金係長
緑・青葉 SC 班	緑・青葉 SC 長	各お客さま係長 各料金係長
戸塚・泉 SC 班	戸塚・泉 SC 長	各お客さま係長 各料金係長

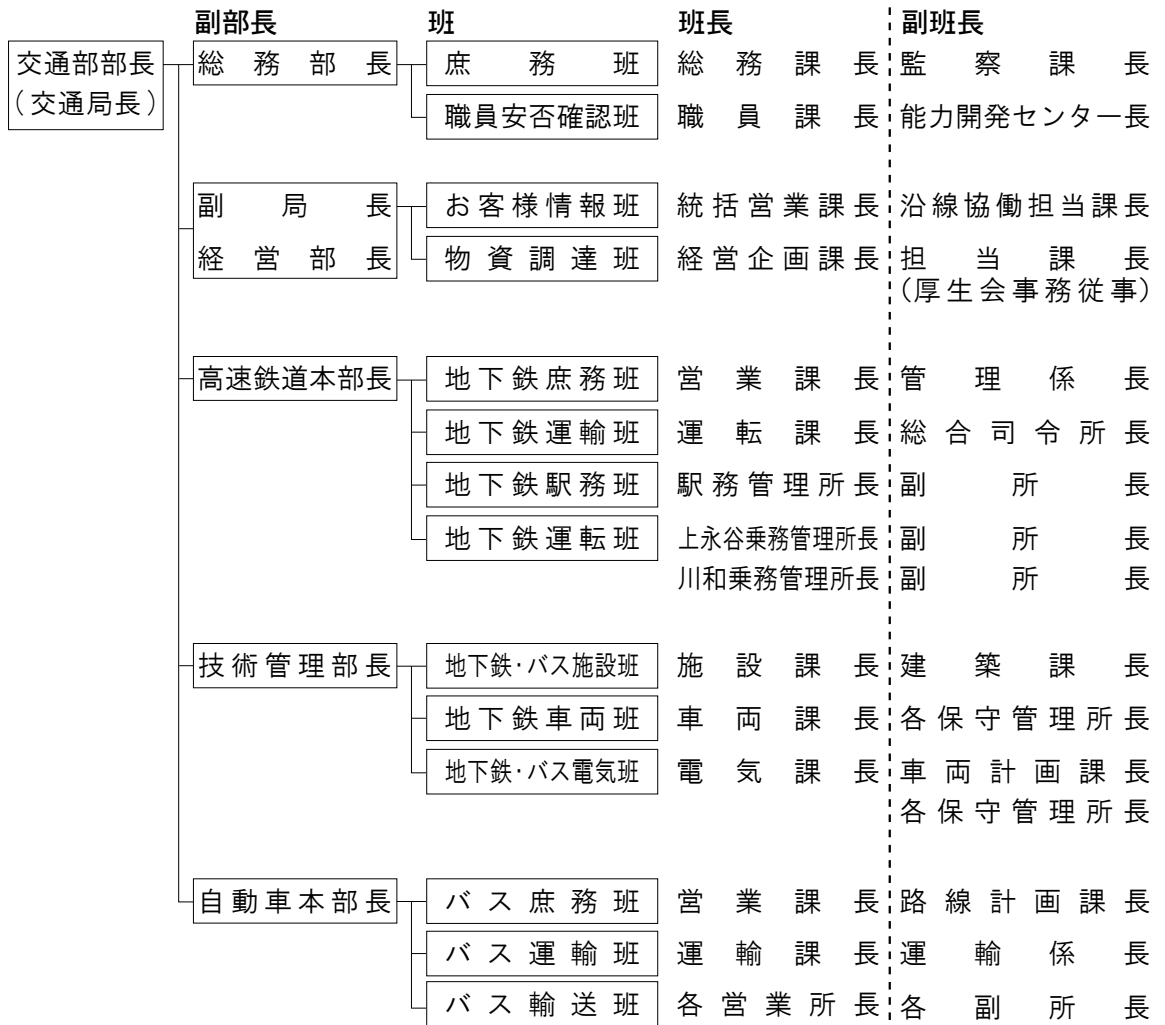
(2) 事務分掌

班	事務分掌
総務報道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 各班との連絡調整に関すること。 3 各関係機関との調整に関すること。 4 他都市等への応援要請に関すること。 5 報道機関の対応に関すること。 6 自動車の調達に関すること。 7 他の班の所管に属さない事務の執行に関すること。
市民対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報の収集、伝達及び記録に関すること。 2 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 本部情報収集員の市災害対策本部への派遣に関すること。 4 市民対応及び広報に関すること。
出納班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る費用の会計処理に関すること。 2 出納に関すること。
調達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急物資の調達、配給に関すること。 2 特命事項に関すること。
機動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療用具及び薬品類の調達に関すること。 2 職員の応急救護に関すること。 3 特命事項に関すること。 4 所管施設等の管理、保全及び被害状況の調査に関すること。 5 料金事務電子計算システムの総合対策に関すること。
総合計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の応急対策及び災害復旧計画の策定に関すること。 2 企業団の施設等の被害及び稼働状況の集約に関すること。 3 企業団及び他水道事業体との技術的調整に関すること。 4 電力会社等からの情報収集に関すること。
報道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報、稼働状況の情報収集に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。 3 職員の動員確認及び参集状況に関すること。
通信班	電気施設及び無線設備の災害対策、修理及び復旧に関すること。
応援受入調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管工事現場の点検、応急措置に関すること。 2 外部応援者の受入に関すること。 3 建物等の被害状況、修理及び復旧に関すること。 4 特命事項に関すること。
工業用水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水施設の被害調査、応急修理及び復旧に関すること。 2 復旧班との連絡調整に関すること。
浄水調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水運用の総合調整に関すること。 2 所管計装設備及び計算機システムの監視、応急修理、及び復旧に関すること。 3 水運用データ収集に関すること。 4 各浄水場班、水質班、水源林班との連絡調整に関すること。

班	事務分掌
浄水場班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管取水、導水、浄水等の施設及び配水池並びにポンプ場の被害状況調査、応急修理及び復旧に関する事。 2 取水計画並びに水運用に関する事。
水質班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水質の検査に関する事。 2 水質の情報収集に関する事。 3 薬品の安全管理に関する事。
水源林管理班	水源林等所管区域の被害調査、応急処置及び復旧に関する事。
復旧班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急修理及び復旧の総合調整に関する事。 2 復旧担当各班並びに給水班との連絡調整に関する事。 3 配水、給水施設等の総合対策に関する事。 4 工業用水班との連絡調整に関する事。 5 医療機関への運搬給水に関する事。
給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水計画の総合調整に関する事。 2 各地域サービスセンター班、復旧班との調整に関する事。 3 外部応援者の配備計画の策定に関する事。 4 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
地域サービスセンター班 (応急給水担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓からの応急給水に関する事。 2 区本部及び管内災害対策関係機関との連絡調整に関する事。 3 市民広報に関する事。 4 車載用タンクによる地域防災拠点等への運搬給水に関する事。 5 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。

15 交通部の組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

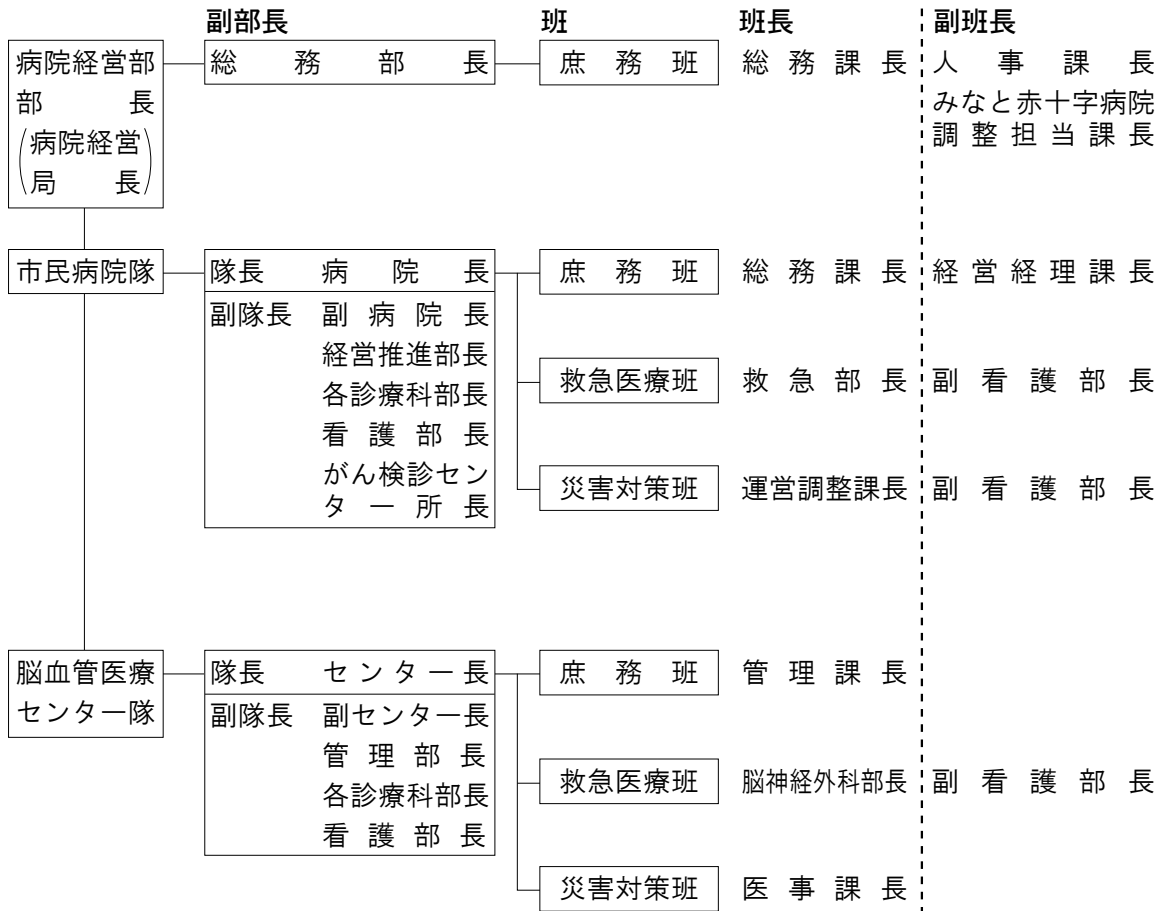
交通部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務に関すること。 部内各班の連絡調整に関すること。 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 災害関連情報等の収集及び伝達に関すること。 被害状況の集約に関すること。 応急対策活動の集約に関すること。 交通関連情報の発表に係る安全管理部との連絡調整に関すること。 交通機関運行状況等に関する広報に関すること。 他の班の所管に属さないこと。 特命事項に関すること。
職員安否確認班	<ol style="list-style-type: none"> 職員の動員状況に関すること。 職員の安否確認及びり災状況に関すること。 職員の厚生に関すること。
お客様情報班	<ol style="list-style-type: none"> お客様に対する情報提供に関すること。 当局施設の被害状況の把握に関すること。

班	事務分掌
物資調達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急資機材、燃料等の調達に関する事。 2 所管厚生施設における他都市職員等の受入れに関する事。 3 厚生施設の管理に関する事。
地下鉄庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄各班の庶務に関する事。 2 地下鉄の被害状況の集約に関する事。 3 地下鉄応急対策活動の集約に関する事。
地下鉄運輸班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄運行計画に関する事。 2 代替輸送計画に関する事。 3 列車の運転状況の把握に関する事。 4 交通無線に関する事。
地下鉄駅務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗客の安全確保に関する事。 2 旅客情報の周知に関する事。 3 駅舎の管理保全に関する事。
地下鉄運転班	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗客の安全確保に関する事。 2 列車の運転に関する事。
地下鉄車両班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄検修設備の保全に関する事。 2 地下鉄車両の保全に関する事。
地下鉄・バス施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄及びバス営業所施設の被害状況の把握に関する事。 2 地下鉄及びバス営業所施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。
地下鉄・バス電気班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄及びバス営業所の電気施設の被害状況の把握に関する事。 2 地下鉄及びバス営業所の電気設備に係る応急対策の立案及び実施に関する事。
バス庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 バス各班の庶務に関する事。 2 バスの被害状況の集約に関する事。 3 バス応急対策活動の集約に関する事。 4 バス運行計画に関する事。 5 代替輸送計画に関する事。 6 救援物資等の輸送に係る本部、区本部との連絡調整に関する事。
バス運輸班	<ol style="list-style-type: none"> 1 バス運行状況の把握に関する事。 2 バス運行実施計画に関する事。 3 運行路線の安全確認に関する事。 4 交通無線に関する事。 5 バス車両の保全に関する事。
バス輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗客の安全確保に関する事。 2 バス運行の実施に関する事。 3 救援物資等の輸送の実施に関する事。

16 病院経営部の組織及び事務分掌

(1) 組織



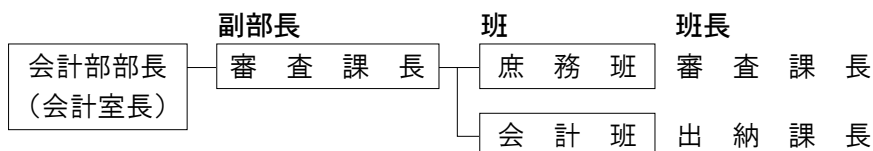
(2) 事務分掌

病院経営部

班		事務分掌
庶務班		1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 6 部関連被害状況の集約に関すること。 7 部応急対策活動の集約に関すること。 8 部内職員の動員に関すること。 9 部内職員の厚生に関すること。 10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 11 部内職員の派遣の総合調整に関すること。 12 所管施設の管理保全に関すること。 13 部の予算経理に関すること。 14 部災害応急対策計画の策定に関すること。 15 部災害復旧計画の策定に関すること。 16 横浜市立みなと赤十字病院との連絡調整に関すること。 17 区本部への支援職員の派遣に関すること。 18 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。 19 他の班の所管に属さないこと。 20 その他特命事項に関すること。
市民病院隊	庶務班	1 庶務班の事務分掌に準ずる。 2 医療関連情報の収集及び情報提供に関すること。 3 医薬品、器材等の調達に関すること。 4 病院施設内の安全確保及び施設の機能保全に関すること。 5 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
	救急医療班	1 入院患者及び負傷者の医療、助産及び救護に関すること。 2 遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。 3 医療救護班の派遣協力に関すること。
	災害対策班	1 入院患者及び負傷者等の安全確保に関すること。 2 病院施設の機能保全に係る応急対策に関すること。
脳血管医療センター隊	庶務班	1 庶務班の事務分掌に準ずる。 2 医療関連情報の収集及び情報提供に関すること。 3 医薬品、器材等の調達に関すること。 4 病院施設内の安全確保及び施設の機能保全に関すること。 5 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
	救急医療班	1 入院患者及び負傷者の医療、助産及び救護に関すること。 2 遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。
	災害対策班	1 入院患者及び負傷者等の安全確保に関すること。 2 病院施設の機能保全に係る応急対策に関すること。

17 会計部の組織及び事務分掌

(1) 組織



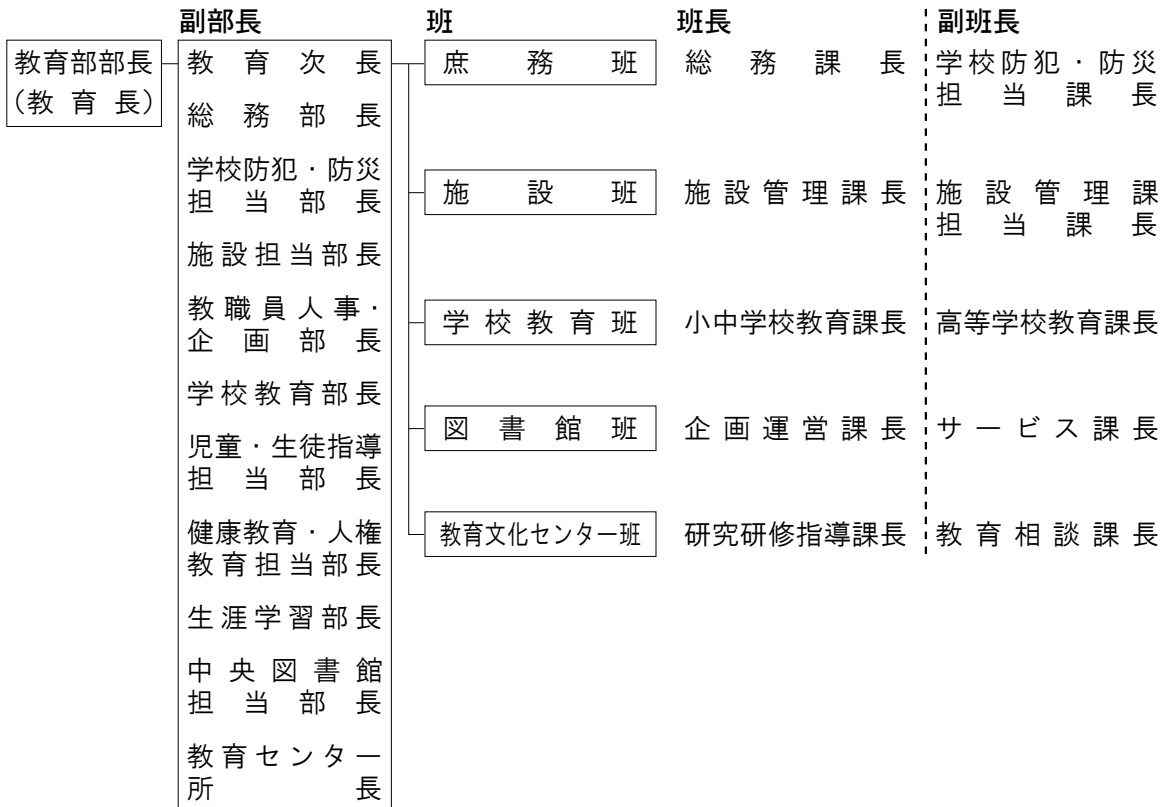
(2) 事務分掌

会計部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 6 部関連被害状況の集約に関すること。 7 部応急対策活動の集約に関すること。 8 部内職員の動員に関すること。 9 部内職員の厚生に関すること。 10 職員等の安否確認及びり災状況の把握等に関すること。 11 所管施設の管理保全に関すること。 12 部の予算、経理に関すること。 13 部災害応急対策計画の策定に関すること。 14 部災害復旧計画の策定に関すること。 15 区本部への支援職員の派遣に関すること。 16 他の班の所管に属さないこと。 17 その他特命事項に関すること。
会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の出納及び保管に関すること。 2 指定金融機関との連絡調整に関すること。 3 財務会計システムの保全に関すること。

18 教育部の組織及び事務分掌

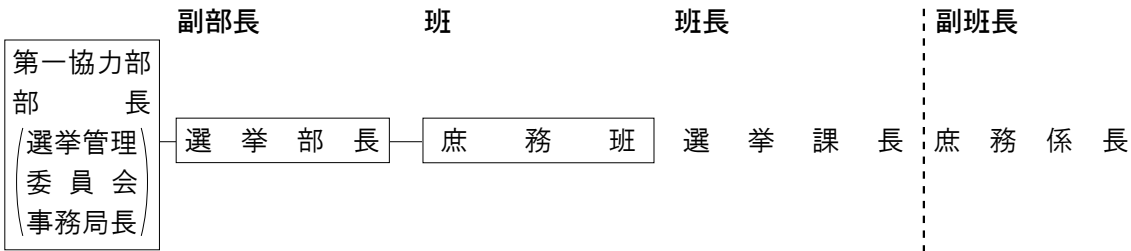
(1) 組織



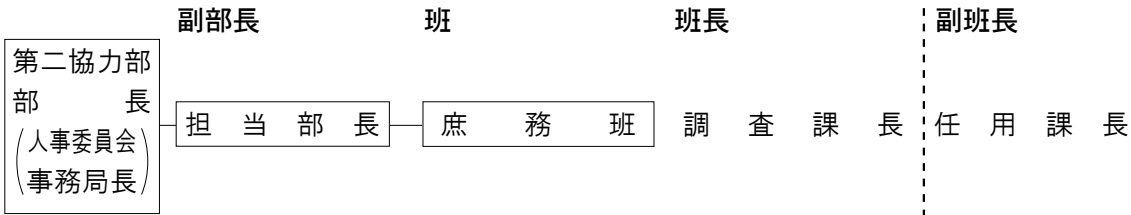
(2) 事務分掌

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 6 部関連被害状況の集約に関すること。 7 部応急対策活動の集約に関すること。 8 部内職員の動員に関すること。 9 部内職員の厚生に関すること。 10 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 11 所管施設の管理保全に関すること。 12 部の予算、経理に関すること。 13 部災害応急対策計画の策定に関すること。 14 部災害復旧計画の策定に関すること。 15 区本部への支援職員の派遣に関すること。 16 他の班の所管に属さないこと。 17 その他特命事項に関すること。
施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関連施設の被害状況の把握に関すること。 2 教育関連施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 救援活動拠点としての施設使用に係る連絡調整に関すること。 4 応急プレハブ教室の確保に関すること。
学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安否の集計に関すること。 2 臨時休校措置に関すること。 3 学校施設への避難状況の把握に関すること。 4 地域防災拠点運営委員会に係る学校との連絡調整に関すること。 5 授業再開計画に関すること。 6 教材、学用品等の調達に関すること。 7 学校給食に関すること。 8 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。
図書館班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の管理保全に関すること。 2 救援活動拠点としての運営の支援に関すること。
教育文化センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の管理保全に関すること。 2 救援活動拠点としての運営の支援に関すること。

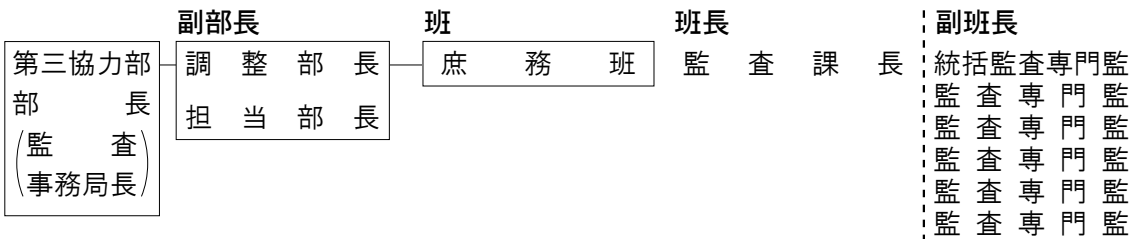
19 第一協力部（選挙管理委員会事務局）の組織



20 第二協力部（人事委員会事務局）の組織



21 第三協力部（監査事務局）の組織



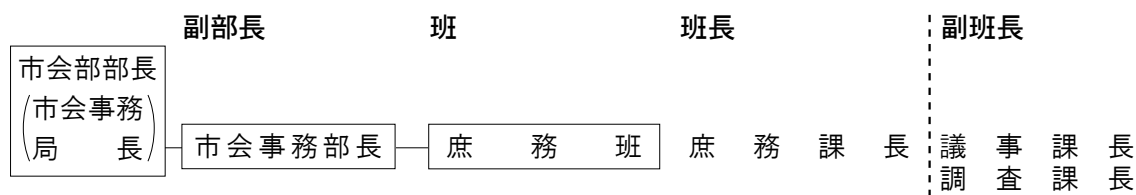
第一・第二・第三協力部の事務分掌(共通)

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 3 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事。 4 災害情報の収集及び伝達に関する事。 5 部関連被害状況の集約に関する事。 6 部応急対策活動の集約に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。 8 部内職員の厚生に関する事。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 10 所管施設の管理保全に関する事。 11 部の予算、経理に関する事。 12 部災害応急対策計画の策定に関する事。 13 部災害復旧計画の策定に関する事。 14 緊急を要する他の部への協力に関する事。 15 区本部への支援職員の派遣に関する事。 16 安全管理部本部運営班への支援職員の派遣に関する事。 17 その他特命事項に関する事。

選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査事務局

22 市会部の組織及び事務分掌

(1) 組織



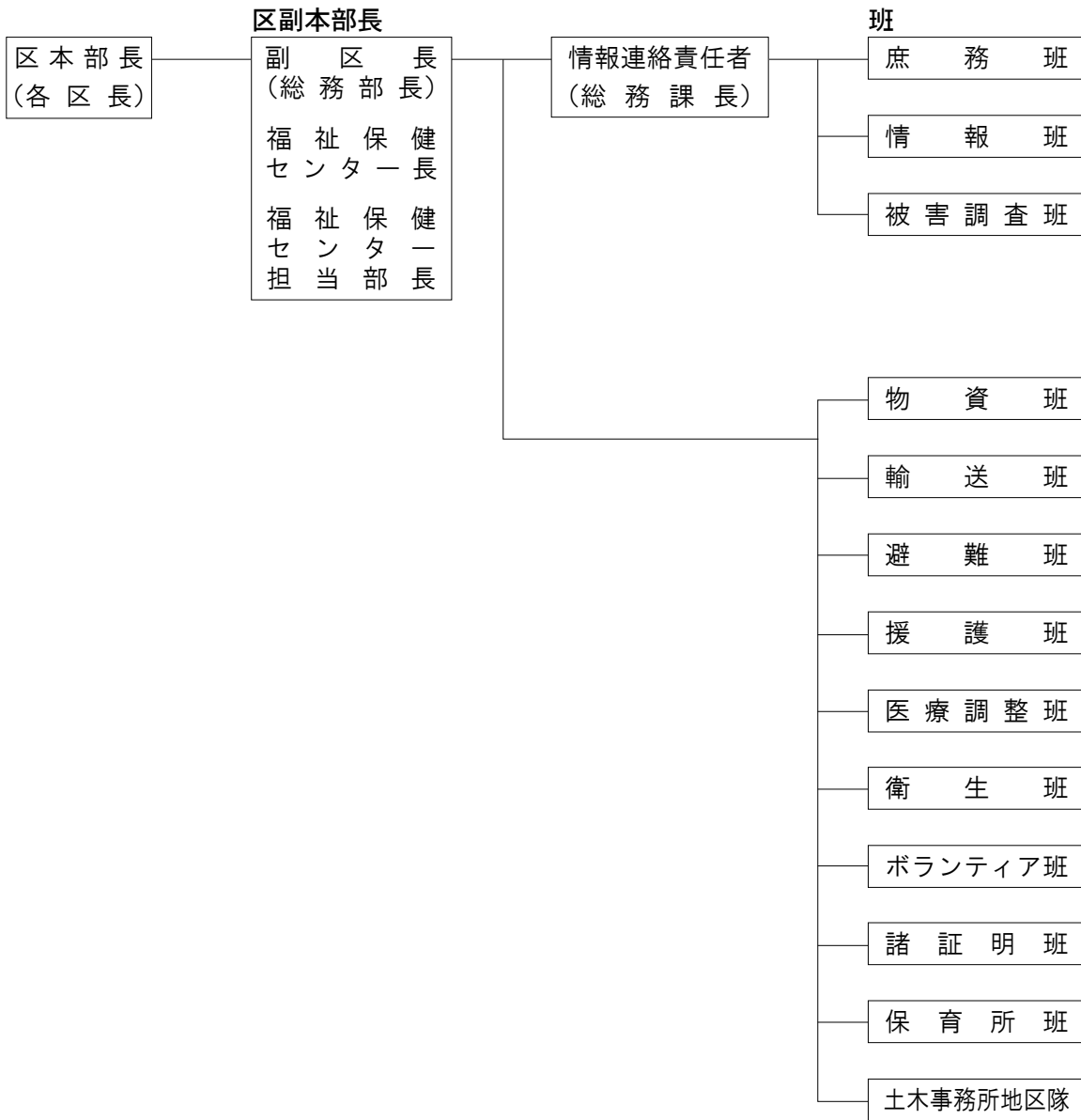
(2) 事務分掌

市会部

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 3 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部災害対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 議員の安否確認に関すること。 12 災害に対する議会活動に関すること。 13 部の予算、経理に関すること。 14 部災害応急対策計画に関すること。 15 部災害復旧計画の策定に関すること。 16 区本部への支援職員の派遣に関すること。 17 その他特命事項に関すること。

第6節 区災害対策本部の組織及び事務分掌

1 組織



注1 班長及び副班長は、区長が別に定めるものとする。

2 事務分掌

班	事務分掌
情報連絡責任者 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市本部との連絡、調整に関すること。 3 本部長命令の伝達に関すること。
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 災害関連情報の統括及び報道対応に関すること。 7 災害対策計画の立案及び実施に関すること。 8 警戒区域の設定に関すること。 9 避難勧告等に関すること。 10 職員応援要請に関すること。 11 支援職員の受入れに関すること。 12 他都市応援職員の受入れに関すること。 13 救援活動拠点の選定に関すること。 14 職員の動員に関すること。 15 職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 17 庁舎の管理保全に関すること。 18 所管車両の保全に関すること。 19 区本部の予算、経理に関すること。 20 区災害応急対策計画の策定に関すること。 21 区災害復旧計画の策定に関すること。 22 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。 23 他の班の所管に属さないこと。 24 その他特命事項に関すること。
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 応急対策活動の集約に関すること。 5 災害関連情報の広報に関すること。 6 通信機器、防災情報システム等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。
被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査に関すること。 2 建物等の被害認定調査の実施に関すること。 (災害救助法が適用された場合。安全管理部消防地区本部と協力して実施。) 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関すること。

班	事務分掌
物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資集配拠点の設置及び運営に関する事。 2 食糧及び救援物資等の受入れ及び配分に関する事。 3 食糧及び救援物資等の調達に関する事。 4 不足救援物資等の把握に関する事。 5 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧及び救援物資等の輸送に関する事。 2 赤帽、その他輸送業者との連絡調整に関する事。 3 自動車、その他輸送手段の確保に関する事。 4 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時避難所、避難所の避難者の把握に関する事。 2 避難者の安全確保に関する事。 3 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。 4 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための特別避難場所の設置及び運営に関する事。 2 要援護者の安全確保に関する事。 3 避難所等の巡回による要援護者の状況調査に関する事。 4 遺体安置所の設置及び運営に関する事。 5 行方不明者の把握に関する事。 6 被災者の生活相談に関する事。 7 引取人のいない焼骨の取り扱いに関する事。 8 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 9 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 10 被災者生活再建支援金に関する事。 11 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設救護所の設置及び運営に関する事。 2 負傷者の医療援護に関する事。 3 医薬品、器材等の調達に関する事。 4 医療機関の被害状況の把握に関する事。 5 診療可能医療機関の情報提供に関する事。 6 遺体の検案処理に関する事。 7 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。 8 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 9 精神医療相談窓口の開設に関する事。 10 避難所等の巡回診療に関する事。 11 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関する事。 2 被災者の生活衛生に関する事。 3 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 4 防疫用薬剤、器材等の調整に関する事。 5 動物の保護収容に関する事。 6 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。
ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。

班	事務分掌
諸 証 明 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 2 建物等のり災証明の発行に関する事。 (災害救助法が適用された場合。安全管理部消防地区本部と協力して実施。) 3 義援金の交付に関する事。
保 育 所 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児の安全確保に関する事。 2 区本部庶務班との連絡調整に関する事。 3 施設、園庭の管理保全に関する事。 4 保育の早期再開に関する事。 5 園児の引渡しに関する事。
土 木 事 務 所 地 区 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の被害状況の把握及び伝達に関する事。 2 管内の道路、橋りょう、河川、下水道等の応急修理及び復旧に関する事。 3 区災害対策本部等との連絡調整に関する事。 4 工事箇所の応急対策に関する事。 5 施設の保全に関する事。 6 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。

注1 土木事務所地区隊にあつては、道路部部长・環境創造部部长が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第5章 職員の配備・動員

本市職員は、市・区警戒本部又は市・区本部が設置されたときは、この計画で定める任務分担に応じて全力をもって災害応急対策に従事しなければならない。

第1節 職員の配備体制

1 警戒本部設置時の配備

- (1) 危機管理統括責任者（安全管理局危機管理室長）は、市警戒本部を設置したときは、市警戒本部を構成する局の危機管理責任者に対し配備を指令する。
- (2) 配備の指令を受けた局危機管理責任者は、原則として、横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱（別表第4）災害対策配備基準表（以下「災害対策配備基準表」という。）に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強又は縮小できる。
- (3) 区危機管理責任者（副区長）は、区警戒本部を設置したときは、原則として災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強又は縮小できる。

2 災害対策本部設置時の配備

- (1) 市長（市本部長）は、市本部を設置したときは、災害の状況等に応じ、関係部長及び関係区長に対して配備を指令する。
また、市長は、必要に応じて配備を指令する関係部長及び関係区長に対して災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるよう指令する。
- (2) 関係部長及び関係区長は、配備の指令を受けたときは、災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとするが、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強又は縮小できる。
ただし、市長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとる。
- (3) 市本部が設置されていない間において区本部を設置した場合、区本部長は、前記(2)により配備体制を発令する。

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりとする。

配備体制及び発令基準

種別		配備体制	発令基準
警戒本部	1号配備	局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するため情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	台風又は集中豪雨等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令する。
	2号配備	局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	台風又は集中豪雨等により、局地的災害が発生し始めた場合に発令する。
災害対策本部	3号配備	災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	台風又は集中豪雨等により数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備	数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	台風又は集中豪雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備	市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	台風又は集中豪雨により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合に発令する。

4 勤務時間内における配備体制

警戒本部又は本部設置時は、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、それぞれの配備人員により、あらかじめ定めた任務分担により職員は配備につく。

5 勤務時間外における配備体制

警戒本部又は本部設置時は、次節に定める動員計画に基づき、あらかじめ定めた任務分担により職員は参集する。

警戒本部長等は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要がある班を編成する。この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができる。

なお、各配備体制に応じた職員が参集した時点であらかじめ定めた職員による班編成に移行する。

6 区本部への支援

(1) 支援命令

市本部長は、次の場合において必要と認めるときは、各部部長及び支援職員の派遣が可能と認める区本部長に、区本部への支援職員の派遣を命ずる。

ア 全市的に5号配備を発令し、災害応急活動及び応急復旧活動を行う区本部職員が不足していると認める場合

イ 特定の区本部長が5号配備を発令し、災害応急活動及び応急復旧活動を行う区本部職員が不足していると認める場合

ウ 5号配備を発令した区本部長が支援職員の派遣を要請した場合

(2) 支援職員の指名

支援命令を受けた各部部長及び区長は、支援可能な職員を指名し派遣する。

(3) 支援職員の派遣

支援職員の派遣は、次節に定める動員命令の伝達時に各職員に次の事項を伝達し行う。

- ・ 派遣先（区役所、避難所）
- ・ 派遣先の区本部責任者（班長等）

支援派遣の命令を受けた職員は、直ちに派遣先に参集し区本部の責任者の指揮のもと活動する。

(4) 支援職員の所属復帰

区本部長は、所属職員により災害応急活動又は応急復旧活動に対処できると判断した場合、直ちに支援職員を各所属に復帰させる。

7 配備状況の報告

各部部長及び区本部長は、職員の配備状況を、市本部長に報告しなければならない。

(様式)

配備人員報告書

局・区

日時	配備区分	区局長	部長級	課長級	係長級	その他の職員	計	備考
日時 現在	号配備	人	人	人	人	人	人	

1 動員命令

(1) 動員命令の発令

市本部長等は、配備の指令を発したときは、その配備体制に基づき職員を動員する。

また、本市の動員対象全職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

(2) 勤務時間外の参集

ア 動員命令が発令された職員は、できる限り有効な手段を用いて、直ちに参集するよう努めなければならない。

イ あらかじめ定められた職員は、動員の指令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により警戒本部設置基準に該当する気象警報等の発表を知ったときは、直ちに参集し、上司の指示を受ける。

2 動員対象者

項目	動員対象者の範囲
動員対象者	<p>本市に所属する職員（横浜市以外の関係機関・団体等（※1）への出向・派遣職員を除く。）を動員対象者とする。ただし、次の場合については、動員対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平常時における病弱者、身体不自由者等で、災害応急対策を実施することが困難であると所属の区局長が認めた場合 2 災害発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると市本部部長又は区本部部長が認めた場合 3 その他市本部部長又は区本部部長が認める場合

※1 本市機構図で表示する各区局等以外の機関等

3 動員命令の伝達

勤務時間外における動員命令の伝達は、各区局で事前に定めた連絡方法による。

4 区本部長等の代理者の事前指定

区長は、あらかじめ、区本部長又は区警戒本部長の代理者及びその順位を、指定しておく。

5 各部部长の代理者の事前指定

各局長は、あらかじめ、各部部长（局長）の代理者及びその順位を、指定しておく。

6 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、自発的、かつ、速やかに行動を開始する。

(1) 安全確保等

自らの安全を確保し、家族、家屋等の安全を確認する。

(2) 参集者の服装及び携行品

降雨、強風等の状況を踏まえ、安全な服装を着用し、必要に応じて手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報するとともに、直ちに人命救助への協力など適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の報告

参集途上知り得た被害状況又は災害情報は、所属の上司に報告する。

特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害情報は、できるだけ詳しく把握して報告する。

7 参集者の任務分担の周知徹底

各部部长及び区本部部长は、事務分掌をもとに、災害発生時の即応力向上のために行動マニュアル等を各班の業務に対応して作成し、参集対象者に対してあらかじめ任務内容等の周知徹底に努める。

8 人事上の措置

当該区の所属職員により、区本部の設置を早急に行い、初動体制を確立するため、各区の管理職の一定割合を、当該区の居住職員又は周辺区の居住職員から配置するよう人事上の配慮をすることとする。

第6章 情報の収集と伝達

この章は、災害応急対策を実施するにあたって必要な気象情報、河川情報、被害状況及びその他災害及び活動に関する情報を迅速かつ確実に収集し、伝達・報告するために定める。

安全管理局
(危機管理室)

第1節 情報の種類

情報区分	情報の概要
気象警報	横浜地方気象台の発表する横浜市域に関する警報（波浪、洪水、高潮警報を含む。）
気象注意報	横浜地方気象台の発表する横浜市域に関する注意報（波浪、洪水、高潮注意報を含む。）
気象情報	気象警報、気象注意報以外で、台風、短時間大雨、竜巻等の気象状況に関する情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報
水防警報	水防法第16条の規定により国土交通大臣及び神奈川県知事が指定した河川について発表する警報
洪水予報	国土交通省関東地方整備局と気象庁予防部が共同して発表する多摩川の洪水予報、又は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する鶴見川の洪水予報（はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）
河川情報	水防警報以外の、河川の水位、潮位等による河川等の状況（護岸等の被害を含まない。）に関する情報
災害情報	現場での活動を必要としている、又は活動中の火災・建物崩壊・がけ崩れなどの情報（災害の推移状況を含む。）
被害情報	災害により受けた、生命・身体・財産等の被害で、職員等が調査を実施して確定した被害の情報
避難情報	避難準備情報・避難勧告・避難指示、避難所の開設等の避難に関する情報
活動情報	本部運営状況、被災者に対する給水活動、食料の供給等の救助活動（災害救助法が適用された場合を含む。）等の情報

1 警報及び注意報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。

(1) 一般の利用に適合する警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。

警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。

注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行う。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。

また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行う。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。

さらに、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で神奈川県土砂災害警戒情報を発表する。

なお、警報・注意報の種類及び発表基準は、表1のとおりである。

(2) 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に、行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、前記の大雨警報及び注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、前記の洪水及び高潮に関する警報及び注意報の発表をもって代える。

表1 警報・注意報の種類及び発表基準（地震津波、火山現象に関するものを除く）

種 類	基準要素	注 意 報	警 報
大 雨		1 時間雨量20mm または3時間雨量30mm または土壌雨量指数（※1）63以上	1 時間雨量45mm または土壌雨量指数91以上
大 雪	24 時間 の降雪の深さ	5 cm	20cm
洪 水		1 時間雨量20mm または3時間雨量30mm または流域雨量指数（※2）が各流域で以下の基準以上 境 川=18、柏尾川=16、帷子川=6、恩田川=8、新田間川=17	1 時間雨量 45mm または流域雨量指数が各流域で以下の基準以上 境 川=20、柏尾川=18、帷子川=8、恩田川=10、新田間川=19
暴 風	平均風速		25m/s
強 風	平均風速	12m/s	
暴 風 雪	平均風速		25m/s で雪を伴う
風 雪	平均風速	12m/s で雪を伴う	
波 浪	有義波高	1.5m	3 m
高 潮	潮 位	東京湾平均海面上 1.4m	東京湾平均海面上 2.3m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾 燥	湿 度	最小湿度 35% 実効湿度 55%	
濃 霧	視 程	陸上 100m 海上 500m	
霜	最低気温	4℃（発表期間は原則として4月1日～5月20日）	
低 温	最低気温	夏期：16℃以下が数日継続 冬期：－5℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷、着雪が予想される場合	

注1 神奈川県東部の「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が90mmを超えた場合に発表する。

注2 警報（大雨、洪水を除く）及び風雪、強風、波浪、高潮、大雪の各注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥、濃霧、霜の各注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

※1 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

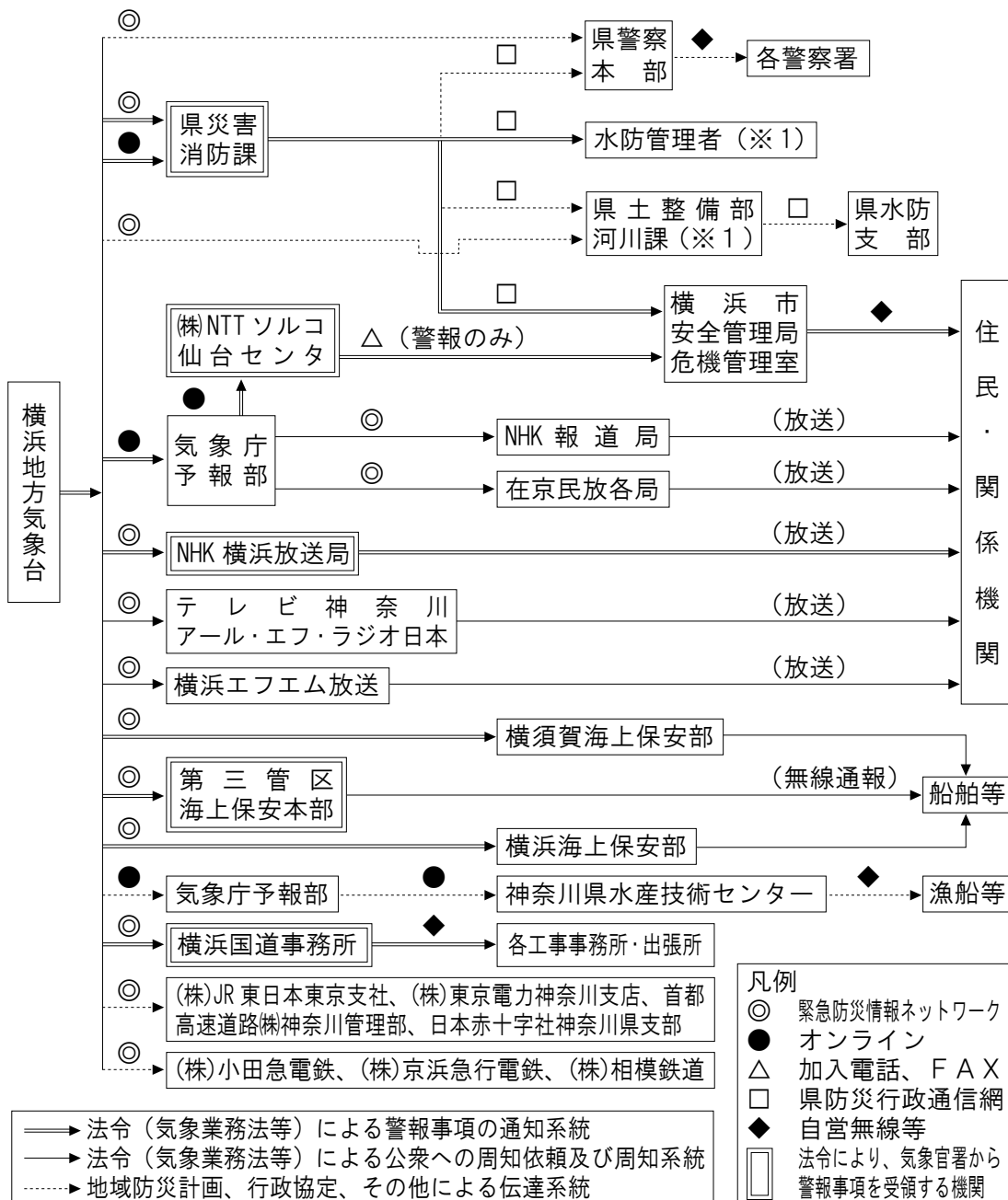
※2 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

(3) 気象業務法に基づく警報事項の通知

横浜地方気象台は、気象業務法第15条及び同法施行令第7条の定める警報事項の通知を、次により県内防災関係機関に対して行う。

種類	機関の区分	県内の伝達先機関
気象・高潮・波浪警報	海上保安庁 県 (株)NTT ソルコ仙台センタ 日本放送協会	第三管区海上保安本部 安全防災局災害消防課 NHK 横浜放送局
洪水警報	県 (株)NTT ソルコ仙台センタ	安全防災局災害消防課 NHK 横浜放送局
水防活動用気象・高潮・洪水警報	国土交通省 県 (株)NTT ソルコ仙台センタ	横浜国道事務所 安全防災局災害消防課

気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報、警報の伝達系統



※1 「神奈川県水防計画」「洪水対策計画書」参照

(4) 警報及び注意報の地域細分

警報及び注意報は、東部及び西部の一次細分区域、東部を「横浜・川崎」「湘南」「三浦半島」、西部を「県央」「相模原」「足柄上」「西湘」とする二次細分区域に細分して発表する。ただし、東部及び西部に同種の注意報、警報を発表する場合は全域を対象として発表する。横浜市は一次細分区域は「東部」、二次細分区域は「横浜・川崎」に含まれる。

ア 東部

大和市、座間市、海老名市、平塚市及び二宮町以東の地域（沿岸約37キロ以内の海域を含む。）

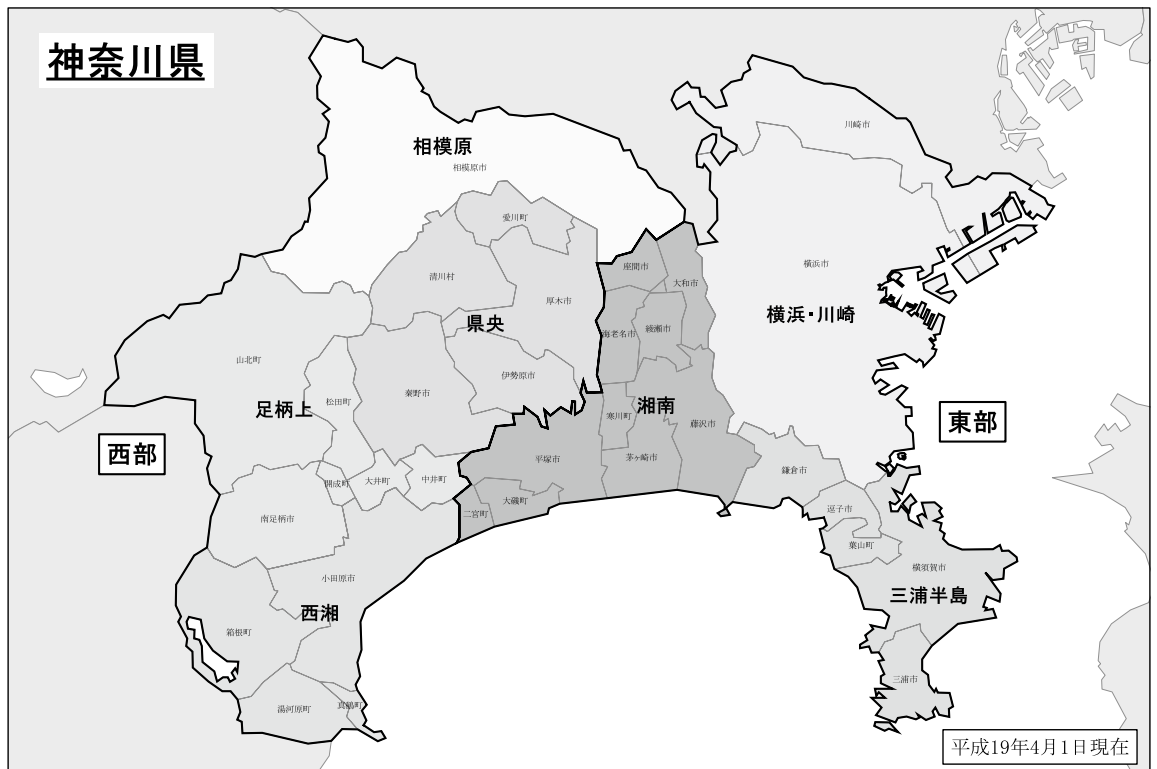
イ 西部

相模原市、厚木市、伊勢原市、秦野市、中井町及び小田原市以西の地域（沿岸約37キロ以内の海域を含む。）

ウ 沿岸の海域

神奈川県沿岸約37キロ以内の海域

細分区域図



(5) 多摩川、鶴見川洪水予報（水防活動用）

多摩川（万年橋から海までの区間）に洪水による被害の発生が予測される場合に国土交通省関東整備局と気象庁予報部は共同して多摩川洪水予報（多摩川はん濫注意情報、同警戒情報、同危険情報、同発生情報）を発表する。

鶴見川（亀の子橋から海までの区間）については、京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同して鶴見川洪水予報（鶴見川はん濫注意情報、同警戒情報、同危険情報、同発生情報）を発表する。

(6) 地方海上警報

気象庁予報部は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表する。発表した地方海上警報は、海上保安庁第三管区海上保安本部警備救難部救難課から無線通信により関係船舶に通報される。

地方海上警報の種類、海域及び伝達系統

ア 地方海上警報の種類（津波に関するものを除く。）

種類	説明
海上風警報	風力階級7の場合
海上濃霧警報	濃霧について、警告を必要とする場合
海上強風警報	風力階級8及び9の場合
海上暴風警報	風力階級10以上の場合
海上台風警報	熱帯低気圧により風力階級12以上の場合
海上警報解除	継続中の警報を解除する場合
海上警報なし	警報をする現象が予想されない場合

注1 海上警報は、上記の状況が予想される場合に発表する。

風力階級は、「気象庁風力階級表」（ビューフォート風力階級）による。

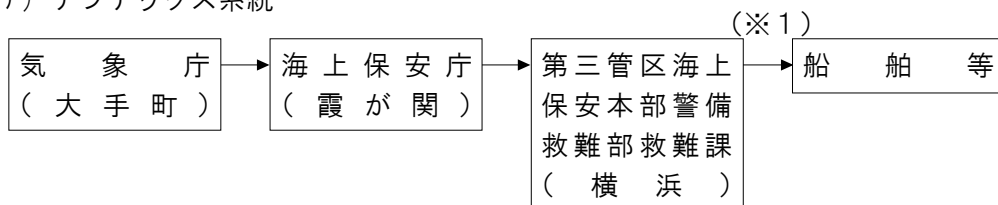
イ 地方海上警報の発表海域

地方海上警報は、全国の沿岸から300海里以内の海域を12海域に分割して発表する。このうち、神奈川県の沿岸に係わる海域を次に示す。

海域の名称及び範囲	細分した海域の名称及び範囲
関東海域 範囲：福島県と茨城県との境界線から90度に引いた線以南及び神奈川県と静岡県の境界線から東経139度18分、北緯34度54分の点を経て、東経138度50分、北緯34度20分の地点に至り、更にその点を起点として180度に引いた線以東の海岸線から300海里以内の海域	関東海域北部 範囲：関東海域のうち、北緯34度以北の海域 関東海域南部 範囲：関東海域のうち、北緯34度以南の海域

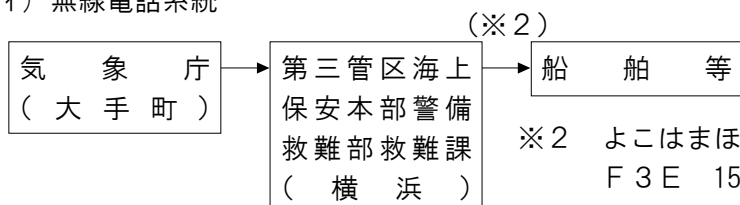
ウ 地方海上警報の伝達系統

(7) ナブテックス系統



※1 日本語ナブテックス F1B424kHz
国際ナブテックス F1B518kHz

(4) 無線電話系統



※2 よこはまほあん
F 3 E 156.8MHz
F 3 E 156.6MHz

2 気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて一般や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。

また、県内で数年に1回程度出現する記録的な短時間の強雨が観測された場合（運用基準は、1時間当りの雨量が神奈川県東部は90ミリ、神奈川県西部は100ミリを超えた場合）は、「記録的短時間大雨情報」を発表して一般や防災関係者に警戒を呼びかける。

3 各種気象通報

横浜地方気象台及び防災関係機関は、関係協定に基づき、次の気象通報を行う。

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めたときは、次の基準により防災情報提供装置により神奈川県安全防災局災害消防課に通報する。

ア 実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。

イ 毎秒12メートル以上の平均風速が予想されるとき（降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある。）

(2) 漁業無線気象通報

横浜地方気象台は、漁船の航行及び操業の安全に資するため、神奈川県水産技術センターに対して関係する気象・海象に関する予報、注意報、警報及び気象情報を通報する。

情報伝達は、主として気象庁本庁からテレックスにより行う。

(3) 電話気象通報

(株)NTT ソルコ仙台センタは、(財)日本気象協会から提供される、一般の利用に適合する注意報及び警報を、天気予報と併せて177自動応答装置により一般の利用者に案内する。

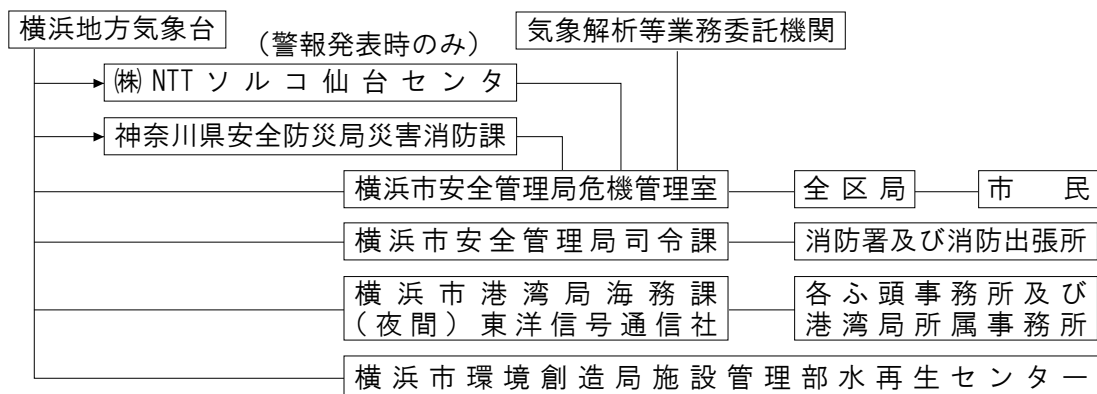
4 気象庁の行う予報・警報等の受伝達

横浜地方気象台が発表する横浜市区域に関する各種警報・注意報（以下「気象警報等」という。）が発表された場合、区局（部）長は、次により受伝達を行い、必要な措置をとる。なお、気象情報、気象通報については、必要に応じて受伝達を行う。

(1) 気象警報等の受伝達

横浜市区域に関する気象警報等は、次の伝達系統図により本市全区局（部）に伝達する。

警報等の伝達系統図



(→は、気象業務法第15条に基づく伝達系統)

ア 気象警報等の収集等

(ア) 安全管理局長（安全管理部長）は、横浜地方気象台（株）NTT ソルコ仙台センタ経由）、神奈川県災害消防課（県防災行政通信網）及び気象解析等業務委託機関から警報等を収集する。

(イ) 各区局（部）長は、気象の悪化が予想されるときは、テレビ・ラジオの情報に注意し、気象状況の早期把握に努めるとともに、関係局（部）においては独自に整備した機器から警報等を収集する。

イ 気象警報等の伝達

安全管理局長（安全管理部長）は、次により伝達する。

(ア) 区役所に対する伝達

危機管理システム及び無線ファクシミリの2系統で伝達する。

(イ) 局に対する伝達

「有線ファクシミリ」（一部の局（部）は危機管理システムを併用）で伝達する。

(ウ) 勤務時間外の伝達

警戒本部設置基準に該当する警報等が発表されたときは、区防災宿日直者等及び関係職員に対し、緊急連絡通報システムにより伝達する。

ウ 受伝達時の措置

(ア) 警戒本部の設置基準に該当する気象警報等が発表されたときは、関係局及び関係区は、直ちに警戒本部の設置、職員の配備・動員等の所要の措置をとる。

(イ) 安全管理局長（安全管理部長）は、必要に応じて、気象警報等が発表された旨を庁内放送により、職員及び市庁舎への来訪者等に伝達する。

(ウ) 各区局（部）長は、所管する施設の管理者等に連絡し、必要に応じて、施設利用者へ伝達する。

(2) 気象情報、気象通報の受伝達

横浜地方気象台から気象情報及び気象通報の伝達を受けたときは、必要に応じて気象警報等と同様の受伝達を行う。

第3節 気象庁以外からの情報

1 観測情報の受伝達

気象庁以外からの情報は、環境創造局レーダ雨量計システム（レインアイよこはま）、道路局水防災情報システム、港湾局潮位観測システム、安全管理局通信指令システム（気象情報）、その他各局所管のシステム、気象解析等委託機関、横浜地方気象台の端末及び危機管理システム、防災情報Eメールから収集する。

(1) 観測情報の種類

気象解析等業務委託機関からの情報	横浜防災気象情報、天気予報、降水短時間予測、気象レーダ、アメダス、ひまわり雲画像、天気図、台風情報、地震情報、津波予報、警報注意報
本市の観測機器による情報	環境創造局レーダ雨量情報、道路局河川水位・遊水地情報、港湾局潮位観測情報、安全管理局雨量情報、横浜市地震情報

(2) 情報の受伝達（横浜防災気象情報を除く。）

ア 各区役所、安全管理局（安全管理部）に対しては、原則として危機管理システムにより伝達する。

イ その他の局（部）に対しては、必要に応じて有線ファクシミリにより伝達する。

(3) 横浜防災気象情報の受伝達

横浜防災気象情報は、気象解析等業務委託機関から毎日定時（1、4、7、10、13、16、19、22時）に発表されるもので、横浜地域及び周辺地域の気象状況等を解析した防災上必要となる次の気象観測等に関する情報である。

これらの情報を、次により受伝達する。

横浜防災気象情報

時系列 予測情報	発表時刻から明後日の48時間後までの天気及び1時間ごとの降水量に関する予報	
降水量情報	発表時刻から24時間後まで及び24時間後から48時間後までの期間の総降水量、1時間最大降水量、3時間最大降水量の予測	
臨時情報 (警戒情報)	大雨（雪） 監視情報	1時間雨量10mm以上が予測される場合 (警戒情報「大雨に対する監視が必要です。」)
	大雨（雪） 監視強化情報	1時間雨量10mm以上が予測される場合又は3時間雨量30mm以上が予測される場合 (警戒情報「大雨に対する監視強化が必要です。」)
概況	気象解析等業務委託機関の気象予報士による気象に関する概況説明	

ア 防災宿日直職員及び災害応急対策員は、勤務時間外において、危機管理システム又は気象解析等業務委託機関のシステムの端末機により、上記の横浜防災気象情報を定時に確認し、市内の気象状況を把握する。

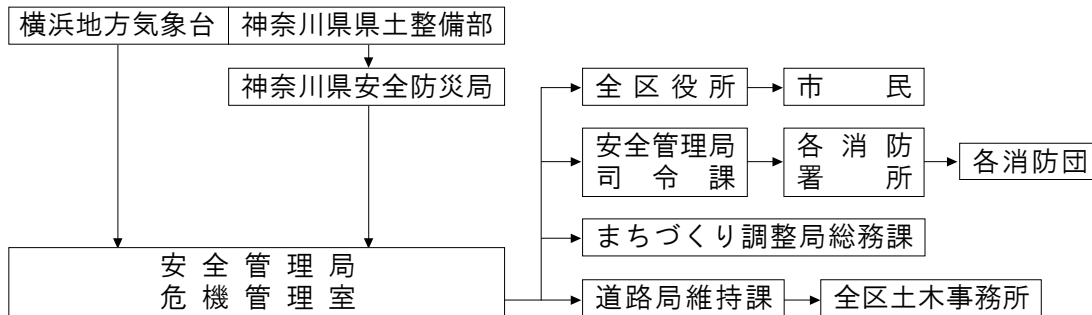
イ 危機管理システムの端末機に障害が生じた時は、安全管理局危機管理室情報技術課長（勤務時間外においては、災害応急対策員）が各区役所に有線又は無線ファクシミリで伝達する。

第4節 土砂災害警戒情報の受伝達

安全管理局
まちづくり調整局
区役所

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により本市関係区局に伝達する。

土砂災害警戒情報受伝達系統図



(1) 土砂災害警戒情報の伝達

安全管理局長は、次により伝達する。

ア 区役所に対する伝達

「危機管理システム」及び「無線ファクシミリ」の2系統で伝達する。

イ その他の局

「有線ファクシミリ」で伝達する。

(2) 受伝達時の措置

ア 安全管理局長は、必要に応じて、土砂災害警戒情報が発表された旨を庁内放送により、市庁舎への来訪者等に伝達する。

イ 各区局長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達する。

なお、関係区長は、土砂災害警戒区域内に本計画別冊「第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」で定める要援護者施設がある場合には、ファクシミリやEメール等により土砂災害に関する情報等を伝達する。

ウ 関係区局長は、神奈川県砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難勧告等（避難準備情報、避難勧告及び避難指示）の発令の参考とする。

※ URL <http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割される。

発表対象地域名称	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

(4) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、土砂災害が土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあるため、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す新たな指標として、土壌雨量指数を使用している。

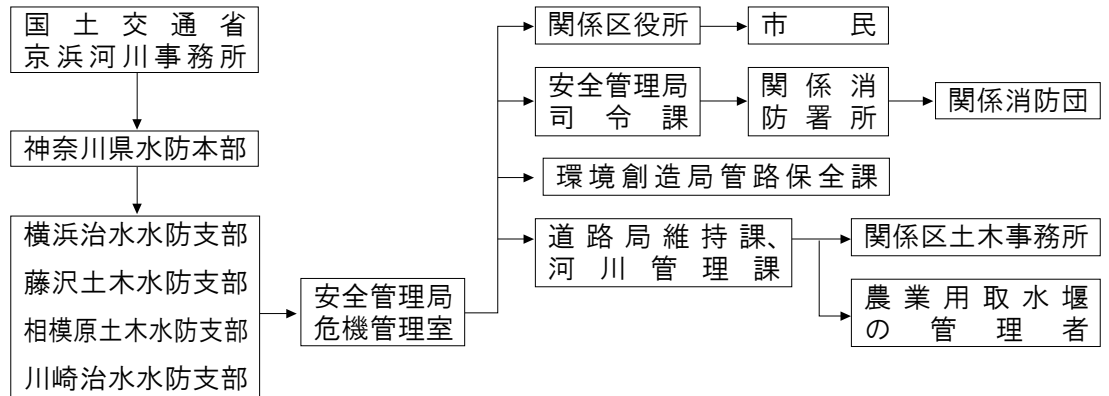
※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を5km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算している。

第5節 水防警報の受伝達

市内河川における水防警報は、次の伝達系統図により本市関係区局（部）に伝達する。

なお、鶴見川（亀の子橋、綱島、末吉橋）水防警報の伝達系統図は、本計画「第6節鶴見川洪水予報・多摩川洪水予報の受伝達 1 鶴見川洪水予報」の伝達系統図による。

水防警報連絡系統図



(1) 水防警報の伝達

安全管理局長（安全管理部長）は、次により伝達する。

ア 区役所に対する伝達

危機管理システム及び無線ファクシミリの2系統で伝達する。

イ 局（部）に対する伝達

有線ファクシミリで伝達する。

ウ 勤務時間外の伝達

警戒本部設置基準に該当する水防警報が発表になったときは、関係区防災宿日直者等及び関係職員に対し、緊急連絡通報システムにより伝達する。

(2) 受伝達時の措置

ア 警戒本部の設置基準に該当する水防警報が発表されたときは、関係局及び関係区は、直ちに警戒本部の設置、職員の配備・動員等の所要の措置をとる。

イ 安全管理局長（安全管理部長）は、必要に応じて、水防警報が発表された旨を庁内放送により、市庁舎への来訪者等に伝達する。

ウ 各区局（部）長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達する。

エ 関係区長は、土砂災害警戒区域内に本計画別冊「第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」で定める要援護者施設がある場合には、ファクシミリやEメール等により土砂災害に関する情報等を伝達する。

(3) 水防信号（昭和24年10月6日神奈川県水防信号規則）

水防団員（消防団員）の出動を知らせるとともに、住民の避難立退き等を知らせるための次の水防信号を用いる。

ア 信号は、適當の時間継続する。

イ 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。

ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知する。

(ア) 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。

(イ) 第2信号 水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。

(ウ) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。

(エ) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約5秒 約5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止 約15秒 約15秒 約15秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約5秒 約5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止 約6秒 約6秒 約6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約10秒 約10秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止 約5秒 約5秒 約5秒
第4信号	乱打	約1分 約1分 ○-休止 ○-休止 約5秒 約5秒

(4) 水防警報の種類、内容及び発表基準等

国土交通大臣及び神奈川県知事は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第16条第1項に基づく水防警報を行うが、その種類、内容及び発表基準は次のとおりである（横浜市内の指定は河川のみ。）。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動を準備させる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又ははん濫注意水位（警戒水位）以上であつても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

表 水防警報を行う河川

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川（水防法第16条第1項に基づく昭和30年建設省
[現国土交通省] 国示第1178号による指定）

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域	
鶴見川	横浜治水	横浜市 川崎市	左岸	都筑区川向町字南耕地609番地の1地先の高速道路下流端から海まで
			右岸	港北区小机町城下1795番地から海まで
早淵川	横浜治水	横浜市	左岸	港北区高田町字下耕地948番地先 } の高田橋から鶴見川合流点まで
			右岸	
矢上川	川崎治水 横浜治水	川崎市 横浜市	左岸	川崎市幸区矢上字橋向952番の1地先 } から鶴見川合流点まで
			右岸	
鳥山川	横浜治水	横浜市	左岸	港北区鳥山町533番地先 } の岸根小橋から鶴見川合流点まで
			右岸	

2 神奈川県知事が水防警報を行う河川（水防法第16条第1項）

河川名	支部名	担当水防管理団体	区域	
			自	至
鶴見川	川崎治水 横浜治水	川崎市 横浜市	左岸 川崎市麻生区岡上1番地先 右岸 同423番地先	東京都界から 左岸 都筑区川向町字南耕地609番の1地先高速道路下流端まで 右岸 港北区小机町字城坂下1795番地先高速道路下流端まで
矢上川	川崎治水	川崎市	左岸 川崎市宮前区野川989番地先 右岸 同1187番地先	上野川橋から 左岸 川崎市幸区矢上字橋向951番の1地先 右岸 港北区日吉町字根搦933番の1地先まで
早淵川	横浜治水	横浜市	左岸 青葉区元石川町1061番の1地先 右岸 同1042番地先	中村大橋から 左岸 港北区高田町字下耕地948番地先高田橋まで 右岸 同新吉田町816番地先高田橋まで
鳥山川	横浜治水	横浜市	左岸 神奈川区羽沢町字天屋32番の3地先 右岸 同	市道橋から 港北区鳥山町字砂田529番1地先岸根小橋まで
砂田川	横浜治水	横浜市	神奈川区菅田町字東前田2410番2地先の市道橋 鳥山川合流点まで	
大熊川	横浜治水	横浜市	左岸 都筑区折本町1644番地先 右岸 同1603番地先	西原橋から 鶴見川合流点まで
恩田川	横浜治水	横浜市	左岸 青葉区恩田町1146番地先 右岸 緑区長津田町2579番地先	東京都界から 鶴見川合流点まで
梅田川	横浜治水	横浜市	左岸 緑区三保町字稻荷谷968番4地先 右岸 同字東谷854番地先	三保橋から 恩田川合流点まで

第3部
第6章
情報の収集と伝達

河川名	支 部 名	担当水防 管理団体	区 域	
			自	至
鴨居川	横浜治水	横 浜 市	左岸 緑区鴨居町1513番の1地先 右岸 同1457番地先	J R 橋 から 鶴見川合流点まで
帷子川	横浜治水	横 浜 市	左岸 旭区上川井町453番地先 右岸 同259番地先	に設置した 標柱から 築地橋を経て海まで
石崎川	横浜治水	横 浜 市	左岸 西区西平沼4丁目27番地先 右岸 同5丁目29番地先	帷子川分 派点から 浅間橋を経て帷子川 合流点まで
新 田 間 川	横浜治水	横 浜 市	左岸 西区南浅間町2番地先 右岸 同岡野2丁目29番地先	帷子川分 派点から 幸川合流点まで
帷子川 分水路	横浜治水	横 浜 市	左岸 旭区白根1丁目188番1 及び188番5地先 右岸 同西川島町4番3地先	帷子川 分派点 から 帷子川合流点まで
幸 川	横浜治水	横 浜 市	左岸 西区南幸2丁目20番地先 右岸 同1丁目5番地先	帷子川分 派点から 新田間川合流点まで
今井川	横浜治水	横 浜 市	左岸 保土ヶ谷区今井町42番地先 右岸 同1340番地先	に設置した 標柱から 帷子川合流点まで
大岡川	横浜治水	横 浜 市	左岸 磯子区田中町461番地先 右岸 同489番地先	天谷橋 から 山王橋、大江橋を経 て海まで
大岡川 分水路	横浜治水	横 浜 市	左岸 港南区日野町字清水 1499番地先 右岸 同字寺尾1502番地の2地先	日野川 分派点 から 海まで
中村川	横浜治水	横 浜 市	左岸 南区吉野町5丁目26番 地先 右岸 同宿町1丁目3番地先	大岡川 分派点 から 久良岐橋を経て西の 橋まで
日野川	横浜治水	横 浜 市	左岸 港南区日野町字大北 967番地の3地先 右岸 同寺尾1779番地の9地先	日野橋 下流端 から 大岡川合流点まで
堀割川	横浜治水	横 浜 市	左岸 南区中村町4丁目224番 地先 右岸 同睦町1丁目23番地先	中村川 分派点 から 八幡橋を経て海まで
堀 川	横浜治水	横 浜 市	左岸 中区山下町276番地先 右岸 同元町5丁目191番地先	西の橋下 流端から 海まで
宮 川	横浜治水	横 浜 市	左岸 金沢区釜利谷町字宿下 819番地の1地先 右岸 同字坂本1104番地1地先	待橋上 流端から 海まで
侍従川	横浜治水	横 浜 市	左岸 金沢区六浦町3929番地先 右岸 同3109番地先	大道橋 から 海まで
境 川	相模原市 土木 藤沢土木 津久井 土木	相模原市 横 浜 市 藤 沢 市 大 和 町 田 市	左岸 瀬谷区瀬谷町8645番地先 右岸 相模原市城山町川尻 5693番の2地先	東 京 都 界 从 海まで
柏尾川	横浜治水 藤沢土木	横 浜 市 鎌 倉 市 藤 沢 市	左岸 戸塚区柏尾町337番地先 右岸 同	平戸永谷川 阿久和川 合流点から 境川合流点まで

道路局

河川名	支 部 名	担当水防管理団体	区 域		
			自	至	
平 戸 永谷川	横浜治水	横 浜 市	左岸 港南区上永谷町3648番地先 右岸 同3484番地先	馬洗橋上流端から	柏尾川合流点まで
いたち川	横浜治水	横 浜 市	左岸 栄区中野町1359番地先 右岸 同1358番地先	神戸橋上流端から	柏尾川合流点まで
阿久和川	横浜治水	横 浜 市	左岸 瀬谷区阿久和町3051番地先 右岸 同3078番地先	堂村橋から	柏尾川合流点まで
宇田川	横浜治水	横 浜 市	左岸 泉区中田町233番地先 右岸 同80番の1地先	に設置した標柱から	境川合流点まで
和泉川	横浜治水	横 浜 市	左岸 瀬谷区二ツ橋町310番の1地先 右岸 同瀬谷町4741番地先	二ツ橋上流端から	境川合流点まで
舞岡川	横浜治水	横 浜 市	左岸 戸塚区舞岡町593番地先 右岸 同3237番地先	に設置した標柱から	柏尾川合流点まで
名瀬川	横浜治水	横 浜 市	左岸 戸塚区名瀬町2230番の2地先 右岸 同2226番の1地先	山越橋上流端から	阿久和川合流点まで

表 水位観測所（横浜市関連）

洪水予報・水防警報の発表、避難判断水位到達情報の通知により防災体制をとるため及び内部監視用等のために設置された水位観測所は次のとおりである。

番号	観 測 所 名	河川名	位 置			水防団待機水位(通報水位)※1	はん濫注意水位(警戒水位)※2	避難判断断水位(特別警戒水位)※3	避難判断水位(特別警戒水位)から溢水までの高さ ※4	支 部 名	担当水防管理団体名	備 考	基準局 ※5
			市	区	町 字								
1	鶴見川河口	鶴見川	横 浜	鶴 見	末広町	0.90	1.20	—	右 1.70 左 2.00	横浜治水	横浜市	テレメータ(国土交通省)	
2	芦穂橋	鶴見川	横 浜	鶴 見	鶴見中央3丁目	2.50	2.75	—	右 1.90 左 1.65	横浜治水	横浜市	テレメータ(国土交通省)	
3	末吉橋	鶴見川	川 崎	幸	小 倉	2.20	2.70	—	右 2.25 左 2.55	川崎治水	川崎市	テレメータ(国土交通省)	○
4	綱 島	鶴見川	横 浜	港 北	綱島東	3.00	3.50	—	右 3.30 左 2.50	横浜治水	横浜市	テレメータ(国土交通省)	○
5	太 尾	鶴見川	横 浜	港 北	太尾町	3.67	4.47	—	5.47	横浜治水	横浜市	テレメータ(国土交通省)	
6	亀の子橋	鶴見川	横 浜	港 北	小机町	5.30	5.80	—	右 2.30 左 2.50	横浜治水	横浜市	テレメータ(国土交通省)	○
7	落合橋	鶴見川	横 浜	緑	中山町	3.50	4.50	6.20	1.00	横浜治水	横浜市	テレメータ(国土交通省)	○
8	寺家橋	鶴見川	川 崎	麻 生	早 野	2.75	3.50	4.80	1.00	横浜治水 川崎治水	横浜市 川崎市	テレメータ(国土交通省)	○
9	矢上橋	矢上川	川 崎	幸	北加瀬	2.60	3.80	4.60	右 1.50 左 1.10	川崎治水	川崎市	テレメータ(国土交通省)	○
10	西ヶ崎橋	矢上川	川 崎	高 津	子母口	2.00	3.00	4.35	0.80	川崎治水	川崎市	テレメータ(神奈川県)	○
11	大竹上橋	大熊川	横 浜	港 北	新羽町	1.70	2.75	4.61	0.90	横浜治水	横浜市	テレメータ(神奈川県)	○
12	高田橋	早淵川	横 浜	港 北	新吉田	2.00	3.00	3.50	1.60	横浜治水	横浜市	テレメータ(国土交通省)	○

番号	観測所 観測名	河川名	位置			水防団 待機水 位(通報 水位)※1	はん 注 意 水 位 (警戒水 位)※2	避難判 断水位 (特別警 戒水位) ※3	避難判断 水位(特別 警戒水位) から溢水 までの高 さ※4	支部名	担当水 防管理 団体名	備考	基準局 ※5
			市	区	町字								
13	鍛冶橋	早淵川	横 浜	青 葉	荏 田	1.30	2.10	3.30	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (神奈川県)	○
14	浅山橋	恩田川	横 浜	青 葉	恩田町	2.40	3.20	4.00	0.80	横浜治水	横浜市	テレメータ (国土交通省)	○
15	神明橋	梅田川	横 浜	緑	三保町	0.70	1.20	2.00	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
16	宮原橋	鳥山川	横 浜	神奈川	三枚町	2.00	2.30	3.30	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
17	鳥 山	鳥山川	横 浜	港 北	鳥 山	1.40	2.00	2.90	—	横浜治水	横浜市	テレメータ (国土交通省)	
18	下 橋	砂田川	横 浜	港 北	鳥山町	1.20	1.80	2.40	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
19	住吉橋	奈良川	横 浜	青 葉	奈良町	—	(1.50)	(2.50)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
20	住撰橋	岩 川	横 浜	緑	いぶき 野	—	(1.50)	(2.50)	(0.30)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
21	宮崎橋	帷子川	横 浜	保土ヶ谷	釜台町	2.30	2.80	4.00	0.80	横浜治水	横浜市	テレメータ (神奈川県)	○
22	元平沼 橋	帷子川	横 浜	西	南 幸 二丁目	1.30	1.60	2.00	0.80	横浜治水	横浜市	テレメータ (神奈川県)	○
23	御殿橋	帷子川	横 浜	旭	下川井 町	(1.00)	(1.50)	(2.40)	(1.30)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
24	今川橋	帷子川	横 浜	旭	今川町	(1.00)	(1.50)	(2.50)	(1.00)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
25	元町橋	今井川	横 浜	保土ヶ谷	狩場町	(1.40)	(2.00)	(2.80)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
26	中野橋	今井川	横 浜	保土ヶ谷	帷子町 一丁目	1.30	1.70	2.70	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
27	保土ヶ谷 橋	今井川	横 浜	保土ヶ谷	瀬戸ヶ谷 町	—	(2.20)	(2.70)	(0.50)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
28	八幡橋	今井川	横 浜	保土ヶ谷	瀬戸ヶ谷 町	—	(2.20)	(2.70)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
29	内海橋	新田間 川	横 浜	西	北 幸 一丁目	(1.30)	(1.60)	(2.00)	(0.80)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
30	神鋼橋	柏尾川	藤 沢		宮 前	2.60	3.60	6.20	1.00	藤沢土木	藤沢市 鎌倉市	テレメータ (神奈川県)	
31	鷹匠橋	柏尾川	横 浜	栄	笠間町	2.50	2.70	4.50	1.00	横浜治水	横浜市	テレメータ (神奈川県)	○
32	元町橋	柏尾川	横 浜	戸 塚	矢部町	2.50	2.70	4.50	1.00	横浜治水	横浜市	テレメータ (神奈川県)	○
33	戸 塚 ポンプ場	柏尾川	横 浜	戸 塚	戸塚町	(2.50)	(2.70)	(4.50)	(1.00)	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	
34	栄 第 二 水 再 生 セ ン タ ー	柏尾川	横 浜	栄	長沼町	(2.50)	(2.70)	(4.50)	(1.00)	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	
35	阿久和川 合流後	柏尾川	横 浜	戸塚区	上矢部 町	(3.10)	(3.80)	(5.30)	(1.00)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
36	境 橋	境 川	横 浜	大 和	橋 戸 三丁目 深 見	2.20	3.00	4.10	1.00	相模原 土 木	横浜市 大和市	テレメータ (神奈川県)	○
37	幸延寺 橋	境 川	東京都 町田市		森 野 一丁目	1.30	2.00	2.80	0.80	相模原 土 木	町田市 相模原市	テレメータ (神奈川県)	○

番号	観測所 観測名	河川名	位置			水防団 待機水 位(通報 水位)※1	はん 注 意 水 位 (警戒水 位)※2	避難判 断水位 (特別警 戒水位) ※3	避難判断 水位(特別 警戒水位) から溢水 までの高 さ※4	支部名	担当水 防管理 団体名	備考	基準 局 ※5
			市	区	町字								
38	高鎌橋	境川	横浜	泉	上飯田 町	2.50	3.00	3.30	0.30	藤沢土木	横浜市 藤沢市	テレメータ (神奈川県)	○
39	大清水 橋	境川	藤沢		大鋸	3.90	4.50	4.95	0.45	藤沢土木	藤沢市	テレメータ (神奈川県)	○
40	境川橋	境川	藤沢		鵜沼 藤ヶ谷	4.00	4.50	5.65	1.00	藤沢土木	藤沢市	テレメータ (神奈川県)	
41	下永谷 3号橋	平戸 永谷川	横浜	港南	下永谷 六丁目	(1.30)	(1.60)	(2.10)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
42	外郷橋	平戸 永谷川	横浜	戸塚	前田町	1.10	2.00	2.70	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
43	嶽下橋	平戸 永谷川	横浜	戸塚	上柏尾 町	(1.30)	(2.10)	(2.70)	(0.80)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
44	元舞橋	舞岡川	横浜	戸塚	吉田町	1.00	1.70	2.20	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
45	伊勢堰 橋	阿久和 川	横浜	泉	岡津町	(1.40)	(1.90)	(2.60)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
46	トヨー 橋	阿久和 川	横浜	戸塚	上矢部	1.50	2.20	3.00	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
47	栄橋	名瀬川	横浜	戸塚	名瀬町	0.60	0.90	1.30	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
48	上分橋	和泉川	横浜	泉	和泉町	(1.30)	(2.10)	(2.90)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
49	赤関 おとなり 橋	和泉川	横浜	瀬谷	宮沢 三丁目	(1.00)	(1.80)	(2.40)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
50	四ツ谷 橋	和泉川	横浜	泉	和泉町	1.00	1.50	1.90	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
51	汲沢中 学校橋	宇田川	横浜	戸塚	汲沢町	(1.00)	(1.60)	(2.00)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
52	葦橋	宇田川	横浜	戸塚	俣野町	1.40	2.00	2.70	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
53	城山橋	いたち 川	横浜	栄	小菅ヶ 谷一丁目	(1.20)	(1.80)	(2.40)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
54	水神橋	いたち 川	横浜	栄	笠間町	1.60	2.00	2.80	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
55	永戸 人道橋	芹谷川	横浜	港南	芹が谷 五丁目	(1.10)	(1.70)	(2.30)	(0.60)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
56	童橋	相沢川	横浜	瀬谷	下瀬谷 一丁目	—	(1.60)	(2.70)	(0.40)	—	横浜市	テレメータ (横浜市)	
57	埋田橋	大岡川	横浜	港南	笹下	2.40	2.80	4.36	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (神奈川県)	○
58	宮川橋	宮川	横浜	金沢	釜利谷 東一丁目	1.90	2.20	3.10	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (横浜市)	○
59	六二 浦号	侍従川	横浜	金沢	六浦 三丁目	1.65	1.95	2.40	0.60	横浜治水	横浜市	テレメータ (神奈川県)	○
60	田園 調布 (上)	多摩川	東京都	大田区	田園 調布	4.50	6.00	—	3.99	川崎治水	川崎市	テレメータ (国土交通省)	

注1 横浜市における洪水予報・水防警報基準水位観測所：33箇所（○印の水位観測所）
 注2 横浜市が設置したNo.19、20、23、24、25、27、28、29、33、34、35、41、43、45、48、49、51、53、55、56の計20箇所の水位観測所は、内部監視用として設置しているが、市民の自助活動の参考としても活用して頂くため、各設定水位に相当する水位（ ）内の数値）を仮に設定し、水防災情報システム（P24）により、市のホームページやパソコン・携帯電話へのEメールで水位情報を公表している。

- ※1 水防法第12条第1項に規定する「通報水位」
- ※2 水防法第12条第2項に規定する「警戒水位」
- ※3 水防法第13条に規定する「特別警戒水位」
- ※4 No.1～6、60については、はん濫注意水位（警戒水位）から溢水までの高さ
- ※5 横浜市に対して水防警報が発表される水位観測所

表 水防警報を行う河川の経路表と水防警報の伝達先

水系	河川名	行政区名	水系	河川名	行政区名
鶴見川	鶴見川	鶴見区、港北区、 緑区、青葉区、 都筑区	境川	境川	戸塚区、泉区、瀬谷区
	早淵川	港北区、青葉区、 都筑区		和泉川	戸塚区、泉区、瀬谷区
	矢上川	港北区		宇田川	戸塚区、泉区
	大熊川	港北区、都筑区		柏尾川	戸塚区、栄区
	恩田川	緑区、青葉区		阿久和川	戸塚区、泉区、 瀬谷区
	鳥山川	神奈川区、港北区		平戸永谷川	港南区、戸塚区
	梅田川	緑区		舞岡川	戸塚区
	(鴨居川)	緑区		名瀬川	戸塚区
	砂田川	神奈川区、港北区		いたち川	栄区
帷子川	帷子川	西区、保土ヶ谷区、 旭区	大岡川	大岡川	中区、南区、 港南区、磯子区
	(帷子川) (分水路)	西区、保土ヶ谷区、 旭区		(大岡川) (分水路)	港南区、磯子区
	今井川	保土ヶ谷区		(日野川)	港南区
	(石崎川)	西区		(中村川)	中区、南区
	(新田間川)	西区、保土ヶ谷区、 旭区		(堀割川)	南区、磯子区
	(幸川)	西区	(堀川)	中区	
			宮川	宮川	金沢区
			侍従川	侍従川	金沢区

道路局

注1 ()内の河川は、神奈川県知事が水防警報を行う河川とされているが、基準水位観測所の設置がないため、実際には水防警報が行われていない河川。

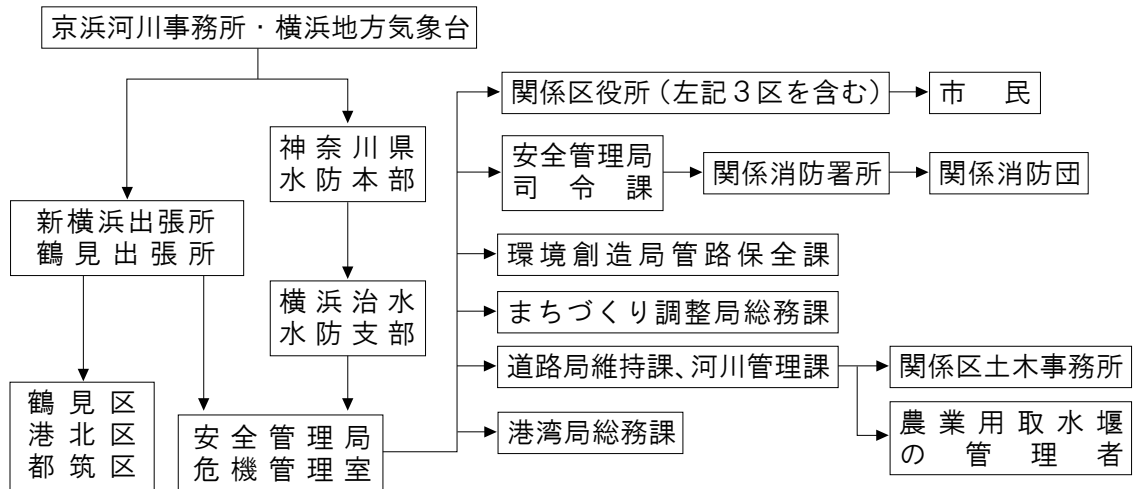
注2 降雨の有無に関わらず、満潮時においては、河川水位への影響が大きい場所があり、その場合は水防警報が発表されることがあります。

第6節 鶴見川洪水予報・多摩川洪水予報の受伝達

1 鶴見川洪水予報

京浜河川事務所と気象庁横浜地方気象台とが共同で発表する鶴見川洪水予報は、次の伝達系統図により本市関係区局（部）に伝達する。

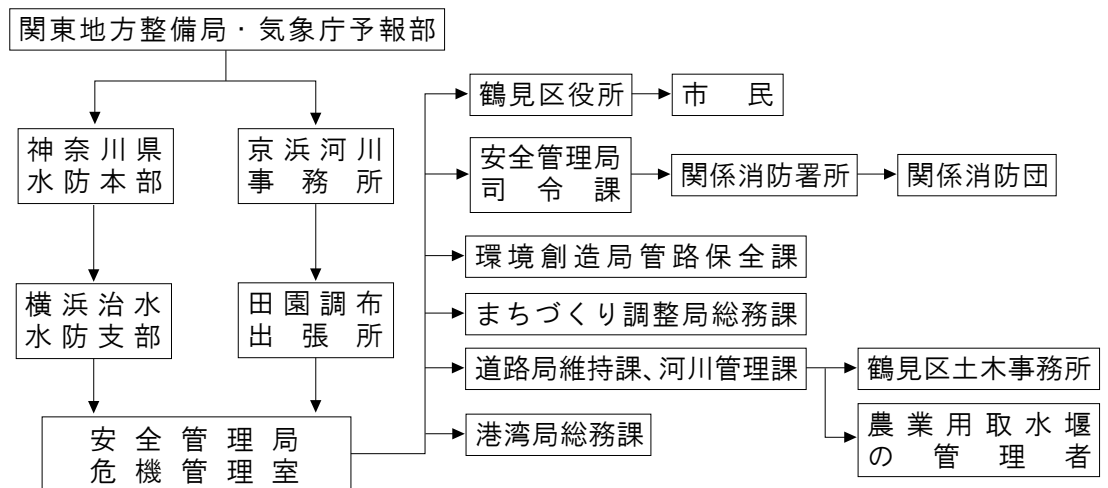
鶴見川洪水予報伝達系統図



2 多摩川洪水予報

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表する多摩川洪水予報は、次の伝達系統図により伝達する。

多摩川洪水予報伝達系統図



3 洪水予報の伝達

安全管理局長（安全管理部長）は、次により伝達する。

- (1) 区役所に対する伝達
無線ファクシミリ又は有線ファクシミリで伝達する。
- (2) 局（部）に対する伝達
有線ファクシミリで伝達する。

4 受伝達時の措置

各区局（部）長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達する。

5 洪水予報の種類と発表基準

- (1) はん濫注意情報
はん濫注意水位（警戒水位）に到達した時
- (2) はん濫警戒情報
避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づきはん濫危険水位（危険水位）に達すると見込まれた時
- (3) はん濫危険情報
はん濫危険水位（危険水位）に到達した時
- (4) はん濫発生情報
はん濫が発生した時

6 予報地点及び水位

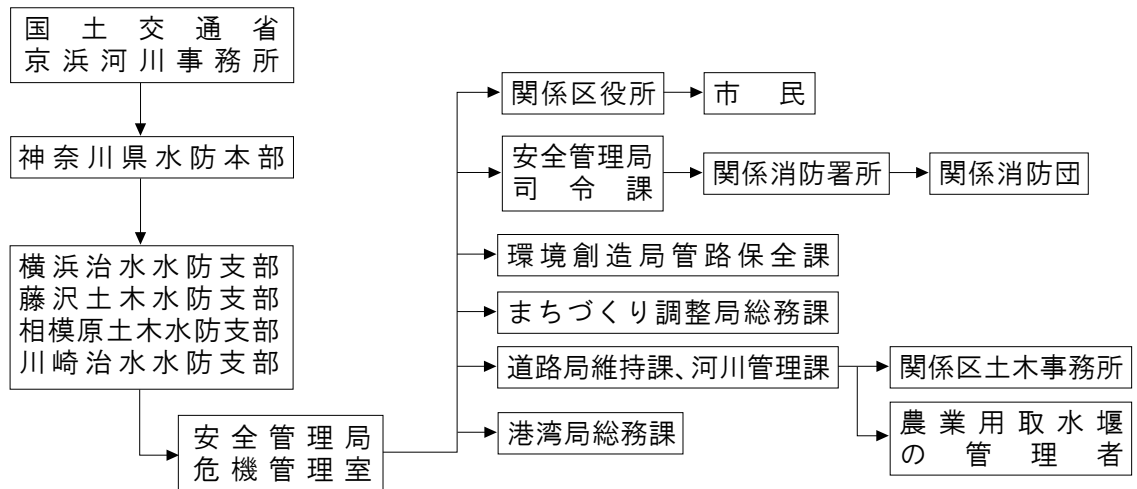
河川名	予報地点	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (危険水位)
鶴見川	亀の子橋	5.30 m	5.80 m	6.60 m	7.70 m
鶴見川	綱島	3.00 m	3.50 m	3.80 m	4.60 m
多摩川	田園調布(上)	4.50 m	6.00 m	7.80 m	8.50 m

注：多摩川については、本市近隣の予報地点のみ記載している。

第7節 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の受伝達

市内水位情報周知河川における避難判断水位（特別警戒水位）到達情報は、次の伝達系統図により本市関係区局（部）等に伝達する。

避難判断水位（特別警戒水位）到達情報伝達系統図



1 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達

安全管理局長（安全管理部長）は、次により伝達する。

- (1) 区役所に対する伝達
無線ファクシミリ又は有線ファクシミリで伝達する。
- (2) その他の局（部）
有線ファクシミリで伝達する。

2 受伝達時の措置

- (1) 各区局（部）長は、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達する。
- (2) 関係区長は、土砂災害警戒区域内に本計画別冊「第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地」で定める要援護者施設がある場合には、ファクシミリやEメール等により土砂災害に関する情報等を伝達する。

3 水位情報周知河川における避難判断水位（特別警戒水位）

第4節「水防警報の受伝達」水位観測所（横浜市関連）のとおり

第8節 河川情報の収集と伝達

1 危機管理システム等による情報収集

各区局（部）長は、水位観測所の河川水位や気象・水防警報の発表状況等の情報を危機管理システムや市ホームページ及び YCAN 防災気象情報から収集する。

安全管理局
(危機管理室)
道路局

2 洪水危険情報伝達装置

西区、保土ヶ谷区、西消防署及び保土ヶ谷消防署においては、必要に応じて洪水危険情報伝達装置の集中監視局又は補助監視板から帷子川、今井川の合流部付近の水位を把握する。

西区
保土ヶ谷区

3 河川水位情報システム

西区においては、平成16年の台風第22号による横浜駅西口周辺での浸水被害を踏まえ、内海橋付近及び元平沼橋付近に設置した水位計により、水位の上昇を把握する。

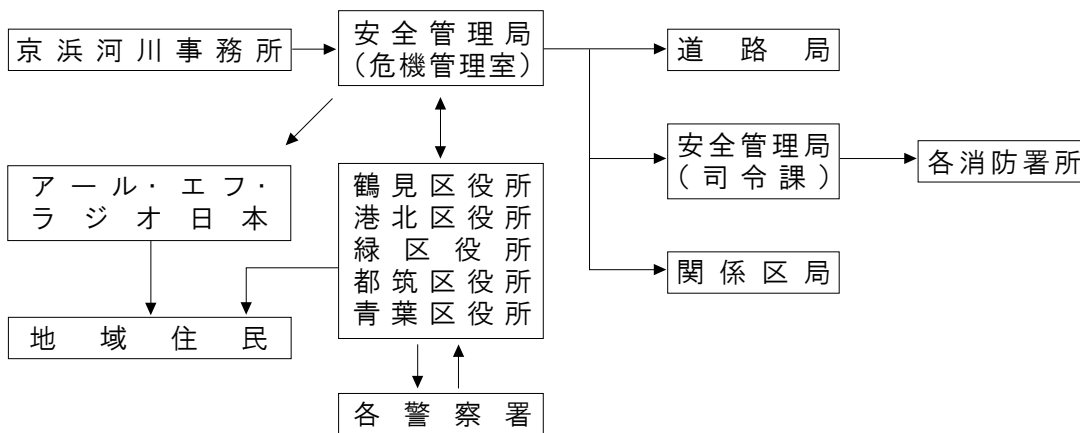
西区

4 鶴見川の情報

本市と京浜河川事務所が締結している「河川警報装置の運用に関する覚書」及び「鶴見川における河川情報提供に関する覚書」に基づき、鶴見川流域の国土交通省所管地域における水位、その他の情報を京浜河川事務所から収集する。

安全管理局
(危機管理室)

鶴見川河川情報の伝達経路



第9節 災害情報の受伝達

区長（区本部長）は土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けたときは、災害情報受信用紙により記録のうえ、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長（市本部長）に報告する。

なお、災害情報に基づき職員等が調査を実施し、確定した被害情報の受伝達は次節に定めるところによる。

安全管理局
(危機管理室)
区役所

第10節 被害情報の受伝達

区長（区本部長）は区内の被害情報について、次のとおり市長（市本部長）に報告する。

1 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者（重症、軽傷）数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、病院の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、がけ崩れの箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数（水道）、供給停止戸数（ガス）、通話不能回線数（電話）、停電戸数（電気）、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
り災世帯数、り災者数	—

2 報告の方法

(1) 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」「被害速報」入力により行う。

なお、浸水が広範囲にわたる場合など、被害の状況が明確でない場合は、「〇〇町一帯床上浸水〇〇棟」のように把握した情報内容により迅速に入力する。

(2) 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種被害報告様式により報告する。

なお、この場合、各様式の送付は、無線ファクシミリ又は有線ファクシミリにより行う。

第11節 活動情報及び応援要請の受伝達

1 本部運営状況の受伝達

区長は、区警戒本部又は区本部を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」により、設置日時、配備人員を入力する。

なお、危機管理システムの障害時にあつては、無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに通報する。

2 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長に報告する。

なお、災害救助法が適用となったときは、健康福祉部部長の指示により災害救助法に基づく事項の報告を行う。

3 市本部各部の活動報告

各部長は、各部の活動状況等を、市本部長に報告する。

第12節 その他の防災関係情報の収集及び伝達

安全管理局
(危機管理室)

1 県知事が行う防災に関する通知または要請の受伝達

災害対策基本法第55条の規定に基づき県知事が行うと予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についての通知または要請に接した場合は、同法第56条の定めるところに基づき敏速かつ的確に関係区局（部）、機関等に伝達を行う。

2 異常現象等発見者の通報にかかる情報の受伝達

各区局（部）長は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその通報を受けた警察官又は海上保安官からの通報に接した場合、速やかに実態を調査把握するとともに、遅滞なくその旨を市長（又は安全管理局長（安全管理部長）。以下同じ）に報告する。この場合において市長は、災害対策基本法第54条第4項の規定に基づき適切な対処を行う。

3 その他の事項

- (1) 前各号及び別に定めがあるもののほか、関係法令等に基づき実施する防災に関する情報の受伝達に関しては、その目的及び内容等に応じ迅速かつ確な受伝達の対応を図る。
- (2) その他防災に関しては、本市が必要と認める情報については、積極的にこれを収集し、防災対策の強化に資する。

第13節 広報活動

安全管理局
都市経営局
市民活力推進局
環境創造局
道路局
区役所

1 広報事項

広報事項の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害の状況に関すること。
- (2) 避難に関すること。
 - ア 避難勧告等
 - イ 避難・収容施設
- (3) 応急対策活動の状況に関すること。
 - ア 仮設救護所の開設状況
 - イ 交通機関、道路の復旧状況
 - ウ 電気、水道等の復旧状況
 - エ 電話の利用と復旧に関すること。
- (4) その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む。）。
 - ア 給水、給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時相談所の開設状況
 - オ その他必要な事項

2 広報活動の方法

市本部、区本部は、保有するあらゆる広報機能を活用し、必要に応じて他の機関又は団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

(1) ラジオ、テレビによる広報

ア 前記1に定める広報事項に関する市民広報、防災関係機関・団体等への緊急の連絡及び災害対策基本法第57条に定める通信のための特別の必要があるときは、災害時における放送要請に関する協定・覚書に基づき、「日本放送協会横浜放送局」、「株式会社テレビ神奈川」、「株式会社アール・エフ・ラジオ日本」、「横浜エフエム放送株式会社」、「株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ横浜支局」及び「エフエムインターウェブ株式会社」に対し、放送を要請する。

イ 本市がスポンサーとなっている番組を利用して広報を行う。

ウ 必要に応じて、都市型ケーブルテレビ各局に対し、放送を要請する。

エ 「緊急警報放送システム」の活用

人命や財産に重大な影響を及ぼす、重要かつ緊急な災害情報（①警戒宣言、②津波警報、③地方自治体の長が発令する避難勧告等）を放送するため、電波法施行令等の改正を受けて、「緊急警報放送システム」がある。

本市では、緊急を要する避難勧告等について「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、「日本放送協会横浜放送局」に対して、この協定に基づく放送を要請する。

オ 鶴見川河川情報の広報

本市では、京浜河川事務所と締結している「河川警報装置の運用に関する覚書」及び「鶴見川における河川情報提供に関する覚書」に基づき、洪水時等における鶴見川の今後の水位状況、降雨状況、水位予想等（以下、これらを「河川情報」と総称する。）について、次のとおり流域住民に対して積極的に広報を実施する。

(ア) 河川警報装置による広報

河川情報及び避難勧告について、国土交通省所有の河川警報装置を使用して広報する。

(イ) ラジオによる広報

京浜河川事務所から河川情報の提供を本市が受けた場合、必要に応じて、これと避難勧告等の実施状況等を総合して、「株式会社アール・エフ・ラジオ日本」に放送要請を行う。

河川警報装置の名称及び位置

名 称	位 置
京浜河川事務所 河川警報制御局	横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1
汐鶴橋河川警報局	横浜市鶴見区鶴見中央3-28
大綱橋河川警報局	横浜市港北区綱島東1-11-32
新羽橋河川警報局	横浜市港北区太尾町2063
綱島（出）中継局	横浜市港北区綱島東1-11-32

カ 「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報を提供する。

(2) 親水拠点警報装置等による広報

ア 親水拠点警報装置による広報

気象注意報・警報や雨量情報、河川水位情報等と連動した回転灯・音声による警報装置を市内河川に整備された親水拠点のうち、利用者の多い18箇所に整備し、利用者に河川増水の危険性を視覚や聴覚に訴える広報を実施します。

イ 洪水危険情報伝達装置による広報（帷子川と今井川の合流部）

帷子川と今井川の流域の各種改修工事の効果が得られるまでの間、緊急的な災害対策の一つとして、「洪水危険情報伝達装置」が設置されている。

この装置により、次のとおり帷子川と今井川の合流部付近住民に対してサイレン等で広報を実施する。

洪水危険情報伝達装置の名称及び位置

名称		設置場所	位置
集中監視局		保土ヶ谷区役所	保土ヶ谷区川辺町2-9
スピーカー局	天王橋局	環境創造局設備課 工事事務所	保土ヶ谷区天王町2-47-1
	岩間市民プラザ局	岩間市民プラザ	保土ヶ谷区岩間町1-7-15
	西久保町公園局	西久保町公園	保土ヶ谷区西久保町1-4地先
	帷子公園局	帷子公園	保土ヶ谷区神戸町3-7地先
	社宮司公園局	社宮司公園	西区南浅間町79-9
元町橋局（水位計測）		今井川元町橋下流	保土ヶ谷区保土ヶ谷町3-240地先
合流点水位計		帷子川と今井川の 合流点	保土ヶ谷区岩間町1-3
元町橋水位計		元町橋	保土ヶ谷区保土ヶ谷町3-246
補助監視板		西区役所	西区中央一丁目5-10
		保土ヶ谷消防署	保土ヶ谷区川辺町2-9
		西消防署	西区戸部本町50-11

ウ 西区河川水位情報システムによる広報

内海橋付近及び元平沼橋付近において、水位が上昇した場合などに、スピーカー放送、Eメール、西区ホームページなどにより地域の住民に対して広報を実施する。

観測所及びスピーカー設置位置

名称		設置場所	位置
観測所	内海橋水位計	内海橋付近	西区北幸1-8
	元平沼橋水位計	元平沼橋付近	西区南幸2-2
スピーカー局	内海橋局	内海橋付近	西区北幸1-8
	新田間橋局	新田間川緑地	西区北幸2-14
	岡野橋局	新田間公園	西区浅間町2-94
	平沼橋局	平沼橋	西区岡野1-1
	石崎橋局	環境創造局 桜木ポンプ場	西区戸部本町51-1

- エ 栄区浸水多発地域広報装置及び防災用広報一斉配信装置等
 栄区内の浸水多発地域5箇所（飯島地区・笠間5丁目地区・長尾台地区・飯島こ線橋地区・田谷地区）に広報スピーカーを設置するとともに栄区役所から放送可能な装置を設置し、水害への注意喚起や避難勧告等の広報を実施する。
- オ 都筑区浸水想定区域防災スピーカー装置
 都筑区内の早淵川の浸水想定区域（大榎町地区、南山田町地区、東山田町地区、勝田町地区、早淵三丁目地区の5箇所）に防災用スピーカーを設置するとともに都筑区役所から放送可能な装置を設置し、水害への注意喚起や避難勧告等の広報装置として、平成21年度より運用している。
- (3) 印刷物による広報
 被災状況によっては、「広報よこはま」、インターネット等の各種媒体に前記「1 広報事項」に定める内容を掲載し、市民に対し広報する。
- (4) 報道機関への発表
 市本部長は、報道機関に対して、災害の状況を把握次第発表するとともに、引続き災害に関する各種情報を定期的に、又は必要に応じ臨時発表し、取材に対しては積極的に協力する。
- (5) 広報車の利用
 区本部長は、通行の可否などの道路状況に応じて必要な地域へ放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ、広報を実施する。
- (6) 航空機の利用
 - ア 消防ヘリコプターによる広報
 安全管理部部長は、必要に応じてヘリコプター搭載のスピーカーにより、住民に対して各種情報提供や避難勧告等、避難誘導等を実施する。
 - イ 協定機関等への応援要請
 安全管理部部長は、必要に応じて放送設備を有する航空機を保有する機関及び協定団体等に応援を求め、もしくは当該航空機を借り上げて、上空からの広報を実施する。
 - ウ 区本部長の要請
 区本部長は、上空からの広報が必要と判断したときは、次の内容を安全管理局危機管理室に要請する。
 - (ア) 広報する地域
 - (イ) 広報内容
 - (ウ) その他必要な事項
- (7) 職員による広報
 区本部長は、広報車の活動が不能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対して、職員を派遣して広報を実施する。
- (8) 避難所における広報
 区本部長は、避難所等に対して、職員を派遣して避難者に対して情報を提供するとともに、掲示板、チラシ等を活用し、生活関連情報等を広報する。
- (9) インターネットによる情報提供
 危機管理室は、横浜市ホームページにおいて、一般気象情報に加えて以下の情報を提供する。
 - ア 環境創造局レーダー雨量情報（レインアイよこはま）
 西谷浄水場に設置したレーダー雨量観測計の観測情報
 - イ 道路局河川水位情報（水防災情報）
 市内の各河川に国・県・市が設置した水位計の観測情報
 - ウ 港湾局潮位情報
 横浜港大榎橋に設置した潮位観測計の観測情報
 - エ 安全管理局雨量情報
 横浜市内の消防署に設置した雨量観測計の観測情報

- (10) 緊急警報伝達システムによる広報（戸塚区浸水想定区域内にある5地域防災拠点）
国及び市からの緊急情報を、戸塚区浸水想定区域内にある5地域防災拠点に設置のスピーカーにより、平成22年度から広報を実施する。
- ア 設置場所
戸塚小学校、東戸塚小学校、俣野小学校、舞岡小学校、舞岡中学校
- イ 国からの緊急情報
東海地震予知情報、緊急地震速報、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊情報、大規模テロ情報
- ウ 区本部・市本部からの緊急情報
避難勧告等（避難準備情報、避難勧告及び避難指示）の情報
- (11) 防災情報Eメールによる情報提供
パソコンや携帯電話から登録した情報提供希望者に対して、河川水位が上昇し、はん濫注意水位（警戒水位）以上の各設定水位（避難判断水位（特別警戒水位）、溢水水位）を超過した場合（市関係部署の防災関係者には水防団待機水位（通報水位）以上の各設定水位を超過した場合）に、パソコンや携帯電話へ関連情報を配信する。
なお、大雨警報などの気象情報、天気予報、土砂災害警戒情報など、河川水位情報以外の情報についても配信する。

第14節 広聴活動

被災者の生活相談や援助業務の一環として、要望、陳情等を聴取し、災害活動に反映させる。

1 臨時市・区民相談室の開設

- (1) 市・区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時市民相談室及び臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応する。
- (2) 区本部は、区役所及び状況に応じ避難所等において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応する。
- (3) 専門相談については、それぞれの市本部各部及び区本部で行う。

2 要望等の処理

- (1) 区本部の処理
区本部において聴取した要望等のうち対応可能な広聴情報については、区本部で処理するものとし、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民活力推進部広聴相談班（広聴相談課）にファクシミリで連絡する。

広聴相談課（市民相談室） FAX 663-3433

- (2) 市民活力推進部の処理
市民活力推進部広聴相談班（広聴相談課）は、直接寄せられた広聴情報及び区本部から連絡のあった広聴情報を案件ごとに整理し、関係各部に連絡する。
- (3) 生活相談の処理
市民から寄せられた生活相談の処理については、第4部第2章第1節1「生活相談」に定めるところにより処理する。

第7章 国・防災機関との相互連携

災害が発生した場合において、市本部長は、応急対策、災害復旧又は応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次により他の機関に対し応援を要請する。

第1節 自衛隊等に対する災害派遣要請

1 要請方法

(1) 県知事への要請

自衛隊の災害派遣を必要とするときは、県知事に対して、次の事項を記載した文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電信又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

(2) 直接通知の相手先

通信の途絶等により、県知事に対して自衛隊派遣要請の要求ができない場合は、最寄りの部隊の長にその旨及び災害の状況を通知する。この場合、事後速やかに所定の手続をとる。

(3) 記載すべき要請事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

なお、上記事項のうち要請時に明らかでないものについては、判明後、速やかに行う。

(4) 必要な手続

安全管理部本部運営班（安全管理局危機管理室）が行う。

2 直接通知の相手先

区分	相手先	連絡先
陸上自衛隊	第31普通科連隊長 (横須賀市武山駐屯地： 横須賀市御幸浜1の1)	046(856)1291 連隊本部第3科長(内線630) 第3科警備幹部(内線634) 部隊当直司令(内線629)
海上自衛隊	横須賀地方総監部 防衛部第3幕僚室長 (横須賀市西逸見町1 丁目無番地)	046(822)3500(代) 国民保護・防災主任(内線2543) (直通)046(822)3522 オペレーション当直幕僚(内線2222、2223) (直通)046(823)1009

3 要請を待ついとまのない場合の自衛隊出動

(1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、自衛隊法第83条第2項により要請を待つことなくその判断に基づいて出動する。

(2) 要請を待たずに出動した後に、県知事から要請があったときは、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

4 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のような場合である。

- (1) 被害状況の把握
車両、船艇、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の救助、避難者の誘導・輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援活動に優先して実施）
- (4) 消防活動
空中消火が必要な場合は航空機による消防機関等への協力
- (5) 道路又は水路の啓開
道路又は水路等交通路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (6) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は県又は市町村において準備）
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (8) 炊飯、給水及び入浴
被災者に対する炊飯、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸与又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府第1号）による（ただし、譲与は県市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物資の譲与を受けなければ生命自体が危険であると認められる場合に限る。）

5 自衛隊との連絡調整

- (1) 情報の交換
安全管理部部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、陸上自衛隊第31普通科連隊と緊密な情報交換を行う。
- (2) 連絡班の派遣
事前に必要があると認められるときは、陸上自衛隊第31普通科連隊に対し県知事を経由して連絡班の派遣を要請し、迅速かつ円滑な部隊の派遣に努める。
- (3) 連絡班執務室の設置
安全管理部部長（本部運営班総合調整担当）は、連絡班の派遣に伴い危機管理センター関係機関執務室を提供する。
- (4) 通信系の設定
災害時において、自衛隊と本市との連絡業務を円滑かつ適切に実施するため、自衛隊は連絡班の通信系により、連絡体制の確保を図るものとする。

6 災害派遣部隊の受入れと活動

- (1) 第31普通科連隊の受入れと活動
 - ア 対処方針の決定
市本部は、市全般の被災状況から派遣される第31普通科連隊の活動地域及び活動内容を決定する。この際、消防及び警察等の救助活動が有効に機能するように調整する。

イ 第31普通科連隊の受入れ

安全管理部部長は、対処方針に基づき投入される第31普通科連隊に対し、活動地域、活動内容、活動拠点等を速やかに連絡する。連絡は、市本部に派遣されている連絡幹部を通じて行うが、未到着の場合は県を通じて行う。

ウ 救助活動の実施

第31普通科連隊が派遣される区は、投入する地区を決定し、自衛隊及び住民と連携して救出・救助にあたるものとする。

(2) 自衛隊に対する協力

ア 安全管理部部長は、派遣部隊の被災地への進入・移動や救援活動のための相互協力、必要な資材等の提供等について緊密に連絡調整を行う。

イ 安全管理部部長は、派遣された部隊が円滑に救助活動を行えるよう宿营地、ヘリポート等必要な施設を提供する。

ウ ヘリコプター離着陸場

災害時のヘリコプターの離着陸に適当と思われる場所は、飛行場外離着陸場一覧のとおり。

(3) 自衛隊との連絡窓口

派遣された自衛隊との連絡窓口は安全管理部本部運営班総合調整担当とし、原則として連絡幹部を通じて連絡・調整する。

7 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費は、原則として市が負担することとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係わるものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係わるものを除く。)の補償
- (5) 艦艇の入出港のためのタグボートの手配及び費用
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県知事と派遣部隊長等との間で協議する。

8 防災関係機関との協力

- (1) 緊急道路の確保、医療救護活動、広報活動、食料等物資の供給その他の応急措置について、必要と認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づいて、関係団体に対し、協力及び応援の要請を行う。
- (2) 横浜市の災害対応機能を補完するため、防災関係機関と応急活動及び復旧活動に必要な協定等を締結し、大規模な風水害に備える。
 - ア 区局長は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。
 - イ 関係各局長は、防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。
 - ウ 関係各局長は、災害時における協定による応援の受入れ又は派遣が円滑に行えるよう、協定機関と平常時より連携を強化しておくとともに、食料、水、医薬品等、及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等の応援体制の充実に努める。
 - エ 区長は、区域内の防災関係機関と協調し、防災対策連絡協議会を開催し、応急活動及び復旧活動の連携強化を図る。

第2節 地方公共団体等との相互応援

1 行政機関に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があるときは、次の機関に応援を要請する。

- (1) 県知事に対する応援又は応急措置の実施要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）
 - ア 18大都市災害時相互応援に関する協定（都及び政令指定都市間）
 - イ 八都府県災害時相互応援に関する協定（首都圏を構成する1都3府4政令指定都市間）
 - ウ 災害時における相互援助に関する協定（関東地方の7府の府庁所在市間）
 - エ 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定（東海道五十三次及び東海道縁の19市区町間）
 - オ その他、個別の都市と締結している応援協定

2 職員の派遣要請

- (1) 指定行政機関、指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請
市本部長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。（災害対策基本法第29条第2項、第30条第1項）
- (2) 県知事に対する職員の派遣のあつ旋要請
県知事に対し、職員の派遣についてあつ旋を求める（災害対策基本法第30条第2項、地方自治法第252条の17）。
- (3) 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請手続
指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣のあつ旋を要請するときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第15条）。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする機関
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- (4) 県知事に対する職員の派遣あつ旋要請手続
県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣のあつ旋を求めるときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（地方自治法第252条の17、災害対策基本法施行令第16条）。
 - ア 派遣のあつ旋を求める理由
 - イ 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつ旋について必要な事項

3 応援の受入れ体制

市本部長は、応援隊及び救援物資の受入れのため、関係各部部長又は区本部長に対し、次の事項について必要な対応を指示する。

(1) 情報の提供と応援手段の協議

災害の発生状況、被害状況、道路交通状況等応援を受けるにあたって必要な情報を要請先に連絡し、応援の受入方法について協議する。

(2) 応援隊の誘導

応援を受け入れる関係各部部長又は区本部長は、応援隊の市内進入路及び集結地点、救援物資の受取場所等を選定し、応援隊を誘導する。

(3) 応援隊の活動

応援隊は原則として、関係各部部長又は区本部長の指揮下に入って活動する。

表 法令に基づく災害応援要請の概要

応援要請の内容	根拠法令		連絡窓口	
指定公共機関、指定地方公共機関に対する必要な協力の要請	災害対策基本法	第6条、第21条	安全管理局 危機管理室	指定公共機関 指定地方公共機関
指定地方行政機関に対する職員派遣の要請（災害応急対策、災害復旧に従事）		第29条	同 上	指定地方行政機関
県知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣のあつ旋要請		第30条	同 上	県知事 神奈川県安全防災局 災害消防課 045-210-3430、3456
災害応急措置にかかる他の市町村に対する応援要請		第67条	同 上	他市町村
災害応急措置にかかる県知事に対する応援要請		第68条	同 上	県知事 神奈川県安全防災局 災害消防課 045-210-3430、3456
他の地方公共団体に対する職員派遣の要請	地方自治法	第252条の17	同 上	他の地方公共団体
自衛隊の派遣要請（災害応急対策、災害復旧対策の実施）	自衛隊法	第83条	同 上	・ 県知事を通じ要請 神奈川県安全防災局 災害消防課 045-210-3430、3456
	災害対策基本法	第68条の2		・ 直接通知 陸上自衛隊第31普通科連隊長 045-856-1291 海上自衛隊横須賀地方總監部防衛部第3幕僚室長 046-823-1009

第8章 水防活動

安全管理局
(危機管理室)
道路局
環境創造局
区役所

この章は、関係法令に基づき、本市が行う水防活動について定める。

第1節 水防活動の内容

1 河川等の監視、警戒

(1) 常時監視

道路局河川部、各土木事務所、消防署等は、随時、区域内の河川等（下水等の内水を含む、以下同じ）を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川管理課（道路部情報収集班）を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。

(3) 重要水防区域及び箇所等、その他の重点警戒箇所

常時監視警戒及び非常警戒にあたっては、特に次の箇所を重点として行う。

- ア 重要水防区域及び箇所
- イ 浸水想定区域
- ウ 高潮警戒区域
- エ 護岸工事等の施工中の箇所、浸水履歴のある箇所

2 農業用取水堰の操作

環境創造局長は、農業用取水堰の実態を各区長に通知するとともに、道路局河川管理課（道路部情報収集班）は、農業用取水堰の管理者に適切な操作を行うよう依頼し、水災を未然に防止するよう措置する。

本市域の取水堰箇所数（県水防計画による）

市内計	8	鶴見川	2	恩田川	2	梅田川	1	和泉川	1	境川	2
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---

3 水防用資器材の調達及び輸送

(1) 資器材の調達

各土木事務所は、水防活動に伴う必要な資器材として、本市水防倉庫備蓄資器材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておく。緊急調達してもなお不足する場合は、神奈川県水防支部長に対して資器材の提供を要請する。

(2) 資器材の輸送

風水害時に資器材を輸送するときは、各土木事務所の車輛を活用するとともに、不足する場合は、本計画「第3部第14章 輸送の確保」による。

4 公用負担

(1) 公用負担の内容

市長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において水防法第28条に基づき次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土砂、竹木その他の資材の使用又は収容
- ウ 車両その他運搬具又は機器の使用
- エ 工作物、その他障害物の処分

(2) 公用負担命令権限書等

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令権限書を提示し、公用負担命令書を発行して行う。

5 決壊等の通報及び決壊後の措置

(1) 決壊等の通報

道路部部长、安全管理部部长及び区本部部长は、堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に依り横浜治水水防支部、相模原土木水防支部、藤沢土木水防支部、川崎治水水防支部及びはん濫が予想される隣接市町村に通報する。また、鶴見川（国土交通省管理区間）の決壊等については、京浜河川事務所に通報する。

(2) 決壊後の措置

堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努める。

第2節 水防活動の業務分担

水防活動は、環境創造局（環境創造部）及び道路局（道路部）、安全管理局（安全管理部）、区警戒本部（区本部）が密接に連携を図り実施する。

また、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施する。

なお、本市の関係各区局（部）の活動の分担は、次のとおりである。

環境創造局 (環境創造部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水再生センター、ポンプ場の操作の確保 2 公共下水道施設に係る被害状況の把握 3 公共下水道施設の建設工事箇所の被害防止措置の実施
道路局 (道路部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報の各土木事務所への伝達及び配備指令 2 道路、河川・水路等の被害状況把握と安全管理局への報告 3 道路、河川・水路等の被害箇所の応急対策立案・実施
安全管理局 (安全管理部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水等の気象注意報・警報及び台風に関する情報の各区局への通報 2 水防警報の各区局への通報 3 被害情報の収集及び集約 4 複数の区にまたがる広域的な避難の準備、勧告又は指示 <p>※ 安全管理局（安全管理部）及び消防署（消防地区本部）及び消防団の活動は、第11章の消防活動による</p>
区警戒本部 (区本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理システム又は危機管理室から受信した気象情報等の土木事務所（土木事務所地区隊）及び区域の防災関係機関への通報 2 土木事務所（土木事務所地区隊）、消防署（消防地区本部）との連絡、また、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対する厳重な警戒巡視の実施、事態に即応した措置の実施 3 区域の被害状況の集約、市本部への報告 4 区域住民に対する広報の実施 5 勧告等の発令及び実施 6 大雨により河川等の増水が予想される場合の、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロール等の要請
	<p>土木事務所（土木事務所地区隊）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水害を未然に防止するため管内の河川等又は遊水池等の水位の観測及び重要水防箇所等の監視 2 建設工事現場において、工事現場、あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合の、建設現場での二次災害の発生の未然防止策の実施 3 水防工法を実施する必要がある場合の、横浜建設業防災作業隊に対する出動等の指示の実施及び技術的な指導 4 河川等から溢水するおそれがある場合又は堤防の決壊場所等において水害防止又は軽減を図るための、積土のう、せき板等の水防工法の実施 5 降雨や河川の水位等の情報収集 6 区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、あるいは県の機関等との連絡 7 管内の河川、下水道施設（水再生センター、ポンプ場を除く）の被害状況の把握、被害箇所の応急措置の実施、環境創造局（環境創造部）又は道路局（道路部）への連絡 8 大雨により河川等の増水が予想される場合の、区警戒本部（区本部）からの要請による、親水拠点等河川安全パトロール等の実施
警察署	第13章 警備と交通対策による

第9章 港湾・高潮災害応急対策

この章は、港湾・高潮災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の各区局（部）並びに防災関係機関のとるべき応急対策について定める。

第1節 高潮災害応急対策

高潮による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、港湾局（港湾部）及び関係局（部）、関係機関の活動体制を確立し、災害発生の防止と被害の軽減を図るため次の事項を実施する。

1 潮位の観測及び異常発見時の措置

(1) 区局（部）への通報

市警戒本部長または市本部長は、危機管理システムにより、潮位の異常を認めるときは、次の区局（部）に通報する。

- ア 沿岸6区の区警戒本部（区本部）
鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区
- イ 市管理施設の所管局
環境創造局総務課（環境創造部庶務班）
- ウ 港湾局総務課（港湾部庶務班）
- エ 安全管理局司令課（安全管理部司令班）

(2) 各区局（部）の措置

通報を受けた各区局（部）は、必要に応じて潮位の状況を監視するとともに、本計画に定めるところにより市民及び利用者に広報するとともに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等を実施する。

また、施設の開放が危険と認める場合は、閉鎖などの措置をとる。

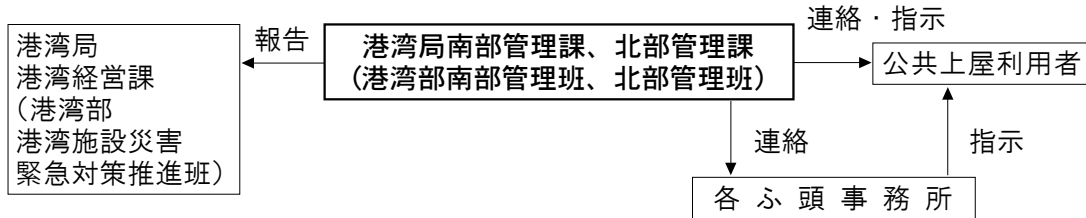
2 公共上屋の防潮対策の実施

大雨、洪水、台風、高潮及び地震に伴う津波による、公共上屋に対しての水害を防止又は軽減するため、港湾局南部管理課、北部管理課（港湾部南部管理班、北部管理班）は、大雨、洪水、高潮及び津波の注意報・警報、台風に関する情報に基づき公共上屋への水害等の影響が予想される場合に、公共上屋の防潮扉の閉鎖及び水害の防止または軽減の対策を公共上屋の利用者に指示し、必要に応じて自ら実施する。

(1) 各ふ頭の施設整備の状況

名称	施設の状況
本牧ふ頭	防潮扉を設置。 ただし、立地条件上、支障のない公共上屋については設置していない。
山下ふ頭	防潮扉を設置
大黒ふ頭	防潮扉は設置していない。 ただし、立地条件上、岸壁より1.0～1.5m高い位置に建設している。
出田町ふ頭	防潮扉を設置
山内ふ頭	防潮扉の機能を持ったシャッターを設置
大さん橋ふ頭	公共上屋なし

(2) 情報伝達及び活動の体制



- ア 港湾局各管理課（港湾部各管理班）は、各ふ頭事務所及び公共上屋利用者に気象情報を連絡する。
- イ 港湾局各管理課（港湾部各管理班）及び各ふ頭事務所は、必要に応じて公共上屋利用者に対し防潮扉の閉鎖及び水害防止対策の実施を指示する。
- ウ 港湾局各管理課（港湾部各管理班）及び各ふ頭事務所は、必要に応じて防潮扉の閉鎖及び水害防止対策を自ら実施する。
- エ 港湾局各管理課（港湾部各管理班）は、港湾局港湾経営課（港湾施設災害緊急対策推進班）に措置の状況を報告する。
- オ 港湾局港湾経営課（港湾部港湾施設災害緊急対策推進班）は、公共上屋に対する措置全般の状況を港湾局総務課（港湾部庶務班）に報告する。

3 市民への情報の提供及び避難の勧告等

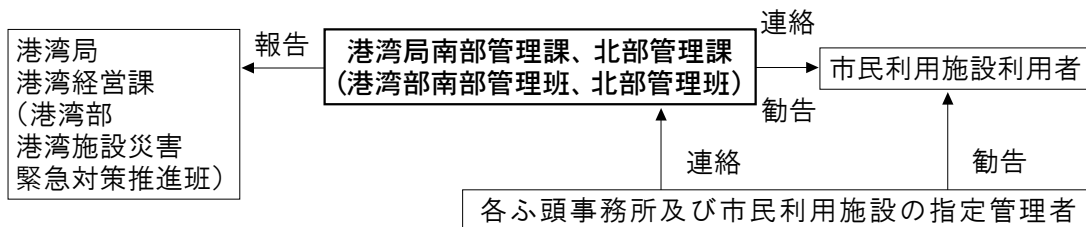
横浜港沿岸部の市民利用施設利用者の大雨及び洪水、台風、高潮、地震に伴う津波による災害を未然に防止するため、大雨及び洪水、高潮、地震の注意報・警報、台風に関する情報に基づき市民利用施設への水害等の影響が予想される場合に、次の区分により市民利用施設の利用者に対して気象情報を提供するとともに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等を実施する。

また、施設の開放が危険と認める場合は、閉鎖などの措置をとる。

なお、潮位の異常発見に伴う対応は、前記1による。

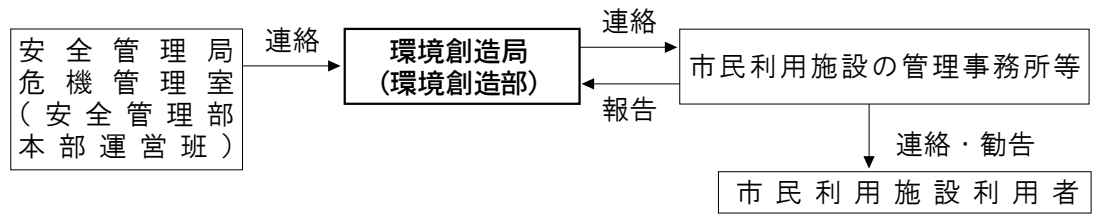
- (1) 港湾局各管理課（港湾部各管理班）
 - 公共ふ頭内等に立地する港湾局が管理する本牧海づり施設、大黒ふ頭中央公園等の市民利用施設
- (2) 環境創造局総務課（環境創造部庶務班）
 - 海の公園、山下公園、野島公園
 - なお、柴漁港、金沢漁港に対して気象情報の連絡を行う。
- (3) 連絡体制及び活動の概要

ア 港湾局（港湾部）



- (7) 港湾局各管理課（港湾部各管理班）は、各ふ頭事務所及び市民利用施設の指定管理者に気象情報を連絡する。
- (イ) 港湾局各管理課（港湾部各管理班）、各ふ頭事務所及び市民利用施設の指定管理者は、状況に応じて市民利用施設利用者に対し気象情報を提供し、早めの避難を呼びかける。
- (ウ) 港湾局各管理課（港湾部各管理班）、各ふ頭事務所及び市民利用施設の指定管理者は、危険と認める場合は施設の閉鎖等の措置をとる。

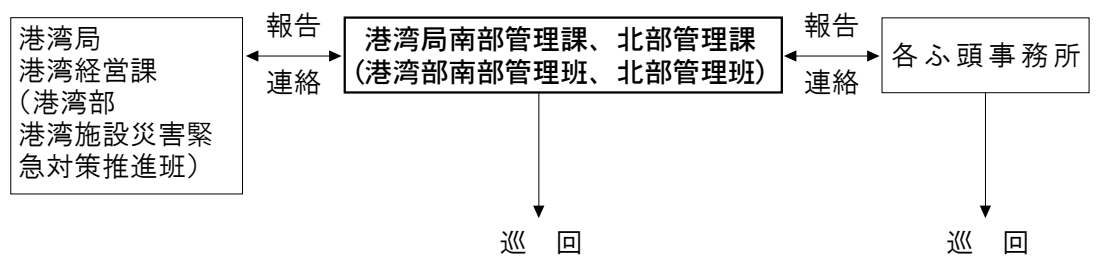
- (イ) 港湾局各管理課（港湾部各管理班）は、港湾局港湾経営課（港湾部港湾施設災害緊急対策推進班）に措置の状況を報告する。
 - (オ) 港湾局港湾経営課（港湾部港湾施設災害緊急対策推進班）は、市民利用施設に対する措置全般の状況を港湾局総務課（港湾部庶務班）に報告する。
- イ その他の局（部）



- (7) 安全管理局危機管理室（安全管理部本部運営班）は、環境創造局総務課（環境創造部庶務班）に対し、気象情報を伝達する。
- (イ) 環境創造局総務課（環境創造部庶務班）は、関係課及び市民利用施設の管理事務所等に気象情報を連絡する。
- (ウ) 市民利用施設の管理事務所等は、状況に応じて市民利用施設利用者に対し気象情報を提供し、早めの避難を呼びかける。
- (エ) 市民利用施設の管理事務所等は、危険と認める場合は施設の閉鎖等の措置をとる。
- (オ) 市民利用施設の管理事務所等は、市民利用施設に対する措置全般の状況を環境創造局総務課（環境創造部庶務班）に報告する。

4 港湾施設等の被害状況の把握及び情報の受伝達

大雨、洪水、台風及び地震に伴う津波等の風水害による、港湾施設の被害の状況を把握し、適切な応急対策を実施するため、各管理班及び各ふ頭事務所は、ふ頭内の巡回等を行い、大雨、洪水、台風及び地震に伴う津波等の風水害による港湾施設の被害状況を把握し、必要な情報を関係課に伝達する。



5 港湾施設建設工事箇所における防災対策

風水害の発生が想定される場合、所管の建設担当事務所長・課長（港湾局港湾整備事務所、維持課）は、港湾局総務課（港湾部庶務班）、工事請負人及び関係機関と密接な連絡を取り、所属職員に動員計画及び気象状況の周知を図るとともに、工事請負人に工事箇所の防災対策の徹底を指示し、建設現場における被害発生を防止を図る。

また、工事箇所において被害が発生した場合には、工事請負人に二次災害の発生防止のための応急対策を指示する。

1 在港船対策

台風の来襲が予想される場合で、港湾局を始め、京浜港（横浜区・川崎区に限る。）の海事関係機関を構成メンバーとした横浜海上保安部に設置される京浜港台風対策協議会の協議に基づいて、京浜港長が発令する警戒体制の指導・勧告があった場合、海上交通対策班（海務課）は在港船に対して、避難の順序等の運航スケジュールを調整し、水先人、曳船等をあつ旋し、在港船の円滑な避難を図る。

(1) 在港船の運航調整

在港船の避難に際して、避難船舶の運航調整、水先人等のあつ旋に要する人員（3人）を配備する。

(2) 港務艇の出動

巡視、連絡用として、人員を配備し、港務艇を出動させる。

(3) 民間の曳船の現状

民間の曳船の現状は、次表のとおりである。

曳船の隻数及び性能

船名	性能 (ps)	所属	船名	性能 (ps)	所属
出雲丸	4,000	東京汽船	みずほ	3,600	ダイトーコーポレーション
伊勢丸	4,000	〃	岩手丸	3,600	ウィングマリタイムサービス
長門丸	3,100	〃	大安丸	4,000	〃
香取丸	3,100	〃	野島丸	3,600	〃
天竜丸	4,000	〃	港南丸	3,600	〃
明石丸	3,600	〃	永代丸	3,100	〃
安房丸	3,600	〃	鎌倉丸	3,100	〃
春日丸	3,600	〃	鳥海丸	3,100	〃
武蔵丸	3,100	〃	大成丸	4,000	〃
くろがね	4,000	ダイトーコーポレーション	伊吹丸	3,100	〃
ゆみはり	3,600	〃	唐津丸	4,000	〃
あけぼの	3,600	〃	衣笠丸	4,000	〃
あずさ	3,100	〃	東京丸	4,000	〃
にしき	3,600	〃	釧路丸	3,100	〃
てんざん	3,600	〃	博多丸	3,100	〃
やまと	3,100	〃	高松丸	3,100	〃
さくら	3,600	〃	金剛丸	3,600	〃

2 障害物の除去

海上交通対策班（海務課）は、次により横浜港内の障害物を除去する。

(1) 漂流物の除去

台風通過後の港内清掃については、横浜港の清掃実施団体である（社）横浜清港会が実施するほか、海面に漂流する障害物の除去については、港湾局所属の港務艇2隻及び（社）横浜清港会の清掃船4隻により実施する。必要により、「災害時における曳船の協力に関する協定」に基づき曳船の協力を要請し、曳航一時係留して航行の支障とならない措置をした後、適宜処理する。

[清掃船]

船名	総トン数	性能 (ps)	収塵量
清澄丸	17.00	190 × 2基	16 m ³
清浜丸	16.53	190 × 2基	20 m ³
青海丸	16.00	180 × 2基	15 m ³
清浦丸	12.00	190 × 2基	12 m ³

[陸揚施設]

クローラクレーン吊能力10トン 1基

[運搬施設]

ダンプ付トラック8トン積 1台

(2) 流入物の除去

河川から流入する流木等の障害物については、資源循環局と緊密な連絡を図り処理する。

3 輸送計画

港湾施設に対する応急活動に係る輸送は、次の体制で行う。

(1) 車両保有台数

29台

(2) 所要人員

58名

(3) 船艇保有状況

船名	性能 (ps)	所属	乗組員 (人)
おおとり	540 × 2基	海務課	5
ひばり	572	〃	3

4 国際海上VHF無線・防災行政用無線による通信連絡体制の確保

港内の船舶航行の安全、海難防止及び災害発生に際しての適切な処置を図るため、本市港務艇「おおとり」「ひばり」は、国際海上VHF無線「よこはまポートラジオ」局（東洋信号通信社）等により、必要な情報を収集するとともに、海上交通対策班（海務課）との連絡体制を確保する。

また、港湾部庶務班（総務課）、海上交通対策班（海務課）、各管理班（南部管理課、北部管理課）に設置した防災行政用無線を開局して、各所からの必要な情報を収集するとともに、連絡体制を確保する。

第3節 京浜港台風対策協議会

京浜港（横浜区・川崎区に限る。）における台風等による海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、海事関係機関が構成メンバーとなって、横浜海上保安部に京浜港台風対策協議会が設置されている。

協議会は必要に応じ、会長が招集し、台風の進路及び影響の予測、警戒体制の必要性及び発令・解除時期、台風災害防止のため必要な措置（船舶への港外避難対策）等を協議し、京浜港長は、協議に基づき警戒体制等について勧告する。会員である、海上交通対策班（海務課）は、この勧告に従って必要な措置を推進する。

また、電話及びファクシミリによる情報伝達経路の確立により、警戒体制の正確かつ迅速な情報伝達を確保している。

第10章 がけ崩れ災害応急対策

この章は、がけ地に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の各区局（部）並びに防災関係機関のとるべき応急対策について定める。

第1節 早期の避難対策

区長（区本部長）は、危機管理システムにより区域の降雨量を把握するとともに、消防署（消防地区本部）、土木事務所（土木事務所地区隊）及び住民と協力し、大雨警報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき、又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民の早期の避難対策を講ずる。

なお、区長（区本部長）は、住民から前兆現象の通報があった場合は、降雨等の状況にかかわらず速やかに避難対策を講ずる。

また住民は、前兆現象を発見した場合、区役所（区警戒本部、区本部）に連絡するとともに、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動をとる。

1 前兆現象等の早期把握

危機管理システムにより局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、がけ崩れの前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努め、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

(1) 降雨等の状況

- 大雨警報（土砂災害、浸水害） 土砂災害警戒情報

(2) 前兆現象

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 斜面内の湧水量が増加した | <input type="checkbox"/> 斜面内の表面流が発生した |
| <input type="checkbox"/> 小石がパラパラと落下する | <input type="checkbox"/> 斜面に亀裂が発生する |
| <input type="checkbox"/> 新たな湧水が発生する | <input type="checkbox"/> よう壁や道路等にクラックが発生する |
| <input type="checkbox"/> 湧水が止まる | <input type="checkbox"/> 根の切れる音がする |
| <input type="checkbox"/> 湧水が急に噴き出す | <input type="checkbox"/> 木が傾いたり倒れる |
| <input type="checkbox"/> 水が濁り始める | <input type="checkbox"/> 地鳴りがする |

2 事前の避難

具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行う。

3 がけ地の緊急警戒・巡視

がけ崩れ災害の発生が予想される場合は、次の箇所を中心にがけ地の警戒・巡視体制を強化する。

- (1) がけ崩れ警戒区域
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施行前、施行中のものを重点に行う。）
- (3) 土砂災害警戒区域
- (4) 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
- (5) 災害経歴箇所（特に最近がけ崩れがあった箇所を重点に行う。）

4 住民等への情報伝達

がけ崩れの発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起するとともに「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等を実施する。特に、具体的に危険が予想される災害警戒区域の住民等に対しては、個別伝達に努める。

5 要援護者の避難対策

乳幼児、児童、高齢者、障害者、妊産婦等の自力避難が困難な要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

6 避難施設への受入れ

がけ崩れのため避難し又は被災した住民は、原則として、地域防災拠点などのあらかじめ指定した施設に収容する。

第2節 救出・救護対策

1 現地災害対策本部の設置

市本部長又は安全管理部部長は、負傷者、死者、行方不明者が多数発生したがけ崩れ災害においては、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、被災した住民等の安否を確認するとともに、防災関係機関と連携・協力して二次災害の防止に留意しつつ行方不明者の捜索・救出を行う。

2 応援の要請

救出にあたり、重機等が必要なときは、横浜建設業防災作業隊等に応援を要請する。

3 仮設救護所の設置

がけ崩れにより負傷者が多数発生した災害現場においては、必要に応じて仮設救護所を設置し、区本部と連携協力し、医療救護班の医師の指示のもとに重症度選別を実施し、迅速な救護活動を実施する。

4 区本部への報告

現地災害対策本部長は、区本部が設置された場合、がけ崩れ現場の被害の状況、応急活動の状況を区本部長に報告する。

第3節 二次災害防止対策

1 がけの監視

行方不明者等の捜索活動、応急工事等に当たっては、区役所（土木事務所地区隊を含む）、消防隊等が協力し、降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について監視を行う。

2 被災宅地の調査

豪雨等に伴い宅地災害が広範囲に発生した場合、被害の発生状況を迅速にかつ的確に把握するため「被災地宅地危険度判定士」の協力を得て調査を行う。

3 警戒区域の設置等

安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、第3部第11章第4節10「災害現場の応急措置活動」、及び第3部第12章第2節「警戒区域の設定」に定めるところにより、警戒区域の設定、立ち入り規制等必要な措置を行う。

4 再崩壊の防止

降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により再崩壊の防止に努める。

がけ崩れ災害が起き、放置すればさらに崩壊を生じて、人命・財産等の被害が拡大する等、いわゆる二次災害が発生するおそれのある場合に、市民からの要請を受けて本市の協定を締結した各区の横浜建設業防災作業隊に依頼する。

5 応急対策事業等の実施

崩壊したがけ面に防災シート被覆等を行うなどの応急資材整備事業及び応急仮設工事について、それぞれの実施要綱に基づき実施する。

第4節 施設の緊急復旧

1 交通施設

道路については、法面崩壊、盛土欠壊、路面埋没等が予想されるが、被災直後、緊急に最小限の交通を確保する必要があることから、迂回路等を確保するとともに、施設の緊急復旧を行う。

鉄道については、線路施設、電気施設の破損等の被害が予想されるが、緊急輸送のため確保すべき路線から重点的に復旧する。

2 国土保全施設

河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設等の国土保全施設に被害が発生した場合は、二次災害防止のため施設管理者と連絡を密にし、堆積土砂の除去、土留工事等による応急復旧を実施する。

3 通信施設

通信機能の確保は、災害応急活動の基本であるため、緊急に現地及び避難所等に臨時の通信網を確保するとともに、電話回線等が被災した場合には、その応急復旧を行う。

4 ライフライン施設

電気、ガス、水道施設については、その社会的、経済的重要性から早期復旧に努める。

5 本市の管理施設

(1) 施設利用者への広報等

本市の管理施設にがけ崩れによる被害があった場合、又は発生が予想される場合は、施設の管理者等は、直ちに施設利用者に対し安全な場所に避難するよう放送施設等を活用して指示するとともに、施設の緊急閉鎖等の必要な措置をとる。

(2) 被害状況の報告

ア 施設管理者等は、管理する施設に被害が発生した際は、当該施設の所管局（部）長及び所在する区の区長（区本部長）に被害の状況を報告する。

イ 所管局（部）長は、市長（本部長）に被害の状況及び措置について報告する。

第11章 消防活動

第1節 事前対策

風水害を未然に防止し、被害を軽減するため次の事項を実施する。

1 災害警戒区域等の実態把握

消防署長（以下「署長」という。）は、災害警戒区域及び各種水防施設物の実態を随時調査し、把握しておく。

2 訓練及び教育の実施

安全管理部警防部長は、風水害対策上必要と認める時は、職員の全部は又は一部に訓練を実施させる。

また、署長及び安全管理局課長（科長及び横浜市民防災センター所長を含む。）は、風水害時の消防活動に必要な動作、技術及び知識の習熟を図るため、所属職員に訓練及び教育を計画的に実施させる。

3 資機材の整備及び管理

安全管理部警防部長及び署長は、風水害対策用資機材の整備及び管理を次により行う。

(1) 資機材の整備

安全管理部警防部長は、風水害時の応急活動を有効的確に実施するため風水害対策用資機材の整備計画を定め配置する。

(2) 維持管理

署長は、保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう点検整備する。

4 消防団の消防力の強化

(1) 消防団の資機材等の整備

風水害時、公設消防と一体となって活動する消防団の防災拠点としての器具置場に必要資機材を整備する。

(2) 消防団の育成指導

消防団に対しては、風水害時、公設消防力を補完する消防力として必要な知識技術を習得させる。

5 防災指導

署長は、風水害による被害の軽減を図るため、地域住民に対して防災意識の浸透に努めるとともに非常時の応急活動等、必要な事項について防災指導を実施する。

6 協力体制の整備

署長は、風水害の応急活動を円滑に実施するため事前に防災関係機関及び応急活動用資機材保有機関と協議を行い協力体制の整備を図る。

7 計画の作成

風水害時における応急活動が円滑に実施できるよう、次の活動計画を策定する。

- (1) 基本計画
「風水害対策安全管理部細部計画」
- (2) 所属計画
ア 「風水害対策消防地区本部計画」
イ 「風水害対策班計画」

第2節 応急活動体制

風水害が発生し、又は発生が予想される場合は、次により応急活動体制を確立する。

1 活動方針の決定のための情報収集等

- (1) 気象情報等の収集
安全管理部司令課長は、市域を対象とする気象予警報の発表又は水防警報の発令を覚知した場合で風水害対策上必要と認めるときは、危機管理システム及び関係機関等から情報を収集する。
- (2) 気象情報等の通報
安全管理部司令課長は、風水害時の活動を確立するため、気象情報等を警防課長に通報する。
- (3) 消防署等への連絡
安全管理部司令課長は、気象警報、注意報、台風情報、各種気象情報及び水防警報の発令又は発表があった場合、連絡報により各消防署等に一齐連絡する。

2 警戒本部の設置等

- (1) 安全管理部警防部長は、次に掲げる場合に、風水害対策消防警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するとともに風水害対策警戒本部体制（以下「警戒本部体制」という。）1号配備又は2号配備を発令し、当直警備人員、その他必要な人員により警戒本部体制を確立する。
 - ア 1号配備の発令
次表に掲げる1号配備の発令基準に該当する場合のほか、次に該当するとき
 - (ア) 気象情報等から判断し、風水害に対する警戒が必要であると認めるとき
 - (イ) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第18章 雪害対策による。）
 - (ウ) 水防警報が発令されたとき
 - （イ）2以上の署長が風水害対策消防警戒地区本部（以下「警戒地区本部」という。）を設置したとき
- イ 2号配備の発令
次表に掲げる2号配備の発令基準に該当する場合のほか、2以上の署長が2号配備を発令したとき
なお、警戒本部の設置及び1号配備又は2号配備の発令は、安全管理局及び消防署一斉を原則とするが、局地的な集中豪雨等が予想され、特定の区の警戒が必要であると認めるときは、警防部及び消防署の一部にこれを設置し、配備を発令する。

配備発令基準等

区分		配備体制及び発令基準	統括指揮者	本部設置区分
警戒本部体制	1号配備	市本部の1号配備体制及び発令基準による	警防部長 (署長)	警戒本部 (警戒地区本部)
	2号配備	市本部の2号配備体制及び発令基準による	警防部長 (署長)	
本部体制	3号配備	市本部の3号配備体制及び発令基準による(「数区」を「当該区又は数区」と読み替える)	安全管理局長 (署長)	消防本部 (地区本部)
	4号配備	市本部の4号配備体制及び発令基準による(「数区」を「当該区又は数区」と読み替える)	安全管理局長 (署長)	
	5号配備	市本部の5号配備体制及び発令基準による	安全管理局長 (署長)	

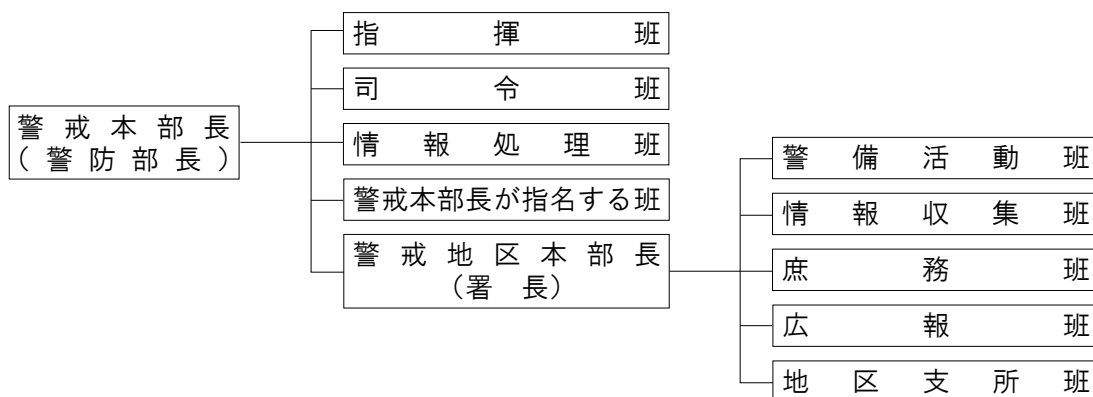
(注) ()内は、消防署の配備体制における体制を示す。

- (2) 署長は、気象情報等から判断し、管轄区域において風水害に対する警戒が必要であると認めるときは、消防署単独で警戒地区本部を設置するとともに1号配備又は2号配備を発令し、当直警備人員、その他必要な人員により風水害警戒地区本部体制を確立することができる。
- (3) 署長により警戒地区本部が設置された後、警防部長により警戒本部が設置された場合には、当該警戒本部体制に移行する。
- (4) 業務の縮小
 - ア 1号配備発令時
安全管理局の警防部及び状況により警防部以外の職員の業務の一部を縮小する。
また、消防署の警備課職員及び毎日勤務職員の業務の一部を縮小する。
 - イ 2号配備発令時
安全管理局の警防部及び状況により警防部以外の職員の業務の一部を縮小する。
また、消防署の警備課職員の業務の全部(災害出場中を除く。)及び毎日勤務職員の業務の一部を縮小する。

3 警戒本部等の組織及び事務分掌

警戒本部等の組織は次のとおりとし、事務分掌は第3章第4節のとおりとする。

風水害対策消防警戒本部組織図



4 風水害対策会議

警防部長又は署長は、警戒本部又は警戒地区本部を設置した場合、風水害時の警防活動指針及びその対策を決定するため必要に応じて「風水害対策会議」を開催する。

5 警備指令

安全管理部警防部長は、各号配備の発令・縮小・解除及び各号配備発令において必要と認める事項を指示する場合には、警備指令をもって、消防署等へ指令する。

また、署長は、消防署単独で警戒地区本部の設置、各号配備の発令・縮小・解除及び各号配備発令において必要と認める事項を管轄する課及び出張所に指令する。

6 警戒本部等の廃止

(1) 安全管理部警防部長は、次の場合に警戒本部を廃止する。

ア 消防本部が設置されたとき

イ 市域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき

ウ 市警戒本部が廃止されたとき

(2) 署長は、次の場合に警戒地区本部を廃止することができる。

ア 風水害対策消防地区本部（以下「地区本部」という。）が設置されたとき

イ 区域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき

ウ 気象警報等が解除され、被害の発生がないとき

なお、警戒本部設置時に警戒地区本部を廃止する場合は、警戒本部長の承認を得て行う。

7 消防本部の設置

局長及び署長は、応急体制を確立し災害応急活動の推進を図るため、風水害対策本部体制（以下「本部体制」という。）3号配備体制以上の発令を行った場合には、風水害対策消防本部（以下「消防本部」という。）及び地区本部を設置する。

(1) 消防本部及び地区本部の組織

消防本部及び地区本部の組織は、第3部第4章第5節13(1)のとおりとする。

(2) 消防本部及び地区本部の事務分掌

消防本部及び地区本部の事務分掌は、第3部第4章第5節13(2)のとおりとする。

(3) 業務の停止

ア 3号配備発令時にあっては、安全管理局警防部職員及び消防署職員の通常業務の全部を停止し、安全管理局の警防部以外の職員の業務の一部を縮小する。

イ 4号配備以上の発令時には、安全管理局及び消防署の通常業務の全部を停止し、災害に対処する。

(4) 消防本部及び地区本部の廃止

ア 消防本部長は、次の場合に消防本部を廃止する。

(ア) 安全管理部における災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき

(イ) 警戒本部に縮小することが適当であると判断されたとき

(ウ) 市本部が廃止されたとき

イ 消防地区本部長は、次の場合に地区本部を廃止する。

(ア) 地区本部における災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき

(イ) 警戒地区本部に縮小することが適当であると判断されたとき

(ウ) 区本部が廃止されたとき

なお、消防本部設置時に地区本部を廃止する場合は、本部長の承認を得て行う。

8 職員の動員

各号配備発令時（警戒本部体制時又は本部体制時）に必要な職員を確保し、応急活動体制の確立を図るため、次により職員を動員する。

(1) 動員の発令

動員発令は、各号配備の発令をもって行う。

(2) 動員区分

職員の動員は、次表に定める動員区分による。

区分	動員対象	
	安全管理局	消防署
1号配備	<ul style="list-style-type: none"> 警防部 警戒本部長の指名する経営・運営責任職及び班長の指名する職員 警防部以外 警戒本部長の指名する経営・運営責任職 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒地区本部長の指名する経営・運営責任職及び職員（情報収集班2名以上）
2号配備	<ul style="list-style-type: none"> 警防部 経営・運営責任職全員及び班長の指名する職員 警防部以外 警戒本部長の指名する管理職及び班長の指名する職員 	<ul style="list-style-type: none"> 経営・運営責任職全員 警戒地区本部長の指名する職員（情報収集班4名以上、庶務班1名以上、広報班2名以上、警備活動班にあっては警防規程に定める消防隊等の編成基準以上の人員）
3号配備	<ul style="list-style-type: none"> 警防部全員 警防部以外 経営・運営責任職全員及び班長の指名する職員 	<ul style="list-style-type: none"> 経営・運営責任職全員 毎日勤務者全員及び地区本部長の指名する職員（情報収集班全員、庶務班2名以上、広報班4名以上、必要増強隊（非常用消防車等の全数）の編成人員）
4号配備	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員
5号配備	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員

9 部隊編成

各号配備発令時の部隊編成は、次により行うものとし、応急活動体制の強化を図る。

(1) 消防本部の部隊編成

- ア 航空隊
- イ 特別高度救助部隊
- ウ 応援活動隊

(2) 地区本部の部隊編成

- ア 当直消防隊
- イ 当直救助隊
- ウ 当直特装隊
- エ 当直救急隊
- オ 増強消防隊
- カ 増強救急隊
- キ 広報隊
- ク 徒歩隊

風水害に対応するための情報収集伝達体制は、次による。

1 情報の種類

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合の情報は、風水害活動方針の決定のため重要なものであることから、その内容と対策の必要性から次の4種類に区分する。

- (1) 気象・河川情報
- (2) 警防情報
- (3) 災害情報
- (4) 被害情報

2 情報収集の開始時期

- (1) 気象・河川情報
市域を対象とする気象予警報又は水防警報が発令されたとき、又は必要と認めるとき
- (2) 警防情報
警戒本部等が設置されたとき及び住民が避難したとき
- (3) 災害情報
災害が発生したとき又は発生のおそれのあるとき及び住民が避難したとき
- (4) 被害情報
災害により被害が発生したとき

3 情報収集体制

警戒本部又は消防本部（以下「警戒本部等」という。）及び警戒地区本部又は地区本部（以下「警戒地区本部等」という。）における情報の収集・伝達は、次による。

- (1) 警戒本部等
 - ア 情報収集担当区分
 - (ア) 気象・河川情報及び災害情報にあつては、司令班長とする。
 - (イ) 警防情報及び被害情報にあつては、情報処理班長とする。
 - イ 大規模救助事象発生時等の情報収集
消防本部長は、大規模救助事象が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて必要と認めるときは情報収集のため、情報処理班を出場させ、警戒地区本部長又は地区本部長の情報収集活動を支援するとともに現場で収集した各情報を情報処理班長へ報告する。また、総合指揮者（指揮班員）を災害現場へ出場させ、情報収集・伝達活動を実施し、災害現場指揮活動等を支援する。
- (2) 警戒地区本部等
 - ア 情報収集責任者
警戒地区本部等における情報収集責任者は、情報収集班長とする。
 - イ 収集及び報告する情報
警戒地区本部長又は地区本部長（以下「警戒地区本部長等」という。）が収集し警戒本部長又は消防本部長（以下「警戒本部長等」という。）に報告する情報は、警防情報、災害情報、被害情報の三種類とする。
 - ウ 区警戒本部又は区対策本部との連絡調整
警戒地区本部長等は、情報収集にあつては区警戒本部又は区対策本部と連絡を密にし、収集した情報の相互確認を実施し、調整を図るものとする。
なお、連絡調整担当は、庶務班長とする。

4 情報伝達体制

警戒本部等、警戒地区本部等で収集した情報は、次により伝達する。

- (1) 警戒本部等から警戒地区本部等への伝達
司令班長は、警戒本部等において収集した情報を指令電話又は無線ファクシミリ等により各警戒地区本部等、各地区支所班等へ一斉伝達する。
- (2) 地区支所班及び消防隊等から警戒地区本部等への報告
地区支所班長及び消防隊等の隊長が情報を確認し、又は把握した場合は、消防電話、署系無線等により警戒地区本部長等へ報告する。
- (3) 警戒地区本部等から警戒本部等への報告
警戒地区本部長等は、収集した警防情報及び被害情報を取りまとめ、消防電話、無線電話等により警戒本部長等へ報告する。
- (4) 消防隊等から警戒本部への報告
消防隊等が確認又は把握した災害情報は、消防系無線電話により直接警戒本部長等（司令班）へ報告する。
- (5) 市警戒本部及び市本部等への報告
警戒本部長等は、市警戒本部及び市本部が設置された場合は、各種情報を市本部長等へ加入電話等をもって報告するものとする。

5 通信体制

各号配備発令時の通信体制は、通信統制の実施等により円滑な体制を確保する。

なお、通信の統制要領、通信施設障害時の体制は、細部計画に定める。

第4節 応急活動

警戒体制又は各号配備が発令されたときに行う災害応急活動は、次により行う。

1 活動方針

風水害時の災害応急活動は、人命の安全確保を最優先とし、その基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助、救急活動の優先
- (2) 安全避難の確保
- (3) 災害応急活動の効率化
- (4) 的確な情報の収集、伝達

2 部隊運用

風水害時の部隊運用は、原則として本部長運用とし、次による。

- (1) 消防隊等の出場の原則
消防隊等は、出場指令により出場する。
ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (2) 消防隊等の災害出場は、原則として次のとおりとする。
 - ア 人的被害を伴わない災害出場又は警戒出場
消防隊等 1 隊
 - イ 人的被害を伴う災害出場
消防隊 1 隊
救助隊 1 隊
救急隊 1 隊

(3) 広域的な部隊運用

消防本部長は、災害の種類、規模により前号の消防隊等では、対処し得ない災害の発生があった場合は、市内の災害発生状況、拠点確保等を勘案し広域的な部隊運用を行い当該災害に部隊を集結し災害応急活動にあたる。

3 応援要請等

(1) 消防本部長の応援要請

消防本部長は、市内の災害の推移状況から判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、緊急消防援助隊等受援・応援計画に基づき応援要請を行う。

(2) 地区本部長等の増強出場要請

地区本部長又は現場最高指揮者は、災害の状況から出場中の部隊のみでの災害応急活動が困難と判断した場合は、消防本部長（司令班）に必要部隊の増強要請をする。

4 親水拠点河川安全パトロール等の実施

署長は、区河川安全対策警戒体制統括者（副区長）の要請により、大雨により河川の増水が予想される場合に、「親水拠点等河川安全パトロールマニュアル」に基づき、親水拠点等河川安全パトロール等を実施する。

5 警戒本部等設置時の活動項目

(1) 安全管理部警防部長（警防課長）は、警戒本部が設置された場合、次の措置を実施する。

- ア 風水害対策安全管理部細部計画及び班計画の確認
- イ 市警戒本部及び防災関係機関との連携の確保
- ウ 応急体制確立のための連絡等の準備
- エ 気象等に関する情報収集活動の実施
- オ 局地的災害に対応する部隊運用等

(2) 署長（副署長）は、警戒本部が設置された場合、次の措置を実施する。

- ア 初動措置
 - (ア) 風水害対策安全管理部細部計画及び地区本部計画等の確認、必要資機材の確保及び積載
 - (イ) 区警戒本部及び防災関係機関との連携の確保
 - (ウ) 情報収集伝達体制の確立
- イ 巡回警戒及び広報
 - (ア) 災害警戒区域、重要水防箇所、宅地開発工事区域、災害履歴のある箇所等を重点とし、巡回警戒活動を行う。
 - (イ) 巡回警戒活動に併せて気象情報、予想される被害等について広報活動を行う。

6 対策本部設置時の応急活動

応急活動は、次の各項目を実施する。

(1) 巡回警戒活動

3号配備以上が発令された場合、災害の早期発見と被害状況把握のため災害警戒区域等を重点に実施する活動

(2) 広報活動

被害発生が予想される場合、市民に対し警戒をうながすため実施する活動

- (3) 避難の準備活動
住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することをうながすため実施する活動
- (4) 避難の勧告・指示活動
現に災害が発生し、又は災害の発生が予想され、住民の生命、身体が危険な場合、住民を災害から保護するため実施する活動
- (5) 災害現場の応急措置活動
河川のはん濫及び決壊、がけ崩れ等災害が発生した場合、災害の拡大防止と被害の軽減を図るため実施する活動
- (6) 人命の救出救護
人的被害があると認められた場合、人命の安全確保を図るため他の活動に優先して実施する活動

7 巡回警戒

地区本部長は、災害の未然防止と早期発見を図るため、次により巡回警戒活動を行う。

- (1) 巡回警戒活動は、各地区本部ごとに救急隊を除くすべての部隊をもって実施する。
- (2) 巡回警戒活動は、事前計画に基づき災害警戒区域等を重点に行う。
- (3) 巡回警戒活動にあたっては、市民に対する広報も併せて行う。
- (4) 巡回警戒活動中において河川、堤防等の異常を発見したときは、警報を発するとともに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求め、防災関係機関へ通報する。
- (5) 巡回警戒活動中において災害を覚知した場合は、巡回警戒活動を中止し応急活動を優先実施する。

8 広報活動

消防本部長及び地区本部長は、2号配備以上が発令された場合、次により迅速かつ適切な広報活動を展開し、人心の安定と災害の拡大防止を図るものとする。

- (1) 広報の種別を、市民に対する広報と報道機関に対する広報に区分する。
- (2) 市民に対する広報を、注意広報と避難広報とに区分し、次により行う。

ア 注意広報

(ア) 実施時期

気象・河川情報等から災害の発生のおそれがあると認められるとき

(イ) 広報事項

次の事項を重点に広報する

- ・ 気象情報
- ・ 予想される被害
- ・ 家屋及びその周辺の点検
- ・ 避難の準備
- ・ その他必要と認める事項

イ 避難広報

(7) 実施時期

避難勧告等をする必要があるとき、又は避難勧告等が出されたとき

(1) 広報事項

次の事項を重点に広報する。

- ・ 避難勧告等が出された地域の範囲
- ・ 避難先
- ・ 避難経路
- ・ 避難の理由
- ・ 避難上の注意事項
- ・ 避難順位
- ・ その他必要と認める事項

9 避難勧告等

避難勧告等は、第12章第1節に基づき行う。

地区本部長は、地域住民の生命、身体を保護するため、住民を避難させる必要があると判断した場合は、区警戒本部又は区本部（設置前は、区役所総務課。以下同じ。）に対し、住民の避難勧告等の発令を要請し、警察署長及び他の防災関係機関と協議、協力して次により区長名をもって避難勧告等の活動を実施する。ただし、市民の生命、身体に危険が切迫していると認めた場合、現場最高指揮者は、区長名をもって直ちに避難勧告等を実施する。

(1) 避難勧告等の伝達要領

住民に対し避難勧告等は、広報により伝達する。

なお、関係機関（区役所、警察署）職員が現場にいる場合は、区域を分担して伝達を実施する。

(2) 避難勧告等の実施報告及び通報

ア 住民に対する避難勧告等を実施した地区本部長等又は現場最高指揮者は、情報伝達体制に基づき本部長等へ報告する。

イ 避難勧告等を消防機関単独で実施した場合は、速やかに区役所、警察署へ次の項目について通報する。

(7) 避難勧告等の実施時期

(1) 避難勧告等対象地域の範囲

(ウ) 避難の理由

(エ) 避難先

(オ) 避難世帯、人口

(カ) その他必要と認める事項

(3) 避難勧告等の解除

地区本部長は、避難勧告等を実施した区域に災害発生のおそれがないと判断したときは、区本部長等、警察署長等と避難勧告等の解除を協議する。

10 災害現場の応急措置活動

風水害時の災害現場活動は、原則として次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 二次災害の防止

イ 警戒区域の設定

ウ 多数の傷病者等発生時のトリアージ

エ 隊員等の安全管理

オ 横浜建設業防災作業隊等の要請

- (2) がけ崩れ災害活動
 - ア 要救助者の早期発見
 - イ 計画的な救出活動
 - ウ 資機材の有効活用
 - エ 要救助者の危険防止
 - オ 退避方法
- (3) 浸水災害活動
 - ア 適切な水防工法の選定
 - イ 身体保護具の活用
 - ウ 救命ボートの活用
 - エ 高潮に起因する浸水時の活動

11 現場活動支援業務、人員及び資機材の輸送及び活動結果報告

その他、応急活動時に必要な現場活動支援業務、人員及び資機材の輸送及び活動結果報告は、細部計画に定める。

第5節 消防団活動計画

風水害が発生し、又は発生が予想される場合、消防団は消防署と綿密な連携を保持し、次により災害防止活動を実施する。

1 風水害対策消防団本部等の設置

消防団長（以下「団長」という。）及び消防団分団長（以下「分団長」という。）は、風水害に伴う消防団災害応急活動の万全を期するため、消防署に2号配備以上が発令された場合は、風水害対策消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）、及び風水害対策消防分団警戒本部（以下「分団警戒本部」という。）または風水害対策消防団本部（以下「団本部」という。）、及び風水害対策消防分団本部（以下「分団本部」という。）を設置する。

(1) 団本部等の組織及び事務分掌

ア 団警戒本部及び分団警戒本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

団警戒本部及び分団警戒本部の組織

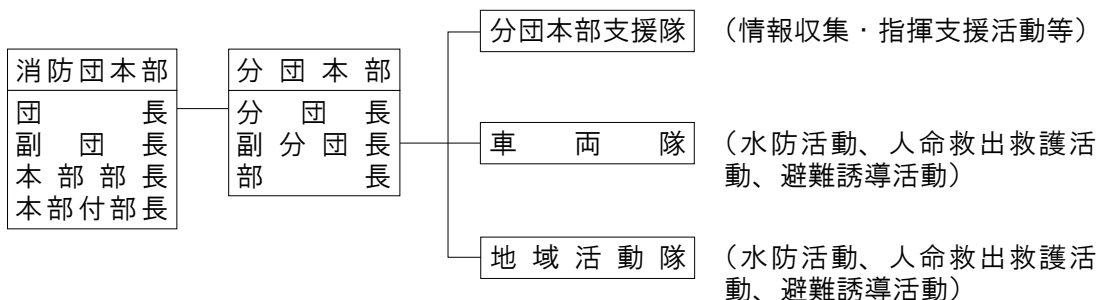
消防団警戒本部	分団警戒本部
団長 副団長 団長の指名者	分団長 団長の指名者

団警戒本部等の事務分掌

団本部	消防団長 副団長	本部員	1 団警戒本部の庶務に関する事 2 警戒地区本部との連携に関する事 3 気象情報等の伝達に関する事 4 関係機関との連絡に関する事 5 その他
分団本部	分団長	分団員	

イ 団本部及び分団本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

団本部及び分団本部の組織



団本部等の事務分掌

団本部	消防団長 副団長 本部部長 本部付部長	本部員	1 団本部の庶務に関すること 2 地区本部との連携に関すること 3 地区本部消防隊との連携に関すること 4 気象情報等の伝達に関すること 5 関係機関との連絡に関すること
分団本部	分団長 副分団長 部 長	分団員	6 応急活動に関すること 7 人命の救出、救護に関すること 8 避難誘導に関すること 9 災害情報等の収集に関すること 10 その他

(2) 団本部等の廃止

- ア 団警戒本部長は、警戒地区本部が廃止された場合は、団警戒本部等を廃止する。
イ 団本部長は、消防地区本部が廃止された場合は、団本部等を廃止する。

2 消防団員の動員

消防団員（以下「団員」という。）の配備基準は本章第2節2に定める配備発令基準によるものとし、動員については、原則として次のとおりとする。

(1) 動員の発令

団長は、2号配備以上が発令された場合、団員の動員を行う。
なお、各号配備の動員対象団員は、次表のとおりとする。

配備体制	動員人員
2号配備	分団長以上の消防団員及び団長の指名する者
3号配備	部長以上の消防団員及び団長の指名する者
4号配備	班長以上の消防団員及び団長の指名する者
5号配備	全消防団員

(2) 団員の参集

動員命令を受けた団員は、あらかじめ定められた団本部、分団本部等に参集する。

3 災害応急活動

(1) 活動範囲

消防団の活動範囲は、与えられた任務を有効に果たすため、その管轄区域を原則とする。

ただし、本部長の要請があるときは、管轄区域外においても活動する。

(2) 部隊編成

消防団の部隊編成は、分団本部支援隊、車両隊及び地域活動隊に大別する。また、編成人員は、分団本部支援隊1隊2～5人、車両隊1隊2～5人、地域活動隊1隊4～5人とする。

(3) 消防団部隊の任務

ア 情報の収集、指揮支援活動等

イ 水防活動

ウ 人命の救出・救護活動

エ 住民に対する避難誘導活動

(4) 活動要領

ア 災害発生時には、速やかに出動し、人命の安全確保を基本として消防隊等との連携のもとに全機能を集結して活動する。

イ 災害現場の応急措置活動の原則は、本章第4節10に準ずる。

第12章 避難と受入れ

本章は、風水害による人的災害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民の迅速な避難を行うため、避難勧告等の発令及び実施、警戒区域の設定、被災者の受入れに必要な避難所の開設及び運営等について定める。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、住民は、降雨等の状況や前兆現象の確認に自ら努め、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動をとる。

第1節 避難勧告等

安全管理局
(危機管理室)

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者、障害（児）者、乳幼児、児童、妊産婦等の要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）を伝達する。

1 避難勧告等の区分

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、あらかじめ指定した避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、あらかじめ指定した避難所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none">前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	<ul style="list-style-type: none">避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 大雨ですでに浸水が始まっており足元が見えない等の状況のときは、あらかじめ指定した避難施設等に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅や近隣建物の2階以上の安全な場所に避難することが適切な場合もある。

2 避難勧告等の発令及び実施

避難勧告等は、各区において「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、区長名で行う。ただし、複数の区にまたがる広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行う。

(1) 避難準備情報

市本部長又は区本部長は、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状況である場合に、避難準備情報を伝達する。

(2) 避難勧告・指示

市本部長又は区本部長は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難所へ避難させる必要が生じた場合に避難勧告・指示を発令する。

(3) 避難勧告・指示の実施者

ア 避難の勧告又は指示の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施する。

イ 本市以外の機関の行う勧告、指示

本市以外の機関の行う避難の指示等の実施は、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条及び自衛隊法第94条等の規定に基づき、次により行う。

なお、この場合において、避難、立退き等を指示した場合、直ちにその旨を市長に通知する。

(ア) 警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、市長等が勧告、指示等を行ういとまがないとき、又は市長等が要請したとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きの指示等を行う。

(イ) 自衛官

災害派遣部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(ウ) 県知事

当該災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事は市長に代わり避難の勧告、指示を行う。

3 避難勧告等の伝達及び避難誘導

(1) 市の機関が行う伝達方法

ア 区本部長及び消防地区本部長は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、車両による対象区域内の巡回広報、町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、市ホームページ等により避難勧告等を伝達し、自主防災組織等の協力を得て避難誘導を行う。

イ 聴覚障害（児）者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害（児）者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信する。

(2) 放送機関による伝達

市本部長は、広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、各放送機関に対し、災害対策基本法第57条の規定に基づき、当該勧告及び指示の内容の放送を要請する。

この場合、本市との間に災害時における放送要請に関する協定・覚書を締結している「日本放送協会横浜放送局」、「株式会社アール・エフ・ラジオ日本」、「株式会社テレビ神奈川」、「横浜エフエム株式会社」、「株式会社 TBS ラジオ&コミュニケーションズ横浜支局」及び「エフエム・インターウェブ株式会社」に主に放送要請を行う。

4 避難・誘導方策

区本部長は、消防、警察、地元自治会、町内会及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努める。

5 避難勧告等の解除

市本部長又は区本部長は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示する。

また、避難準備情報を解除した場合は、車両による対象区域内の巡回広報、町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、市ホームページ等により、その旨を伝達する。

6 報告等

(1) 区本部長が避難勧告等を実施した場合

区本部長は、避難勧告等を実施したときは、次の報告事項を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告する。(解除のときも同様に報告する。)

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加する。

報告事項	1	避難勧告等の実施日時
	2	避難の対象地域
	3	避難対象世帯数及び人員数
	4	収容対象施設(学校名、所在地等)
	5	その他必要な事項

(2) 市本部長が避難勧告等を実施した場合

複数の区にまたがる広域的な避難を行う必要がある場合で、市本部長が避難勧告等を実施した場合は、関係各部部长及び区本部長に対し、次の事項を無線ファクシミリ、無線ファクシミリ、本部会議等により速やかに通報する。

報告事項	1	避難勧告等の実施日時
	2	避難の対象地域
	3	その他必要な事項

(3) 県知事への報告

市本部長は、避難勧告等を実施したときは、すみやかにその旨を県知事に報告する。

(4) 関係機関等への連絡

避難勧告等を実施したときは、市本部長は、県警察本部、自衛隊等の関係機関に対し通報する。

また、区本部長は、所轄警察署に対し、それぞれその内容を通報する。

(5) 各避難所の活動報告

区本部長は、開設した避難所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告する。

第2節 警戒区域の設定

市本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

第3節 避難所の開設・運営

1 避難施設

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難勧告等が発令された場合の避難施設は、原則として、地域防災拠点などのあらかじめ選定した避難施設とする。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、住民は、切迫した状況と判断したときは自主的に地域防災拠点や町内会館、近隣の民間施設（ファミリーレストランやファストフード店等。事前の許可が必要な場合もあり、あらかじめ決めておくことが望ましい。）に避難する等の適切な行動をとる。

また、大雨ですでに浸水が始まっており足元が見えない等の状況のときは、あらかじめ指定した避難施設等に避難することが必ずしも適切ではなく自宅や近隣建物の2階以上の安全な場所に避難することが適切な場合もある。

2 避難施設の受入れ体制

区本部長は、避難勧告等を行い、避難施設を指示した場合は、職員を派遣し、必要な措置を講じるとともに学校長等その施設管理者に通知をする。

なお、必要と認めるときは、特別避難場所、補充的避難場所などについて、施設管理者等の同意のうえ避難施設として利用する。

3 避難人員等の掌握

区本部長は、避難所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市長（市本部長）に報告する。

第4節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受入れる必要がある場合は、次により学校その他の公共施設へ受入れる。

1 被災者の受入れ

(1) 受入れ対象者

応急受入れ施設への受入れ対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者とする。

(2) 受入れ割り当て

区本部長は、受入れにあたっては、被災者の居住地域を勘案して適切な受入れ割り当てを行う。

(3) 受入れ期間

応急受入れ施設への受入れ期間は、避難者のり災前の住居を復旧、新築する等して住

宅を確保することができるまでの間、又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とする。
この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とする。

2 応急受入れ施設の維持管理

区本部長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入れ施設の維持管理について関係部長との総合的な連絡調整にあたる。

区本部長は、し尿、ごみ処理については資源循環局事務所、給水については水道局サービスセンター、要援護者対策については健康福祉部部長、外国人対策については都市経営部部長に協力を要請する。

3 報告等

区本部長は、受入れ施設の開設時期、避難受入れ世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告する。

4 県有施設の利用

被災者の一時的受入れについて、あらかじめ指定していない県有施設を利用する必要がある場合は、県に要請する。県は、可能な範囲で提供し、当該施設管理者は市が行う避難所の運営に協力する。

(1) 開放する県有施設

ア 一時受入れ施設として利用に供する県有施設は、次の要件を具備する。

(ア) 災害後において、受入れ施設として使用可能であること

(イ) 原則として、受入れ能力50人以上の施設であること

(ウ) 給水、給食等の救護活動が容易であること

イ 対象施設の種類

(ア) 県立高等学校教育施設、体育館

(イ) 青少年センター、図書館、かながわ労働プラザ

(ウ) 保養所、その他

(2) 利用期間

一時受入れ施設の利用期間は、受入れの日から7日以内とする。ただし、被災状況に応じ県との調整により延長できる。

なお、この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲において利用する。

5 避難所の運営

区本部長は、避難勧告等によって避難した市民に対し、「災害応急対策事業実施要綱」に基づき、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、避難生活等に必要な給食及び寝具等の提供を行う。

また、区本部長は、防災備蓄物資に不足が生じた場合には、安全管理部部長に対し、方面別備蓄庫の物資の使用を要請する。

なお、災害救助法が適用され、救助が市長に委任されたときは、同法に基づく救助を被災者に対して行う。

避難所の運営に際しては、高齢者や乳幼児をかかえる家庭及び妊婦等に配慮した女性専用スペース並びに要援護者の男女別々のスペースを確保する。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることが予想されることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースを確保する。

第13章 警備と交通対策

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、様々な社会的混乱や道路交通の混乱などが予想される。このため、市民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することがきわめて重要である。

第1節 警備対策

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

1 警備体制の確立

- (1) 県警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県警備本部を設置し、警察署に警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立する。
- (2) 県警察は、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

- (1) 警報等の伝達
災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。
また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。
- (2) 情報の収集・連絡
災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。
- (3) 救出救助活動
把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市区及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。
- (4) 避難指示等
警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により避難の指示又は避難の措置を講じる。
- (5) 交通対策
被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。
- (6) 防犯対策
被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) ボランティア等の連絡

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるように必要な支援を行う。

第2節 交通対策

警察は、風水害が発生し、又は発生しようとしている場合には、被災情報を勘案の上、必要な道路の区間及び場所について通行禁止、制限等所要の交通規制を行い、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努める。

1 交通規制に関する措置等

(1) 県公安委員会は、県内又は県に隣接する都県（東京都、静岡県及び山梨県）において発生した災害について緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

この場合において、災害地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに災害地を管轄する都県公安委員会、都県知事又は市町村長と緊密に連絡して通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断を行う。

(2) 前記(1)による通行の禁止又は制限を実施するときは、原則として、あらかじめ、その規制内容を当該道路管理者に通知する。

また、前記(1)による通行の禁止又は制限をしたときには、速やかに、関係都道府県公安委員会に通知するとともに報道機関の協力及び立て看板等の設置により、一般に周知させる措置をとる。

(3) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な交通状況を迅速に把握する。

(4) 警察は、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を行う。この場合において、情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。

(5) 警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

(6) 警察は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両等による先導を行う。

(7) 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対し措置命令を行う。

なお、警察官がその場にはいない場合、自衛官及び消防吏員は、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様な措置命令を行う。

(8) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずる。

2 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

災害時における道路交通情報の収集については、県警察交通管制センター（交通規制課）があたる。

(2) 道路交通状況の実態把握

警察は、交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、市内の交通状況の実態を把握するほか、航空隊との連携により全体の状況を掌握することに努める。

3 交通情報の広報

交通規制を実施した場合、警察は、規制標識版、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市の協力を求める。

第14章 輸送の確保

第1節 輸送体制の確保

安全管理局
(危機管理室)

1 計画の方針

- (1) 災害の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両及び船舶等を迅速に確保し、有効適切に利用する。
- (2) 各部は、その所管の災害対策の実施にあたり、原則として、自己が保有し又は直接調達できる車両、船舶等により、輸送を行い、各部はその所管の業務について、災害時における輸送力の確保に関する計画を策定しておかねばならない。
各部及び区本部の所有する車両は「資料編」市有自動車集計表のとおり。

2 輸送対象の想定

神奈川県警察

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
 - エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記第1段階の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア 上記第2段階の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両をいう。

項目	対象車両
緊急通行車両	1 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護 4 施設及び設備の応急の復旧 5 清掃、防疫その他の保健衛生 6 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 7 緊急輸送の確保 8 その他災害の発生の防御又は、拡大防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付手続き事務は、県知事が確認する車両（県保有車両及び調達車両）を除き、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

4 緊急通行車両の確保手続

- (1) 災害応急対策を迅速に行うため、災害応急対策に使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（警察本部交通規制課）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書の仮交付を受けておく。
- (2) 事前届出済車両については、災害が発生し、災害応急対策に車両を使用する必要性が生じたときには、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）に緊急通行車両事前届出証、緊急通行車両事前届出済証、仮交付された緊急通行車両確認証明書を提出し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

5 燃料の確保

通常の方法により自動車等の燃料の確保ができない場合は「災害時における燃料の供給の協力に関する横浜市と神奈川県石油業協同組合との協定」に基づき、神奈川県石油業協同組合に対して、供給協力を要請する。

なお、航空機及び船舶の燃料確保については、各機関の定めるところによる。

第2節 輸送の実施

人員、物資等の輸送は、救助活動の各場面において必要とされるものである。このため、輸送の実施にあたっては、次により行い、災害救助法が適用された場合は、同法による輸送を実施し、円滑な救助活動を行う。

1 輸送の方法

(1) 自動車による輸送

ア 原則として災害応急対策実施機関保有車両による。不足するときは、他の実施機関の保有車両を使用する。

イ 不足するときは、各実施機関が営業者より直接調達する。

ウ 必要な場合には、神奈川県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部、日本通運株式会社横浜支店又は横浜港運協会に協力要請を行う。

エ 災害応急対策実施機関において、必要数の確保が不可能なときは、県に対し調達を要請する。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資を確保した場合において、鉄道によって輸送することが適当であると認めたときは、JR各社又は私鉄各社に協力を要請する。

(3) 船舶による輸送

陸上交通による輸送が困難な状態にあるか、途絶したときは、横浜海上保安部、関東運輸局、横浜港運協会等の関係機関と協議のうえ、災害活動に必要な人数、物資等の海上輸送を図る。

(4) 航空機による輸送

災害の状況により、空中輸送を必要とするときは、消防ヘリコプターを使用するとともに必要に応じ、県知事に対し自衛隊による空中輸送について出動要請の手続きをする。

2 人員及び物資の輸送

災害の程度に応じ、人員、物資等の輸送は次のとおり行う。

(1) 輸送の範囲

り 災 者 の 救 出	救出のため必要な人員、資材又は救出したり災者の移送
飲 料 水	飲料水の輸送については第15章第2節給水計画により実施
医 療	救護員の派遣及び患者の病院等への移送
救 助 物 資	被災者に配給する食料、生活必需品、救急及び防疫対策用の資材等の輸送
遺 体 の 捜 索	遺体の捜索に必要な人員資材等の輸送
遺 体 等 の 移 送	遺体の検案及び処理のため、必要な人員、衛生資材等の輸送と遺体発見場所から安置場所までの移送
公共施設の応急復旧	公共施設の応急復旧作業員、各施設の応急復旧に要する人員、資材等の輸送
その他、本部長が必要と認めた事項	—

-
- (2) 輸送の期間
輸送期間は各救助の実施期間とする。ただし、実情に応じて延期する。
- (3) 輸送の費用
- ア 自動車輸送業者の車両
国土交通省認可料金
 - イ 自家用自動車
前記アに準じた謝礼金
 - ウ 鉄道
鉄道各社の運賃減免実施基準による。

第15章 救援・救護・市民生活の安定

健康福祉局

第1節 災害救助法の適用

第3部

第15章

救援・救護・市民生活の安定

1 災害救助法

市本部長は、市域又は区域の被害が災害救助法（昭和22年10月法律第118号）の適用基準に該当すると見込まれる場合は、同法の適用を受けて、必要な救助を実施する。

この法律は、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急救助を実施し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

2 災害救助法の適用

(1) 救助の種類及び実施機関

災害救助法に定める救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。

ただし、次の表に掲げる種類のうち「救助を県知事から委任された場合」は、市長が実施する。

なお、市長は、災害の事態が急迫しているため、県知事による救助の実施を待ついとまがないときに限り、災害救助法の規定による「県知事が実施の責任を負う救助」を実施する。この場合は、事後速やかに県知事に情報提供する。

○救助の種類は次のとおりとする

- ・ 避難所、応急仮設住宅の供与
- ・ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 災害にかかった者の救出
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 遺体の搜索
- ・ 遺体の取扱い
- ・ 障害物の除去

(2) 本市における災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市域又は区域単位に、原則として同一原因の災害による市又は区の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われる。

ア 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎となるばかりでなく、救助の実施にあたり、その種類、程度及び期間の決定に重大な影響を及ぼす。

このため、被害の認定にあたっては、区本部長は、消防地区本部、所轄警察署等との緊密な連携のもとに適正に処理する。

なお、被害の認定上の基準の概要は、次のとおりである。

被害の区分		認定基準
死	者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもので、1か月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもので、1か月未満で治療できる見込みのもの
住家の全壊 (全焼・流出)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のものとする。
住家の半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の床上浸水		全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
住家の床下浸水		浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも
住家の一部損壊		住家の損壊程度が半壊に達しない程度のも

- (注1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (注2) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (注3) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (注4) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

イ 災害救助法の適用要請

- (7) 健康福祉部部長は、風水害による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市本部長の承認を得て、県知事（安全防災局災害消防課）に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。
- なお、県知事に対する報告は、おおむね次の表により行う。
- (1) 健康福祉部部長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各部部長及び区本部長に、その旨を通知する。

項目	内容			
報告を必要とする災害	1 災害救助法の適用基準に該当する災害 2 災害による被害が当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度の災害 3 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害 4 その他特に指示のある災害			
報告時期、内容、方法	災害報告は、災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告に区分し、次により行う。			
	区分	時期	内容	方法
	発生報告	災害発生直後	1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因 3 災害発生時における被害状況 4 法適用要請の見込み 5 既にとった措置及び今後の措置等	電話、FAX、伝令、 県防災行政通信網 9300～9305 神奈川県災害消防課 電話 210-3430 内線 3430 (夜間) 210-3456 FAX 210-8829
	中間報告	災害救助法適用市町村の指定が完了した後、必要の都度、又は報告の要請があったとき	1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因 3 被害状況 4 法適用要請の有無 5 応急救助の実施状況等 6 救助費概算額等	文書（伝令）
決定報告	応急救助の完了後	1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因 3 確定した被害状況 4 応急救助の実施状況	文書	

(3) 救助の実施

ア 実施の原則

関係各部部长及び区本部長は、災害救助法の適用決定後、県知事から通知を受けた災害救助法に基づく救助を実施する。

ただし、事態が急迫して、県知事が行う救助を待つことができないときは、災害救助法の規定による県知事が行う救助を実施する。この場合は、事後速やかにその状況を県知事に情報提供する。

イ 神奈川県との協力

関係各部部长及び区本部長は、県の行う救助のために必要な情報提供など、積極的に補助又は協力をする。

ウ 追加通知された場合の対応

健康福祉部部长は、県知事から、本市に新たに救助の通知があったときは、救助の内容・方法、役割分担について、詳細に調整し、相互の業務を明確にしたうえで、業務の執行を関係各部部长及び区本部長に要請する。

エ 救助活動の記録及び報告

- (7) 関係各部部長及び区本部長は、「災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月県告示第561号）」の範囲内で救助を実施する。
- (イ) 関係各部部長及び区本部長は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等にとりまとめ、健康福祉部部長に報告する。
- (ウ) 健康福祉部部長は、本市の救助の実施状況を取りまとめ、県知事に報告する。
- (エ) 関係各部部長及び区本部長が行う救助の種類に応じた報告事項は、おおむね次表のとおりである。

救助の種類	報告事項
避難所の設置	箇所数、受入れ人員数、既支出額及び今後支出見込額
炊き出し、食品の給与	箇所数、給食数、給食人員、既支出額及び今後支出見込額
飲料水の供給	対象人員、給水車台数、既支出額及び今後支出見込額
被災者の救出	救出人員、行方不明者数、既支出額及び今後支出見込額
学用品の給与	小・中学校別対象者数及び給与点数、既支出額及び今後支出見込額
埋葬	埋葬数、既支出額及び今後支出見込額
遺体の捜索、処理	遺体処理数、既支出額及び今後支出見込額
生活障害物の除去	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額
応急仮設住宅	設置（希望）戸数、完成戸数、既支出額及び今後支出見込額
生活必需品の給与	主たる品目別給与点数及び給与世帯数、既支出額及び今後支出見込額
医療、助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数、既支出額及び今後支出見込額
住宅の応急修理	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額

オ 繰替支弁に伴う予算措置

災害救助法適用が通知された場合、健康福祉部部長は行政運営調整部部長に対し、繰替支弁に伴う予算措置を講じるよう要請する。

水道局

第2節 給水

1 給水量及び給水方法

災害により水道施設が被害を受け、飲料水が汚染し、又は断水した地区の被災者に対しては、1人1日当たり最低3リットルを給水車等による運搬給水や災害用地下給水タンク等により応急給水する。

2 取水場所

応急給水にあたっては、被災地に最も近い配水池、配水槽、災害用地下給水タンク、緊急給水栓、消火栓等を取水場所とする。配水地・貯水槽一覧表、緊急給水栓設置場所一覧表等は、「資料編」のとおり。

3 応急給水用器材の確保

水道部保有の応急給水用器材（給水容器）は市内に分散備蓄する。
種別については、「資料編」応急給水機材一覧表（給水容器）のとおり。
その他、協定に基づき他都市等からも調達する。

4 二次災害の防止

災害による被害で二次災害の発生の危険性のある場合には、それを防止するため必要に応じ弁操作、配水調整を行う。

5 応急復旧

水道施設の応急復旧は水道局給水工事課及び給水維持課（水道部復旧担当班）が所管区域内の復旧作業を行い、状況によって水道局長（水道部部長）の指令により他の区域の応援出動をする。

水道施設の応急復旧に要する資材が不足した場合には、水道局長（水道部部長）は必要量を把握し、適宜調達する。

応急復旧関係機材一覧表は「資料編」のとおり。

6 その他の給水

「災害時における飲料水の供給協力に関する協定（キリンビール横浜工場）」に基づき、被災住民に飲料水を供給する。

第3節 食料の供給

1 食料の供給

災害により住家等に被害を受け、市民が食料と自炊手段を失ったときは、次により被災者に対して速やかに食料の供給を実施する。

(1) 供給対象者

食料の供給を行う対象者は、おおむね次のとおりである。

- ア 避難所の被災者
- イ 住家に被害を受けたことにより、炊事ができない者
- ウ 旅行者、滞在者
- エ 災害応急対策に従事する者
- オ その他区本部長が必要と認める者

(2) 食料の確保と配分

ア 非常用備蓄の優先
市民の非常用備蓄食料及び持ち出した家庭食料の消費を最優先する。

イ 地域防災拠点の備蓄利用
地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された食料を利用する。

ウ 区役所等からの応需供給
区役所、方面別備蓄庫等に備蓄している食料は、地域防災拠点の備蓄食料に不足が生じた場合に供給する。利用されていない地域防災拠点の備蓄食料も必要な避難所に供給する。

エ 公平な分配
市民は、食料が公平に分配されるよう相互に協力する。

- オ 要援護者の優先供給
高齢者、障害（児）者、乳幼児・児童、妊産婦、体力衰弱者に優先的に配分する。
- カ アレルギー対応食の確保と供給
アレルギー疾患患者（児）への対応として、アレルゲンが除去された食品を確保し、他の食料とは分けて備蓄、保管及び供給を行う。
- (3) 供給の方法
 - ア 誰でもすぐに食べられる物の供給を基本とする。高齢者、障害（児）者、乳幼児・児童、妊産婦等の要援護者に配慮した供給を行い、調理を必要としない弁当によることもできる。
なお、アレルギー疾患患者（児）には、アレルゲンが除去された食料を供給する。
 - イ 地域防災拠点において、運営委員会により炊き出しを行うほか、区本部長は、必要に応じてボランティア等の協力を得て、実施する。

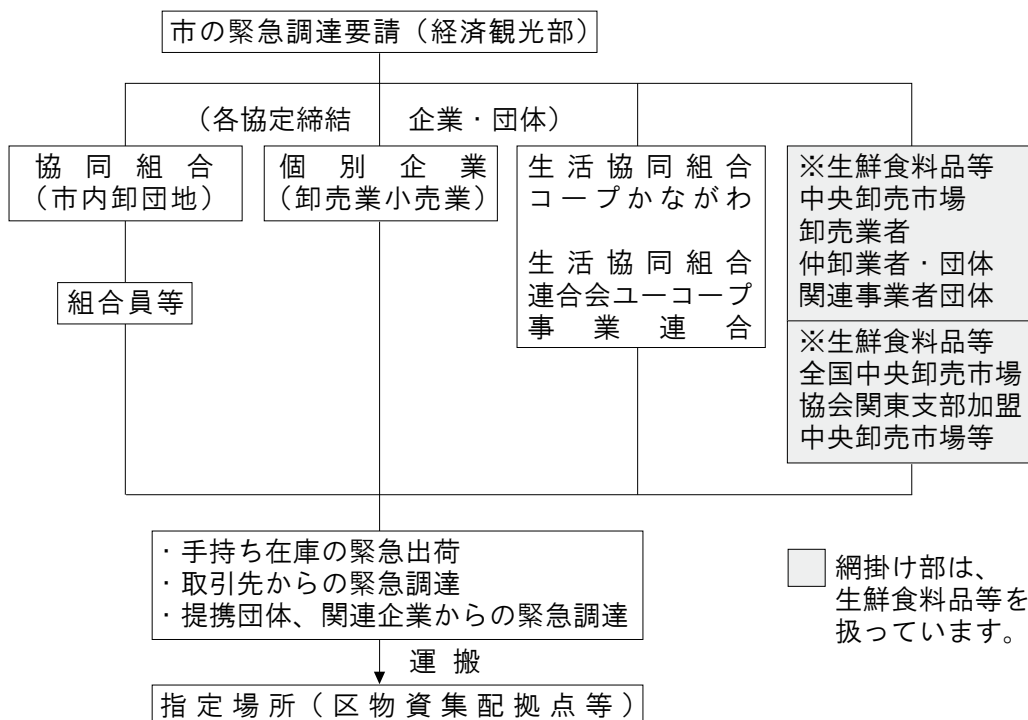
2 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

- (1) 区本部が行う食料調達
 - 区本部長は、本市の備蓄する食料等が不足したとき、又は不足のおそれがあると認められるときは、横浜市災害時物資受入・配分マニュアルに基づき食料を調達する。
 - ア 区本部長は、被災者数を集計し、必要な食料の品目及び数量を把握する。
 - イ 区本部長は、食料の給与を実施するために米穀が必要なときは、「災害時における米の供給協力に関する協定」を締結している団体加盟の区内米穀販売業者及び区内の米穀販売業者から調達する。
なお、区内での調達が不可能なときは、安全管理部部長に調達を要請する。
 - ウ 区本部長は、食料の給与を実施しようとするときは、区内の関係業者等から副食品、調味料等を調達する。調達できない場合又は不足する場合は、必要品目、必要量等を調査のうえ安全管理部部長に調達を要請する。
- (2) 環境創造部が行う米穀の調達
 - ア 環境創造部部長は、安全管理部部長を通し、区本部長から米穀の調達依頼があったときは、「災害時における米の供給協力に関する協定」等に基づき、協力団体に供給要請を行うとともに調達体制を確立する。
 - イ 災害の状況により協定締結団体所有米穀のみでは供給が困難な場合には、災害応急用米穀の供給を県知事に要請する。
また、災害救助法が発動された場合、神奈川農政事務所管内政府所有米穀の供給に関して、県知事に供給を要請する。
なお、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中は、神奈川農政事務所長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡を要請する。
- (3) 経済観光部が行う食料の調達
 - 経済観光部は、安全管理部部長を通し、区本部長から副食品等及び青果物、水産物、食肉等の調達依頼を受けたときは、次により調達する。
なお、調達する物資は、できる限り地域防災拠点等の避難場所への直送を依頼する。
 - ア 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」等に基づき、生活物資供給協力企業・団体に供給を要請し、調達体制を確立する。
また、食料品の販売を行う店舗については、できる限り早期に再開するよう併せて要請する。

イ 中央卸売市場においては、「災害時における生鮮食料品等の緊急確保及び供給協力に関する協定」及び「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」に基づく供給協力企業・団体等に、青果物、水産物、食肉及びこれらの加工品等の在庫流通品目の供給を要請するとともに、輸送車両が不足する場合は、「災害時における生鮮食料品等の自動車輸送の協力に関する協定」に基づく協定企業または、安全管理部へ車両等の確保を依頼し、輸送、集荷及び供給体制を確立する。

また、中央卸売市場関係の小売組合、売買参加者組合等に、加盟組合員の各店舗が、できる限り早期に再開するよう要請する。

食料及び生活必需品供給協力企業・団体「災害時物資緊急調達体制」



第4節 生活必需品の供給

経済観光局
健康福祉局

風水害により住家等に被害を受け、被服、寝具その他の衣料、生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な被災者に対して、速やかにこれらの供給を実施する。

1 生活必需品の供給

(1) 応急供給の原則

生活必需品の供給は、災害救助法が適用された場合は県知事が実施し、市本部長は県知事に生活必需品の供給を要請し、県知事が調達した物資を県知事の指示により配分することとなっている。

なお、県知事による救助を待ついとまがないときは、市本部長が調達計画に基づき、災害時の協力協定等により調達した生活必需品の応急供給を実施する。

(2) 供給対象者

生活必需品の供給を行う対象者は、住家に被害を受け、生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な被災者とする。

区役所
経済観光局
行政運営調整局
健康福祉局
安全管理局

- (3) 生活必需品の確保と配分
 - ア 非常用備蓄の優先
市民の非常用備蓄及び持ち出した生活必需品の使用を最優先する。
 - イ 地域防災拠点の備蓄利用
地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された生活必需品を利用する。
 - ウ 区役所等からの応需供給
区役所、方面別備蓄庫等に備蓄している生活必需品は、地域防災拠点の備蓄生活必需品に不足が生じた場合に供給する。利用されていない地域防災拠点の備蓄生活必需品も必要な地域防災拠点に供給する。
 - エ 公平な分配
市民は、生活必需品が公平に分配されるよう相互に協力する。
 - オ 要援護者の優先供給
高齢者、障害（児）者、乳幼児・児童、妊産婦、体力衰弱者に優先的に配分する。

2 備蓄物資で不足する場合の生活必需品の調達

- (1) 区本部が行う調達
区本部長は、本市の備蓄する生活必需品等が不足したとき、不足のおそれがあると認められるとき、又は調達の必要がある品目があるときは、横浜市災害時物資受入・配分マニュアルに基づき生活必需品を調達する。
 - ア 区本部長は、被災者数を集計し、必要な生活必需品の品目及び数量を把握する。
 - イ 区本部長は、生活必需品の供給を実施しようとするときは、区内の関係業者等から調達する。調達できない場合又は不足する場合は、必要品目、必要量等を調査のうえ、安全管理部部長に調達を要請する。
- (2) 経済観光部が行う調達
経済観光部部長は、安全管理部部長を通し、区本部長から生活必需物資の調達を要請されたときは、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」等に基づき、生活物資供給協力企業・団体に供給を要請し、調達体制を確立する。（食料及び生活物資供給協力企業・団体「災害時物資緊急調達体制」参照）

なお、調達する物資は、できる限り地域防災拠点等の避難場所への直送を依頼する。

また、生活必需品の販売を行う店舗については、できる限り早期に再開するように併せて要請する。
- (3) 行政運営調整部が行う調達
行政運営調整部部長は、安全管理部部長を通し、区本部長から生活必需物資の調達を要請されたときは、「災害時における物品の供給協力に関する協定」等に基づき、物品供給協力企業に供給を要請し、調達体制を確立する。

なお、調達する物資は、できる限り地域防災拠点等の避難場所への直送を依頼する。

また、生活必需品の販売を行う店舗については、できる限り早期に再開するよう併せて要請する。
- (4) 健康福祉部が行う調達
健康福祉部部長は、安全管理部部長を通して、区本部長から災害救助法に基づく生活必需物資の調達を要請されたときは、県知事に対して、災害救助法に基づく生活必需品の供給を要請する。

なお、要請後は、県知事から示された配分計画を安全管理部部長へ通知する。

災害救助法に基づく生活必需品目の例は、次のとおりである。

区分	主な品名
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等（布地の供給は不可）
肌着	シャツ、パンツ用の下着（布地の供給は不可）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
日用品	石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、上敷ゴザ等
炊事道具	炊飯器、なべ、包丁、ガス器具等
光熱材料	マッチ、プロパンガス、ローソク等
食器	茶わん、皿、はし等

第5節 救援物資の受入れ・配分

健康福祉局
安全管理局

1 救援物資の広報

安全管理部部長は、被災者の必要としている物資品目を早期に把握し、報道機関等の協力や行政運営調整部IT活用推進班にホームページの開設を依頼するなどホームページを活用し、次の事項を広報する。

- (1) 救援物資は、原則として、都道府県、市町村単位及び団体からの受入れとし、その形態は、単品こん包又は類似品種のこん包で、内容・数量が把握できるよう、ラベル表示させ、指定した集配拠点に直送してもらうよう広報を行う。
- (2) 個人からの救援物資は、被災地のニーズを考えず送られてくるものや、一つの段ボールに衣類と生ものが混在しているものが送られてくる等、仕分けが困難になる可能性があるため、被災後直ちに「個人からの救援物資についての辞退」の広報を行う。
- (3) 「ゆうパック無料化の辞退」について郵便事業株式会社への連絡を行う。

2 救援物資の受入れ

(1) 物資集配拠点

項目	区分	施設
協定による市物資集配拠点 (日本通運株式会社横浜支店)	陸上輸送の物資集配拠点	1 【川崎エリア】 川崎北物流センター（川崎市下野毛） 2 【海岸エリア】 本牧物流センター（中区） 3 【相武エリア】 綾瀬物流センター（綾瀬市早川字上原） 4 【鎌倉エリア】 鎌倉物流センター（鎌倉市岩瀬）
市物資集配拠点	陸上輸送の物資集配拠点	1 パシフィコ横浜展示ホール（西区） 2 横浜アリーナ（港北区） 3 横浜文化体育館（中区） 4 平沼記念体育館（神奈川区） 5 岸根公園（港北区） 6 入船公園（鶴見区）
	海上輸送基地	1 みなとみらい1・2号岸壁 2 山内ふ頭A号岸壁 3 金沢木材ふ頭岸壁 4 浮体式防災基地（※）
区物資集配拠点	市立高校、小中学校等の中から原則1箇所以上を事前に選定する。各区拠点（「資料編」）のとおり。	

※ 平時は新港ふ頭前に係留、災害時は任意の場所に移設し岸壁として使用可能

(2) 協定による市物資集配拠点の開設

安全管理部部長は、市集配拠点として活用する、民間協定倉庫の開設依頼と市本部への物流事業専門家の派遣を「災害時における救援物資等に関する協定」に基づき、日本通運(株)横浜支店に対して、協力を要請する。

(3) 協定倉庫の確保

安全管理部部長は、被害状況等から必要と認めるときは、「災害時における応急物資、資材の一時集積拠点の使用に関する協定」に基づき、(株)清水建設に、また、港湾部部長は、「災害時における緊急措置の支援に関する協定」に基づき、神奈川倉庫協会に対して、協力を要請する。

(4) 市物資集配拠点への職員の配置

ア 健康福祉部部長は、市物資集配拠点における物品の仕分、配分等を円滑に行うため横浜市社会福祉協議会を窓口として、企業、日本赤十字社、ボランティア等民間団体に協力を要請する。

イ 健康福祉部部長は、市物資集配拠点に職員を派遣し、ボランティアの協力を得て受入配分を行う。また、搬入された物資を記録するとともに、搬入者に対し「救援物資受領書」を発行する。

(5) 区物資集配拠点の開設

救援物資等は、地域防災拠点等への直送を原則とするが、区物資集配拠点が必要な場合は、区本部長の判断により、職員を派遣し、被災状況等を確認のうえ、拠点を開設する。

第6節 応急医療

この計画は、市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急医療について必要な事項を定める。

1 医療救護活動の基本

(1) 通常の医療体制で対応可能な場合

負傷者数、空ベッド数などの状況から通常の医療体制で対応可能なときは、救急隊による患者搬送を行い救急告示病院等における医療救護活動を実施する。

(2) 通常の医療体制で対応不能な場合

ア 医療救護班の要請

安全管理局長（安全管理部部長）は、負傷者の多数発生により、患者搬送に支障をきたし、又は受け入れ可能病院が不足する事態が発生し、災害現場での医療救護活動が必要と判断した場合は、健康福祉局長（健康福祉部部長）に医療救護班の派遣及び受け入れ医療機関の確保を要請する。

健康福祉局長（健康福祉部部長）は、必要とする医療救護班の班数を考慮し、市立病院、市立大学附属病院及びその他の災害医療拠点病院に医療救護班の派遣及び受け入れ患者数の拡大を要請する。

被害が甚大な場合やさらなる拡大が見込まれる場合には、災害の概要を神奈川県知事に報告し、医療救護本部の立ち上げを要請する。健康福祉局長（健康福祉部部長）は協定他都市へ医療救護要請を行うほか、県医療救護本部に全国への救護依頼の要請を行う。また、被害の状況に応じて、広域搬送の調整を行う。

市本部要請窓口	安全管理局危機管理室（安全管理部本部運営班） TEL 671-2064
要請時伝達事項	1 負傷者数 2 負傷の程度、原因 3 必要とする医療救護班の班数

イ 横浜救急医療チーム（YMAT）の要請

安全管理部部長は、災害現場において、複数の重傷者や多数の負傷者が発生し又は発生が予想され、緊急の医療救護活動が必要と判断した場合は、前記アによる医療救護班の要請に先立ち、災害医療拠点病院の医師・看護師により編成される横浜救急医療チーム（YMAT）の出動を要請する。

2 医療救護班等の活動体制

- (1) 市立病院・災害医療拠点病院等による医療救護班及びYMAT（横浜救急医療チーム）
 災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて医療救護班を編成し、大規模な人身事故現場等に派遣する。ただし、安全管理部部長が、事故現場等の状況から消防隊等との連携による人命救助活動が必要と判断し、YMATを編成する災害医療拠点病院にYMATの出動要請があった場合は、医師、看護師をYMATとして派遣する。
- ア 健康福祉局長（健康福祉部部長）は、病院経営局長（病院経営部部長）に対して、市立病院及びみなと赤十字病院の医療救護班の編成及び出動を要請する。
- イ 健康福祉局長（健康福祉部部長）は、都市経営局長（都市経営部部長）に対して、横浜市立大学附属病院及び同附属市民総合医療センターの医療救護班の編成及び出動を要請する。
- ウ 健康福祉局長（健康福祉部部長）は、前記以外の災害医療拠点病院に対して医療救護班の編成及び出動を要請することができる。
- エ 健康福祉局長（健康福祉部部長）は医療救護班の編成・配置要請状況について県医療救護本部と情報の共有化を行う。

項目	医療救護班の編成基準			医療救護班の編成数（*） YMAT 編成病院
	医師	看護師	事務	
市立病院による医療救護班	2人	5人	1人	1 横浜市立市民病院 1班 2 横浜市立みなと赤十字病院 1班 ※ 日本赤十字社神奈川県支部が編成する救護班を充てる。
	（事務は病院職員）			
横浜市大による医療救護班	2人	5人	1人	1 横浜市立大学附属病院 2班 2 横浜市立大学附属市民総合医療センター 2班（*）
	（事務は病院職員）			
災害医療拠点病院による医療救護班（市立病院・横浜市大以外）	各病院の編成基準による			1 昭和大学藤が丘病院（*） 2 横浜労災病院 3 昭和大学横浜市北部病院 4 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（*） 5 けいゆう病院 6 国立病院機構横浜医療センター（*） 7 済生会横浜市南部病院 8 横浜南共済病院 9 済生会横浜市東部病院（*）

- (2) 横浜市医師会救護隊規程に基づく各区救護隊支部救護体制
- ア 区本部長は、緊急の必要がある場合や仮設救護所の設置を決定した場合は、各区医師会の長に対して、各区救護隊支部で編成する救護班の出動を要請することができる。
- イ 区本部長は、上記要請をした場合は、健康福祉局長（健康福祉部部長）に報告するものとする。

項目	区医師会救護隊支部救護班編成基準	救護班の編成数
横浜市医師会による救護隊	班長以下最低2人以上の医師をもって編成。必要に応じて補助員を編入する。	区医師会救護隊支部による

(3) 日本赤十字社神奈川県支部の活動体制

県内赤十字病院（横浜市立みなと赤十字病院、秦野赤十字病院、津久井赤十字病院）は、入院患者の万全を期するとともに、負傷者の医療救護活動を行う。また、必要と認めるときは、次の救護班を編成し派遣する。

項目	救護班の編成基準				救護班の編成数	
日本赤十字社神奈川県支部による救護班	救護班1個班の編成は、次のとおりとする。				1 横浜市立みなと赤十字病院 7班（内1班は再掲）	
	医師	看護師長	看護師	主事	2 秦野赤十字病院	5班
	1人	1人	2人	2人	3 津久井赤十字病院	3班

3 区本部からの応援要請

区内で負傷者が多数発生した場合、区本部長は健康福祉部に医療救護の応援を要請する。

(1) 連絡窓口

健康福祉部保健医療班（健康福祉局保健事業課） TEL 671-2451

(2) 連絡必要事項

救護班対応傷病者の状況（負傷者数、負傷の状況等）

4 医療の範囲及び期間

(1) 医療救護隊（班）が仮救護所において行う医療等の範囲は、原則として、次のとおりとする。

ア 重症度選別（トリアージ）

イ 診察

ウ 薬剤又は治療材料の支給

エ 処置、手術、その他の治療

オ 医療機関への搬送指示

(2) 医療の実施期間

災害の程度に応じて市長が定める。

ただし、災害救助法が適用される場合は、同法に基づき県知事が行う。

5 仮設救護所の設置

区災害対策本部副本部長（区福祉保健センター長）は、医療救護活動を行うにあたり、必要と認めるときは、区本部各班、消防地区本部及び横浜市医師会等との協力のもとに、各区役所福祉保健センター、地域医療救護拠点等の事前に定めた安全な場所のうちから災害現場、避難所との距離等を考慮し、仮設救護所を設置する。

(1) 設置用器材

各区役所福祉保健センター及び地域医療救護拠点に備蓄している次の医薬品等を活用し設置する。

	区分	医薬品等の種類
地域医療救護拠点及び区役所福祉保健センター 備蓄医薬等	医薬品	消毒剤、止血剤、鎮痛剤、抗生物質製剤、局所麻酔剤、輸液製剤、血管拡張剤、解熱鎮痛消炎剤、総合感冒剤等
	医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、骨折用具等
	衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等
	医療器材	担架ベッド、照明灯、毛布、酸素蘇生器

(2) 設置報告

ア 区災害対策本部副本部長（区福祉保健センター長）は、仮設救護所を設置した場合は、区本部長（区長）及び健康福祉部部長（連絡窓口：健康福祉部保健医療班（健康福祉局保健事業課）TEL 671-2451）に次の事項を報告する。

(ア) 仮設救護所設置場所

(イ) 活動人員（医師、看護師等の内訳）

(ウ) 負傷者等の状況（人数、負傷の程度）

(エ) 応援の要否

イ 健康福祉部部長は、仮設救護所の設置状況及び活動状況を市本部長に報告する。

6 医療救護活動

(1) 医療救護隊（班）の出動

ア 健康福祉部部長の出動要請

健康福祉部部長は、被害状況及び負傷者の発生状況に応じ、前記1(1)により市立病院、市立大学附属病院、災害医療拠点病院等に対し医療救護班の出動を要請するとともに、県が指定する災害医療拠点病院であることから、県の医療救護本部長に報告する。

また、必要に応じて横浜市医師会、日本赤十字社神奈川県支部に対して応援要請を行う。

イ 区本部長の出動命令及び要請

区本部長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急の必要があるときは、当該区医師会に対して区医師会救護隊の出動を要請することができる。

(2) 医療救護班の任務

各医療救護班は、原則として健康福祉部部長の指揮のもとに、前記4の医療の範囲で活動を実施する。

ただし、区本部長の指示があったときは、必要な措置を実施する。

(3) 応需体制

ア 第一次応需体制

災害発生現場における医療活動の内容は、応急手当及び重症度選別（トリアージ）を実施し、更に医療の必要な者は救急車及び市立病院所管の車両等を使用し、第二次応需医療機関へ移送する。

イ 第二次応需体制

横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院、市大附属病院及び市大附属市民総合医療センターのほか、地域中核病院（済生会横浜市南部病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜市北東部中核施設横浜労災病院、昭和大学横浜市北部病院、済生会横浜市東部病院）を基幹病院として、空床利用により患者受入れにあたる。また、その他の災害医療拠点病院等の協力を得るほか、状況により神奈川県と調整し、市外の医療機関に受入れを依頼する。

(4) 区本部からの応援要請窓口

ア 健康福祉部保健医療班（健康福祉局保健事業課） TEL 671-2451

イ 各区医師会：各支部長

7 多数負傷者発生現場での医療救護活動

医療救護班の医師は、多数負傷者が発生した災害現場での医療救護活動において負傷者の重症度を選別（トリアージ）し、現場の救急隊、消防隊等に必要な指示を行い、効果的な搬送活動及び医療活動に配慮する。

- (1) 重症度選別の結果、重症と認める負傷者は、現場で第一次応需後、優先して第二次応需医療機関への搬送を指示する。
- (2) 比較的軽症と認める負傷者は、応急手当を実施した後、医療機関に搬送又は自ら受診するよう指示する。

8 医療器具、医薬品等の備蓄及び調達等

医療器具、医薬品等については、次のとおり負傷者の救急措置体制として本計画「第2部第3章第4節5 医療活動用資機材の整備」のとおり備蓄するとともに、災害発生の場合は、被害の状況に応じて横浜市薬剤師会及び関係業者に対して必要な医療器具、医薬品の調達を行う。

また、輸血用血液については、神奈川県赤十字血液センターに協力要請する。

(1) 医薬品の調達

仮設救護所等において、医療器具、医薬品等が不足した場合は、次により調達する。

- ア 現場の区医療救護班は、区本部の区医療調整班（福祉保健センター）に医薬品等の調達を依頼する。
- イ 区本部の区医療調整班（福祉保健センター）は、市立病院、地域中核病院、市内の医薬品取扱事業者等からの医薬品等の調達の仲介をする。
- ウ 区本部の区医療調整班（福祉保健センター）は、連絡調整後、搬送機関、搬送業者へ連絡し仮設救護所等に搬送を依頼する。
- エ 上記のほか、区本部の区医療調整班（福祉保健センター）は健康福祉部に医薬品等の調達を依頼することができる。健康福祉部長は必要に応じて市薬剤師会に医薬品等の供給を要請する。

(2) 区本部からの要請窓口

健康福祉部保健医療班（健康福祉局医療政策課） TEL 671-3740

(3) 搬送手段

「災害時における軽自動車輸送の協力に関する横浜市と赤帽首都圏軽自動車協同組合神奈川県支部との協定」などにより、業者に依頼し搬送する。

第7節 防疫・保健衛生

災害時における感染症の多発流行に対処するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法の規定するところにより、迅速かつ的確な防疫活動により、感染症の発生及び保健衛生を確保する。

1 防疫及び保健衛生に関する広報

区本部長は、風水害の発生に伴う感染症の発生や食中毒の発生の未然防止のため、被災地及び避難所に対し、防疫及び保健衛生に関する広報を行う。

(1) 広報要領

広報活動は、本計画「第3部第6章第13節 広報活動」により行う。

とくに、避難所に対しては、掲示板への掲出や避難所の自治組織などを通じ徹底して行う。

(2) 広報事項

主として、次の事項を広報する。

広報事項	食品の管理（賞味期限、取扱者・調理者の衛生管理等） 水の管理（井戸水の使用方法等） 手洗いの励行、手指の消毒
-------------	--

2 防疫活動

(1) 区衛生班及び健康福祉部健康安全班

ア 区衛生班は、感染症、食中毒の予防活動を行う。

イ 区衛生班は、感染症予防上の必要に応じ消毒作業、ねずみ族・衛生昆虫の駆除作業を行う。

ウ 区衛生班は、井戸及び受水槽施設に対して、生活水の衛生に関する指導を行う。

エ 区衛生班は、被災地家屋周辺の清掃や井戸水の適切な使用方法等について指導又は指示をする。

オ 健康福祉部健康安全班は、機材、薬剤の区間調整を行う。

カ 健康福祉部健康安全班は、災害の状況を踏まえ、区間応援に関する調整を行う。

キ 健康福祉部健康安全班は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、協定機関と調整する。

(2) 区医療調整班及び健康福祉部健康安全班

ア 医療救護班と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努めるとともに、入院勧告その他の予防措置を行う。

イ 入院勧告が必要な感染症患者が発生した場合は、横浜市立市民病院に受け入れる。

ウ 防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。

(3) 健康福祉部健康安全班の活動要請

ア 区本部長は、防疫・保健衛生上、必要があると認めるときは、健康福祉部部長に健康安全班の応援を要請する。応援の要請窓口は、次のとおりとする。

- ・ 感染症関係：健康安全課 電話 671-2462
- ・ 食品衛生関係：食品衛生課 電話 671-2460

イ 区本部長は、消毒作業又は駆除作業が必要であると認めるときは、健康福祉部部長に区衛生班の区間応援及び協定機関の協力をあつ旋、要請する。応援の要請窓口は、次のとおりとする。

- ・ 生活衛生関係：生活衛生課 電話 671-2456

(4) 感染症発生時の緊急連絡

区本部長は、区内に感染症患者が発生した場合、速やかに健康福祉部部長（健康安全班）に通報する。

3 防疫用薬剤及び資器材の備蓄及び調達

- (1) 防疫用の薬剤及び資器材を区福祉保健センター等に備蓄する。防疫用薬剤及び防疫用資器材保有状況は「資料編」のとおり。
- (2) 不足する薬剤については、横浜市薬剤師会及び関係業者に対し、協定に基づいて協力を要請するとともに、取扱業者から緊急調達する。

第8節 ごみ・し尿

資源循環局

1 基本的な考え方

発災時におけるごみ・し尿処理は、良好な市民生活環境の保全を図るうえで、衛生的・生理的・精神的な理由から最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、被災地におけるごみ・し尿の処理を安全面に配慮しつつ、迅速かつ衛生的に集中して実施する。

2 風水害の発生が予想される場合

高潮、洪水、浸水等の風水害発生が予想される場合、資源循環部各班・各地区隊は、施設、機材等の保全策を講じ、処理体制に支障のないよう万全を期すとともに、緊急対応が可能な体制を整える。

3 ごみ処理

資源循環局

(1) 活動体制

ア 地区隊の所管区域

各事務所地区隊は、原則として現行の所管区域を担当する。

イ 地区隊の応援体制

収集対策班（業務課計画係）は、各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各地区隊間の相互応援体制を組織する。また、本市の体制で不足する場合は、許可業者、他都市等へ庶務班を通じて応援を要請し、処理体制を確保する。

(2) 区本部の活動要請

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、その状況を事務所地区隊に報告し、処理を要請する。

- ・ ごみ処理の必要な場所（避難所の場合には、避難者数も）
- ・ ごみの種類、量

(3) 応急対策活動

ア 地区隊の活動

(ア) 各事務所地区隊は、被災状況、ごみの排出状況、道路事情等の収集作業に必要な情報の把握に努めるとともに、収集対策班及び区本部等と連携し、早急に収集計画を策定する。

(イ) 被災地の環境衛生を保全するため、生活ごみは、迅速かつ集中して収集を行い、廃棄物の適正処理を図る観点から、状況に応じて、「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙・古布」に分別して収集する。

(ウ) 被災家庭から出されるごみ（粗大ごみ）は、区本部からの要請または被害状況一覧表に基づき、被災地域であることを確認の上、収集する。

また、家電リサイクル法の対象品目及びパソコンが、被災家庭若しくは路上に出された場合についても、区本部からの要請または被害状況一覧表に基づき、被災地域であることを確認の上、収集する。

- (エ) 事業系ごみについては、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則とするが、早期復旧を目的とする場合には、本市が収集運搬・処理処分を行う。

イ 搬送計画

収集対策班は、工場、処分地の稼働状況を考慮した搬送計画を策定し、効率的なごみの搬送を実施する。

表1 焼却工場一覧表

名称	所在地	電話番号	設備能力
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355	(742)3711	1,200t/24h
都筑工場	都筑区平台27-1	(941)7911	1,200t/24h
鶴見工場	鶴見区末広町1-15-1	(521)2191	1,200t/24h
金沢工場	金沢区幸浦2-7-1	(784)9711	1,200t/24h
旭工場	旭区白根2-8-1	(953)4851	540t/24h

表2 埋立処分地一覧表

名称	所在地	電話番号	面積
神明台処分地	泉区池の谷3949他	(364)1686	513,000 m ²
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧4	(625)9647	210,000 m ²

4 し尿の処理

(1) 活動体制

ア 被災地のし尿収集は、トイレ対策班（北部事務所）の職員、及び保有車両で活動する。

イ トイレ対策班（業務課）は、各区の被災状況、必要車両台数を把握し、不足が生じた場合、庶務班を通じて他都市等への協力要請を行い、必要人員、器材を確保する。

(2) 区本部の活動要請

区本部は、し尿の処理が必要な被災地区や避難所を認めるときは、トイレ対策班（業務課）に次の事項を連絡し、し尿処理を要請する。

- ・ 被災地区の町名と状況
- ・ 収集の必要な避難所、避難者数等

(3) 応急対策活動

ア 収集計画の策定

複数の区で災害が発生、または多数の避難所が開設し仮設トイレが設置され、緊急にし尿処理体制の検討が必要な場合、トイレ対策班（業務課）は、被災状況を速やかに掌握し、収集計画を策定する。

なお、災害時のトイレの設置、あるいは学校の既存トイレの使用にあたっては、できるだけ男性用と女性用を離し、暗がりにならないような場所にするなど、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行う。

イ 収集活動

浸水等が発生したくみ取り世帯、及び収集の必要な避難所等に対して、迅速かつ集中的に収集作業を実施し、被災地域における衛生環境の保全を図る。

安全管理局
(危機管理室)
健康福祉局
神奈川県警察

第9節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

1 行方不明者の捜索及び救出

(1) 行方不明者の捜索及び救出

行方不明者の捜索及び救出は県警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施する。

(2) 救出活動の実施

市本部長及び関係機関は、行方不明者を捜索し、救出するため、迅速に必要な人員、車両、船舶、重機等を投入し、救出活動に万全を期する。

ア 対象者

災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者

イ 届出の受理

(7) 区本部長は、救出が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し、記録する。

(1) 区本部長は、消防署、警察署等に職員（情報班）を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

ウ 救出活動

(7) 行方不明者の捜索、救出活動は、関係各部、区本部、安全管理部（消防団）、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。

(1) 健康福祉部部長は、災害救助法が適用された場合、本市の行う救出活動が円滑に行われるよう、神奈川県及び市本部各部との調整を行う。

エ 後方活動

(7) 区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、救出活動のための後方活動（警備、交通整理、広報等）を行う。

(1) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各部部長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等の協力を要請する。

(ウ) 市本部各部部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を的確に把握し、状況に応じて所管する各種協定等に基づく協力の要請を行い、後方活動を支援する。

(1) 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努める。

2 遺体の取扱い

(1) 遺体の取扱い

ア 遺体の発見

区本部長及び警察は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。

イ 遺体の見分・検視

警察は、遺体の見分・検視を行う。

ウ 遺体の納棺等

(7) 区本部長は、捜索により発見された遺体を遺体安置場所に運び込む。

- (イ) 区本部長は、「遺体取扱票」及び「火・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺にはり付ける。
- エ 身元確認
区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- オ 遺体の引渡し
(ア) 警察は見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。
なお、身元の確認ができない場合は、区本部長に引き渡す。
(イ) 区本部長は、警察が行う遺体の引渡し作業に協力する。
- カ 区本部長は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉部部長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請する。
- キ 火・埋葬許可証の発行
区本部長は、火・埋葬許可証を発行する。
- (2) 遺体安置所の設置
ア 遺体安置所の開設
区本部長は、遺体を安置するため職員を派遣し、各区のスポーツセンター、公共建物等遺体安置に適切な施設を選定し、遺体安置所を開設する。
なお、必要に応じて他の施設を確保する。
- イ 納棺用品等の調達
区本部長は、遺体安置所の開設に合わせて「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び(社)全日本冠婚葬祭互助協会に納棺用品等必要資材の調達を要請する。
- (3) 火葬
ア 実施体制
(ア) 健康福祉部部長(斎場班)は、区本部、遺族から搬送された遺体の火葬を行う。
(イ) 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請する。
- イ 火葬場
(ア) 健康福祉部部長(斎場班)は、速やかに斎場等の稼動状況を点検し、その機能の確保、維持を図る。
(イ) 健康福祉部部長(葬務班)は、斎場等の運転に必要な燃料等に不足を生じないように、必要な燃料等を確保する。
(ウ) 火葬場

区分	名称	所在地	炉基数	災害時最大可能件数(体/日)
市 営	久保山斎場	西区元久保町3-1	12基	72
	南部斎場	金沢区みず木町1	10基	60
	北部斎場	緑区長津田町5125番地1	16基	96
	戸塚斎場	戸塚区鳥が丘10-5	6基	36
民 営	西寺尾火葬場	神奈川区松見町2-418	10基	60

ウ 焼骨の仮収蔵場所

名称	所在地
久保山墓地	西区元久保町3-24
三ツ沢墓地	神奈川区三ツ沢上町20-6
日野公園墓地	港南区日野中央1-13-1
根岸外国人墓地	中区仲尾台7-1
久保山霊堂	西区元久保町1-1

(注) 上記の施設で処理できない場合は、区本部長等関係機関と協議を行う。

エ 他都市・関係業者との連携

健康福祉部部長は、本市内において、速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、近隣都県下の市との広域応援協定等に基づき火葬協力を依頼する。

第10節 障害物の除去

関係局

1 障害物の除去を実施する場合

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合、その他公共の福祉の立場から必要と認めた場合に、次により行う。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、すみやかにその障害物の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川の溢水の防止、護岸等の決壊等を防止するため必要な場合
- (4) その他公共の見地から除去を必要とする場合

2 実施機関

- (1) 水防活動を実施するため障害となる工作物の除去は、水防管理者又は消防機関等が行う。
- (2) 道路、下水道、河川、港湾等の障害物除去は、その維持管理者が行う。
- (3) 人命の救助等緊急の場合、必要の限度において、本市が障害物の排除を行う。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得る等状況を十分考慮して速やかに行う。
各土木事務所地区隊の資機材保有状況は、「資料編」のとおり。
- (2) 障害物の除去は、目的に適応した応急的な措置を行うが、事後の復旧に支障がないよう配慮する。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物、特に崩落土は応急措置として、最寄りの遊休地に運搬する。

5 道路確保対策

土木事務所地区隊長は、道路法面崩壊が予想される箇所については、事前にパトロールを行い、交通規制や土のう積シート要請等の措置を行う。さらに横浜建設業防災作業隊等に対し、直ちに出勤できる体制を整えておくよう要請する。

また、災害が発生した場合は、ただちに被害状況について現場調査を行い、交通規制等の措置を行うとともに、早急に横浜建設業防災作業隊等に土砂の処分や土のう積み等の応急措置を行うよう指示する。

その後、必要に応じて石積等の本復旧工事を行う。

6 民有地の堆積土砂及び汚泥の搬出と処分

区本部長は、がけ崩れ又は浸水により民有地内に堆積した土砂及び汚泥について、「災害応急対策事業実施要綱」の定めるところに基づき、搬出及び処分をすることができる。

第16章 学校活動

この計画は、風水害に対しての児童生徒、学校施設等への事前対策及び被害対応等、教育委員会事務局（教育部）及び学校が行う事項について定める。

第1節 学校としての事前対策

1 児童生徒への事前対策

- (1) 学校は、児童生徒に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- (2) 校長は、あらかじめPTAと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登下校時の安全経路、児童生徒の保護措置などについて定めておくものとする。

2 避難所としての事前対策

- (1) 緊急連絡体制の整備
校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、区役所総務課（防災担当）など防災関係機関との連絡体制を確認する。
- (2) 鍵の保管等について状況確認
風水害警戒区域の避難所に指定されている学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、校門、体育館、体育館の放送室、防災備蓄庫、校舎、職員室などの鍵の保管等について区役所総務課（防災担当）と状況を確認しておく。
- (3) 防災備蓄庫の活用についての協議
校長は、地域防災拠点防災備蓄庫の活用について事前に区長及び地域防災拠点運営委員会と協議しておく。

第2節 風水害時における学校の対応

1 児童生徒の措置等

- (1) 登校前に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発表された場合
ア 午前7時の段階で横浜市内に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時に休校」の措置を講ずる。
イ ただし、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）は午前6時、定時制高等学校は午後2時とし、特別な事情のある高等学校については、別に当該校で判断時間を定める。
- (2) 登校前の「暴風警報」を伴わない「大雨警報」、「洪水警報」の場合
午前7時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。
- (3) 登校後に「警報」が発表された場合
登校後に「警報」が発表された場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。
- (4) 「水防警報」が発表された場合
横浜市内の指定河川に水防警報が発表され、近隣の関係する学校が教育委員会事務局（教育部）から連絡を受けた場合には、区役所総務課防災担当等（区によっては、学校支援・連携担当課長）と連絡を取り、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

2 学校の施設管理者としての対応

- (1) 施設管理者としての事前対応

校長は、風水害時の災害を未然に防止するため、校舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講ずる。
- (2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

校長は、学校における重要書類、文書、教材備品類、理化学実験用危険薬品類等の安全保管及び非常持出について準備し、被害を最小限にする。
- (3) 給食施設の事前対応

ア 移動可能な機械器具類及び取り外し可能のモーター電気器具を安全な場所に移動させる。釜その他についても、できるだけ被害を受けないように適宜措置をとる。

イ 在庫物資を安全な場所に移動させる。
- (4) 衛生管理体制の確保

ア 各学校は、校長を中心とした救急班及び防疫班を編成し、学校における衛生管理の徹底を期する。

イ 大型台風接近の情報を受けたときは、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。

ウ 衛生器材については、台風による被害を受けることのないよう安全な場所（2階等）に移動させる。

3 避難所としての対応等

- (1) 台風情報の事前収集と早期対策準備

大型台風の接近の場合には、気象庁発表の台風情報や横浜市ホームページの防災情報などに十分留意し、接近した場合の対応について区役所総務課と情報交換を行い、早期に対応が図れるように対策を準備しておく。
- (2) 学校施設の安全点検実施

台風接近等の場合、校長は事前に施設の安全点検を行う。また、工事中の学校については、請負業者と連絡をとり警戒に当たらせる。
- (3) 夜間・休日等の避難所開設と校長等の参集

大型台風の接近又は集中豪雨などにより夜間・休日等において、区として当該学校に避難所を開設することを決定した場合には、校長または副校長は、学校に参集し、区が行う避難所開設について支援を行う。

また、学校施設に被害発生のおそれがある場合は、校長・副校長は速やかに所属校へ参集するなど必要な対応を行う。被害の状況が著しく、校長・副校長のみでは対応が困難な場合には、校長は教職員の動員を命令する。
- (4) 避難所開設・運営支援措置

校長は、区本部長から避難の勧告・指示が出された場合、その周知を受けて速やかに避難所の収容に必要な措置を講じる。

1 学校施設の応急対応

- (1) 被害を受けた場合は、その学校の責任者は、速やかに被害状況等を教育部部長に報告する。
- (2) 教育部部長は、被害状況等について、市本部長（市長）に報告する。
- (3) 市本部長は、被害の状況により応急措置の必要を認めるときは、「災害時応急措置の協力に関する協定」に基づき、横浜建設業防災作業隊の出動を要請する。
- (4) 教育部部長は、施設班を組織して、被害校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- (5) 被害校の児童生徒は、最寄りの学校に臨時収容するものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。

2 児童生徒の措置と応急教育の実施方法

- (1) 応急教育等の措置
 - ア 校長は、風水害時の状況に応じ、学校の防災計画に基づき、児童生徒の安全を最優先した適切な措置を講じる。
 - イ 校長は、被災の状況を考慮し、可能な範囲で教育活動の実施を図る。
 - ウ 教育部部長は、被災した学校の実態を検討し、被災児童生徒数に応じて収容対策を講ずる。
 - エ 教育部部長は、災害救助法の定めるところにより、学用品の給与を行う。
- (2) 応急復旧措置
 - ア 校長は、被災箇所を点検し、児童生徒の安全を確保するために必要な措置を講ずる。
 - イ 教育部部長は、学校施設の応急復旧措置と並行して、施設の復旧したもの又は仮設校舎等へ、できるだけ速やかに児童生徒を収容し、平常の教育形態に近づけるよう措置する。

3 教材、学用品等の調整等

- (1) 応急措置
 - ア 被害発生と同時に実態調査を行い、学校管理運営用、事務用及び教授用物品類その他応急物品等を調達する。
 - イ 児童生徒の救援のため、必要に応じて災害救助法の適用手続きについて、健康福祉部部長に要請する。
- (2) 応急復旧措置
被害発生校の学校管理運営に必要な需用費関係経費による設備等の復旧は、諸復旧計画と併せて処理する。

4 学校給食等の措置

- (1) 応急措置
 - ア 学校給食施設・設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食の献立変更又は中止などの措置をとる。
 - イ 被害状況が判明した後において、具体的な復旧計画をたて、速やかに実施する。
- (2) 応急復旧措置
 - ア 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を行うとともに、学校薬剤師による給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理の万全を期す。

イ 児童生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講ずる。

ウ 給食従事職員の検便を実施するとともに、区福祉保健センター、教育委員会事務局（教育部）及び学校給食会と連携して学校給食を再開する。

5 学校の衛生管理

(1) 応急復旧措置

ア 授業再開に備え、浸水校にあつては、学校内全部、浸水を免れた学校にあつては、便所、給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行う。

イ 災害を受けた後の感染症の発生に留意し、その発生があつた場合は、速やかに区福祉保健センターに届け出て、適切な処置を講ずる。

第4節 災害予想校一覧

1 浸水想定区域該当校一覧

行政区	小学校	中学校	高校・その他
鶴見区	末吉、下末吉、矢向、市場、鶴見、平安、潮田、下野谷、汐入、入船、新鶴見	矢向、市場、鶴見、潮田	鶴見工業高校
西区		岡野	
南区	大岡	蒔田	
保土ヶ谷区	帷子		
港北区	新吉田、北綱島、日吉南、大豆戸、大綱、太尾、大曾根、綱島、綱島東	新田、大綱、樽町、日吉台	北綱島養護
青葉区	鉄		
戸塚区	戸塚、東戸塚、俣野、舞岡	舞岡	
栄区	豊田		
泉区	葛野、中和田、伊勢山	泉が丘	
瀬谷区	大門		

2 高潮警戒区域該当校

行政区	小学校
金沢区	金沢

第17章 公の施設における災害時の対応

都市経営局
施設所管区局

第3部

第17章

公の施設における災害時の対応

本市の公の施設は、地区センター、地域ケアプラザ、公園、スポーツセンター等の地域に密着した施設のほか、横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜国際プール、港湾病院（みなと赤十字病院）等の大規模施設が含まれ、次の要件を満たす（横浜市指定管理者制度運用ガイドラインより）。

- ① 住民の利用に供する施設であること
- ② 横浜市民が主たる利用者であること
- ③ 住民の福祉を直接的に増進することを目的とすること

公の施設は、要援護者や不特定多数の市民を収容するため、災害時には、施設の置かれた状況に十分留意し、適切な対応を図る必要がある。

本章では、公の施設及び施設を所管する区局（部）が取るべき基本的な対応について定め、所管区局は、本計画に基づき具体的な対応方法を定める。

公の施設以外に、要援護者や不特定多数の市民を収容するような市内の関係施設においては、本計画に準じ、適切な対応に努める。

第1節 基本的事項

公の施設及び施設を所管する区局、施設所在地の区役所（所管区である場合を除く）、消防署等の関係機関は、相互に緊密な連携をとるとともに、災害の発生等に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。

また、公の施設の特異性等を考慮し、情報の収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、指示の徹底、被害状況の報告等、災害の状況に即した最も適切な対応の実施を、効果的かつ速やかに行う。

第2節 応急活動

1 所管区局（部）の活動

公の施設を所管する区局（部）は、気象注意報、警報その他の情報等について、所管施設に伝達するとともに、施設の特異性等を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施する。

(1) 所管局（部）と市警戒本部（市本部）の連絡体制

ア 警戒本部設置時

警戒本部設置時に局の所管する公の施設に被害が発生した場合、所管局長は、市警戒本部に職員（原則として課長級職員及び係長又は係員の計2名）を派遣し、市警戒本部長に所管施設の被害状況、利用者の状況、応急措置の状況等について通報する。

イ 市本部設置時

市本部設置時に部の所管する公の施設に被害が発生した場合は、市災害対策本部各部の部長が本部会議において、市本部長に報告する。

(2) 区役所の所管施設に被害が発生した場合の情報受伝達

区警戒本部（区本部）の情報収集責任者（区役所総務課長）は、区役所の所管する公の施設に被害が発生した場合、無線ファクシミリ、ホットライン等により、安全管理局危機管理室（安全管理部本部運営班）に速報する。

2 公の施設の活動

公の施設の施設管理者（指定管理者を含む。）は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地域における地象、水象等の異変等に十分注意し、所管区局（部）、関係区局（部）等に対し、必要な連絡・報告等緊密な連携に努める。

特に、要援護者を対象とする福祉施設等においては、有事における避難、誘導及び保護者等に対する連絡等の活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を定めておくとともに、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の実情に即して時機を失することなく、適切な対応を実施する。

また、応急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管区局（部）及び施設所在地域の区警戒本部（区本部）に対し報告を行い、必要な措置等の指示を受ける。

3 関係区局、関係機関の活動

公の施設所在地域の区警戒本部（区本部）、関係局（部）は、消防署等の関係機関と協力し、それぞれの所管業務に応じて、公の施設の実情に即した適切な対応を図る。

なお、公の施設所在地域の区警戒本部（区本部）は被害報告の最終取りまとめ機関となるため、被害情報の収集に関しては、施設等と密接な連携を保ち正確な情報の把握に努める。

第3節 公の施設が避難所等に指定されている場合の対応

施設管理者（指定管理者を含む。）は、公の施設が、本計画で定める「一時避難所」又は「避難所」である場合は、避難者の受入体制、区警戒本部（区本部）等の関係機関との連絡体制、災害時における施設利用等について、所管区局と協議の上、十分な対応を図る。

また、本計画上の位置づけがない施設であっても、災害の状況によっては、随時各施設に協力を求める可能性があり、指定管理に関する協定の規定に従い、各指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負う。

第18章 雪害対策

この章は、大雪に伴う交通の途絶など都市機能の阻害等を防止するため必要な対策について定める。

第1節 想定される災害

本市が想定する、大雪による災害は次のとおりとする。

想定される災害

人的被害	転倒、交通事故、物的損壊に伴う死傷等
物的被害	家屋の損壊、倒木による物的破損等
交通被害	道路交通の不通、鉄道・バスの運休等
ライフライン被害	電線及び電話線の切断による停電・断水及び通信の途絶等

第2節 雪害対策の体系

大雪時の対応が都市災害的な要素が強く、災害の想定、事前対策及び応急対策が本編各部に定められた内容と異なることが多いため、防災組織体制をはじめ、応急活動など特に必要な対策について定める。

なお、本章に定めのない事項は、本編各部に基づくものとする。

雪害対策の体系

第3節 事前対策	1 資機材の整備及び維持管理	
	2 資機材の緊急調達	
第4節 応急対策	1 防災組織体制	(1) 警戒体制 (2) 市・区警戒本部 (3) 市・区本部 (4) 職員の配備
	2 応急活動	(1) 情報の収集 (2) 除雪・凍結防止活動 (3) 輸送の確保 (4) 被災者等の受け入れ (5) 本市管理施設の応急対策 (6) 情報の提供
	3 業務分担	

第3節 事前対策

大雪による都市機能の阻害防止を図るため、必要な資機材の整備又は緊急調達についてあらかじめ定めておくものとする。

1 資機材の整備及び維持管理

大雪による除雪・融雪・凍結防止活動等を速やかに行うため、車両運航のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、おおむね次の資機材等を整備しておくものとする。

道 路 局	シャベルロード、融雪剤、スコップ等の除雪資機材
安 全 管 理 局	スコップ等除雪資機材
交 通 局	レールヒーター、スコップ等の除雪資機材
その他の局及び区	市民利用施設等では、融雪剤及びスコップ等の除雪資機材

2 資機材の緊急調達

各区局（部）は、資機材等の保管場所の確保や維持管理が困難な場合や数量の不足が生じた場合、あるいは、上記以外の資機材が緊急に必要な場合に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておくものとする。

第4節 応急対策

大雪に伴う活動は、特に道路局（道路部）、安全管理局（安全管理部）、交通局（交通部）及び区警戒本部（区本部）が密接に連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施するものとする。

なお、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施するものとする。

1 防災組織体制

「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施する。

(1) 警戒体制

	市	区
設置基準	・ 神奈川県東部に大雪注意報（24時間降雪の深さが5 cm 以上）が発表されたとき	
構成	・ 市警戒本部を構成する局	・ 区警戒本部を構成する署所
警戒体制時の措置事項	関係区局長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保する。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示する。また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施する。	

(2) 市・区警戒本部

		市	区
設置基準		1 神奈川県東部に大雪警報（24時間降雪の深さが5cm以上）が発表されたとき 2 市域において、積雪により都市機能の阻害が予想されるとき 3 2区以上で区警戒本部が設置されたとき	1 同左 2 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合、又は被害が発生したとき 3 市警戒本部長が指定する区 4 その他
警戒本部長		危機管理統括責任者 （安全管理局危機管理室長）	区危機管理責任者（副区長）
構成		環境創造局、道路局、安全管理局、交通局及び警戒本部長が必要と認めた局。	区役所（土木事務所を含む。）、消防署。
運営	設置通知・廃止通知	全区局へ通知する。	区警戒本部を構成する部署へ通知し、市警戒本部に報告する。
	警戒本会議	市警戒本部長は、活動方針の決定その他応急対策の協議のため、必要に応じて各構成局危機管理責任者を招集し、警戒本部会議を開催する。	区警戒本部長は、情報交換や活動方針の協議のため、必要に応じて区警戒本部会議を開催する。
	対策会議	市警戒副本部長は、具体的な対策の検討を行うため、必要に応じて各構成局の課長等による対策会議を開催する。	—
	職員の派遣	各構成局の危機管理責任者は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、警戒本部に職員を派遣する。	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区警戒本部に職員を派遣する。
廃止基準		1 市本部が設置されたとき 2 大雪警報が解除され、各区局の活動がおおむね完了したとき 3 その他必要と認めるとき	1 区本部が設置されたとき 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき 3 その他必要と認めるとき （注）市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。

(3) 市・区本部

		市	区
設置基準		1 道路、交通機能の阻害及び市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあり、全市的対応が必要であると市長が認めたとき 2 数区で区本部が設置されたとき	1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき 2 区長が必要と認めたとき 3 市本部長より区本部設置の指示があったとき
本部長		市長	区長
構成		都市経営部、行政運営調整部、市民活力推進部、こども青少年部、健康福祉部、経済観光部、環境創造部、道路部、安全管理部、交通部、資源循環部、教育部及び本部長が必要と認めた部。	区役所（土木事務所を含む。）、消防署。
運営	設置通知・廃止通知	各部及び区本部へ通知し、神奈川県に報告する。 また、報道機関に発表する。	区本部を構成する部署へ通知し、市本部に報告する。
	本部会議	市本部長は、活動方針の決定及び活動の統制を図るため、各部部长を招集し本部会議を開催する。	区本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、区本部員を招集し、本部会議を開催する。
	対策会議	安全管理部本部運営班班長は、本部長の指示事項の伝達及び具体的な対策の検討を行うため本部を構成する部の課長等実務者レベルによる対策会議を開催する。	—
	職員の遣派	各部部长は、情報収集及び連絡調整のため、市本部に職員を派遣する。	土木事務所長及び消防地区本部長は、情報収集及び連絡調整のため、区本部に職員を派遣する。
廃止基準		1 都市機能の阻害が解消され、除雪等の応急活動が概ね完了したとき 2 市警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき	1 区内における応急活動がおおむね完了したとき 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき (注) 市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。

(4) 職員の配備

大雪時における職員の配備は、第3部第5章「職員の配備・動員」に基づき、区局の実情を考慮して、動員予定者をあらかじめ定めておくものとする。

市・区警戒体制	連絡体制の確保、事前準備等に必要の人員で区局の実情による。
市・区警戒本部	1号又は2号配備とするが、区局の実情により適宜増員又は減員する。
市・区本部	3、4、5号配備のいずれかの配備とするが、区局の実情により適宜増員又は減員する。

2 応急活動

(1) 情報の収集

市警戒本部（市本部）を構成する局（部）及び区警戒本部（区本部）は、テレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、概ね次の分担により情報を収集し、市警戒本部（市本部）に報告する。

情報の種類	情報収集を担当する区局等
・大雪に関する気象情報	安全管理局
・積雪情報	安全管理局、道路局、区役所ほか
・道路交通情報	道路局、交通局
・鉄道・バス運行情報	安全管理局（JR、私鉄）、交通局（市営地下鉄・市営バス） 道路局（金沢シーサイドライン）
・ライフライン情報	安全管理局
・市民利用施設の状況	所管区局
・学校の状況	教育委員会事務局
・配備状況	各区局
・活動状況	各区局
・被害情報（人的・物的）	安全管理局、交通局、道路局、環境創造局、関係区局
・住民の避難情報	安全管理局、区役所
・その他必要と認める情報	各区局

(2) 除雪・凍結防止活動

ア 道路局（道路部）及び土木事務所（土木事務所地区隊）は、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、早い段階から除雪活動及び凍結防止活動を実施する。

イ 安全管理局（安全管理部）は、消防隊による消防水利確保のための除雪活動を行う。

(3) 輸送の確保

交通局（交通部）は、道路局（道路部）及び土木事務所（土木事務所地区隊）と連携を図り、市営バスの運行確保に努めるものとする。また、地下鉄の運行を確保するため、終夜運転等必要な措置を講ずる。

(4) 被災者等の受入れ

区役所は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、又は公共交通機関の途絶により、帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合で、やむを得ないときは、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などの公共施設を避難所として提供し、避難施設の暖房、毛布等の供給など必要な協力を行う。

(5) 本市の管理施設の応急対策

各施設管理者は、第3部第17章「公の施設における災害時の対応」に基づき活動するほか、除雪、融雪等の措置を講じ、利用者、来訪者の安全を確保するとともに、各施設の開設状況及び大雪に関する情報、道路交通情報など適宜情報を提供する。

(6) 情報の提供

市警戒本部（市本部）は市民生活に影響がある市民利用施設の情報などについて、適宜報道機関やインターネットを活用した広報を実施する。

3 業務分担

本市の関係各区局（部）の活動の概要は、第3部第3章及び第4章で定める災害対策警戒本部及び災害対策本部の事務分掌のほか、次の活動等を実施する。

局・区	業務分担
行政運営調整局 (行政運営調整部)	<ul style="list-style-type: none"> 所管する施設及び施設利用者への安全確保 必要に応じて施設利用者へ大雪に関する情報の提供
市民活力推進局 (市民活力推進部)	<ul style="list-style-type: none"> 所管する施設及び施設利用者への安全確保 必要に応じて施設利用者へ大雪に関する情報の提供
子ども青少年局 (子ども青少年部)	<ul style="list-style-type: none"> 所管する施設及び施設利用者への安全確保 通園児童等の安全措置 必要に応じて施設利用者へ大雪に関する情報の提供
健康福祉局 (健康福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の安全確保 必要に応じて施設利用者へ大雪に関する情報の提供
環境創造局 (環境創造部)	<ul style="list-style-type: none"> 公園の倒木による二次災害防止措置
資源循環局 (資源循環部)	<ul style="list-style-type: none"> 収集作業実施の確保 積雪状況の把握、タイヤチェーンの着装 収集状況の掌握と翌日の収集計画の作成 処理施設等の受入確保 構内の除雪及び凍結防止措置
経済観光局 (経済観光部)	<ul style="list-style-type: none"> 市場の維持管理 流通状況の把握
道路局 (道路部)	<ul style="list-style-type: none"> 雪害対策に関する土木事務所(土木事務所地区隊)への指示・情報の伝達 土木事務所(土木事務所地区隊)から道路の雪害対策状況、交通規制実施状況の収集・集約 その他道路応急対策に関する総合調整

局・区	業務分担
安全管理局 (安全管理部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市警戒本部（市本部）等が必要とする情報の収集 ・ 伝達・大雪に関する気象注意報、警報等の情報を各区局（部）に通報 ・ 市警戒本部（市本部）への連絡要員等の派遣指示 ・ 県警察から道路情報、交通規制の実施状況の収集 ・ 本部会議、対策会議（課長レベル）等の開催 ・ タイヤチェーン、スタッドレスタイヤの着装による消防車両等の運行確保・消防水利の確保 ・ 救急要請の増加に対応するための救急隊の増強配備 ・ 119番着信に対応するための指令管制員の増員 ・ 転倒事故防止広報の実施 ・ その他応急対策に関する総合調整
交通局 (交通部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下鉄の運行確保 終夜運転等の実施による翌日の運行確保 レールヒーター作動 ・ 地上駅構内等の安全確保 除雪等による乗降客等の安全確保 ・ 路線バス等の運行確保 路線バス等への優先的措置、除雪等の要請（警察署、道路局） タイヤチェーンの着装（坂路のある系統から順次着装） タイヤチェーン装着員等の非常召集 振り替えバスの運行 路線バス等からの情報収集 ・ 情報の提供 鉄道、バス利用者に対する運行状況等の情報提供の実施
教育委員会事務局 (教育部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の安全確保 ・ 通学児童生徒への安全措置
その他の局（部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の安全確保 ・ 施設利用者への情報提供
区役所 (区本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区警戒本部（区本部）等が必要とする情報の収集・伝達 ・ 危機管理システム等により受信した大雪に関する情報等の土木事務所（土木事務所地区隊）及び防災関係機関への通報 ・ 区役所利用者の安全確保 ・ 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難所の開設 ・ 隣接区と協力した避難受入れの実施 ・ 避難者に対する支援 ・ 区民への安全広報の実施 <p>土木事務所（土木事務所地区隊）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通の緊急確保 雪害対策道路等の決定 通行規制区間の設定（警察署との協議による。） 早期除雪活動の実施 ・ 事故の未然防止 融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施

第4部：災害復旧と復興事業

第1章 災害復旧の推進

第1節 災害復旧計画の策定

被災した公共施設については、第3部応急対策による応急復旧の終了後、次の復旧計画を定め実施する。

実施にあたっては、単に原形復旧にとどまらず、災害の再発を防止するため、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 道路災害復旧事業計画
- (3) 港湾災害復旧事業計画

2 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路災害復旧事業計画
- (2) 公園施設災害復旧事業計画
- (3) 市街地埋没災害復旧事業計画

3 農林水産施設災害復旧事業計画

4 上水道施設災害復旧事業計画

5 工業用水道施設災害復旧事業計画

6 下水道施設災害復旧事業計画

7 住宅災害復旧事業計画

8 社会福祉施設災害復旧事業計画

9 市立医療施設、病院等災害復旧事業計画

10 学校教育施設災害復旧事業計画

11 社会教育施設災害復旧事業計画

12 その他の災害復旧事業計画

第2節 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

災害が発生した場合、すみやかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、財源確保に努める。

法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業は、次のとおりである。

1 法律等の概要

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業については、次節に掲げる。

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧作業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧作業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関の災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
港湾法	港湾施設の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	市が設置した身体障害者社会参加支援施設の復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
障害者自立支援法	市が設置した障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス施設の復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

2 公共土木施設災害復旧事業の担当窓口

事業名	国等の主管局課	本市の主管局課
河川	国土交通省河川局防災課	(事務担当) 道路局河川部河川事業課 (技術担当) 道路局河川部河川事業課
道路	国土交通省河川局防災課 国土交通省道路局	(事務担当) 道路局総務部総務課 (技術担当) 道路局道路部施設課
港湾	国土交通省港湾局海岸・防災課	(事務担当) 港湾局総務部経理課 (技術担当) 港湾局港湾整備部企画調整課
漁港	神奈川県環境農政部水産課 (農林水産省漁港漁場整備部防災漁村課)	(事務担当) 環境創造局総務部総務課 (技術担当) 環境創造局農地保全課

第3節 激甚災害法の適用等

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

本市域に大規模な被害が生じた場合、「激甚災害法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある。

「激甚災害法」指定の手続については、次のとおりである。

1 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害に指定すべき災害かどうかを判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

この答申を受け、内閣総理大臣は、激甚災害であるか否かの判断及び特別措置の範囲を閣議決定し、これらを政令で公布する。

2 激甚災害に関する調査報告

市長（市本部長）は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

3 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長及び関係事業を所管する局長は、県知事及び担当部局長と連絡をとり、激甚災害指定を促進する。

4 特別財政援助の交付に係る手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、速やかに関係調書等を作成し、県に報告する。

5 激甚災害に係る財政援助等

「激甚災害法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
(1) 公共土木施設災害復旧事業（直轄事業）（補助事業）
(2) 公立学校施設災害復旧事業
(3) 公営住宅事業
(4) 生活保護施設災害復旧事業
(5) 児童福祉施設災害復旧事業
(6) 老人福祉施設災害復旧事業
(7) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
(8) 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業
(9) 婦人保護施設災害復旧事業
(10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
(11) 感染症予防事業
(12) 堆積土砂排除事業（公共施設区域内）（公共施設区域外）
(13) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成
(1) 農地等の災害復旧事業
(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
(4) 土地改良区等の行う湛水排除事業
(5) 共同利用小型漁船の建造
3 中小企業に関する特別の助成
(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
4 その他の財政援助及び助成
(1) 公立社会教育施設災害復旧事業
(2) 私立学校施設災害復旧事業
(3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
(4) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
(5) 水防資器材費の補助の特例
(6) リ災者公営住宅建設事業
(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入
(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2章 市民生活の安定・復旧

災害により被災した市民の生活の立直しを援護し、市民の自力復興を促進し、もって市民生活の早期安定を図る。この計画は、本市が直接又は間接に関与して行う経済援護の種類について、その概要を期したものである。

第1節 被災者の生活援護

1 生活相談

市民活力推進局

関係各部部長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応する。

(1) 市民活力推進部・区本部における対応

ア 市民活力推進部部長及び区本部長は、第3部第6章第14節に定める臨時市・区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係部部長、区本部長に提供する。

イ 専門相談員等の派遣

市民活力推進部部長は、専門知識を必要とする相談案件に対応するため、弁護士会、税理士会、司法書士会、宅地建物取引業協会等に、臨時市・区民相談室への弁護士、税理士等の派遣を要請する。

なお、派遣先は被害の状況に応じて変更する。

(2) 各部における対応

相談事項	担当部	相談内容	実施方法
外国人相談	都市経営部 市民活力推進部	外国人への生活情報の提供等	外国語のできるボランティアの臨時市民相談室などへの派遣
労働相談	市民活力推進局	賃金、解雇、社会・労働保険等相談	電話、窓口対応による相談
女性相談	市民活力推進部	女性の心やからだ等の相談	男女共同参画センターで電話、窓口対応による相談の実施
要援護者相談	健康福祉部 こども青少年部	高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童等の生活、福祉相談	避難所等への巡回相談の実施
保健・医療相談	健康福祉部	保健医療、生活衛生、動物保護等相談	避難所等への巡回相談の実施
消費者、中小企業経営等相談	経済観光部	消費生活、中小企業の経営・融資等相談	電話、窓口対応による相談
教育相談	教育部	児童・生徒、養護教育等相談	通常の相談体制の中で実施

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市民の生活援護のために、区本部長は、震災により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付け

区本部長は、県内で災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、市条例に基づき災害援護資金の貸付けを行う。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、区社会福祉協議会において、低所得世帯を対象として、災害援護資金（生活福祉資金）の貸付けを行う。

4 災害見舞金・弔慰金の交付

区本部長は、市内に居住する者及び市内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付する。

なお、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付を行いません。

5 義援金の受付、配分

健康福祉部部長は、災害に伴い義援金を募集する必要があるとき、及び義援金配分方法を決定するときは、「義援金募集配分委員会」を開催する。

ただし、神奈川県単位で「義援金募集配分委員会」を設置する場合は、県と協議する。

(1) 義援金募集配分委員会の開催

健康福祉部部長は、横浜市義援金募集配分委員会設置要綱に基づき、「義援金募集配分委員会」を開催し、義援金の募集に関する事項を決定し、それを関係機関に周知する。

(2) 義援金の受入れ及び保管

義援金の受入れは、「地域福祉保健班マニュアル」に基づき健康福祉部で行う。

また、寄託された義援金は、会計部部長が保管する。

(3) 義援金の配分

ア 義援金の配分は、「義援金募集配分委員会」が決定する。

イ 配分計画は、被災者数、被災世帯数、被災状況等を勘案のうえ、世帯及び人員を単位とする。

ウ 区本部長は、決められた義援金配分基準・方法に基づき、迅速かつ適正に配分する。

エ 配分窓口は、区本部長が指定する場所とする。

6 被害調査とり災証明

安全管理部（消防地区本部）は、火災等調査規程に基づいて被害の状況を調査し、申請のあったときは、横浜市安全管理局り災証明等取扱規程に基づき、消防署においてり災証明書を発行する。

なお、建物被害の報告における全壊、半壊等のり災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定する。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、安全管理部（消防地区本部長）は公平かつ公正な調査を実施する。

また、災害救助法が適用された場合、安全管理部（本部運営班）は区本部に対し、安全管理部（消防地区本部）と協力して被害認定調査を実施するよう指示する。

区分	担当部署
被害調査	消防地区本部 (ただし、災害救助法が適用された場合は、区本部（被害調査班）と協力して実施)
り災証明の証明権者	消防署長

7 市税の減免等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができる。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書及び市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができる。

市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

(平成20年3月現在)

1 個人市民税（県民税を含む）の減免
2 固定資産税及び都市計画税の減免
3 市税の延滞金の減免
4 市税の納期限の延長
5 市税の徴収猶予
6 国税の特別措置
7 国民健康保険料、健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免・猶予等
8 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
9 老人保健医療一部負担金の減免
10 児童福祉施設措置費の減免
11 保育所の保育料の減免
12 老人ホーム入所に伴う費用徴収
13 水道料金等の免除
14 公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く）
15 一般廃棄物処理手数料の減免
16 市営住宅使用料の減免
17 放送受信料の免除
18 納税証明書発行手数料の減免
19 市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）の発行手数料の減免
20 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

1 宅地防災工事資金融資

横浜市から宅地造成等規制法に基づき、工事を実施するよう勧告又は改善命令を受けた者に対し、工事に必要な資金を貸付ける制度として住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度がある。(第2部第1章第3節3(2)参照)ただし、宅地造成等規制法は、宅地造成工事規制区域という特定の区域のみに適用されるので、宅地造成工事規制区域外の宅地の所有者は融資を受けられない。

2 がけ地防災対策工事助成金制度

がけ崩れが予想されるがけ又はがけ崩れが発生し二次災害が予想されるがけで、居住用の建物に被害が及ぶおそれがある場合、土地所有者等が行う防災工事の資金を助成する。

3 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構では、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう、災害復興住宅資金を融資している。

4 その他の災害関連融資

(1) 中小企業災害関連融資

この融資は、災害により企業設備等の著しい損害を受け、営業の一時停止又は業務の縮小を余儀なくされた中小企業等に対して、「横浜市中企業金融制度要綱」に基づき実施する。

なお、融資対象者は、当該災害の被災中小企業者で次の資格要件を備えたものとしている。

- ア 市内に事業所、営業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む企業者
- イ 市民税を完納しているもの。
- ウ 返済能力のあるもの。
- エ 許認可事業の場合は、許認可を受けているもの。
- オ 横浜市信用保証協会で代位弁済中のもの及び金融機関において取引停止処分中のものは除く。

(注) 中小企業とは、資本金(出資金)が3億円(小売業又はサービス業5,000万円、卸売業1億円)以下又は常時使用する従業員が300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の個人、会社をいう。

(2) 農業施設関連融資

天災等により被害を受けた農家が農協より緊急融資を受け経営の安定を図る時は、市長が認めた場合、その融資にかかる利子の補給を行うことができる。

第3節 被災者の住宅の確保及び応急修理

災害により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者のために、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理を行い、住生活の早期回復と安定を図る。

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第23条に定める救助の収容施設の一つであり、原則として、県知事が実施する。

市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力する。

なお、災害救助法第30条の規定により、県知事が直接実施することが困難な場合には、応急仮設住宅の建設を市長に委任（ただし、事前の委任は認められていない。）することができ、その場合、市が応急仮設住宅を建設し、供与する。

(1) 設置戸数

原則として、県知事が設置戸数を定める。市は、市内の住家の全壊、全焼、流出世帯数、設置要望戸数等を建設戸数調書等により県に報告する。

(2) 規格等

ア 規格：一戸当たり平均29.7㎡（9坪）を標準（全体平均値でよい）とする。

イ 着工開始：災害発生の日から20日以内

ウ 供与期間：最高2年以内

エ その他：高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅を設置する。

(3) 入居者の選定

ア 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 生活保護法の被保護者並びに要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、市の協力のもとに県が行う。ただし、状況に応じて市に事務委任されることがある。

また、入居者の選定にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦等に十分配慮する。

(4) 建設を市に通知された場合の対応

ア 県の役割

(ア) 本市における応急仮設住宅建設戸数の決定

(イ) 応急仮設住宅の設計（規格、規模、構造、単価を含む。）

イ 市の執行体制及び役割分担

応急仮設住宅に係る事務分担は、次表のとおりとする。

なお、これら多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係部から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進する。

項 目	所 管 部
仮設住宅需要の把握	区本部、健康福祉部
用地情報の把握	行政運営調整部、環境創造部、 道路部、安全管理部
建設用地の決定と確保	
仮設住宅の発注	まちづくり調整部
建設工事管理	
入居必要被災者の把握	区本部、健康福祉部
入居者の募集	
仮設住宅の維持管理	
入居者の生活支援	
退去	
仮設住宅の修繕	まちづくり調整部
撤去	

2 公営住宅等への一時入居

応急仮設住宅建設等推進室は、県と連携して、住宅に困窮する被災者のために次の措置を講じる。

- (1) 市営住宅、県営住宅の空家住宅では、速やかに避難者の一時入居募集を行う。
- (2) 他都市の公営住宅の空家住宅の提供及び一時入居募集計画の策定を要請する。
- (3) 民間アパート、企業社宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対して、空家住宅の提供について協力を要請する。
- (4) 入居資格については、応急仮設住宅と同様とする。
- (5) 確保した公営住宅等の空家住宅に関する情報を被災者に提供する。

3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用され、住宅の応急修理が必要となった場合、市町村の協力のもとに関係団体との協定に基づき速やかに住宅の応急修理を行う。

なお、住宅の応急修理についても、応急仮設住宅と同様、市長への事前の委任はされておらず、発災後、事務が市町村に委任されることがある。

(1) 対象者

災害によって住家が半焼又は半壊し、自らの資力では、応急修理をすることができない者（その基準については、発災時に県が国と協議し決定）

(2) 修理内容

ア 修理箇所：屋根、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

イ 経費：県の定める基準による。

ウ 修理期間：原則として、災害発生の日から1箇月以内に完了する。

(3) 業務分担

区本部長は、応急修理申込書の配布及び受付を行い、それをまちづくり調整部部長に報告する。

まちづくり調整部部長は、市内の住宅応急修理申込書を整理集計した後、健康福祉部部長を経由して県に依頼する。

(4) 本市に委任された場合の対応

本市に応急修理を委任された場合は、まちづくり調整部部長が応急修理に係る工事の発注、請負契約の締結、工事監理を実施する。

第4節 被災者再建支援金の支給

震災対策編第4部第1章第2節「被災者生活再建支援金の支給」による。

【参考】 横浜市防災計画の策定及び修正等の状況

昭和38年度	横浜市地域防災計画	策 定（新規）
昭和39年度	横浜市地域防災計画	修 正
昭和48年度	同「地震対策編」	策 定（分冊）
昭和49年度	同「風水害対策編」	策 定（分冊）
昭和49年度	同「地震対策編」	第1次（修正）
昭和49年度	同「石油コンビナート等対策編」（都市災害対策を含む。）	策 定（新規）
昭和51年度	同「風水害対策編」	第1次（修正）
昭和51年度	同「石油コンビナート等対策編」 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月制定、昭和51年6月施行） の施行に伴い、神奈川県石油コンビナート等防災計画に包括された。	廃 止
昭和52年度	同「地震対策編」	第2次（修正）
昭和53年度	同「都市災害対策編」	策 定（新規）
昭和54年度	同「風水害対策編」	第2次（修正）
昭和55年度	同「地震対策編」	第3次（修正）
昭和55年度	同「東海地震対策」	策 定（新規）
昭和56年度	同「都市災害対策編」	第1次（修正）
昭和57年度	同「風水害対策編」	第3次（修正）
昭和58年度	同「地震対策編」（「東海地震対策」を統合）	第4次（修正）
昭和60年度	同「風水害対策編」	第4次（修正）
昭和61年度	同「地震対策編」	第5次（修正）
昭和62年度	同「都市災害対策編」	第2次（修正）
昭和63年度	同「風水害対策編」	第5次（修正）
平成元年度	同「地震対策編」	第6次（修正）
平成2年度	同「都市災害対策編」	第3次（修正）
平成4年度	同「風水害対策編」（平成3年度修正）	第6次（修正）
平成5年度	同「都市災害対策編」（平成4年度修正）	第4次（修正）
平成7年度	同「地震対策編」 （兵庫県南部地震後、早急に対応すべき事項のみを対象とした限定的部分修正）	
平成8年度	同「風水害対策編」（平成7年度修正）	第7次（修正）
平成8年度	横浜市防災計画「震災対策編」（名称変更）	第7次（修正）
平成10年度	横浜市防災計画「風水害対策編」（名称変更） 同「都市災害対策編」	第8、5次（修正）
平成11年度	同「震災対策編」	第8次（修正）

平成13年度	同「風水害対策編」及び「都市災害対策編」	第9、6次（修正）
平成15年度	同「震災対策編」	第9次（修正）
平成16年度	同「風水害対策編」及び「震災対策編」の東海地震対策	第10次（修正）
平成17年度	同「震災対策編」	第10次（修正）
平成18年度	同「風水害対策編」	第11次（修正）
平成19年度	同「風水害対策編」及び「都市災害対策編」	第12、7次（修正）
平成20年度	同「震災対策編」及び「風水害対策編」	第11、13次（修正）
平成21年度	同「風水害対策編」	第14次（修正）

（注） 修正年度は印刷製本実施年度（予算執行年度）で、修正内容は原則として前年度末までのもの。

横浜市防災計画
—風水害対策編—

発行／横浜市防災会議
編集／横浜市安全管理局危機管理室危機対処計画課
発行年月／平成22年3月
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL 045 (671) 4096

紙へリサイクル可

横浜市防災計画「風水害対策編」

第5部：地下街等及び要援護者施設の 名称及び所在地

平成22年12月一部修正

第5部 目次

横浜市防災計画
風水害対策編

第5部 地下街等及び要援護者施設の 名称及び所在地

第1章 地下街等

第1節	地下街等の範囲	1
第2節	地下街等の名称及び所在地	
1	鶴見川水系浸水想定区域	2
2	多摩川水系浸水想定区域	3
3	帷子川水系浸水想定区域	3
4	境川水系浸水想定区域	5
5	大岡川水系浸水想定区域	5
6	宮川水系浸水想定区域	5

第2章 要援護者施設

第1節	要援護者施設の範囲	6
第2節	要援護者施設の名称及び所在地	
1	鶴見川水系浸水想定区域	7
2	多摩川水系浸水想定区域	11
3	帷子川水系浸水想定区域	11
4	境川水系浸水想定区域	12
5	大岡川水系浸水想定区域	14
6	宮川水系浸水想定区域	14
7	侍従川水系浸水想定区域	14

第5部 地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地

消防局

第1章 地下街等

この章は、水防法第15条に基づき、本計画第2部第3章第1節3(2)イ(7)「地下街等の範囲」で規定する地下街等の名称及び所在地について定めています。

第1節 地下街等の範囲

地下街等の範囲は、次のとおりとします。

地下街等の範囲	<p>1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地階が消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ又は（十三）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、関係者のみが利用するものを除く。 （※1）</p> <p>(2) （十六の二）項 （※2）</p> <p>2 地階に駅舎を有するもの。</p> <p>3 横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）第69条第1項第3号の規定により防火管理者を定めなければならない、50台以上の車両を収容する屋内駐車場で、地階に駐車場を有するもの。</p> <p>4 大規模地下道、地下コンコース</p> <p>5 その他、市長が必要と認めるもの。 （※3）</p>
---------	---

前記「地下街等の範囲」表中（※1）、（※2）及び（※3）の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとします。

（※1）

（一）項	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
（二）項	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、遊技場、ダンスホール又は性風俗関連特殊営業を営む店舗
（三）項	待合、料理店、飲食店
（四）項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
（五）項イ	旅館、ホテル、宿泊所
（六）項	病院、診療所、助産所、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害者支援施設、老人福祉法第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設、幼稚園、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）
（九）項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場
（十三）項イ	自動車車庫又は駐車場

（※2）

（十六の二）項	地下街
---------	-----

（※3）

その他、市長が必要と認めるもの	建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設
-----------------	--------------------------------------

第2節 地下街等の名称及び所在地

1 鶴見川水系浸水想定区域

施設名称	所在地
コーポ鈴木	鶴見区 市場大和町6番15号
パチンコプラザ	鶴見区 市場大和町3番18号
鶴見三業協同ビル	鶴見区 鶴見中央四丁目21番15号
増永・中西・大城共同ビル	鶴見区 鶴見中央四丁目21番7号
清寿司	鶴見区 鶴見中央四丁目22番1号
E・HOTEL横浜鶴見	鶴見区 鶴見中央四丁目20番6号
ホテルときわ旅館	鶴見区 鶴見中央四丁目20番15号
第2竹内ビル	鶴見区 豊岡町3番28号
KRM鶴見ビル	鶴見区 豊岡町17番10号
横浜市営地下鉄北新横浜駅	港北区 北新横浜一丁目539番地1
三田ビル	港北区 新横浜二丁目1番地18
新横浜第17オーヴァルビル	港北区 新横浜二丁目1番地19
新横浜フジビューホテル	港北区 新横浜二丁目3番地1
新横浜ウェストビル	港北区 新横浜二丁目3番地3
アルファ新横浜ビル	港北区 新横浜二丁目3番地10
新横浜ミネタビル	港北区 新横浜二丁目3番地19
サンセイビル	港北区 新横浜二丁目3番地24
ワールド新横浜ビル	港北区 新横浜二丁目4番地4
マスニ第一ビル	港北区 新横浜二丁目4番地6
富士火災横浜ビル	港北区 新横浜二丁目4番地19
楓第2ビル	港北区 新横浜二丁目5番地10
プランドール新横浜ビル	港北区 新横浜二丁目5番地13
たあぶる館	港北区 新横浜二丁目5番地16
新横浜SSビル	港北区 新横浜二丁目5番地26
金子第2ビル	港北区 新横浜二丁目6番地23
KAKIYAビル	港北区 新横浜二丁目7番地17
新横浜ラーメン博物館	港北区 新横浜二丁目14番地21
ラントラクト	港北区 新横浜二丁目15番地4
新横浜2丁目田中ビル	港北区 新横浜二丁目15番地20
横浜市営地下鉄新横浜駅	港北区 新横浜二丁目100番地
プラスタリアビル	港北区 新横浜三丁目1番地4
アリーナタワー	港北区 新横浜三丁目1番地9
新横浜国際ホテル南館	港北区 新横浜三丁目7番地8
丸八新横浜ビル	港北区 新横浜三丁目8番地12
新横浜第3東昇ビル	港北区 新横浜三丁目9番地5
京浜建物第3ビル	港北区 新横浜三丁目16番地10
S・Kビル新横浜	港北区 新横浜三丁目16番地15
友泉新横浜ビル	港北区 新横浜三丁目17番地2
リバティ新横浜ビル	港北区 新横浜三丁目17番地15
新横浜国際ホテル本館	港北区 新横浜三丁目18番地1
アイズビル「天幸ビル18」	港北区 新横浜三丁目18番地5
アルカシェル横浜リュクスマリアージュ	港北区 新横浜三丁目18番地8
フォルム綱島クレストアワーズ	港北区 新吉田東二丁目3番1号
イオン横浜新吉田ショッピングセンター	港北区 新吉田東八丁目49番1号
パティオワン	港北区 新羽町1636番地1
グリーンサラウンドシティ	港北区 綱島上町1番地1
ゴールドenパーク綱島第6吉田ビル	港北区 綱島西一丁目2番9号
若泉ビルディング	港北区 綱島西一丁目6番2号

綱島コア15	港 北 区	綱島西一丁目6番19号
第82東京ビル	港 北 区	綱島西一丁目7番10号
みなみ綱島ビル	港 北 区	綱島西一丁目7番11号
古市ビル	港 北 区	綱島西一丁目7番15号
綱島名店会館	港 北 区	綱島西一丁目8番1号
長瀬ビル	港 北 区	綱島西一丁目8番13号
第二河田ビル	港 北 区	綱島西一丁目8番17号
酒のタケオ本店ビル	港 北 区	綱島西一丁目10番11号
株式会社イトーヨーカ堂綱島店	港 北 区	綱島西二丁目8番1号
ヴィラ綱島	港 北 区	綱島西二丁目13番9号
パーク・ノヴァ綱島	港 北 区	綱島西二丁目2番22号
マリンビル	港 北 区	綱島西三丁目7番19号
グランパール綱島壺番館	港 北 区	綱島西三丁目20番22号
コスモスクエア大倉山	港 北 区	大倉山一丁目18番14号
成城石井大倉山	港 北 区	大倉山五丁目15番6号
松月鹿島ビル	港 北 区	綱島東一丁目1番18号
サイバーパチンコ綱島店	港 北 区	綱島東一丁目1番6号
泉川ビル	港 北 区	綱島東二丁目12番23号
オーケー株式会社日吉店	港 北 区	日吉本町4丁目13番4号
新横浜母と子の病院	港 北 区	鳥山町650番地
中山とうきゅう	緑 区	中山町304番地1
ジョイモアビル	緑 区	中山町305番地14
中山駅前クリニックビル (レオナードビル)	緑 区	中山町305番地20
地下鉄中山駅	緑 区	中山町306番地3
ムーブ深井ビル	緑 区	中山町321番地7
中山味ビル	緑 区	中山町322番地19
ヴェルデ中山	緑 区	中山町326番地1
横浜市青葉区総合庁舎	青 葉 区	市ヶ尾町31番地4
ルララこうほく	都 筑 区	中川中央二丁目2番1号
横浜市営地下鉄東山田駅	都 筑 区	東山田町300番地

2 多摩川水系浸水想定区域

施設名称	所在地
------	-----

3 帷子川水系浸水想定区域

施設名称	所在地
岡野SIビル	西 区 岡野一丁目12番11号
横浜西口スカイハイツ	西 区 浅間町一丁目12番地3
医療法人審美会鶴見歯科医院	西 区 浅間町一丁目1番地7
相鉄・高島屋共同ビル 横浜ファーストビル	西 区 北幸一丁目3番23号
(株)東京天理教館横浜支店	西 区 北幸一丁目4番1号
三協ビル	西 区 北幸一丁目5番4号
東京建物横浜ビル	西 区 北幸一丁目5番10号
犬山西口ビル	西 区 北幸一丁目8番2号
三栄ビル	西 区 北幸一丁目8番6号
横浜STビル	西 区 北幸一丁目11番15号
大明ビル	西 区 北幸二丁目4番9号
福井第2ビル	西 区 北幸二丁目5番22号

HI 横浜ビル	西	区	北幸二丁目6番26号
ホテルコスモ横浜	西	区	北幸二丁目9番1号
銀洋ビル・新興ビル	西	区	北幸二丁目9番23号
横浜西口加藤ビル	西	区	北幸二丁目9番30号
むつみビル	西	区	北幸二丁目10番28号
寺内ビル	西	区	北幸二丁目10番42号
横浜平成ビル	西	区	北幸二丁目13番4号
岩田ビル(横浜ポースン)	西	区	高島二丁目10番24号
熊澤ビル	西	区	高島二丁目12番12号
横浜ジャスト3号館(崎陽軒本店)	西	区	高島二丁目13番12号
第二田浦ビル	西	区	高島二丁目14番14号
横浜新都市ビルスカイビル	西	区	高島二丁目19番12号
ザ・ダイヤモンド(横浜地下街)	西	区	南幸一丁目4番1号
ヨドバシカメラ相鉄横浜駅前ビル	西	区	南幸一丁目5番27号
太洋第3ビル・一幸ビル	西	区	南幸一丁目5番27号
白馬車ビル	西	区	南幸一丁目5番29号
太洋第2ビル・タキビル	西	区	南幸一丁目5番29号
大屋ビル	西	区	南幸一丁目5番30号
戸栗ビル	西	区	南幸一丁目5番30号
新相鉄ビル(相鉄ジョイナス) Bブロック・太洋ビル	西	区	南幸一丁目5番30号
高島屋横浜店 中央三井信託銀行横浜駅西口支店	西	区	南幸一丁目6番31号
西口中村ビル	西	区	南幸一丁目10番1号
宮本ビル	西	区	南幸一丁目10番3号
大信ビル	西	区	南幸一丁目10番8号
須賀ビル	西	区	南幸一丁目10番17号
丸藤ビル	西	区	南幸一丁目11番1号
横浜西口ビル	西	区	南幸一丁目12番4号
第2ニューヨコハマビル	西	区	南幸一丁目13番10号
ベルシティー	西	区	南幸一丁目13番13号
第1ニューヨコハマビル	西	区	南幸一丁目13番15号
横浜市営地下鉄 横浜駅	西	区	南幸一丁目9番地
ビックカメラ横浜西口店	西	区	南幸二丁目1番29号
アルテックスビル	西	区	南幸二丁目1番7号
アイシン貿易ビル	西	区	南幸二丁目4番11号
庄司横浜南幸ビル	西	区	南幸二丁目6番3号
ジャンバリキング(第3宮本ビル)	西	区	南幸二丁目7番4号
銀座屋ビル	西	区	南幸二丁目7番8号
ニッセイ第3ビル	西	区	南幸二丁目9番1号
横浜エム・エスビル	西	区	南幸二丁目11番1号
ニッセイ第5ビル	西	区	南幸二丁目12番5号
横浜エム・エスIIビル	西	区	南幸二丁目13番7号
(株)東急ハンズ横浜店	西	区	南幸二丁目13番
海東ビル	西	区	南幸二丁目14番3号
権田ビル	西	区	南幸二丁目14番5号
吉村ビル5	西	区	南幸二丁目14番8号
横浜西口明和ビル	西	区	南幸二丁目14番9号
第3浅川ビル(ヨコハマティノ)	西	区	南幸二丁目15番1号
日進ビル (ドン・キホーテ横浜西口店)	西	区	南幸二丁目15番5号

東伸ビル・東横ビル	西 区	南幸二丁目15番10号
権田総業ビル(ダイエー横浜西口店)	西 区	南幸二丁目16番1号
二幸ビル	西 区	南幸二丁目16番11号
オーチュー横浜ビル	西 区	南幸二丁目16番20号
金属ビル	西 区	南幸二丁目16番22号
相鉄南幸共同ビル	西 区	南幸二丁目17番1号
ダイアナプラザ保土ヶ谷	保土ヶ谷区	岩井町11番地
プレステージ天王町	保土ヶ谷区	岩間町1丁目7番地8
横浜市岩間市民プラザ	保土ヶ谷区	岩間町1丁目7番地15
クボタビル	保土ヶ谷区	帷子町1丁目30番地1
天王町ランドパレス	保土ヶ谷区	天王町1丁目5番地1
モンテファーレヨコハマ	保土ヶ谷区	天王町2丁目45番地55
第8増田ビル	保土ヶ谷区	天王町2丁目46番地18
クボタビル	保土ヶ谷区	仏向町194番地
関川ビル	保土ヶ谷区	仏向町196番地4

4 境川水系浸水想定区域

施設名称	所在地	
東横ビル上倉田	戸 塚 区	上倉田町478番地2
八恍ビル	戸 塚 区	上倉田町481番地1
柏桜ビル	戸 塚 区	上倉田町489番地1
第五吉本ビル	戸 塚 区	上倉田町498番地11
東日本旅客鉄道株式会社戸塚駅	戸 塚 区	戸塚町官無番地
ラビス戸塚2	戸 塚 区	戸塚町8番地
横浜市営地下鉄戸塚駅	戸 塚 区	戸塚町12番地1
戸塚西口共同ビル(トツカーナ)	戸 塚 区	戸塚町16番地1
戸塚共立第1病院	戸 塚 区	戸塚町116番地
サクラス戸塚ビル	戸 塚 区	戸塚町 4253 番地1
横浜市営地下鉄舞岡駅	戸 塚 区	舞岡町771番地
戸塚OCビル	戸 塚 区	吉田町 117 番地1

5 大岡川水系浸水想定区域

施設名称	所在地	
横浜市営地下鉄弘明寺駅	南 区	通町4丁目114番地

6 宮川水系浸水想定区域

施設名称	所在地	
K'sビル	金 沢 区	泥亀一丁目15番8号
いきいきセンター金沢	金 沢 区	泥亀一丁目21番5号
ニューシャルム金沢文庫	金 沢 区	泥亀二丁目1番11号
にじいろ保育園釜利谷	金 沢 区	釜利谷東二丁目15番8号
小林ビル	金 沢 区	谷津町367番地

第2章 要援護者施設

この章は、水防法第15条に基づき、本計画第2部第3章第1節3(3)ア「要援護者施設の範囲」で規定する要援護者施設の名称及び所在地について定めています。

第1節 要援護者施設の範囲

要援護者施設の範囲は、次のとおりとします。

要援護者施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園及び特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）
-----------	--

前記「要援護者施設の範囲」表中（※1）の、具体的な施設の種類は、概ね次のとおりとします。

高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育園、横浜保育室、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、盲・ろうあ児施設
障害児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設、身体障害者福祉センター（A型）、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、総合リハビリテーションセンター、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、地域療育センター、障害者グループホーム・ケアホーム
その他福祉施設	社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、寿福祉プラザ相談室、無料低額診療施設、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点

第2節 要援護者施設の名称及び所在地

1 鶴見川浸水想定区域

施設名称	所在地
広尾メディカルクリニック	鶴見区 市場下町5番20号
鶴見市場ケアプラザ	鶴見区 市場下町11番5号
わくわくの森保育園	鶴見区 市場東中町12番27号
横浜保育室ユニコーン・キッズクラブ	鶴見区 市場大和町4番8号 IPビル2F
みつばち保育園	鶴見区 潮田町三丁目137番5号
森山病院	鶴見区 潮田町三丁目145番4号
横浜市潮田保育園	鶴見区 潮田町四丁目148番1号
社会福祉法人横浜市福祉サービス協会新鶴見ホーム	鶴見区 江ヶ崎町2番42号
社会福祉法人白百合会 上末吉白百合保育園	鶴見区 上末吉三丁目5番2号
鶴見さくら幼稚舎	鶴見区 栄町通1丁目9番地6
東漸保育園	鶴見区 栄町通3丁目33番地16
鶴見平和幼稚園	鶴見区 栄町通4丁目46番地5
鶴見ルーナ保育園	鶴見区 尻手1丁目1番15号
佐々木病院	鶴見区 下末吉一丁目13番8号
末吉にこにこ保育園	鶴見区 下末吉一丁目13番20号
夢パンダ保育園	鶴見区 下末吉一丁目23番14号
地域作業所 ふれんど	鶴見区 下末吉一丁目28番15号 清水マンション1F
一步舎	鶴見区 下末吉二丁目9番2号
一步舎2号館	鶴見区 下末吉二丁目9番2号
末吉いづみ保育園	鶴見区 下末吉三丁目6番2号
障害者地域作業所 虹	鶴見区 鶴見中央一丁目8番2号
鶴見あけぼの保育園	鶴見区 鶴見中央一丁目18番10号
檜の木ハイツ	鶴見区 鶴見中央二丁目1番3号
れんげの家	鶴見区 鶴見中央二丁目8番35号
横浜市鶴見保育園	鶴見区 鶴見中央二丁目10番6号
横浜市芦穂崎保育園	鶴見区 鶴見中央二丁目13番29号
実遊中央保育園	鶴見区 鶴見中央二丁目16番17号
アートチャイルドケア鶴見	鶴見区 鶴見中央三丁目10番 あしほ総合クリニック2階
ふれんどーる鶴見	鶴見区 鶴見中央三丁目20番9号 鶴見大栄ビル1F
横浜市鶴見福祉授産所	鶴見区 鶴見中央三丁目23番8号
あけぼの共同保育園	鶴見区 鶴見中央三丁目26番18号
保育室トライアングル	鶴見区 鶴見中央四丁目28番7号 ヴィラリッツ鶴見中央2F
高齢者グループホーム オリーブの家	鶴見区 鶴見中央四丁目34番24号
カンガルー統合保育園	鶴見区 鶴見中央四丁目36番17号 セントラルメゾン2階
障害者地域作業所 ウィズ	鶴見区 鶴見中央四丁目41番1号
保育室わおわお鶴見園	鶴見区 鶴見中央四丁目43番4号
ラーニングチャイルド ワオワオ	鶴見区 鶴見中央四丁目43番6号 第6日野ビル202号
地域作業所 Peace	鶴見区 鶴見中央四丁目43番10号102
ハイツさるびあ	鶴見区 仲通2丁目68番地31
けやきハイツ	鶴見区 仲通3丁目76番3
潮田地域ケアプラザ	鶴見区 本町通り4丁目171番23
潮田幼稚園	鶴見区 向井町3丁目72番地2
自然館	鶴見区 元宮一丁目9番38
市場保育園	鶴見区 元宮一丁目17番33号
鶴見区障害者地域活動ホーム もとみや	鶴見区 元宮二丁目4番78号

矢向あけぼの共同保育所	鶴見区	矢向一丁目3番29号
わおわお保育園	鶴見区	矢向一丁目4番32号
うしおだ老健やすらぎ	鶴見区	矢向一丁目6番20号
汐田総合病院	鶴見区	矢向一丁目6番20号
希望	鶴見区	矢向一丁目14番18号
森の子	鶴見区	矢向一丁目20番72号
矢向地域ケアプラザ	鶴見区	矢向四丁目32番11号
保育所ちびっこランド大倉山園	港北区	大倉山一丁目16番7号
森の樹保育園	港北区	大倉山一丁目22番5号
大倉山レディースクリニック	港北区	大倉山三丁目4番31号
大倉山ベビーるーむ	港北区	大倉山三丁目4番31号 ヒルズ・カモ2F
いろえんぴつ大倉山	港北区	大倉山三丁目6番3号
聖保育園	港北区	大倉山三丁目41番17号
地域子育て支援拠点どろっぷ	港北区	大倉山三丁目57番3号
NPO 法人横浜子どもプラザ 大豆戸よいこ	港北区	大倉山四丁目14番10号
わーくす太尾	港北区	大倉山四丁目28番14号ウイステリア大倉山2階
太尾第二学童保育クラブ	港北区	大倉山五丁目39番24号西豊荘101号
NPO 法人横浜子どもプラザ 大曽根よいこ	港北区	大曽根二丁目30番16号ハニーアネックス5-102
おおつな保育園	港北区	大曽根二丁目33番8号
スマイル住まいる新横浜	港北区	北新横浜二丁目5番地23
レインボープリスクール	港北区	篠原西町14番25号 ウイステリア篠原2F
北新横浜内科クリニック	港北区	新横浜一丁目2番地3 4F
ペガサスベビー保育園	港北区	新横浜一丁目19番地18 パルク新横浜101
新横浜パークサイドホーム	港北区	新横浜一丁目22番地4
エジュケア保育園	港北区	新横浜二丁目3番地11 第2徳永ビル302
岩崎学園新横浜保育園	港北区	新横浜二丁目4番10号
プレイルームすくすく	港北区	新横浜二丁目8番地4 オルタナティブ生活館4F
ベネッセチャイルドケアセンター新横浜	港北区	新横浜二丁目11番地 プリンズスケートセンター2F
クレシュ新横浜	港北区	新横浜二丁目13番13号KM第一ビルディング1階
キンダーナーサリー新横浜園	港北区	新横浜三丁目12番4号エクステ新横浜1階
ペガサス新横浜保育園	港北区	新横浜三丁目24番地14
ペガサス夜間保育園	港北区	新横浜三丁目24番地14
北京浜ヤクルト販売(株)綱島保育室	港北区	新吉田町3238番地
森のエルマー保育園	港北区	新吉田東三丁目6番33号
新吉田学童保育所	港北区	新吉田東五丁目1番3号
平伸学園 小鳩保育園	港北区	新吉田東五丁目16番18号
家庭保育福祉員(佐藤悦子)	港北区	新吉田東五丁目16番18号
しんよしだ幼稚園	港北区	新吉田東五丁目51番28号
グループホーム あすなる	港北区	新吉田東六丁目15番1号
グループホーム あすなる 弐番館	港北区	新吉田東六丁目15番14号
しんよしだ保育園	港北区	新吉田東六丁目17番3号
グループホームウエルケア	港北区	新吉田東八丁目31番13号
高田地域ケアプラザ	港北区	高田西二丁目14番6号
港北根っこの会	港北区	高田西四丁目27番20号
ふれんず	港北区	高田東一丁目12番14号
コスモス工房	港北区	高田東一丁目22番1号
きたつな学童クラブ	港北区	高田東一丁目24番1号 メゾンドカワモト103
桂幼稚園	港北区	高田東一丁目24番18号
北京浜ヤクルト販売(株)高田東保育室	港北区	高田東一丁目31番10号 サンレッジ13-101

樽町白梅幼稚園	港 北 区 樽町一丁目18番12号
樽町地域ケアプラザ	港 北 区 樽町一丁目22番46号
ピア大綱	港 北 区 樽町二丁目7番4号
オクセン	港 北 区 樽町二丁目10番26号
なあな保育園	港 北 区 樽町三丁目6番38号
パレット保育園・綱島	港 北 区 綱島西一丁目2番8号
市川宝クリニック	港 北 区 綱島西一丁目11番18号
富士見幼稚園	港 北 区 綱島西一丁目12番19号
綱島幼稚園	港 北 区 綱島西一丁目13番15号
ピコピコハウス	港 北 区 綱島西二丁目1番7号 MAC 綱島コート2F
綱島学童保育所	港 北 区 綱島西二丁目7番6号 綱島商店街協同組合ビル
SUNSUN キッズあいらんど	港 北 区 綱島西二丁目13番1号 2F
保育室ウッズ	港 北 区 綱島西二丁目13番3号
尚花愛児園	港 北 区 綱島西二丁目15番8号
保育室プリプリンルーム	港 北 区 綱島西三丁目9番12号
四季菜館	港 北 区 綱島西三丁目20番22号
きたつな第2学童クラブ	港 北 区 綱島西四丁目10番3号宮田荘
北綱島養護学校	港 北 区 綱島西五丁目14番54号
日吉南学童保育所	港 北 区 綱島西五丁目22番25号
長福寺幼稚園	港 北 区 綱島西六丁目8番29号
港北壱番館	港 北 区 綱島西六丁目21番6号
はなまる保育室	港 北 区 綱島東一丁目3番4号
はなまる保育園	港 北 区 綱島東一丁目 13 番2号第3MKマンション1階
保育ルーム Luce	港 北 区 綱島東三丁目5番2号
ゆめみらい保育園	港 北 区 綱島東四丁目1番5号
トオカツフーズ(株)横浜保育園	港 北 区 綱島東五丁目7番37号
新横浜母と子の病院	港 北 区 鳥山町650番地1
なかよしきつず	港 北 区 鳥山町691番1号
城郷学童クラブ	港 北 区 鳥山町 691 番1号ミヤマビル2階
城郷幼稚園	港 北 区 鳥山町730番地
グループホーム わかたけ小机	港 北 区 鳥山町1031番地
SCCライフケア @しんよこはま	港 北 区 鳥山町1047番地1
障害者地域作業所かしの木ホーム	港 北 区 新羽町833番地
おおつな森の保育園	港 北 区 新羽町1020番地1
オハナ新羽保育園	港 北 区 新羽町1685番地2
Find Work 新羽	港 北 区 新羽町1738番地3
ニューバード	港 北 区 新羽町2530番
慶友病院	港 北 区 日吉五丁目5番17号
日吉こども園	港 北 区 日吉五丁目11番24号
北京浜ヤクルト販売(株)新小倉保育室	港 北 区 日吉五丁目23番46号 リバーサイド日吉
くっくおさんぽ保育園	港 北 区 日吉六丁目1番7号
コアラ保育園	港 北 区 日吉七丁目3番17号
日吉東開善保育園	港 北 区 日吉七丁目20番44号
日吉本町地域ケアプラザ	港 北 区 日吉本町四丁目10番 A
横浜りとるぱんぷきんず	港 北 区 日吉本町四丁目10番49号
南日吉保育園	港 北 区 日吉本町四丁目10番52号
エンゼル幼稚園	港 北 区 日吉本町四丁目17番15号
太尾保育園	港 北 区 太尾町879番地1
くっくおさんぽ保育園大倉山	港 北 区 太尾町1123番地3
保育室わおわお大倉山園	港 北 区 太尾町1418番地 ダイアパレス大倉山貳番館

港北こども園	港 北 区	大豆戸町365番地1	石井ビル3F
しんよこはま地域活動ホーム	港 北 区	大豆戸町518番地6	
新横浜さわやか苑	港 北 区	大豆戸町572番地5	
ワゲン新横浜	港 北 区	大豆戸町724番地4	
ハイム陽気	港 北 区	大豆戸町870番2号	
太尾学童保育クラブ	港 北 区	大豆戸町924番地7	
港北福祉授産所	港 北 区	箕輪町二丁目4番41号	
みどりの家	緑 区	青砥町220番地1	
青砥保育園	緑 区	青砥町635番地22	
八朔乳児保育園	緑 区	北八朔町1502番地37	
小山保育園	緑 区	小山町292番地	
グループホーム友宝	緑 区	小山町292番地10	
田口メディカルクリニック産婦人科	緑 区	台村町184番地	
十日市場のぞみ保育園	緑 区	十日市場町872番地18	
近藤産婦人科	緑 区	中山町303番1号	
愛・青葉事業所(中山厨房)	緑 区	中山町305番地14	
緑工房	緑 区	中山町321番地1	
中山みどり園	緑 区	中山町395番地2	
中山福祉機器支援センター	緑 区	中山町413番地4	
中山地域ケアプラザ	緑 区	中山町413番地4	
新治養護学校	緑 区	新治町768番地	
高齢者グループホーム 結の家	緑 区	新治町1476番4号	
プラチナ・ヴィラ市ケ尾	青 葉 区	市ケ尾町1848番地1	
プラチナ・ヴィラ市ケ尾Ⅱ	青 葉 区	市ケ尾町1849番地1	
荻田地域ケアプラザ	青 葉 区	荻田町494-7	
NPO法人 えだ福祉ホーム	青 葉 区	荻田町494-7	
中里学園	青 葉 区	みたけ台26番地18	
北京浜ヤクルト販売(株)鴨居保育室	都 筑 区	池辺町4571番地1	パストラル101
第2かたるべ社	都 筑 区	池辺町5482番地3	澤田ビル1F
グループホーム ブルーベリー	都 筑 区	大熊町146番地1号	
グループホーム ラルゴ	都 筑 区	大熊町146番地1号	
地域活動支援センター アイテック	都 筑 区	大熊町187番地1	コヤマビルB棟2F
都筑ハートフルステーション	都 筑 区	大榎町74番地9	
高齢者グループホーム横浜はつらつ	都 筑 区	大榎町74番地10	
すくすく保育園	都 筑 区	大榎町74番地12	
SCCライフケア@つづき	都 筑 区	大榎町145番地	
グループホーム ポマト	都 筑 区	大榎町148	
ハートフルガーデン川和	都 筑 区	川和町660番地	
川和保育園	都 筑 区	川和町665番地	
わらべや日洋(株)たけの子保育室	都 筑 区	川和町741番地	
都筑ポピー保育園	都 筑 区	佐江戸町305ヴィラ・アンジュ207	
都筑の里	都 筑 区	茅ヶ崎東五丁目13番1号	
やまた保育園	都 筑 区	東山田町349番地2	
ニチイのほほえみ横浜南山田	都 筑 区	南山田町3969番地	
グループホーム ピーす	都 筑 区	南山田町3983番地2	
グループホーム ふあいと南山田	都 筑 区	南山田町4241番地	

2 多摩川水系浸水想定区域

施設名称	所在地
広尾メディカルクリニック	鶴見区 市場下町5番20号
鶴見市場ケアプラザ	鶴見区 市場下町11番5号
わくわくの森保育園	鶴見区 市場東中町12番27号
横浜保育室ユニコーン・キッズクラブ	鶴見区 市場大和町4番8号 IPビル2F
みつばち保育園	鶴見区 潮田町三丁目137番5号
森山病院	鶴見区 潮田町三丁目145番4号
横浜市潮田保育園	鶴見区 潮田町四丁目148番1号
鶴見ルーナ保育園	鶴見区 尻手1丁目1番15号
社会福祉法人横浜市福祉サービス協会新鶴見ホーム	鶴見区 江ヶ崎町2番42号
鶴見さくら幼稚舎	鶴見区 栄町通1丁目9番地6
東漸保育園	鶴見区 栄町通3丁目33番地16
鶴見平和幼稚園	鶴見区 栄町通4丁目46番地5
ハイツさるびあ	鶴見区 仲通2丁目68番地31
けやきハイツ	鶴見区 仲通3丁目76番3号
潮田地域ケアプラザ	鶴見区 本町通り4丁目171番23号
潮田幼稚園	鶴見区 向井町3丁目72番地2
自然館	鶴見区 元宮一丁目9番38号
市場保育園	鶴見区 元宮一丁目17番33号
矢向あけぼの共同保育所	鶴見区 矢向一丁目3番29号
わおわお保育園	鶴見区 矢向一丁目4番32号
うしおだ老健やすらぎ	鶴見区 矢向一丁目6番20号
汐田総合病院	鶴見区 矢向一丁目6番20号
希望	鶴見区 矢向一丁目14番18号
森の子	鶴見区 矢向一丁目20番72号
矢向地域ケアプラザ	鶴見区 矢向四丁目32番11号

3 帷子川水系浸水想定区域

施設名称	所在地
パソコン工房 DELTA	西区 岡野一丁目2番10号 ムラセビル1F
スカイホーム横浜	西区 岡野二丁目8番3号
ベビースター	西区 岡野二丁目8番3号 西野ビル2F
ひよこの保育室	西区 岡野二丁目13番2号
パークサイド岡野ホーム	西区 岡野二丁目15番6号
岡野福祉会館	西区 岡野二丁目15番6号
横浜ウイメンズクリニック	西区 北幸二丁目4番10号 大明ビル2F
ベストライフ横浜	西区 浅間町3丁目174番地9
西福祉授産所	西区 浅間町5丁目375番地1
横浜市身体障害者更生授産所	西区 浅間町5丁目375番地1
医療法人社団善仁会 横浜第一病院	西区 高島二丁目5番15号
桃の木保育園	西区 中央二丁目52番8号
横浜西口保育園	西区 西平沼町4番1号 W103号ヨコハマタワーリングスクエア1階
横浜技術センター	西区 西平沼町2番16号
どリーむ横浜二番館	西区 平沼一丁目1番11号 瀬尾ビル1F
無限夢工房	西区 平沼一丁目1番12号 ダイヤパレス高島町1F
田淵レディースクリニック	西区 西区平沼一丁目2番20 甘糟ビル2F-E
こどもの森ほいく舎	西区 平沼一丁目40番17号 モンテベルデ横浜2階
南幸保育園	西区 南幸二丁目6番2号

キッズファクトリー横浜保育園	西 区	南幸二丁目11番7号 藤澤ビル3階
横浜岡野保育園	西 区	南幸二丁目21番5号 柳川ビル1F
横浜市南浅間保育園	西 区	南浅間町23番地3
特定非営利活動法人ダイアナ保育クラブ	保土ヶ谷区	岩井町21番地3 HRCビル3F
借恵第1, 第2いわまワークス	保土ヶ谷区	岩間町1丁目7番地15
障害者地域作業所はなご(旧ワーク・アミー)	保土ヶ谷区	川辺町2番地2 パイロットハウス星川B-105号
保土ヶ谷区生活支援センター	保土ヶ谷区	川辺町5番地11
横浜市星川地域ケアプラザ	保土ヶ谷区	川辺町5番地11
保土ヶ谷区福祉保健活動拠点	保土ヶ谷区	川辺町5番地11
地域子育て支援拠点 こっころ	保土ヶ谷区	川辺町5番地11
帷子学童クラブ	保土ヶ谷区	川辺町65番地
ほどがや地域活動ホーム ゆめ	保土ヶ谷区	神戸町140番地2
合歓の木保育園	保土ヶ谷区	神戸町140番地6
障害者グループホーム あざみ	保土ヶ谷区	神戸町183番地5
ワークショップ夢21 上星川	保土ヶ谷区	坂本町128番地31 ニュースタービル1F
ワークショップ夢21 上星川II	保土ヶ谷区	坂本町128番地6 FDKビル102
保土ヶ谷保育園	保土ヶ谷区	天王町1丁目3番地3
ちびっこランド天王町園	保土ヶ谷区	天王町1丁目16番地4 佐藤ビル1F
ほどがや希望の家	保土ヶ谷区	天王町1-21
障害者地域作業所 ブルーポケット	保土ヶ谷区	天王町1丁目23番地16 カーサ小山1F
横浜ヤクルト販売(株)天王町センター託児室	保土ヶ谷区	天王町2丁目42番地15
天王町保育園	保土ヶ谷区	天王町2丁目42番地29
障害者グループホーム ハイツなるみ	保土ヶ谷区	天王町2丁目46番地20
スカイハイツ幼稚園	保土ヶ谷区	天王町2丁目50番地1
おおきくなーれプチベベ保育室	保土ヶ谷区	西久保15 グランデインヤ1F
上星川桜湯園	保土ヶ谷区	東川島町3番地6
高齢者グループホーム かわしまの園	保土ヶ谷区	東川島町14番地2
カルガモの会	保土ヶ谷区	星川一丁目12番6号 メゾン・ベジタブル 1F
星川ルーナ保育園	保土ヶ谷区	星川二丁目304番1号
ダイアナ保育園	保土ヶ谷区	保土ヶ谷町1丁目19番地1
地域作業所ダンボ	保土ヶ谷区	和田一丁目10番18号
医療法人社団産和会 磯産婦人科医院	保土ヶ谷区	和田一丁目19番3号
ときわ学童クラブ	保土ヶ谷区	和田二丁目5番9号 宮野ビル4F
障害者地域作業所 第二ダンボ	保土ヶ谷区	和田二丁目5番9号 宮野ビル3F
横浜市立今宿保育園	旭 区	今宿南町2000番地4
横浜市川井地域ケアプラザ	旭 区	川井本町57番地8

4 境川水系浸水想定区域

施設名称	所在地
秋葉幼稚園	戸 塚 区 秋葉町342番地
秋葉保育園	戸 塚 区 秋葉町520番地88
横浜市上倉田地域ケアプラザ	戸 塚 区 上倉田町259番地11
マナーハウス南横浜Ⅰ・Ⅱ	戸 塚 区 上倉田町413番地
とつかわかば	戸 塚 区 上倉田町449番地 県税事務所ビル3階
YMCA とつか乳児保育園	戸 塚 区 上倉田町769番地24
ベネッセホームくらは戸塚	戸 塚 区 上倉田町865番地1
YMCA とつか保育園	戸 塚 区 上倉田町865番地71
東台幼稚園	戸 塚 区 上矢部町519番地
くすのき保育園	戸 塚 区 上矢部町619番地10
くすのき第二保育園	戸 塚 区 上矢部町1690番地1

もえぎケアセンター戸塚	戸塚区	下倉田町18番地2
戸塚共立第1病院	戸塚区	戸塚町116番地
たんぽぽ保育園	戸塚区	戸塚町145番地6 奈良ビル2階
戸塚愛児園	戸塚区	戸塚町167番地
戸塚産科婦人科クリニック	戸塚区	戸塚町167番地3 セントラルビル2F
横浜市戸塚区福祉保健活動拠点	戸塚区	戸塚町167番地25
戸塚みどり保育園	戸塚区	戸塚町3923番地3
MT ベビーホーム	戸塚区	戸塚町3960番地
戸塚幼稚園	戸塚区	戸塚町3967番地
戸塚MTクリニック	戸塚区	戸塚町3970番地
ひまわり幼稚園	戸塚区	戸塚町5118番地
和みの園	戸塚区	東俣野町1705番地
小川クリニック	戸塚区	舞岡町29番地
伊東医院	戸塚区	矢部町14番地
こっころ TOTUKA	戸塚区	矢部町26番地 エムアイマンション1階
Begin	戸塚区	吉田町5番地
とつかルーテル保育園	戸塚区	吉田町100番地
大船ルーテル保育園分園	栄区	飯島町48番地1
飯島保育園	栄区	飯島町527番地
家庭保育福祉員(田中和美)	栄区	飯島町1510番地3
読売新聞大船北部 託児室	栄区	笠間一丁目6番18号
リエゾン笠間	栄区	笠間三丁目10番1号
ソイル栄	栄区	笠間三丁目10番7号
かさまの杜保育園	栄区	笠間三丁目11番8号
グループホーム湘南かさま	栄区	笠間三丁目20番27号
ももちゃんナーサリー大船ルーム	栄区	笠間三丁目45番 1-1号ガーデンアソシエ「クラブスクエア」内
大船ルーテル保育園	栄区	小菅ヶ谷二丁目26番3号
障害者地域活動ホーム いずみ会館	泉区	和泉町519番地5
グループホーム泉の郷	泉区	上飯田町1221番地
横浜市上飯田地域ケアプラザ	泉区	上飯田町1338番地1
いちょう保育園	泉区	上飯田町3220番地8
クレール横浜いずみ	泉区	上飯田町4724番地3
横浜市なしの木学園	泉区	下飯田町330
障害者支援施設よこはまりバーサイド泉	泉区	下飯田町355
みんなの家 横浜上瀬谷	瀬谷区	上瀬谷56番地4
横浜市下瀬谷保育園	瀬谷区	北新15番地4
にいみ*る一む	瀬谷区	北新17番地7
愛の家グループホーム横浜瀬谷	瀬谷区	下瀬谷3丁目41番地1
六丁目のつどい	瀬谷区	瀬谷6丁目16番地11
神奈川県立瀬谷養護学校	瀬谷区	竹村町28番地1
グループホームサロン・ド・せや	瀬谷区	中屋敷一丁目37番地8
友愛	瀬谷区	橋戸三丁目54番地9
わくわくの里	瀬谷区	橋戸三丁目69番地2
しらゆり幼稚園	瀬谷区	橋戸三丁目69番地7
泉の郷本郷	瀬谷区	本郷一丁目55番地1
いっしん館瀬谷	瀬谷区	本郷三丁目49番地1
ニチイのほほえみ横浜瀬谷	瀬谷区	本郷三丁目63番地5

5 大岡川水系浸水想定区域

施設名称	所在地		
デイサービスセンターりずむ	南	区	井土ヶ谷下町3番地2 荒井ビル1階
横浜市井土ヶ谷保育園	南	区	井土ヶ谷下町13番地17
医療法人社団仁徳会五常デイサービスセンター	南	区	井土ヶ谷下町28番地5 第6住吉ビル1階
ゆうあい南(グループホーム)	南	区	大岡二丁目2番13号
うらら舎(グループホーム)	南	区	大岡二丁目16番18号
グループホームぱれっと	南	区	弘明寺町120番地6
プチ・ナーサリー蒔田	南	区	宿町1丁目22番地 ポンドワール蒔田1階
高齢者デイサービス・花の里	南	区	宿町2丁目44番地
横浜ダルクケアセンター	南	区	宿町2丁目44番5号
ソーシャルクラブハウスときわ	南	区	宿町2丁目50番地 新森ビル2階
サザン・ワーク	南	区	宿町3丁目63番1号 第三日経ビル1階
ラフォーレみなみ(グループホーム)	南	区	中島町2丁目47番3号 ラフォーレ中島町
ラフォーレさくら	南	区	中島町2丁目47番3号 ラフォーレ中島町
ピップトウキョウ(株) 'いい健康' プラザ蒔田公園店	南	区	宮元町1丁目21番5号
日下地域ケアプラザ	港	南区	笹下三丁目11番1号

6 宮川水系浸水想定区域

施設名称	所在地		
にじいろ保育園サクセス金沢文庫	金	沢区	釜利谷東2丁目18番地22 ベルレ金沢文庫
介護付有料老人ホーム 花物語 金沢の家	金	沢区	釜利谷東2丁目18番地33 田嶋ビル
社会福祉法人すみなす会 航 分場 和海	金	沢区	釜利谷東2丁目19番地 44 高野コーポ1F
医療法人社団愛友会金沢文庫病院 保育室	金	沢区	釜利谷東6丁目1番地 19
金沢区福祉保健活動拠点	金	沢区	泥亀1丁目 21 番地5 いきいきセンター金沢内
横浜市泥亀地域ケアプラザ	金	沢区	泥亀1丁目 21 番地5 いきいきセンター金沢内
金沢区生活支援センター	金	沢区	泥亀2-1-7 鈴木ビル2F
社会福祉法人 しのめ会 しのめ保育園	金	沢区	寺前1-8-28

7 侍従川水系浸水想定区域

施設名称	所在地		
六浦子供ホーム	金	沢区	六浦4丁目5番地 16 六浦連合町内会館内